# 関東地方整備局における
# 総合評価落札方式の適用ガイドライン

（令和７年度版）

令和７年８月

国 土 交 通 省

関東地方整備局

# 目　　次


**1. 関東地方整備局における入札・契約制度、総合評価落札方式 ..... 1-2**
1-1　新・担い手３法における公共工事の発注者の責務 ..... 1-2
1-2　不正が発生しにくい制度 ..... 1-3
1-3　入札・契約の運用方針 ..... 1-4
1-4　地域要件の設定 ..... 1-5
1-5　競争参加資格要件の審査 ..... 1-8
1-5-1　企業の技術力 ..... 1-8
1-5-2　配置予定技術者の技術力 ..... 1-9
1-5-3　配置予定技術者の審査対象期間の緩和 ..... 1-12
1-5-4　施工計画の審査 ..... 1-14
1-6　関東地方整備局の総合評価落札方式の変遷 ..... 1-15
1-7　令和７年度の実施方針 ..... 1-21
1-8　総合評価落札方式のタイプ分類 ..... 1-21
1-9　関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン ... 1-22

**2. 総合評価落札方式の実施手順 ..... 2-1**
2-1　総合評価落札方式のタイプ選定 ..... 2-1
2-1-1　総合評価落札方式のタイプの概要 ..... 2-1
2-1-2　総合評価落札方式適用の概要 ..... 2-5
2-1-3　総合評価落札方式のタイプ選定の詳細 ..... 2-6
2-2　手続フロー ..... 2-8
2-2-1　標準的な手続フロー ..... 2-8
2-3　入札説明書への記載 ..... 2-9
2-3-1　記載事項 ..... 2-9
2-3-2　技術提案 ..... 2-10
2-4　総合評価項目の審査・評価 ..... 2-12
2-4-1　評価項目及び配点の基本的な考え方 ..... 2-12
2-4-2　施工計画・技術提案 ..... 2-17
2-4-3　企業の技術力 ..... 2-27
2-4-4　配置予定技術者の技術力 ..... 2-56
2-4-5　賃上げの実施に関する評価 ..... 2-72
2-4-6　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度 ..... 2-73
2-5　評価点配分と評価項目、評価基準及び評価点の設定 ..... 2-75
2-6　技術提案評価型Ａ型における入札・契約手続及び留意事項 ..... 2-76
2-6-1　技術提案評価型Ａ型の適用検討 ..... 2-76

2-6-2　手続きフロー……2-77
2-6-3　評価項目、評価基準及び評価方法……2-78
2-6-4　入札説明書の記載事項……2-82
2-6-5　技術提案の改善（技術対話）……2-87
2-6-6　予定価格の作成……2-91
2-6-7　評価結果の公表……2-96
2-7　配置予定技術者へのヒアリング……2-98

**3.　多様な入札・契約、総合評価の主な取り組み……3-1**
3-1　取り組み一覧……3-1
3-2　入札契約手続きにおける取り組み……3-2
3-3　総合評価落札方式における取り組み……3-14

**4.　総合評価の方法（落札者の決定）……4-1**
4-1　評価値の算出方法……4-1
4-2　技術評価点の算出方法……4-2

**5.　施工体制確認型総合評価落札方式の試行……5-1**
5-1　施工体制確認……5-1
5-2　施工体制確認後の加算点……5-5
5-3　落札者の決定……5-6
5-4　施工体制確認及び低入札価格調査の一般的な流れ……5-7

**6.　総合評価落札方式の結果の公表……6-1**
6-1　評価結果の公表……6-1
6-2　技術提案等の採否に関する詳細な通知……6-3
6-3　中立かつ公正な審査・評価の確保……6-7
6-4　入札及び契約過程に関する苦情処理……6-8

**7.　総合評価落札方式の評価内容の担保……7-1**
7-1　技術提案履行の確保……7-1
7-2　評価項目に関するペナルティー……7-2
7-2-1　ペナルティー採否について……7-2
7-2-2　技術提案に関するペナルティー……7-2
7-2-3　企業の技術力に関するペナルティー……7-4
7-2-4　配置予定技術者の技術力に関するペナルティー……7-4

**8.　技術提案の実施確認……8-1**

**9.　評価点配分と評価項目、評価基準及び評価点の設定……9-1**

巻末資料

巻末資料－１　発注スケジュール

巻末資料－２　参考資料

## はじめに

国、地方公共団体等は、社会資本を整備・維持する者として、公正さを確保しつつ良質なモノを適正な価格でタイムリーに調達し提供する責任を有している。公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

公共工事に関しては、厳しい財政状況の下、公共投資が減少する中で、その受注をめぐる競争が激化し著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となり、価格と品質（技術力等）が総合的に優れた内容の契約がなされることを基本理念とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。)」が平成１７年４月１日に施行された。更に、平成２６年６月には、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的に品確法の一部が改正され、同法第２２条に規定されている「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針)」が平成２７年４月１日より運用開始された。同法については、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革の促進、建設業の生産性の向上、調査、設計の品質確保等を目的に、令和元年６月には、同法の一部が改定され、それに伴い法改正の理念を現場で実現するため、令和２年１月に運用指針が改正された。また令和６年に同法は第３次改正が行われ、「担い手確保」「地域建設業の維持」「生産性向上」課題を解決していくために公共工事等の発注体制の強化が必要であるとされた。

関東地方整備局では、平成１７年度より品確法に基づく総合評価落札方式による工事発注を順次拡大してきたところであり、現在ではほぼ全ての工事に適用している。その間、総合評価落札方式の運用にあたっては、社会情勢や総合評価落札方式の課題等に対応し、必要な見直しを実施してきた。

「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」（以下、「本適用ガイドライン」という。）は、関東地方整備局における総合評価落札方式適用工事を対象として、その工事発注事務の手順と評価項目や技術提案様式等についての基本事項を定め、総合評価落札方式の適切な運用を図ることを目的として平成１７年１１月に初版を作成し、その後、毎年度所要の改定を加えて提示している。

本適用ガイドラインは関東地方整備局における総合評価の実務担当者向けに作成しているが、その業務遂行の一助となり、適正な手続きのもとで良質な公共工事が調達されることを期待する。また、本適用ガイドラインが地方自治体等、多くの公共工事発注機関の総合評価落札方式の導入拡大、並びに入札参加者のより的確な技術提案の参考となることをあわせて期待する。

## 1. 関東地方整備局における入札・契約制度、総合評価落札方式

### 1-1　新・担い手３法における公共工事の発注者の責務

令和元年６月に品確法、建設業法、及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」）の、いわゆる担い手３法が改正され、品確法において、施工時期の平準化を図ることが公共工事の発注者の責務として規定されるとともに、入契法において、施工時期の平準化を図るための措置を講ずることが公共工事の発注者の努力義務とされた。また、令和元年 10 月には、入契法適正化指針・品確法基本方針の一部変更が閣議決定され、施工時期の平準化を図るための具体的な取組が公共発注者の取り組むべき事項として位置づけられた。さらに、令和２年１月には、品確法運用指針が改正され、各公共発注者において施工時期の平準化の取組が強化されることとなった。このような理念を実現するため、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（平成 27 年 12 月 25 日大臣官房長通知）に記される以下の事項に留意の上、事業の計画的な事業執行に努める。

１．　計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期や履行期限が過度に集中することを避けるため、早期発注や国庫債務負担行為制度の適切な活用により、計画的な発注に努める。

２．　適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意のうえ、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定する。

(1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこととする。

(2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこととする。

(3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこととする。

３．余裕期間制度の積極的な活用

余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう、発注量や地域特性等に応じて適切に活用する。

４．工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

(1) 複数年度にわたる工期又は業務の履行期間を設定する必要がある場合は、国庫債務負担行為制度を適切に活用する。

(2) 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、翌債（繰越）制度を適切に活用する。

## 1-2　不正が発生しにくい制度

高知県内における当省発注の土木工事に関して、平成２４年１０月、公正取引委員会から入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）に基づく改善措置要求を受けたことを踏まえ、国土交通省では当面の再発防止対策をとりまとめ、入札契約手続きに関しては、（１）技術提案書における業者名のマスキングの徹底、（２）予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しの検討を行った。平成２５年度の試行工事の結果を踏まえ、「一般競争入札方式（同時提出型）の実施について」（平成 26 年 5 月 23 日付け総務部契約管理官・企画部技術開発調整官事務連絡）に基づき、予定価格が７千万円以上３．４億円未満の施工能力評価型を適用する一般土木工事において、「一般競争入札方式（同時提出型）」を実施している（対象金額は令和７年度より見直し）。

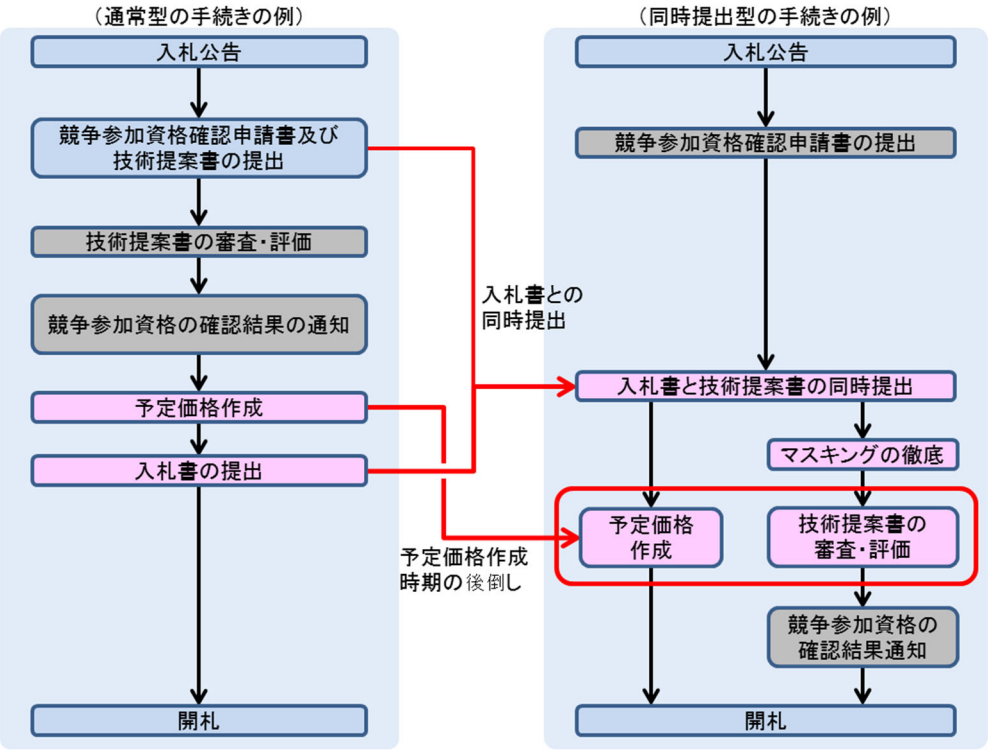


図 1-1　一般競争入札方式（同時提出型）の手続きフロー

## 1-3　入札・契約の運用方針

### (1)　一般競争入札方式（政府調達協定対象）

１件につき予定価格が、８．１億円以上の工事

### (2)　一般競争入札方式

原則、(1)を除く全ての工事。ただし、必要に応じ、下記(3)以降の適用を妨げない。

### (3)　工事希望型競争入札方式

工事規模が概ね２億円未満の工事のうち「一般競争入札方式の拡大」の対象工事を除き、地形地質条件、施工条件等の施工上の技術的特性を勘案して地方整備局長等が必要と認める工事。

※　適用にあたっては、企画部技術調査課と調整すること。

### (4)-1 指名競争入札方式

原則、適用しないが、地域の実情や工事の特性を踏まえ、指名競争入札方式の実施により早期着手や事務の効率化等の観点から大きな効果が見込まれる工事については、実施しても差し支えない。

※　適用にあたっては、企画部技術調査課と調整すること。

### (4)-2 フレームワークモデル工事（試行）

技術者の確保や労働力、資機材の調達が困難である等の工事内容や地域特性を踏まえ、競争参加者が少数と見込まれるとともに、技術難易度が比較的低い工事において、工事内容が類似した複数の工事（フレーム）について試行できる。施工体制確保のため、過去の実績により不調不落の発生が懸念される工事への適用にあたっては、事前に企画部技術調査課と調整すること。

### (4)-3 公募型指名競争入札方式（試行）

技術者の確保や労働力、資機材の調達が困難である等の工事内容や地域特性を踏まえ、競争参加者が少数と見込まれるとともに、技術難易度が比較的低い工事について試行できる。施工体制確保のため、過去の実績により不調不落の発生が懸念される工事への適用にあたっては、事前に企画部技術調査課と調整すること。

### (5)　技術提案・交渉方式

発注者が、当該工事の性格等により、最適な仕様を設定できない工事や仕様の前提となる条件の確定が困難な工事において適用することができる。

※　適用にあたっては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」（国土交通省、令和７年２月）によるものとし、企画部技

術調査課と調整すること。

## 1-4　地域要件の設定

### (1)　一般土木工事及び建築工事

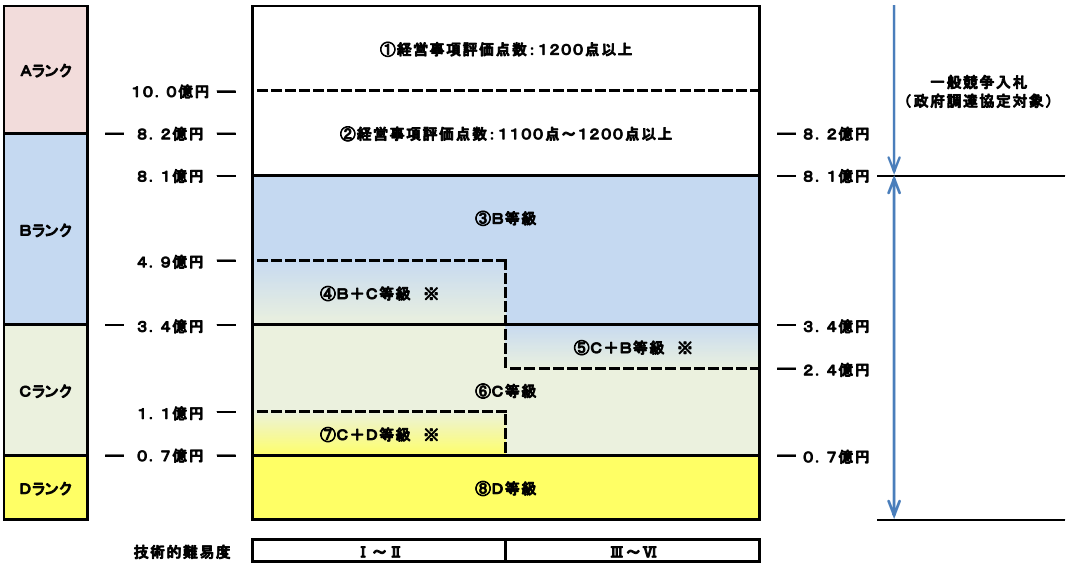


［地域要件（本店等の所在地）］

①、②　：　ＷＴＯ対象のため地域要件は付さない

③　：　関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)･支店･営業所

④　：　Ｂ等級業者は、関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)･支店･営業所
Ｃ等級業者は、施工都県内（又は施工箇所等から○○km 以内）に建設業法に基づく本店(本社)

⑤　：　Ｃ等級業者は、施工都県内（又は施工箇所等から○○km 以内）に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
Ｂ等級業者は、施工都県内（又は施工箇所等から○○km 以内）に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

⑥　：　施工都県内（又は施工箇所等から○○km 以内）に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

⑦　：　Ｃ、Ｄ等級業者ともに、施工都県内（又は施工箇所等から○○km 以内）に建設業法に基づく本店(本社)

⑧　：　施工都県内（又は施工箇所等から○○km 以内）に建設業法に基づく本店(本社)

※Ｂ等級もしくはＣ等級の発注にあたり、当該工事の予定価格および技術的難易度に応じ、直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる（工事請負業者選定事務処理要領第 16 二、三)。

－Ｂ等級工事：４．９億円未満で技術的難易度Ⅰ～Ⅱの場合、Ｃ等級に属する有資格業者もあわせて指名可能

－Ｃ等級工事：２．４億円以上で技術的難易度Ⅲ～Ⅳの場合、Ｂ等級に属する有資格業者もあわせて指名可能
１．１億円未満で技術的難易度Ⅰ～Ⅱの場合、Ｄ等級に属する有資格業者もあわせて指名可能

## (2)　電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事

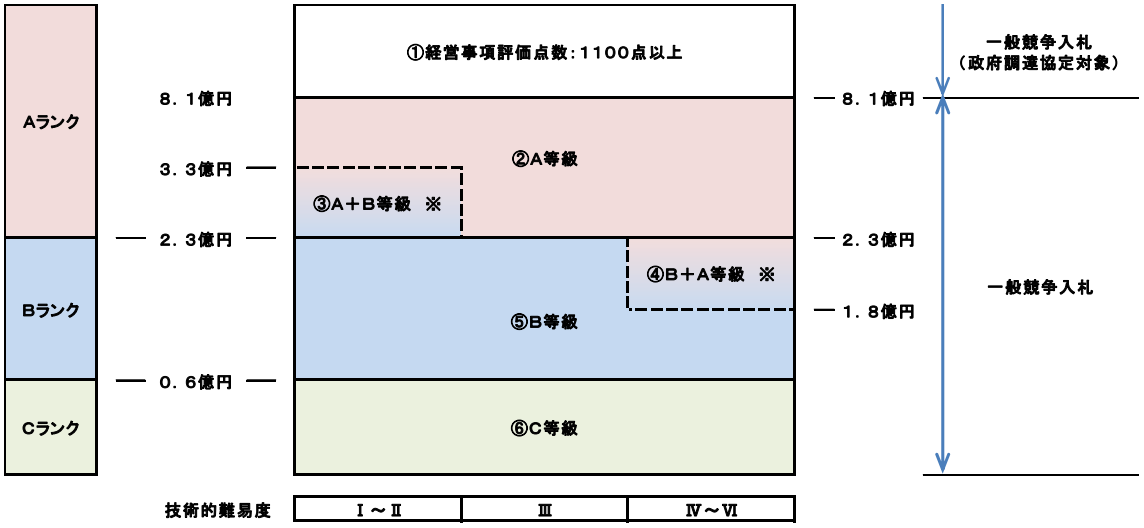


［地域要件（本店等の所在地）］

①　　：　ＷＴＯ対象のため地域要件は付さない

②、③　　：　関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)･支店･営業所

④～⑥　　：　施工都県内（又は施工箇所等から○○km 以内）に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

※Ａ等級もしくはＢ等級の発注にあたり、当該工事の予定価格および技術的難易度に応じ、直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる（工事請負業者選定事務処理要領第 16 二、三)。

－Ａ等級工事：３．３億円未満で技術的難易度Ⅰ～Ⅱの場合、Ｂ等級に属する有資格業者もあわせて指名可能

－Ｂ等級工事：１．８億円以上で技術的難易度Ⅳ～Ⅴの場合、Ａ等級に属する有資格業者も合わせて指名可能

## (3)　アスファルト舗装工事

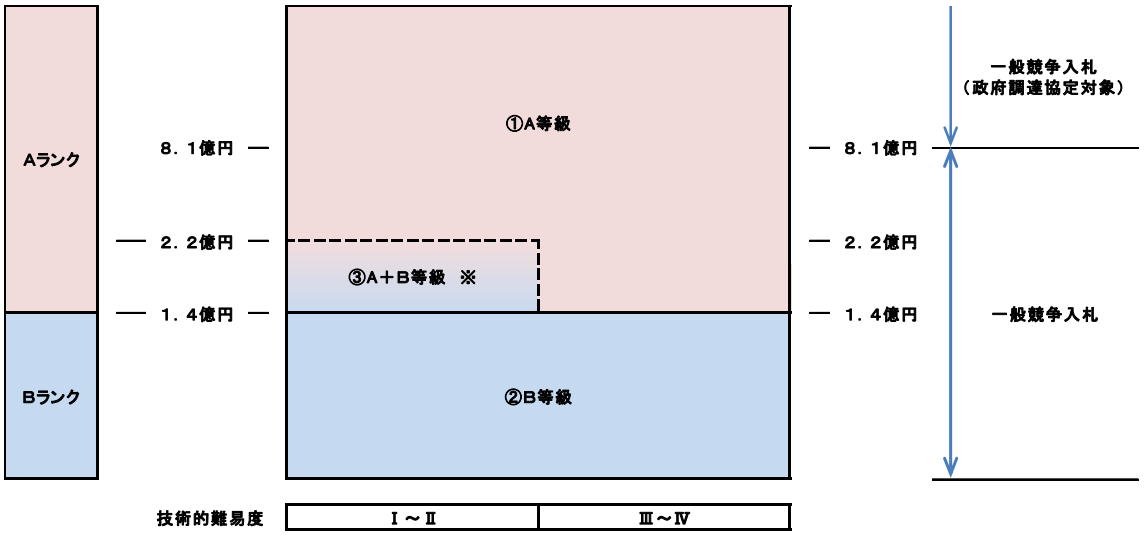

［地域要件（本店等の所在地）］

①　：　関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)･支店･営業所
ＷＴＯ対象は地域要件は付さない

②　：　施工都県内（又は施工箇所等から○○km 以内）に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

③　：　Ａ等級業者は、関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)･支店･営業所

③　：　Ｂ等級業者は、施工都県内（又は施工箇所等から○○km 以内）に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

※直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる（工事請負業者選定事務処理要領第 16 二、三)。

－Ａ等級工事：２．２億円未満で技術的難易度Ⅰ～Ⅱの場合、Ｂ等級に属する有資格業者もあわせて指名可能

### (4)　地域要件設定時の留意事項

競争性が十分に確保（対象業者数が概ね２０者以上）されない場合もしくは、競争性は十分に確保されていても現場条件や過去の実績等から競争参加者が少数と見込まれる場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は、技術調査課と調整を行うものとする。

・対象等級：直近、上下位を対象とすることも可能

・対象範囲：施工都県、周辺都県等又は関東地方整備局管内を対象とすることも可能

・本店縛り：本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

技術的難易度については、「請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 93 号）における「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」、「「請負工事成績評定要領の運用について」における電気通信設備工事に係る別記様式等の追加について」（平成 13 年 6 月 29 日付け国官技第 98 号)、「「請負工事成績評定の運用について」における機械設備工事の係る別記様式等の追加について」（平成 13 年 6 月 29 日付け国官技第 98 号の 2）又は「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国営技第 32 号）における「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」に準拠して評価するものとする。

## 1-5　競争参加資格要件の審査

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。（競争参加資格確認申請書の不備により、資格要件の確認が出来ない場合を含む。）

### 1-5-1　企業の技術力

#### (1)　同種工事の施工実績

平成２２年４月１日以降に※1、［関東地方整備局管内で※2］元請けとして完成・引渡しが完了した必要な要件を満たす同種［又は類似※3］工事の［いずれかの※6］施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

【競争参加資格要件の例】
（ア）鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ。）○m以上※4の工事であること。
（イ）基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く。）の工事であること。
（ウ）○×△□の工事であること。
ただし、上記（ア）～（ウ）は同一工事であること。
［ただし、上記（ア）～（ウ）は同一工事でなくともよい。］※5
また、申請できる同種工事の施工実績は１件のみ［○件まで※5］とする。

① 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。※6
② 特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。
③ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが必要な要件を満たす施工実績を有すること。※7
④ 異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

※１　過去１５年間における実績とする。
※２　予定価格が２億円未満の工事の場合。ただし、工事種別が鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事、耐震補強等の工事の特異性により、十分な競争性が確保されない場合は地域要件を課さないことがで

きるものとする。

※３　類似工事を設定する場合。なお、土木工事では原則、設定しない。

※４　施工能力評価型では、原則として数値条件を付さないものとする。

※５　必要な要件は、工事の特性により複数求めることができるが、透明性及び競争性を確保できる要件とする。また、ＣＯＲＩＮＳにより対象業者数（概ね２０者以上）を確認すること。

※６　一般的な工事であり、構成員のいずれか１社以外を緩和する場合。

※７　極めて高度な施工技術を必要とする工事または、大規模かつ技術的難易度が高い工事である場合。

［参考資料］

・「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」
（平成 15 年 5 月 26 日付け国地契第 30 号、国官技第 57 号、国営計第 45 号、平成 18 年 5 月 29 日付け国地契第 24 号、国官技第 41 号、国営計第 30 号　改正）

・「直轄工事における経常建設共同企業体の運用について」
（平成 9 年 9 月 19 日付け建設省厚契発第 39 号､建設省技調発第 160 号、建設省営計発第 83 号）

・「異工種建設工事共同企業体の取扱いについて」
（平成 13 年 11 月 30 日付け国地契第 40 号、国官技第 259 号、国営計第 155 号）

### (2)　工事成績

①　当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が６５点未満のものを除くものとする。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事で、本発注工事の工事種別における過去２年間の工事成績評定点の平均点が２年連続で６０点未満でないこととする。

## 1-5-2　配置予定技術者の技術力

### (1)　資　格

要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を本発注工事に［専任※1］で配置させるものとする。なお、特定建設工事共同企業体

の入札参加を認める場合には、原則として、代表者の技術者を配置させること。

※１　公共性のある工作物に関する重要な工事である場合

**【競争参加資格要件の例】**

**［一般土木工事、予定価格が１億 6,000 万円以上である場合］**

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお､｢これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

・本発注工時の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

②　監理技術者にあっては､監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式１－１で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

④　「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に疑義がないこと。

※　上記以外の工事種別及び予定価格が１億 6,000 万円未満の工事については、関係法令通達により、適切に設定するものとする。

［参考資料］

「土木施工管理技術者検定制度について」
（昭和 57 年 10 月 1 日　建設省厚発第 462 号）

「土木施工管理技術者検定制度等の活用について」

（昭和 57 年 10 月 1 日 建設省厚第 462 号の 2、建設省技調発第 472 号）

【その他】

競争参加資格で求める要件は、建設業法第２６条に定める「工事現場に置く主任技術者又は監理技術者」の要件である。なお、工場製作を含む工事のうち工場製作のみが行われている期間は工事現場への専任を要しないとし、特記仕様書には、「工事現場に専任を要しない期間」、入札公告及び入札説明書には、「工事現場に専任を要する期間」を、明確にするものとする。

［参考資料］

「監理技術者制度運用マニュアルについて」

（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 316 号、令和 7 年 1 月 28 日付け国不建技第 147 号　一部改正）

「監理技術者制度の運用等について」

（平成 16 年 7 月 15 日付け国地契第 16 号、国官技第 75 号、国営計第 46 号、令和 5 年 3 月 30 日付け国会公契第 48 号、国官技第 389 号、国営計第 186 号　一部改正 ）

## (2) 同種工事の工事経験

１人の者が、［平成２２年４月１日以降に※1］過去に元請けとして完成・引渡しが完了した必要な要件を満たす工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

**【競争参加資格要件の例】**

（ア）鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ。）○m以上※2の工事であること。

（イ）基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く。）の工事であること。

ただし、上記（ア）、（イ）は同一工事であること。

［ただし、上記（ア）、（イ）は同一工事でなくともよい。※3］

また、申請できる同種工事の工事経験は１件のみ［○件まで※3］とする。

① 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者［ 又は監理技術者※4］が全ての工事経験を有していればよい。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任技術者［ 又は監理技術者※4］が全ての工事経験を有していればよい。

② 経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者［ 又は監理技術者※4］が全ての工事経験を有し、

その他の構成員の主任技術者［ 又は監理技術者※4］は、元請として○○○○※5の工事経験を有すること。※6

③　異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

④　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

※１　一般土木工事又は建築工事で工事等級がＡもしくはＢ等級の場合。

※２　施工能力評価型では、原則として数値条件を付さないものとする。

※３　要求要件は、工事の特性により複数求めることができるが、透明性及び競争性を確保できる要件とする。また、ＣＯＲＩＮＳにより対象業者数（概ね２０者以上）を確認すること。

※４　予定価格が 4,500 万円以上（建築一式工事は 7,000 万円以上）の場合。

※５　本発注工事に必要となる具体的な経験等を求めることもできる。

※６　極めて高度な施工技術を必要とする工事または、大規模かつ技術的難易度が高い工事である場合。

### (3)　工事成績

工事経験が［平成８年４月１日以降に完成・引渡しが完了した※1］大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が６５点未満のものを除くものとする。

※１　以下の工事種別、等級区分に該当する場合

・一般土木工事：工事等級が、ＡまたはＢ等級以外

・建築工事：工事等級が、ＡまたはＢ等級以外

## 1-5-3　配置予定技術者の審査対象期間の緩和

### (1)　出産・育児等、事業促進ＰＰＰ

技術者の能力等の審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に、出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得、また、「事業促進ＰＰＰ」の業務に従事していた場合には、原則、休業期間または従事期間に相当する期間を審査対象期間に加えるものとする。

表 1-1　出産・育児等の対象とする休業制度

| 制　　度 | 定　　義 | 期間 | 備考 | 対象 |
|---|---|---|---|---|
| 産前休業 | 出産予定日の６週間前（双子以上の場合は１４週間前）から請求すれば取得できる休業 | ６週間<br>（１４週間） | | ○ |
| 産後休業 | 出産の翌日から８週間は就業することができない。<br>産後６週間経過後、医師が認めた場合は、請求することにより就業できる | ８週間 | | ○ |
| 育児休業 | １歳に満たない子を養育するための休業<br>条件により、１歳６ヶ月まで延長可能 | １年<br>（１年６ヶ月） | 事前の申し出が必要 | ○ |
| 介護休業 | 要介護状態にある対象家族を介護するための休業 | 対象家族１人につき通算９３日まで | 事前の申し出が必要 | ○ |
| 介護休暇 | 要介護状態にある対象家族を介護、その他の世話をするために単発で取れる休暇 | ５日/年（対象家族が２人以上の場合は１０日/年） | 時間単位の取得も可能 | × |
| 子の看護休暇 | 小学校就学の始期に徹するまでの子の看護等のための休暇 | ５日/年（対象家族が２人以上の場合は１０日/年） | 時間単位の取得も可能 | × |

## (2)　審査対象期間に加える期間

表 1-2　審査対象期間に加える期間

| 対象項目 | 審査対象期間に加える期間 | |
|---|---|---|
| 出産・育児等 | 休業期間（切り上げ※1） | |
| | １年未満 | １年 |
| | １年以上２年未満 | ２年 |
| | ２年以上３年未満 | ３年 |
| 事業促進ＰＰＰ | 事業促進ＰＰＰ業務従事期間（切り捨て） | |
| | １年未満 | ０年 |
| | １年以上２年未満 | １年 |
| | ２年以上３年未満 | ２年 |

※１　出産・育児等の休業取得期間の実態は、取得期間１年未満の割合が高く、切り捨てると制度が十分に活かされないケースが発生するため、１

年単位で切り上げた期間を審査対象期間に加えるものとする。

### (3) 確認の方法

・競争参加者は、「競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付資料一覧表」（別記様式－〇）により、追加事由と追加期間を申請するものとする。

・産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を確認できるもの（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認が出来るものに限る））を添付させるものとする。

・事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その従事状況を確認できるもの（業務計画書の写し等）を添付させるものとする。

**【配置予定技術者が審査対象期間に出産・育児等で休業していた場合の例】**

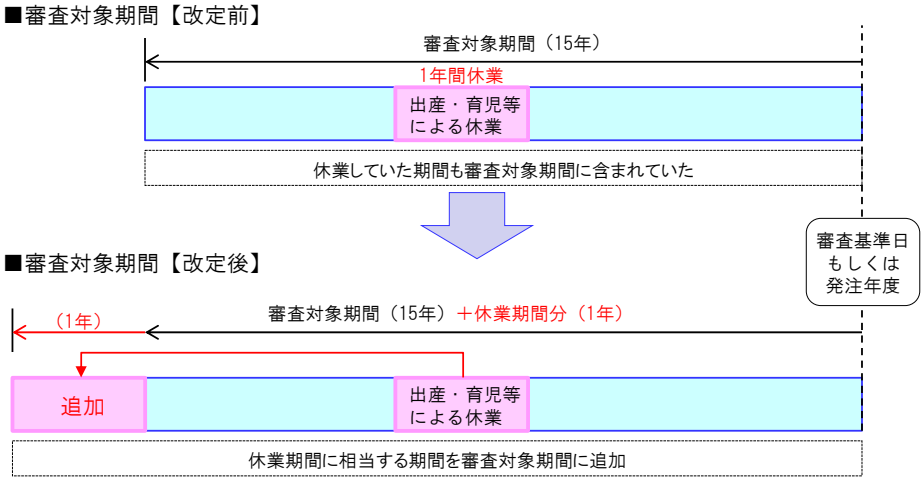


※　競争参加資格要件を「過去１５年間に〇〇〇〇工事の工事経験があること。」と設定し、競争参加する配置予定技術者が育児休業を１年間取得していた場合は、

「過去１６年間」として取り扱う。

## 1-5-4 施工計画の審査

施工計画の審査は、2-4-2 のとおり

## 1-6　関東地方整備局の総合評価落札方式の変遷

（１）　ガイドラインの策定

「品確法」が平成１７年４月１日より施行された。総合評価落札方式は、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するために、品確法に位置づけられた落札者の決定方法である。関東地方整備局では、平成１７年１１月に総合評価落札方式の適用ガイドラインを策定し、低入札工事における品質確保や工事特性に応じた評価方法などに対応するため改善を図りながら、一般競争入札の拡大と合わせて総合評価落札方式の実施拡大及び受注者への周知等を図ってきたところである。この間、平成１８年１２月には「緊急公共工事品質確保対策」が発表され、低入札工事に対して、価格以外の要素に施工体制の確認を加えた施工体制確認型総合評価落札方式や低入札調査を重点的に実施する特別重点調査を導入するなど徹底した対策の実施と合わせて、評価項目選択重視型総合評価方式を導入するなど、評価項目・配点の標準（総合評価の型式）を定め、総合評価落札方式の適切な運用を図ってきたところである。

（２）　各年度の改定内容

平成１８年度の改定では、評価項目毎の評価点の見直し、評価項目の追加・削除を行い、配置予定技術者ヒアリングの試行の拡大と欠格要件の明確化を行う見直し、低入札対策（実験計画　平成１８年６月通知）の試行を行った。

平成１９年度の改定では、工事実績年数の拡大（同種工事及び配置予定技術者）を行うとともに、前年度に引き続き低入札対策の試行を追加している。

平成２０年度の改定では、技術提案による更なる品質向上を図るため、工事の特性を構造物条件、技術的特性、自然条件、社会条件、マネジメント特性等の観点から評価している「工事技術的難易度評価表」を用い、工事特性に合わせたタイプ選定を行うこととした。なお、タイプ選定の方法については、「公共工事における総合評価方式活用委員会」において、全国統一基準とされたものである。

平成２１年度の改定では、技術提案の求め方を改善するため「技術提案を求める際の留意事項」を記載し、技術提案に係る課題対応方針の周知、過度なコスト負担を要する提案の例示、個別提案の評価の考え方の提示を行った。

平成２２年度の改定では、技術評価に関する更なる透明性・客観性の確保を図るため、技術提案の評価（採否）の通知を行うとともに、技術評価結果に関する問合せ窓口の設置を行った。また、総合評価落札方式における評価項目の配点割合（技術提案、企業の施工能力、地域貢献度等）の見直しを図った。

平成２３年度の改定では、平成２２年度の改善内容を継続実施するとともに、技術評価に関する更なる透明性・客観性の確保を図るため、採否の通知を分任官工事まで拡大（簡易型を除く）。また、効率的な事務手続きを行うため、入札契約手続き期間及び第三者委員会について審議方法の見直しを図った。

平成２４年度の改定は、平成２３年度の方針を概ね継続するものであるが、技術

評価に関する透明性・客観性の確保及び適正な競争環境の確保に向け、その手続きに関する改善を図るとともに、評価項目の配点割合（技術提案、企業の施工能力、地域貢献度等）の見直しを図った。

平成２５年度は、技術的工夫の余地が小さい工事は、過去の実績のみを評価する施工能力評価型、技術的工夫の余地が大きい工事は、過去の実績と併せて構造上の工夫や特殊な施工方法等について提案を求める技術提案評価型の２つのタイプに分類（二極化）し、評価項目については、工事の品質確保及び品質向上に資する項目にのみ見直しを図った。

平成２６年度は、透明性・客観性の確保の観点から「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直し」として、入札書と技術提案書の同時提出に取り組み、透明性・客観性確保の見直しを図った。また、その後の発注工事において「難工事施工実績」として加点評価する「難工事指定」について実施し、不調不落対策として見直しを図った。

平成２７年度は、改正品確法の理念を踏まえ、担い手の育成を促進するため、一部新たな評価項目を設定し「技術者育成型」の試行を実施するとともに、受発注者双方の負担軽減を図るため、技術提案評価型において「技術提案簡易評価型」を導入した。

平成２８年度は、担い手の確保・育成を更に促進するため、産休や育休等の取得が入札において不利にならないように、産休・育休等取得期間を評価対象期間に加味する制度を導入した。また、生産性向上に向けた「ＩＣＴ土工」の評価項目への追加や、受発注者双方の負担軽減を更に促進するため「段階的選抜方式」の一部見直しや「簡易確認型」を導入することとした。

平成２９年度は、生産性向上に向けて昨年度のＩＣＴ土工に続き「ＩＣＴ舗装工」の評価項目への追加や各種表彰の統合を行うこととした。

平成３０年度は、生産性向上に向けて昨年度のＩＣＴ舗装工の追加に続き「ＩＣＴ浚渫工」の評価項目への追加や建設業の働き方改革の推進及び建設業における週休２日の定着を目的に「週休２日制モデル工事の施工実績」の評価項目への追加を行った。また、新技術活用促進のため「新技術導入促進型」の一部見直しを図った。

令和元年度は、担い手の中長期的な育成・確保を推進するため、「技術者育成型」において対象工事の拡大や「技術提案チャレンジ型」において評価項目の一部見直しを図るとともに、働き方改革の推進のため、「週休２日制適用工事の施工実績」の配点見直しを図った。

令和２年度は、技術者不足対応として、施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型において「技術者の能力」の配点を半分とする評価に見直しを図った。また、担い手確保、新規参入の促進のため、施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型において、都県・政令市発注工事の成績、表彰を評価対象とした。自由選択項目については、担い手確保・育成、生産

性向上、働き方改革のさらなる促進のため「重点施策項目」を新たに設定した。

令和３年度は、「難工事実績」、「難工事功労表彰等」の評価項目を必須に設定することに伴い、地域密着工事型の配点見直しを図った。また、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の認定実績及び表彰を配置予定技術者の技術力の同種工事の工事経験及び優良工事技術者表彰で加点評価することとした。さらに、前年度に引き続き「フレームワークモデル工事（地域防災実績評価型）」、「公募型指名競争入札方式（地域防災実績評価型・実績評価型）」の試行を継続することとした。

令和４年度は、更なる地域の担い手・守り手の確保のため、自治体実績評価型の配点の見直し及び評価項目の追加、「自治体実績チャレンジ型」に名称変更した。また、若手技術者活用促進のため「若手技術者活用評価型」の配点を見直した。都県・政令市表彰の加点の公平性を図るため、都県・政令市発注工事の表彰対象期間の見直しを図った。さらに、難工事に従事した技術者へのインセンティブを図るため、配置予定技術者の難工事施工実績、難工事功労表彰等の評価対象期間を見直した。このほか、政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため技術評価点の加算点評価項目に「賃上げの実施に関する評価」を追加した。

令和５年度は、フレームワークモデル工事や公募型指名競争入札方式に適用する「地域防災担い手確保型」及び「実績評価型」について、統廃合及び評価項目の見直しを行い、名称を「企業実績評価型」に変更した。また、地域インフラを支える担い手の確保や受発注者の事務手続きの負担軽減の取組を推進するため「企業能力評価型」の試行工事を新設した。また、段階的選抜方式については、受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、チャレンジ枠の見直しを行った。自由設定項目については、担い手の育成、確保の取組推進のため、「女性技術者の活用」を重点施策項目に設定したほか、新技術活用の原則義務化を踏まえ一部の項目の見直しを行った。

令和６年度は、総合評価項目の PDCA 検証に基づく評価の見直し（難工事功労表彰の重点項目除外、手持ち工事量による評価の廃止及び新規契約の有無による評価の創設、週休２日制適用工事の配点見直し、新技術導入促進型（Ⅰ型）における評価方法の見直し、新技術導入促進型（Ⅱ型）における配点の見直し）の他、ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の総合評価加点、インフラＤＸ大賞の創設、40 歳以下の主任（監理）技術者の配置による評価の創設、若手技術者の活用における CPD の評価対象への追加、地域防災担い手確保型における配点の見直し、段階的選抜方式におけるチャレンジ枠の見直しを行った。

（３）　令和７年度の改定内容

令和７年度は、必須の評価項目については、工事成績の評価基準の細分化、配置

予定技術者の工事成績評価における対象期間の延長、ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の評価対象工種の拡大を行った。自由設定項目については、若手・女性技術者奨励賞の評価、若手技術者や女性技術者の活用に係る評価基準の統合、週休２日制適用工事の施工実績の評価の廃止を行った。評価方式については、女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事の廃止、自治体実績チャレンジⅡ型の導入、若手技術者活用評価型について女性技術者の評価も盛り込んだ見直しを行った。その他、技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）においてＶＥ提案を求めない場合の評価基準の見直し、参加表明段階で技術者の資料を求めない方式の導入、技術提案評価ＳＩ型の導入を行った。

# 表 1-3　総合評価落札方式の変遷

| | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 政府調達協定対象基準額 | 7．3億円 | 7．2億円 | | 7．9億円 | |
| 一般競争入札の適用拡大 | 3億円以上の工事（全工種）<br>＋鋼橋上部・PCは全て<br>3億円未満の工事は積極的試行 | 2億円以上の工事（全工種）<br>＋鋼橋上部・PCは全て<br>2億円未満の工事は積極的試行 | 1億円以上の工事（全工種）<br>＋鋼橋上部・PC・水門設備は全て<br>1億円未満の工事は積極的試行 | 6千万円以上の工事（全工種）<br>＋鋼橋上部・PC・水門設備は全て<br>6千万円未満の工事は積極的試行 | |
| 総合評価方式の適用拡大 | 3億円以上の全ての工事で実施<br>（3億円未満の工事は試行） | 1億円以上の全ての工事で実施<br>（1億円未満の工事は実施拡大） | 原則、全ての工事で実施 | | |
| 実施件数<br>（率）<br>※港湾空港関係を含む | 277件<br>（12．9%） | 1，181件<br>（59．8%） | 1，716件<br>（94．7%） | 1，924件<br>（99．6%） | 1，783件<br>（99．9%） |
| 総合評価落札方式のタイプ | 高度技術提案型<br>WTO標準型<br>標準型<br>簡易型<br>旧標準型 | 高度技術提案型<br>WTO標準型<br>標準型<br>簡易型<br>より簡易な簡易型 | 高度技術提案型<br>WTO標準型<br>標準型<br>簡易型<br>簡易普及型 | 高度技術提案型<br>WTO標準型<br>標準Ⅰ型<br>標準Ⅱ型<br>簡易型 | |

| | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 政府調達協定対象基準額 | 6．9億円 | | 5．8億円 | | 6．0億円 |
| 一般競争入札の適用拡大 | 6千万円以上の工事（全工種）<br>＋鋼橋上部・PC・水門設備は全て<br>6千万円未満の工事は積極的試行 | | | | |
| 総合評価方式の適用拡大 | 原則、全ての工事で実施 | | | | |
| 実施件数<br>（率）<br>※港湾空港関係を含む | 1，372件<br>（99．7%） | 1，546件<br>（100%） | 1，401件<br>（100%） | 1，628件<br>（100%） | 1，301件<br>（100%） |
| 総合評価落札方式のタイプ | 高度技術提案型<br>WTO標準型<br>標準Ⅰ型<br>標準Ⅱ型<br>簡易型 | | | 技術提案評価型AⅠ型<br>技術提案評価型AⅡ型<br>技術提案評価型AⅢ型<br>技術提案評価型S型<br>施工能力評価型Ⅰ型<br>施工能力評価型Ⅱ型 | |

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 政府調達協定対象基準額 | 6．0億円 | 7．4億円 | | 6．8億円 | |
| 一般競争入札の適用拡大 | 6千万円以上の工事（全工種）<br>＋鋼橋上部・PC・水門設備は全て<br>6千万円未満の工事は積極的試行 | | | | 6千万円以上の工事（全工種）<br>＋鋼橋上部・PCは全て<br>6千万円未満の工事は積極的試行<br>※1　局長通知により変更 |
| 総合評価方式の適用拡大 | 原則、全ての工事で実施 | | | | |
| 実施件数<br>（率）<br>※港湾空港関係を含む | 1，093件<br>（100%） | 1，214件<br>（100%） | 1，080件<br>（100%） | 973件<br>（100%） | 1，087件<br>（100%） |
| 総合評価落札方式のタイプ | 技術提案評価型AⅠ型<br>技術提案評価型AⅡ型<br>技術提案評価型AⅢ型<br>技術提案評価型S型<br>施工能力評価型Ⅰ型<br>施工能力評価型Ⅱ型 | | | | |

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 政府調達協定対象基準額 | 6．9億円 | | 6．8億円 | | 8．1億円 |
| 一般競争入札の適用拡大 | 6千万円以上の工事（全工種）<br>＋鋼橋上部・PCは全て<br><br>6千万円未満の工事は積極的試行 | | | | 全ての工事 |
| 総合評価方式の適用拡大 | 原則、全ての工事で実施 | | | | |
| 実施件数<br>（率）<br>※港湾空港関係を含む | 1，028件<br>（100%） | 876件<br>（100%） | 779件<br>（100%） | 941件<br>（100%） | 986件<br>（100%） |
| 総合評価落札方式のタイプ | 技術提案評価型AⅠ型<br>技術提案評価型AⅡ型<br>技術提案評価型AⅢ型<br>技術提案評価型S型<br>施工能力評価型Ⅰ型<br>施工能力評価型Ⅱ型 | | | | |

※1　局長通知 「一般競争入札方式の拡大について」の一部改正について（平成31年4月4日付け関東地方整備局長通知）

| | R7年度 |
|---|---|
| 政府調達協定対象<br>基準額 | ８．１億円 |
| 一般競争入札の<br>適用拡大 | 全ての工事 |
| 総合評価方式の<br>適用拡大 | 原則、全ての工事で実施 |
| 実施件数<br>（率）<br>※港湾空港関係を含む | － |
| 総合評価<br>落札方式の<br>タイプ | 技術提案評価型ＡⅠ型<br>技術提案評価型ＡⅡ型<br>技術提案評価型ＡⅢ型<br>技術提案評価型ＳⅠ型<br>技術提案評価型S型<br>施工能力評価型Ⅰ型<br>施工能力評価型Ⅱ型 |

## 1-7　令和７年度の実施方針

入札・契約及び総合評価落札方式については、「透明性の確保」、「効率的な事務手続き」、「企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保」、「維持管理面を重視した工事の品質確保」が図られるよう適正に実施する。

実施にあたっては、改正品確法の基本理念に加え、令和６年の改正品確法において喫緊の課題とされた「担い手確保」「地域建設業の維持」「生産性向上」の観点から、試行工事等を含めた取組の推進を図るとともに、実施内容の分析を行い、必要な見直し等を図るものとする。

## 1-8　総合評価落札方式のタイプ分類

原則、全ての工事において総合評価落札方式を適用※1するものとし、形式は公共工事の特性に応じて、施工能力を評価する「施工能力評価型」と施工能力に加え、技術提案を求めて評価する「技術提案評価型」のいずれかを選択する。

※１　災害復旧工事等で緊急的に発注しなければならない工事や特に小規模な工事を除く。

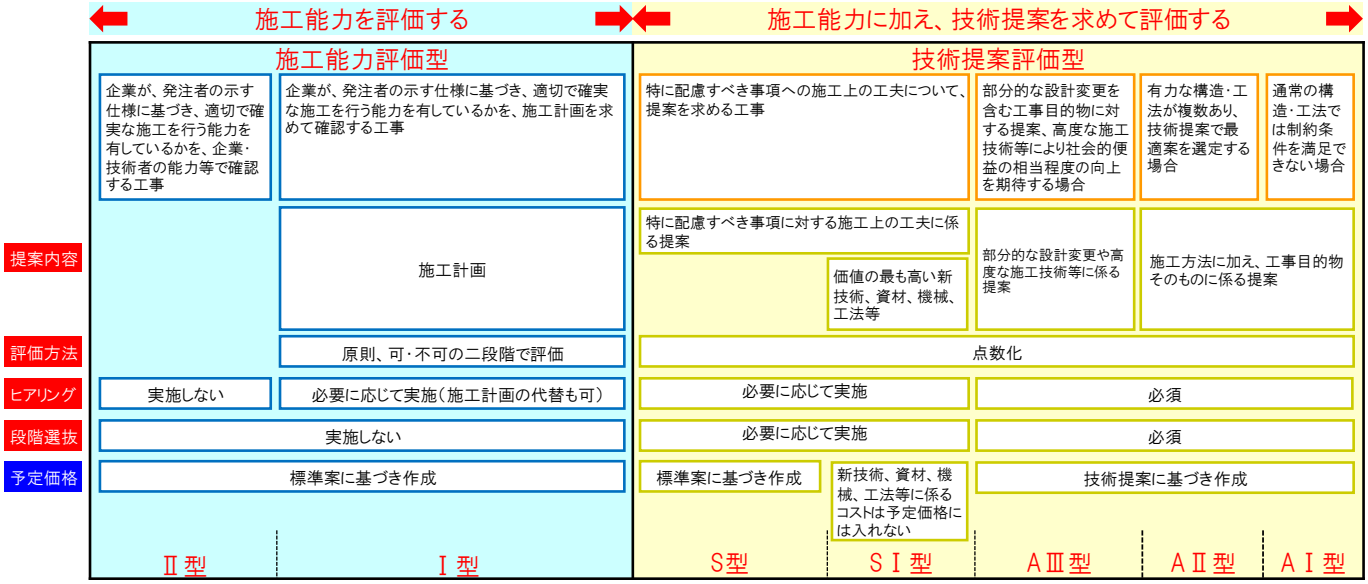


図 1-2　総合評価落札方式（二極化）

## 1-9　関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン

ガイドラインは基本方針に基づき、試行工事等を含めた実施内容の分析結果から必要な部分の見直し、その内容をとりまとめたものである。総合評価落札方式のタイプ選定から審査・評価に関しては、本ガイドラインによるものとする。

【参考文献等】

・「関東地方整備局総合評価審査委員会」資料（令和 7 年 3 月 11 日）

・「令和 7 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和 7 年 4 月 4 日）

・「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成 25 年 3 月（令和 5 年 3 月改正））

## 2. 総合評価落札方式の実施手順

### 2-1　総合評価落札方式のタイプ選定

#### 2-1-1　総合評価落札方式のタイプの概要

**(1)　施工能力評価型**

【概　要】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業の能力等（企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（技術者の工事経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。

【地域密着工事型】

「施工能力評価型」において、地域に根ざし住民に信頼が置かれていることが円滑な工事、良質な施工に繋がると考えられる場合に、地域精通度・地域貢献度を重視する「地域密着工事型」が適用できる。

ただし、対象工事は、小規模で工事技術的難易度が低く、確実な施工の確保が容易な工事で、かつ地域に密着した工事である場合とする。

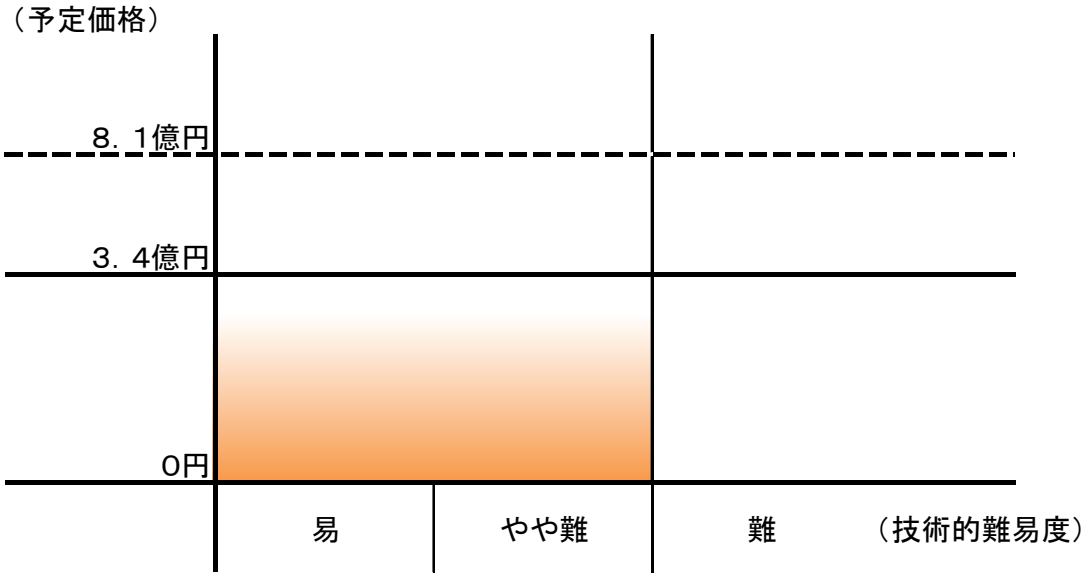


図 2-1　地域密着工事型の対象範囲イメージ

## (2) 技術提案評価型

【概　要】

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、Ａ型とＳ型に大別される。

Ａ型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。

Ｓ型は、Ｓ型とＳＩ型に大別される。

Ｓ型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行うものであり、ＳＩ型は、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果（便益）を、一定の範囲内で適切に費用計上できる新たな方式である。

Ａ型はＡＩ型、ＡⅡ型及びＡⅢ型に大別される。

ＡＩ型は、通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に適用し、ＡⅡ型は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合に適用する。またＡⅢ型は、発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める場合に適用することとする。

【技術提案評価型の分類】

技術提案評価型を適用する工事は大きくＡ型とＳ型の２つに分類でき、Ｓ型はさらにＳ型およびＳＩ型、Ａ型はさらにＡＩ型、ＡⅡ型及びＡⅢ型の３つに分類できる。表 3-1 に技術提案評価型の分類を示す。

ＡＩ型及びＡⅡ型は、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広く提案を求め、最適案を選定する必要がある場合に適用するものであり、いずれも標準案を作成しないものである。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求めることにより、工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものである。このため、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

一方、発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合には、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法に対する提案を求めることが基本となる。この場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の技術提案に限定

した提案を求めることも可能である。その場合にはＡ型ではなくＳ型を適用することが基本となる。ＡⅢ型は、標準技術による標準案に対し、部分的に設計の変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用するものであり、その場合には技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

なお、発注に当たっては、工事規模の大小により技術提案評価型の適用や類型を判断することがないよう留意することとする。

## 表 2-1　技術提案評価型の分類

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="5">技術提案評価型</th></tr>
<tr><th>Ｓ型</th><th>ＳＩ型</th><th>ＡⅢ型</th><th>ＡⅡ型</th><th>ＡＩ型</th></tr>
<tr><td>分　類</td><td>工事目的物自体についての提案は求めずに、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る場合</td><td>標準技術による標準案に対し、仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更や新技術の活用等により品質・環境・安全性等の更なる向上が期待できる場合</td><td>標準技術による標準案に対し、部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合</td><td>想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合</td><td>通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合</td></tr>
<tr><td>標準案の有無</td><td>有</td><td>有</td><td>有</td><td>無<br>(複数の候補有)</td><td>無</td></tr>
<tr><td>求める技術提案の範囲<br><br>（発注形態の目安）</td><td>・施工上の工夫に係る提案<br><br>（設計・施工分離）</td><td>・施工上の工夫に係る提案<br>・軽微な設計図書の変更を許容した技術提案<br><br>（設計・施工分離）</td><td>・部分的な設計変更や、高度な施工技術等にかかる提案<br><br>（詳細設計付又は設計・施工分離）</td><td>・工事目的物<br>・施工方法<br><br>（設計・施工一括）</td><td>・工事目的物<br>・施工方法<br><br>（設計・施工一括）</td></tr>
<tr><td>ヒアリング</td><td colspan="2">配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施</td><td colspan="3">必須<br>ただし、技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない（技術対話）</td></tr>
<tr><td>段階的選抜</td><td colspan="5">技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討（ＳＩ型を除く）</td></tr>
<tr><td>予定価格</td><td>標準案に基づき予定価格を作成</td><td>標準案に基づき予定価格を作成するが、当初契約後、技術提案の採用に伴い契約変更</td><td colspan="3">技術提案に基づき予定価格を作成</td></tr>
</table>

## 2-1-2　総合評価落札方式適用の概要

直轄工事では、災害復旧工事等で、緊急的に発注しなければならない工事や特に小規模な工事を除き、原則全ての工事において総合評価落札方式を適用するものとし、公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、施工能力評価型、技術提案評価型のいずれかの総合評価落札方式を選択するものとする。

工事における技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れについては、図2-2に示すとおりである。

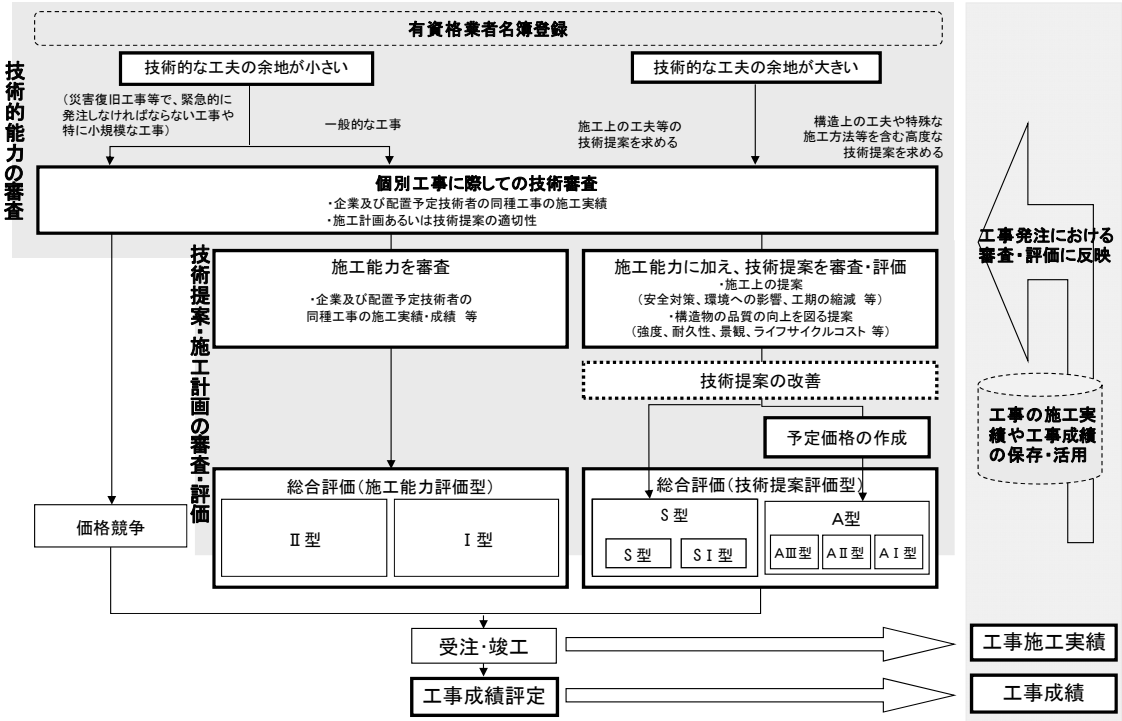


※個別工事に際しての技術審査：企業の施工能力の確認を行う。
※技術提案の審査・評価：技術提案の実現性等を確認（審査）した上で、技術提案の点数付け（評価）を行う。
※施工計画の審査：現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述の適切性を二段階で審査し、原則、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。
※総合評価：企業・技術者の能力等及び技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図 2-2　工事における技術的能力の審査・技術提案の評価・活用の流れ

出典：国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（R5.3 改正）に一部追記

## 2-1-3　総合評価落札方式のタイプ選定の詳細

### (1)　総合評価落札方式のタイプ選定手順

総合評価落札方式のタイプ選定は、図 2-3 のフローに従って行うこととする。また、各タイプを適用する工事の内容の例を表 2-2 に示す。

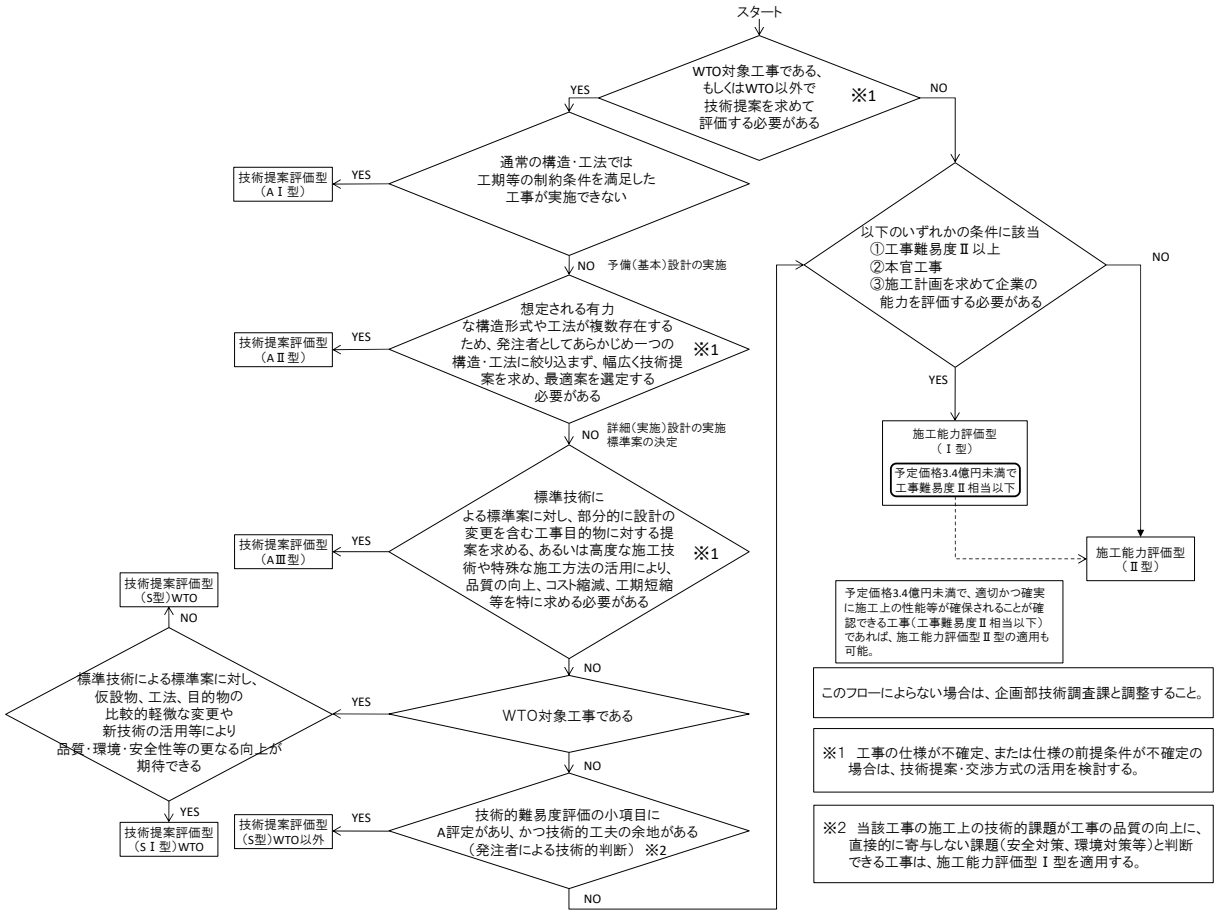


図 2-3　総合評価落札方式の選択フロー

## 表 2-2　各タイプを適用する工事内容の例

| | | | 施工能力評価型 | | 技術提案評価型 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | Ⅱ型 | Ⅰ型 | S 型 | AⅢ型 | AⅠ型、AⅡ型※ |
| 具体例 | 築堤工 | | ・築堤工事のうち土量 10,000 ㎥未満で特に困難な条件がない工事 | ・築堤工事のうち堤防高さ 5m 以上で土量 10,000 ㎥以上の工事<br>・Ⅱ型の工事のうち延長が 200m 以上の工事 | ・築堤工事のうち土量 30,000 ㎥以上の工事 | ・築堤と樋門、樋管等の構造物を一体的に施工する場合 | ・大規模水害対策等で関係機関等と一体的に整備する必要のある場合 |
| | 道路土工 | | ・道路土工のうち盛土高 10m 未満で土量 50,000 ㎥未満の工事 | ・道路土工のうち盛土高 10m 以上で土量 50,000 ㎥以上の工事 | ・道路土工のうち土量 150,000 ㎥以上の工事 | ・道路土工と橋梁等の構造物を一体的に施工する場合 | ・地域整備計画と一体的に整備する必要のある場合 |
| | 橋　梁 | | ー | ・鋼橋上部のうち、構造形式として、単純鈑桁橋で最大支間長が 25m未満の製作・架設工事<br>・PC工事のうち構造形式が、単純桁の床版橋の架設工事<br>・PC工事のうち、プレテンションの購入桁の架設工事 | ・鋼橋上部のうち、構造形式が単純鈑桁橋以外の製作・架設工事<br>・PC工事のうち、構造形式が連結桁、かつ床版橋以外の架設工事 | ・構造形式として新形式、複合構造、斜張橋、吊橋、トラス橋、アーチ橋等の特殊構造が想定される場合<br>・架設工法としてトラッククレーンベント工法以外の工法（例えば、送出し工法、横取り工法、ケーブルエレクション等）が想定される場合<br>・保全工事のうち難易度の高いもの（大規模な桁本体の補強・取替、特殊構造物の補強等）<br>詳細設計付きで発注 | ・交通量の多い高架橋等で施工期間等の制約が非常に大きく、特殊な施工方法と当該施工方法に合致した目的物が必要な場合<br>・PC、メタルの両形式を容認する規模の橋梁等 |
| | トンネル | 山岳 | ー | ・NATM工法で掘削区分がA～C、内空断面積が 45 ㎡未満かつトンネル延長が、300m未満の工事 | ・NATM工法で内空断面積が 45 ㎡以上かつトンネル延長が、300m以上の工事 | ・特殊な地山条件（膨張性、未固結、大量湧水、有毒ガス、高地熱等）や施工条件（低・大土被、偏圧、近接施工）の工事 | ・既設トンネルの拡幅、扁平・大断面工事 |
| | | シールド等 | ー | ・施工条件が特殊でなく小口径の工事 | ・施工条件が特殊でなく大中口径の工事 | ・長距離、超大断面、大深度、急速施工を要する工事 | ・非開削での切開きや分岐が必要な工事 |

AⅠ：通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
AⅡ：有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合

出典：国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（R5.3 改正）

## 2-2　手続フロー

総合評価落札方式に係わる全体の標準的な手続フローは、3-2-1 に示すとおりとし、これに沿って手続を行うものとする。

### 2-2-1　標準的な手続フロー

| 施工能力評価型 | 技術提案評価型 |
|---|---|
| 総合評価落札方式の適用の決定 | 総合評価落札方式の適用の決定 |
| 総合評価のタイプと加算点の設定 | 総合評価のタイプと加算点の設定 |
| 評価項目、配点の設定 | 評価項目、配点の設定 |
| 評価方法、評価基準の設定 | 評価方法、評価基準の設定 |
| 入札公告、入札説明書の作成 | 入札公告、入札説明書の作成 |
| （本官）総合評価小委員会審査部会の開催<br>（分任官）総合評価分科会審査部会の開催 | （本官）総合評価小委員会審査部会の開催<br>（分任官）総合評価分科会審査部会の開催 |
| 技術審査会の開催 | 技術審査会の開催 |
| 入札･契約手続運営委員会の開催 | 入札･契約手続運営委員会の開催 |
| 入札公告、入札説明書の交付 | 入札公告、入札説明書の交付 |
| 競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限 | 競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限 |
| 技術資料の審査・評価 | 技術資料の審査・評価 |
| （本官）総合評価小委員会審査部会の開催<br>（分任官）総合評価分科会審査部会の開催 | （本官）総合評価小委員会審査部会の開催<br>（分任官）総合評価分科会審査部会の開催 |
| 技術審査会の開催 | 技術審査会の開催 |
| 入札･契約手続運営委員会の開催 | 入札･契約手続運営委員会の開催 |
| 競争参加資格の確認結果通知 | ・競争参加資格の確認結果通知<br>・技術提案の採否等に関する通知<br>・ＶＥ提案に基づく入札の可否の通知 |
| 入札書、工事内訳書の提出期限 | 入札書、工事内訳書の提出期限 |
| 開札 | 開札 |
| 施工体制確認 | 施工体制確認 |
| 評価値の算定 | 評価値の算定 |
| ・総合評価小委員会（分科会）審査部会<br>・技術審査会<br>・入札・契約手続運営委員会 | ・総合評価小委員会（分科会）審査部会<br>・技術審査会<br>・入札・契約手続運営委員会 |
| 落札者の決定 | 落札者の決定 |
| 低入札価格調査 | 低入札価格調査 |
| 契約の締結 | 契約の締結 |
| 総合評価落札方式の評価結果に係る公表 | 総合評価落札方式の評価結果に係る公表 |
| 施工計画書（総合評価計画書）の確認 | 施工計画書（総合評価計画書）の確認 |
| 技術提案の実施状況の確認、評価 | 技術提案の実施状況の確認、評価 |

## 2-3　入札説明書への記載

入札説明書に明示すべき事項を 3-3-1 に示す。

### 2-3-1 記載事項

**a.** 公告日

**b.** 契約担当官等

**c.** 工事の概要

**d.** 競争参加資格

**e.** 総合評価に関する事項

**f.** 入札手続きにおける担当部局

**g.** 競争参加資格の確認等

**h.** 見積書の提出【選択】

**i.** 見積による採用歩掛について【選択】

**j.** 歩掛見積参考資料の交付【選択】

**k.** 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

**l.** 入札説明書の交付（図面及び仕様書）【選択】

**m.** 現場説明会【選択】

**n.** 設計業務成果の閲覧方法等【選択】

**o.** 入札説明書に対する質問

**p.** 入札及び開札の日時及び場所等

**q.** 入札方法等

**r.** 電子くじについて

**s.** 落札決定の方法

**t.** 入札保証金及び契約保証金

**u.** 工事費内訳書の提出

**v.** 入札書への提案値の添付【選択】

**w.** 開札

**x.** 入札の無効

**y.** 契約締結後のＶＥ提案【選択】

**z.** 配置予定技術者の確認

**aa.** 若手技術者の確認【選択】

**bb.** 別に配置を求める技術者【選択】

**cc.** 手続きにおける交渉の有無【選択】

**dd.** 契約書作成の要否等

**ee.** 支払条件

**ff.** 火災保険等の付保の要否

**gg.** 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

**hh.** 非落札理由の説明
**ii.** 再苦情申し立て
**jj.** 関連情報を入手するための照会窓口
**kk.** その他

### 2-3-2 技術提案

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る必要がある。

技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）の設定例を表 3-4 及び表 3-5 に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努めることとする。

**表 2-3 技術提案に係る要求要件の設定例（１）定量評価の場合**

| 評価項目 | 最低限の要求要件 | 技術提案の上限値 | 上限値の設定根拠 |
|---|---|---|---|
| 水質汚濁対策<br>(pH 値, SS 値) | 工事排水<br>pH 値 8.5 以下 | 工事排水<br>pH 値 7.0 | 中性である pH 値 7.0 を上限値として設定 |
| | SS 値 25mg/L 以下<br>（生活環境の保全に関する環境基準河川 AA 類型） | SS 値 15mg/L | 当該工事期間（12 月～3 月）と同じ月の過去 3 カ年の平均測定値を上限として設定 |
| 騒音低減対策<br>(dB(A)) | 発電機室内騒音<br>85dB(A) 以下 | 発電機室内騒音<br>75dB(A) 以下 | 発電機･原動機共通筐体の標準的遮音性能を上限値として設定 |
| 現道作業時間<br>(時間) | 作業時間<br>8 時間以下 | 作業時間<br>4 時間 | 標準案 1 班体制に対し 3 班体制を想定した場合の作業時間を上限として設定 |
| アスファルト再生材の使用量<br>(t) | AS 再生材使用量<br>320t 超 | AS 再生材使用量<br>806t | 舗装再生便覧(日本道路協会)に基づき上限値を設定 |

出典：国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（R5.3 改正）

表 2-4　技術提案に係る要求要件の設定例（２）定性評価の場合

| 評価項目 | 入札説明書への記載例 |
|---|---|
| 共通 | ●本工事は、施工方法等の技術提案を受け付け、標準案に基づき算定する予定価格の範囲内において、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。 |
| 共通 | ●施工方法等の技術提案は各課題に対し最大５項目（各項目についてＡ４用紙〇枚以内）までの提案とし、工事の品質向上に資する提案を評価の対象とする。 |
| 盛土の<br>品質管理 | ●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料（購入土）、施工方法（30t 以上 BD）等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。 |
| 粉塵対策 | ●工法変更（散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む。）、機械設備の設置、専任の作業員（道路監視員など）の配置等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。 |
| コンクリートの<br>品質管理 | ●特記仕様書（案）に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。 |

出典：国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（R5.3 改正）

## 2-4　総合評価項目の審査・評価

### 2-4-1　評価項目及び配点の基本的な考え方

#### (1)　評価項目

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、施工能力評価型（Ⅰ型、Ⅱ型）及び技術提案評価型（Ｓ型、ＳⅠ型、ＡⅠ型、ＡⅡ型、ＡⅢ型）の各タイプにかかわらず、以下に示す５つの観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定することを基本的な考え方とする。

公共工事の品質確保・向上のために重要な評価項目は、以下のように整理できる。

① 施工計画・技術提案
② 企業の能力等（企業の技術力）
③ 技術者の能力等（配置予定技術者の技術力）
④ 賃上げの実施に関する評価
⑤ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度

「①施工計画・技術提案」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。評価項目は、競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

「②企業の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。評価項目は、企業の施工実績や工事成績、表彰等とする。また、地域精通度、地域貢献度についても、企業の能力等の中で評価する。

「③技術者の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。評価項目は、配置予定技術者の工事経験や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等とする。

「④賃上げの実施に関する評価」は、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について（R3.12.17 財計第 4803 号、及び R3.12.24 国官会第 16409 号他）により、令和４年４月１日以降公告案件において、従業員への賃金引上げ計画の表明書を提出した企業について加点評価するものである。

「⑤ワーク・ライフ・バランス関連認定制度」は、公共工事等におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について（R7.2.3 国官技第 377 号、国営管第 412 号、国営計第 135 号、国営整第 176 号）により、関連する認定のうち、いずれかの認定を受けている場合に評価する。

### (2) 配　　点

配点の基本的な考え方は以下のとおりである。

① 総合評価は品質確保・向上の観点を中心に、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保など公共工事に関連する政策の推進の観点も含め適宜設定する。

② 品質確保の観点から企業に蓄積する技術力、工事の支援体制等が重要である一方、監理技術者の能力が重要であることから、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合を同じとするが、施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型において、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において、２段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とする。（選択）

③ 技術者不足により競争参加者が少数と見込まれる場合においては、工事の特性や地域の実情を勘案し、配置予定技術者の２段階評価の選定を検討するとともに、「より高い同種性」の内容は、条件を緩和するなど適切に設定する。

④ 地域精通度等は企業の能力等の中で評価し、企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。

⑤ 技術提案評価型では、品質向上の観点から、技術提案の配点を高く設定する。なお、技術提案評価型Ａ型では、民間の高度な技術力を活用して品質向上を図る観点から、技術提案のみで評価する。また、ＷＴＯ対象工事についても、原則、技術提案のみで評価する。

⑥ 総合評価落札方式のタイプごとの具体的な配点割合は、図 2-4-1～3 に示す。

【施工能力評価型Ⅰ型】

| （競争参加資格対象） | 総合評価対象<br>40《30》※3 （30） ※4 | | 総合評価対象<br>3《2》※3(2)※4 | 総合評価対象<br>1《1》※3 (1)※4 |
|---|---|---|---|---|
| 施工計画※1<br>－ | 企業の能力等※2<br>20《20》※3(15)※4 | 技術者の能力等<br>20《10》※3(15)※4 | 賃上げの実施に関する評価<br>3《2》※3(2)※4 | ワーク・ライフ・バランス関連認定制度※5<br>1《1》※3 (1)※4 |

【施工能力評価型Ⅱ型】

| 総合評価対象　40《30》※3 （30） ※4 | | 総合評価対象<br>3《2》※3(2)※4 | 総合評価対象<br>0.5《0.5》※3<br>(0.5)※4 |
|---|---|---|---|
| 企業の能力等※2<br>20《20》※3 （15） ※4 | 技術者の能力等<br>20《10》※3 （15） ※4 | 賃上げの実施に関する評価<br>3《2》※3(2)※4 | ワーク・ライフ・バランス関連認定制度<br>0.5《0.5》※3<br>(0.5)※4 |

※１　施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない。

※２　企業の能力等における「地域精通度・地域貢献度」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。

※３　《　》の配点は、「配置予定技術者の能力等_同種工事の工事経験」において、同種性の設定を２段階評価とした時は「配置予定技術者の能力等」の配点を半分とする。（選択）

※４　（　）の配点は、施工体制確認型でない場合とし、（　）内の点数とする。

※５　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の評価は、工事種別および等級により配点が異なる。

一般土木工事Ｂ等級（単独）以上、建築工事Ｂ等級（単独）以上の場合は１点、それ以外は 0.5 点。

図 2-4-1　総合評価落札方式のタイプごとの配点割合（施工能力評価型ⅠⅡ型）

【技術提案評価型Ｓ型】

（ＷＴＯ以外）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">総合評価対象　60(50)※1</td><td rowspan="2">総合評価対象<br>4(3)※1</td><td rowspan="2">総合評価対象<br>1(1)※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">段階的選抜対象<br>30(20or30)※1</td></tr>
<tr><td>技術提案<br>30(30or20)※1</td><td>企業の能力等<br>15(10or15)※1</td><td>技術者の<br>能力等<br>15(10or15)※1</td><td>賃上げの実施に<br>関する評価<br>4(3)※1</td><td>ワーク・ライフ・<br>バランス<br>関連認定制度※3<br>1(1)※1</td></tr>
</table>

（ＷＴＯ対象）

<table>
<tr><td>総合評価対象<br>60(50)</td><td colspan="2">段階的選抜対象　30</td><td>総合評価対象<br>4(3)※1</td><td>総合評価対象<br>1(1)※1</td></tr>
<tr><td>技術提案<br>60(50)※1</td><td>企業の<br>能力等※2<br>15</td><td>技術者の<br>能力等※2<br>15</td><td>賃上げの実施に<br>関する評価<br>4（3）※1</td><td>ワーク・ライフ・<br>バランス<br>関連認定制度※3<br>1(1)※1</td></tr>
</table>

※１　（　）の配点は、施工体制確認型でない場合とし、（　）内の点数とする。

※２　ＷＴＯ対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価、ヒアリング及び施工体制（選択）のみを評価項目とすることを原則とする。

※３　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の評価は、工事種別および等級により配点が異なる。

一般土木工事Ｂ等級（単独）以上、建築工事Ｂ等級（単独）以上の場合は１点、それ以外は 0.5 点。

図 2-4-2　総合評価落札方式のタイプごとの配点割合（技術提案評価型Ｓ型）

【技術提案評価型Ａ型】

| 総合評価対象<br>70(50)※1 | 段階的選抜対象※3　40or60 | | | 総合評価対象<br>4(3)※1 | 総合評価対象<br>1(1)※1 |
|---|---|---|---|---|---|
| 技術提案<br>70(50)※1 | 簡易な<br>技術提案※2<br>20 | 企業の<br>能力等<br>20 | 技術者の<br>能力等<br>20 | 賃上げの実施<br>に<br>関する評価<br>4(3)※1 | ワーク・ライフ・<br>バランス<br>関連認定制度※4<br>1(1)※1 |

※１　（　）の配点は、 施工体制確認型でない場合とし、（　）内の点数とする。

※２　簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1 テーマを先行して求める方法等が考えられる。

※３　段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」（選択）は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制（選択）のみを評価項目とする。

※４　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の評価は、工事種別および等級により配点が異なる。

一般土木工事Ｂ等級（単独）以上、建築工事Ｂ等級（単独）以上の場合は１点、それ以外は 0.5 点。

図 2-4-3　総合評価落札方式のタイプごとの配点割合（技術提案評価型Ａ型）

## 2-4-2　施工計画・技術提案

| 評価項目 | | | | | 適用 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 一般土木 | AS舗装 | 営繕 | その他 | 適用タイプ |
| （1）施工計画・技術提案 | 施工計画 | 簡易な施工計画 | 特に重要と考えられる工種に係る施工計画又は環境対策等特に配慮すべき事項 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ・施工能力評価型Ｉ型 |
| | | | ヒアリング | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 技術提案 ※1 | 施工計画 ※2 | ・工程管理に係わる技術的所見<br>・材料の品質管理に係わる技術的所見<br>・施工上の課題に対する技術的所見<br>・施工上配慮すべき事項<br>・安全管理に留意すべき事項<br>・上記以外の項目 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ・技術提案評価型S型（WTO以外） |
| | | | ヒアリング | ・技術者の専門技術力<br>・当該工事の理解度・取り組み姿勢<br>・技術者の応答の的確性 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 工事全般の施工計画　※3 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ・技術提案評価型S型（WTO対象） |
| | | のVE技術提案等 ※4 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | その他 | | | | | |
| | | | 性能・強度等 | 性能・機能 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 社会要請 | 環境の維持 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 交通の確保 | | | | | |
| | | | | 特別な安全対策 | | | | | |
| | | | | 省資源・リサイクル | | | | | |
| | | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | ヒアリング | | ・技術者の専門技術力<br>・当該工事の理解度・取り組み姿勢<br>・技術者の応答の的確性 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 技術提案 ※5 | 工事全般の施工計画　※3 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ・技術提案評価型ＳＩ型（WTO対象） |
| | | 技術向上提案 | | 技術向上提案 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | ヒアリング | | ・技術者の専門技術力<br>・当該工事の理解度・取り組み姿勢<br>・技術者の応答の的確性 | ○ | ○ | ○ | ○ | |

◎:必須　　○:選択　　ー:適用外

※1　技術提案は、VE提案及び工事全般の施工計画の両方又は工事全般の施工計画で設定
※2　施工計画における評価項目数　（1項目又は工事特性により2項目）
※3　工事全般の施工計画における評価項目数（1項目は必須）
※4　VE提案における評価項目数（1項目又は工事特性により2項目）
※5　技術提案評価型ＳＩ型は試行であり、今後評価基準が変更になる場合がある

### 1)　施工能力評価型Ｉ型［施工計画（簡易な施工計画）］

施工能力評価型Ｉ型では、「施工計画（簡易な施工計画）」を求めるものとする。

**【評価項目】**

施工計画（簡易な施工計画）は、設計図書に示す施工をするうえで、「課題」に対する「着目点と着目理由」と「着目点に対応した施工方法」に係わる提案が適切かどうかを審査する。なお、施工計画（簡易な施工計画）は、適切な施工計画であるかということに着目するものであり、設計図書に示す仕様を超えるような提案を求めるものではない。

「課題」は、発注者が示す仕様に基づき施工するうえで、どのような点に配慮

して施工するかについて、記載を求めるものとし、下記①～③を参考に設定すること。

① 特に重要と考えられる工種等※1に係る施工方法について

※１ 工種は、工事数量総括表における工種、種別、細別とする

② 工事全般に係わる品質管理、安全管理、工程管理、環境、その他の技術上の管理等について

③ 工事全般について、施工の効率化や新技術の活用による生産性向上について

**【評価基準】**

「可」又は「不可」のみの評価とし、不可は欠格とすること。

・「可」：関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。
・「不可（欠格）」：関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。

※原則、「可」「不可」で評価し、数値化しない。

**【評価方法】**

○ 施工計画は、必要に応じ説明図表を含めることができるが、これらを含めＡ４版１頁以内とする。また、「着目点と着目理由」と「着目点に対応した施工方法」は、いずれも１項目目の提案のみ評価対象とする。

なお、提案された全ての内容に関して関係法令や共通仕様書等に準拠していない記載があった場合には「不可（欠格）」とする。

○ 施工計画は、工事の特性及び現場条件等を考慮のうえ、設計図書に示す仕様を満足する施工方法が具体的に記載されていること。また、記載した施工方法は契約後に監督職員に提出する「施工計画書」（土木工事共通仕様書（案）の第１編共通編第１章総則第１節総則１－１－４の施工計画書の（８）施工管理計画）に反映できる内容であること。

○ 判定は以下を参考に行うものとする。

≫「可」の評価

・施工計画が適切に記載されている場合

≫「不可」の評価

・「課題」、「着目点と着目理由」、「着目点に対応した施工方法」の関連性が適切でない場合
・本発注工事の内容と無関係である場合
・関係法令に違反するもの

・基準や指針と不整合な記載である場合
・共通仕様書で定める設計図書に準拠していない場合
・施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
・その他、適切な履行がなされない恐れがある場合

### 2)　技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）［技術提案（施工計画）］

技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の「技術提案（施工計画）」を求めるものとする。

なお、技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）により発注する場合、総合評価方式については原則「新技術導入促進（Ｉ）型」を採用するものとし、技術提案（施工計画）にあたり、発注者が指定するテーマに関する新技術を用いた提案を求める。

**【評価項目】**

評価項目は、施工条件及び工事特性等により、下記①～⑥を参考に設定すること。

①　工程管理に係わる技術的所見
②　材料の品質管理に係わる技術的所見
③　施工上の課題に対する技術的所見
④　施工上配慮すべき事項
⑤　安全管理に留意すべき事項
⑥　上記以外の項目

なお、施工条件及び工事特性等により求める技術提案（施工計画）は、２項目まで設定することができる。

**【評価基準・評価点】**

数値化が困難な評価項目に関しては、Ｖ～Ｉの５段階の階層と判断基準を設け、判断基準に応じた点数を付与する判定方式により評価するものとし、未提出、又は全ての提案が不適切であるものは、欠格とすること。

・「Ｖ」：３０（１５）：非常に優れた内容の施工計画である。
・「Ⅳ」：２３（１２）：Ｖ・Ⅲの中間の施工計画である。
・「Ⅲ」：１５（　８）：標準的な施工計画よりも優れた施工計画である。
・「Ⅱ」：　８（　４）：Ⅲ・Ｉの中間の施工計画である。
・「Ｉ」：　０（　０）：標準的な施工計画である。
・「欠格」：未提出である。又は全ての提案が不適切（不採用又は施工不可）で

あるもの。

※２項目設定した場合の評価点は、（　）とする。

【評価方法】

○　「技術提案（施工計画）」は、標準案又は資料提出者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し評価するものとする。

○　施工計画は、必要に応じ説明図表を含めることができるが、これらを含めＡ４版３（２）頁以内とする。

なお、３（２）頁を超えた場合、加点評価対象は３（２）頁目までに記載されている内容とし、４（３）頁目以降に記載された内容は、加点評価対象としない。

○　提案項目数は、５（３）項目提案させるものとし、記載の順に１から５（３）までの通し番号が付いていること。加点評価対象は番号１から５（３）の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。

なお、５（３）項目に満たない技術提案であっても、欠格とするものではない。

※「技術提案簡易評価型」を適用した試行工事の場合は、（　）内の数値とする。

○　１つの提案項目は、１つの着目対象（○○対策、等）に限って記載されていなければならず、複数の着目対象に対する提案技術を１つの項目に記載されている場合は、当該提案項目を加点評価対象としない。

○　１つの提案項目に対する具体的な施工計画（提案内容）は、工事の特性及び現場条件等を考慮のうえ、提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法が１つ記載されている場合に評価する。また、実施方法を効率的、効果的に行うための付帯技術は１つのみ記載できるものとするが、複数の実施方法・付帯技術が記載されている場合や記載した付帯技術が実施方法を効率的・効果的に行うものと判断できない場合は、当該提案項目を加点評価対象としない。

なお、曖昧な表現及び「共通仕様書、特記仕様書に基づき施工」等の簡易に表現されている場合は、加点評価対象としない。

○　必ず記載することと指定した提案項目がある場合は、指定された番号を付して提案項目が記載されていなければならない。指定した番号に異なる提案項目が記載されている場合は、指定番号の提案項目は加点評価対象としない。

○　施工条件及び工事の特性等により、加点評価対象としない提案項目を設定する必要がある場合は、「技術提案書（施工計画）」（別記様式－○）に予め記

載することができるが、透明性及び競争性の確保には、十分に留意すること。

○　提案項目の評価は以下を参考に行うものとする。

≫「○」：加点評価の対象となる提案項目

①　標準案に対し内容が適切かつ具体的で、効果が期待出来る提案について加点評価する。

②　加点評価した提案のうち、より効果の発現が高いと期待出来る提案は、優位な評価とすることができる。

③　標準案に対し内容が適切かつ具体的で、独自の視点から顕著に効果の発現が期待出来る提案についても、優位な評価とすることができる。

≫「－」：加点評価の対象とならない提案項目

①　標準案と同程度の提案

・特記仕様書・設計図書（架設図等）に基づく施工

・共通仕様書・関係法令等を遵守した施工

・「国土交通省土木工事標準積算基準書」による機種での施工

②　一般的な提案

③　複数の着目対象に対する提案を１つの項目に記載された提案

④　複数の実施方法・付帯技術を記載した提案

⑤　付帯技術が実施方法を効率的・効果的に行うものと判断できない提案

≫「□」：技術提案としては不採用とする提案項目

①　他工事との調整や他機関等との協議を要するもの。

②　共通仕様書で定める設計図書※1の変更が伴うもの。

ただし、変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項でないもの」、「工事目的物の変更が伴わないもの」の条件を満足するものは除く。

［設計図書の変更が伴うもので評価できない例］

・コンクリートの配合（セメントの種類、スランプ値等）等、設計図書で指定されている事項について変更するもの。

・配筋（鉄筋径、配筋位置等）等を変更することで、構造解析・応力検討が必要となるもの。

・場所打ちコンクリートからプレキャストに変更するもの等、設計図書で指定されている事項について変更するもの。

・橋梁下部工にひび割れ誘発目地を追加するもの。

・指定仮設、指定工法を変更するもの

③　技術提案書の様式に記載された評価項目のポイントで、提案の対象外[※2]としている提案。

④　具体的内容の確認を必要とするもの。

・具体的な実施範囲・条件等が明確に記載されていないもの

・具体的な効果内容が確認できないもの

⑤　その他、契約後に協議等により確認を必要とするもの。

※１　設計図書とは、「特記仕様書」、「図面」、「工事数量総括表」、「入札説明書等に対する質問回答書」

※２　提案範囲外も含む

≫「×」：施工不可とする提案項目

①　施工に対する安全性への配慮に欠けるもの

②　関係法令に違反するもの

③　工事目的物の変更が伴うもの

④　その他、適正な履行がなされない恐れのあるもの

≫「過度なコスト負担を要する提案」について

過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。

［過度なコスト負担の考え方］

①　必要以上の対策を講ずる提案（過剰な設備投資、要員増）

②　効果の程度及びその範囲が適当でない提案（管理基準の厳格化、要求水準に対して過剰な材料・配合及び工法）

③　その他（提案に要する費用が著しく高価なもの）

○　落札者は、「加点評価対象としない提案（「－」評価）」についても履行義務を果たすものとする。

また、「不採用（「□」評価）」及び「施工不可（「×」評価）」については、履行義務は果たさないものとする。

### 3)　技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）［工事全般の施工計画］、［技術提案（ＶＥ提案）］

技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の「工事全般の施工計画」と「技術提案（ＶＥ提案）」を求めるものとする。

なお、技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）により発注する場合、総合評価方式については原則「新技術導入促進（Ｉ）型」を採用するものとし、工事全般の施工計

画の提案にあたり、発注者が指定するテーマに関する新技術を用いた提案を求める。

### a. 「工事全般の施工計画」と「技術提案（ＶＥ提案）」の組合せ

Ｓ型（ＷＴＯ）では、「工事全般の施工計画」と「技術提案（ＶＥ提案）」を求めるが、施工条件及び工事特性等から適切な技術提案（ＶＥ提案）を求め難いと判断された場合は、「工事全般の施工計画」のみとすることができる。

【ＶＥ提案ありの場合　①】
・工事全般の施工計画　１項目（３０点）
＋
・技術提案（ＶＥ提案）１項目（３０点）
＝　評価点の合計　６０点

【ＶＥ提案ありの場合　②】
・工事全般の施工計画　１項目（３０点）
＋
・技術提案（ＶＥ提案）２項目（１５点×２）
＝　評価点の合計　６０点

【ＶＥ提案なしの場合】
・工事全般の施工計画　２項目（３０点×２）　＝　評価点　６０点

### b. ［工事全般の施工計画］

**【評価項目】**

評価項目は、施工条件及び工事特性等により、下記①～⑥を参考に設定すること。

① 工程管理に係わる技術的所見
② 材料の品質管理に係わる技術的所見
③ 施工上の課題に対する技術的所見
④ 施工上配慮すべき事項
⑤ 安全管理に留意すべき事項
⑥ 上記以外の項目

なお、施工条件及び工事特性等により求める工事全般の施工計画は、１項目を必須とし設定する。

指定項目に対する技術提案は、項目毎に最大５つ※1を基本とする。

※１　「技術提案簡易評価型」を適用した試行工事の場合は、「３つ」とする。

**【評価基準・評価点】**

Ｖ～Ｉの５段階により評価するものとし、未提出、又は全ての提案が不適切であるものは、欠格とすること。

・「Ｖ」：３０：非常に優れた内容の施工計画である。
・「Ⅳ」：２３：Ｖ・Ⅲの中間の施工計画である。
・「Ⅲ」：１５：標準的な施工計画よりも優れた施工計画である。
・「Ⅱ」：　８：Ⅲ・Ｉの中間の施工計画である。
・「Ｉ」：　０：標準的な施工計画である。
・「欠格」：未提出である。又は全ての提案が不適切（不採用又は施工不可）であるもの。

**【評価方法】**

○　「工事全般の施工計画」は、標準案又は資料提出者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し評価する。

※　評価方法は、「技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）［技術提案（施工計画）］【評価方法】」と同様である。

## c.　［技術提案（ＶＥ提案）］

**【評価項目】**

評価項目は、施工条件及び工事特性等から施工上の技術的課題を踏まえて、下記①～④を参考に設定すること。

①　総合的なコストの縮減に関する技術提案
②　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
③　環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案
④　施工計画※1

なお、施工条件及び工事特性等により求める「技術提案（ＶＥ提案）」は、１項目を基本とする。

また、工事内容に応じ、２項目まで設定できるものとする。

指定項目に対する技術提案は、項目毎に最大５つ※2を基本とする。

※１　ＶＥ提案を求める項目が、ライフサイクルコスト等の項目以外に求めるべき適切な項目がある場合は、個別テーマの施工計画とし「施工計画（ＶＥ）」を設定することができる。

※２　「技術提案簡易評価型」を適用した試行工事の場合は、「３つ」とする。

**【評価基準・評価点】**

**○　定性的評価**

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、Ｖ～Ｉの５段階の階層と判断基準を設け、判断基準に応じた点数を付与する判定方式により評価するものとし、全ての提案が、標準案と同程度であり効果が期待できないもの又は実施を認めないものは、不採用とすること。

・「Ｖ」：３０（１５）：内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案である。
・「Ⅳ」：２３（１２）：Ｖ・Ⅲの中間の提案である。
・「Ⅲ」：１５（　８）：内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である。
・「Ⅱ」：　８（　４）：Ⅲ・Ｉの中間の提案である。
・「Ｉ」：　３（　２）：標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である。
・「不採用」：全ての提案が、標準案と同程度であり効果が期待できないもの又は実施を認めないもの。

※２項目設定した場合の評価点は、（　）とする。

**○　定量的評価**

評価項目の性能等の数値により点数を付与する数値方式とする。

評価は、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に０点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

なお、按分した点数は小数点第３位までとし、小数点第４位を切り捨てとする。

**【実作業日数の短縮に係わる定量的評価の例】**

「標準とする実作業日数」の記載

・３００日

「最低限の要求要件」の記載

・１０日以上の短縮

「評価に関する」の記載

提案の短縮日数が最大の競争参加者に満点を与え、それ以下の競争参加者には最大短縮日数を基にそれぞれ提案した短縮日数により按分する。

ただし、最大の提案短縮日数が６０日以下の場合は、６０日を満点とし提案された短縮日数に応じ按分する。

**【評価方法】**

○　「技術提案（ＶＥ提案)」は、標準案又は資料提出者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し審査・評価する。

○　「加点評価対象としない提案」及び「優位な評価としない提案」については、標準案に基づく入札を行うものとし、履行義務（施工不可又は不採用と判断されたものを除く。）は負うものとする。

※　上記以外の評価方法は、「技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）［技術提案（施工計画)］【評価方法】」と同様である。

### 4)　技術提案評価型ＳＩ型（ＷＴＯ）［工事全般の施工計画］、［技術向上提案］

技術提案評価型ＳＩ型（ＷＴＯ）は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格としてその範囲内で提案される施工上の工夫等の「工事全般の施工計画」と、一定の範囲内で費用を計上することを前提として軽微な設計図書の変更を許容した技術提案（以下、「技術向上提案」という。）を求めるものとする。

運用にあたっては「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式技術提案評価型ＳＩ型の試行」（令和 7 年 5 月 14 日付け国会公契第 2 号、国官技第 35 号、国営管第 43 号、国営計第 18 号、国北予第 3 号）に則り行うものとするが、工事の特性に応じ、変更する場合がある。

## 2-4-3 企業の技術力

| 評価項目 | | | | 適用 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 一般土木 | AS舗装 | 営繕 | その他 | 適用タイプ |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ① | 同種工事の施工実績 | ◎（○）<br>※2 | ◎（○）<br>※2 | ◎（○）<br>※2 | ◎（○）<br>※2 | ・施工能力評価型Ⅰ型<br>・施工能力評価型Ⅱ型<br>・技術提案評価型S型（WTO以外） |
| | | ② | 工事成績 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | ③ | 工事成績（減点要素）（65点未満の場合） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | ④ | 優良工事等表彰（優良工事表彰） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | | 国土技術開発賞の受賞 | ◎<br>※4 | － | ◎<br>※4 | － | |
| | | | 優良工事等表彰（安全管理優良受注者表彰） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | ⑤ | 事故及び不誠実な行為 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | ⑥ | 地理的条件及び技術的適正（施工体制の評価） | － | ◎ | － | － | |
| | | ⑦ | 新技術の導入促進　※7 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ・施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型 |
| | 地域貢献度 地域精通度 | ⑧ | 地域精通度(近隣地域での施工実績) | 地域密着工事型　選択時　◎ | | | | ・施工能力評価型Ⅰ型<br>・施工能力評価型Ⅱ型 |
| | | ⑨ | 地域精通度（緊急時の施工体制） | 地域密着工事型　選択時　◎ | | | | |
| | | ⑩ | 地域貢献度（災害協定の有無） | 地域密着工事型　選択時　◎ | | | | |
| | | ⑪ | 地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無） | 地域密着工事型　選択時　◎ | | | | |
| | 自由設定項目 | ⑫ 1) | 工事成績優秀企業認定 | ○ | ○ | － | ○ | ・施工能力評価型Ⅰ型<br>・施工能力評価型Ⅱ型<br>・技術提案評価型S型（WTO以外） |
| | | 2) | 優良下請企業の活用 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 3) | ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工（修繕工）」） | ○（◎）<br>※3 | ○（◎）<br>※3 | － | － | |
| | | 4) | ISO認証取得状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 5) | 難工事施工実績　※5 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | 6) | 難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労・貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰等のいずれか | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 7) | インフラDX大賞 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 8) | 登録基幹技能者等の活用 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 9) | 地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定の有無） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 10) | 若手技術者（35歳以下）または女性技術者の活用及び資格　※1　※5 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | 11) | 本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 12) | 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 | ◎<br>※6 | － | － | － | |
| | | 13) | 自由項目 | ○ | ○ | ○ | ○ | |

◎：必須　　○：選択　　－：適用外

※1　施工能力評価型Ⅰ型・施工能力評価型Ⅱ型において適用可能
※2　（　）は地域密着工事型
※3　施工者希望Ⅰ型は、必須
※4　技術提案評価型S型 段階的選抜方式（一般土木、建築）で必須
※5　重点施策項目
※6　技術提案評価型S型 段階的選抜方式（一般土木A等級）で必須
※7　新技術導入促進（Ⅰ）型で適用（必須）

## (1) 評価項目

### ①同種工事の施工実績（必須項目）

**【評価項目・基準・方法】**

競争参加資格を満たすことを証明するため提出された施工実績と本発注工事との同種性について、評価する。

同種性は、以下のとおり設定することを基本とし、競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められる施工実績は、優位に評価するものとする。

なお、同種性の条件は、施工条件及び工事の特性等を考慮のうえ、工事数量総括表の数量、工種及び工事目的物の具体的な構造形式・規格等を踏まえ適切に設定すること。

**【同種性の設定について】**

「より高い同種性」、「高い同種性」、「同種性が認められる」の３段階評価とする。

①「より高い同種性」：本発注工事内容の設計値以上

②「高い同種性」：①で求める設計値×０．７程度

③「同種性が認められる」：①、②以外

工事内容から、①「より高い同種性」、③「同種性が認められる」の２段階評価や複数の同種性の条件を設定し、評価することも可能とするが、透明性及び競争性の確保には、十分に留意すること。

**【同種性の条件を複数求める場合の例】**

「より高い同種性」：

・盛土量が○○ｍ３以上、かつ深層混合処理工法による地盤改良で施工深度が○○m以上の実績

「高い同種性」：

・盛土量が△△ｍ３以上○○ｍ３未満、かつ深層混合処理工法による地盤改良で施工深度が△△ｍ３以上○○未満の実績。

「同種性が認められる」：

・盛土量が△△ｍ３未満、かつ深層混合処理工法による地盤改良を含む実績

※不調の恐れのある工事や対象業者数が少ない工事については、同種性の設定は設計値ではなく、「より高い同種性」、「高い同種性」は工事内容などに設定、または、「より高い同種性」、「同種性が認められる」の２段階評価の採用など工夫をすること。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別※1 |
| 評価対象工事種別 | 設定しない |
| 評価対象機関 | 設定しない |
| 評価対象期間 | 過去１５年間の施工実績（平成２２年４月１日以降）※2 |

※１　工事種別とは、「工事請負業者選定事務処理要領」(R5.3.9 国会公契第 40 号 最終改正）第３項に示す、２２工種である。
なお、以後の文書中に記載がある「工事種別」も同様である。

※２　大臣官房官庁営繕部所掌の工事及び地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、工事成績評定点が６５点未満のものを除く。

・評価は、ＣＯＲＩＮＳ等の提出資料により、確認・審査する。なお、ＣＯＲＩＮＳ等の記載内容から同種工事及びより高い同種性等の施工実績が不明な場合は、必要に応じて提出する書類（平面図、構造図、数量総括表等）により、確認・審査する。
・特定建設工事共同企業体（甲型）の実績は、代表者の場合にのみ、評価する。
・特定建設工事共同企業体（乙型）の実績は、協定書による分担工事の実績のみ、評価する。
・経常建設共同企業体（甲型）の実績は、代表者の場合にのみ、評価する。
・経常建設共同企業体（乙型）の実績は、協定書による分担工事の実績のみ、評価する。
・異工種建設工事共同企業体の実績は、協定書による分担工事の実績のみ、評価する。
・競争参加資格を証明するために申請された１件の「同種の工事の施工実績」（別記様式－○）により、評価する。なお、競争参加資格において、複数の施工実績を求め、資格要件を「同一工事でなくともよい。」とし、申請できる同種工事の施工実績を２件以上とした場合は、申請された複数の同種工事のうち、評価点が最も高い同種工事の施工実績により、評価するものとする。

**②工事成績（必須項目）**

**１）地方整備局等発注工事の工事成績**

**【評価項目・基準・方法】**

地方整備局等の発注した工事の工事種別において、過去３年間に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点（小数第一位で四捨五入）について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |

| | |
|---|---|
| 評価対象工事種別 | 競争参加資格で要件とした工事種別 |
| 評価対象機関（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式以外） | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |
| 評価対象機関（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式） | 地方整備局等（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農業水産関係を除く）） |
| 評価対象期間 | 過去３年間の施工実績（令和４年４月１日から令和７年３月３１日） |

・評価は７段階評価とする。

ａ．「８０点以上」　　ｂ．「７９点」

ｃ．「７８点」　　ｄ．「７７点」

ｅ．「７６点」　　ｆ．「７０点以上７６点未満」

ｄ．「７０点未満（実績なし）」

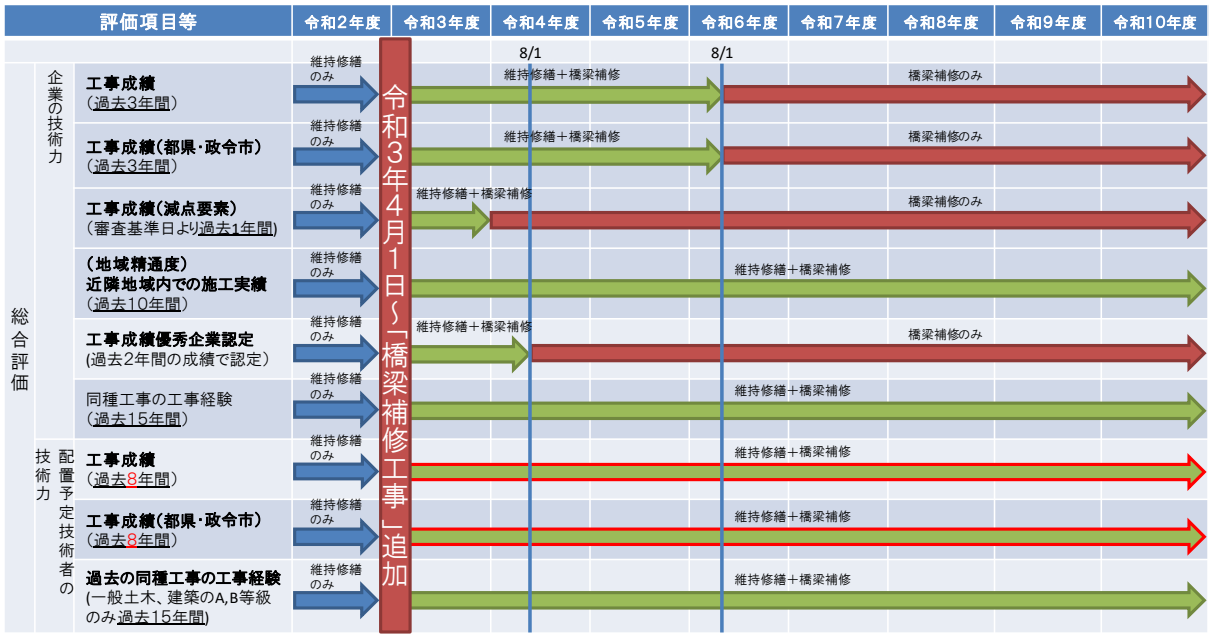


※今後、橋梁補修工事の発注状況や業界の意見等を踏まえ必要に応じ移行期間について見直しを行う。

図 2-5　工事種別「橋梁補修工事」追加に伴う評価種別の移行について

### ２）都県・政令市発注工事の工事成績（施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型で必須項目）

**【評価項目・基準・方法】**

対象の都県・政令市の発注した工事おいて、過去３年間に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点（同一機関：２件）の平均点（小数第一位で四捨五入）について、評価する。関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事の工事

成績を有している場合は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の工事成績で評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 一般土木工事、アスファルト舗装工事、維持修繕工事、橋梁補修工事 |
| 評価対象工事種別 | 競争参加資格で要件とした工事種別 |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局管内の都県・政令市 |
| 評価対象期間 | 過去３年間の施工実績（令和４年４月１日から令和７年３月３１日） |

・評価は、７段階評価とする。

【都県・政令市発注工事の工事成績の評価】

都県・政令市の工事成績評定点については、各都県・政令市毎に工事成績要領等が異なり、関東地方整備局の発注工事と同等に評価することができないことから、各都県・政令市が発注した工事の工事種別における過去３ヵ年に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点により補正を行う。

（A）都県・政令市が発注した工事の工事種別における過去３ヵ年に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点と、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事の工事種別における過去３ヵ年に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点より補正率を算出

補正率＝（当該都県・政令市の過去３ヵ年平均点）/（関東地方整備局の過去３ヵ年平均点）

（B）関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事の工事成績の７段階評価基準点に（A）により算出した補正率を掛け合わせ、７段階評価基準点を設定

※工事種別毎の工事の抽出にあたっては、各機関で使用している工事種別に該当する国土交通省の工事種別に当てはめ、工事を抽出している。

※具体的には、「令和７年度　総合評価落札方式における都県、政令指定都市発注工事の工事成績評価基準表及び表彰配点表について（通知）」（令和7年7月23日付け技術開発調整官事務連絡）を参照

**③工事成績（減点要素）（必須項目）**

**【評価項目・基準・方法】**

審査基準日の月から過去１年間の間で、本発注工事の工事種別による総合評価落

札方式の加算点等を減点する試行対象工事において、完成時の工事成績評定点の結果が６５点未満と通知された工事の有無について、評価する。ただし、事故減点は原則適用外とする。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 競争参加資格で要件とした工事種別 |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |
| 評価対象期間 | 過去１年間の施工実績（審査基準日の月から過去１年間） |

・評価は、「６５点未満の工事成績」がある場合、減点評価とする。

**④優良工事等表彰（優良工事表彰・国土技術開発賞・安全管理優良受注者表彰）**

**（必須項目）**

**１）地方整備局等発注工事の優良工事等表彰**

**【評価項目・基準・方法】**

地方整備局等の発注した工事において受彰した優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰の有無、ならびに国土技術開発賞の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | ・「優良工事表彰」および「安全管理優良受注者表彰」は全ての工事種別<br>・「国土技術開発賞」は段階的選抜方式での一般土木工事もしくは建築工事の場合 |
| 評価対象工事種別 | ・「優良工事表彰」および「国土技術開発賞」は全ての工事種別<br>・「安全管理優良受注者表彰」は競争参加資格で要件とした工事種別 |
| 評価対象機関（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式以外） | ・「優良工事表彰」および「安全管理優良受注者表彰」は関東地方整備局（港湾空港関係を除く）<br>・「国土技術開発賞」は設定しない |
| 評価対象機関（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式） | ・「優良工事表彰」および「安全管理優良受注者表彰」は地方整備局等（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農業水産関係を除く））<br>・「国土技術開発賞」は設定しない |
| 評価対象期間 | ・「優良工事表彰」および「安全管理優良受注者表彰」は令和７年度に受彰した表彰<br>・「国土技術開発賞」は過去３年間に受彰した表彰（令和５年度～令和７年度 |

・評価は、「優良工事表彰（局長表彰）」、「国土技術開発賞（最優秀賞・優秀賞、特別賞）」、「優良工事表彰（部長・事務所長表彰）」、「安全管理優良受注者表彰」の受彰がある場合に評価する。
・申請できる件数は、「優良工事表彰」、「国土技術開発賞」、「安全管理優良受注者表彰」いずれも１件とする。
・安全管理優良受注者表彰は、「優良工事表彰（局長表彰）あり」又は「国土技術開発賞（最優秀賞）あり」の場合は、評価対象としない。
・「優良工事表彰（部長・事務所長表彰）」又は「国土技術開発賞（優秀賞、特別賞）」と「安全管理優良受注者表彰」が申請された場合は、いずれも加点評価する。
・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に表彰がある場合に限り、評価する。
・表彰状の写しの添付がない場合は、評価しない。

**２）都県・政令市発注工事の優良工事等表彰（施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型で必須項目）**
**【評価項目・基準・方法】**

都県・政令市の発注した工事における審査基準日の月以前の１年間に受彰した都県・政令市が定めた表彰制度による各種表彰の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 一般土木工事、アスファルト舗装工事、維持修繕工事、橋梁補修工事 |
| 評価対象工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局管内の都県・政令市 |
| 評価対象期間 | 審査基準日の月以前の１年間に受彰した各種表彰 |

・評価は、関東地方整備局管内の都県・政令市が定めた表彰制度による各種表彰がある場合に評価する。
・申請できる件数は、都県・政令市が定めた表彰制度による各種表彰より１件とする。
・各県表彰（知事表彰）、東京都表彰（局長表彰）、政令市表彰（市長表彰）の受賞がある場合は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）「優良工事表彰（局長表彰）」相当として評価する。それ以外の各種表彰については関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）「優良工事表彰（部長・事務所長表彰）」相当として評価する。
・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に表彰がある場合に限り、評価する。
・表彰状の写しの添付がない場合は、評価しない。

**⑤事故及び不誠実な行為（必須項目）**

**【評価項目・基準・方法】**

審査基準日時点における措置の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 設定しない |
| 評価対象機関 | ・「文書注意」および「口頭注意」は関東地方整備局から措置を受けたもの（港湾空港関係を除く）<br>・「瑕疵担保に係わるかし修補」は関東地方整備局発注工事に関するもの（港湾空港関係を除く）<br>・「契約締結辞退」は関東地方整備局発注工事に関するもの（港湾空港関係を含む） |
| 評価対象期間 | 審査基準日において措置を受けている場合 |

・評価は、以下の項目に該当する場合、減点評価とする。なお、受けている措置については、全て加算する。（最大－１２点とする。）

| 受けている措置 | 評価点の減点 |
|---|---|
| 文書注意 | －４ |
| 口頭注意 | －２ |
| かし修補の請求日からかし修補の引渡日までの期間である | －４ |
| 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である | －４ |

**⑥地理的条件及び技術的適正（施工体制の評価）**

**【評価項目・基準・方法】**

アスファルト舗装工事において、１人以上の自社雇用の技能者配置状況、自社保有機械の配置状況、作業拠点の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | アスファルト舗装工事（必須） |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | 審査基準日において確認できるものとする |

・評価は、ａ．～ｃ．の評価基準のうち、２つ以上該当する場合に評価する。

ａ．本発注工事に自社雇用の舗装に係わる技能者を１人以上従事する場合

ｂ．自社保有のアスファルトフィニッシャーが配置できる場合

ｃ．作業拠点が工事場所から３０ｋｍ以内の市区町村又は施工都県内にある場合

・申請した施工体制と実際に施工された体制に相違があると判断された場合は、工事成績評定を３点減点するものとする。

**⑦新技術の導入促進　※新技術導入促進Ⅰ型で必須**

**【評価項目・基準・方法】**

当該発注工事における提案テーマに関連する、「新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）」に掲載された「有用な新技術」及び「事後評価未実施技術」の活用の有無ついて、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する総合評価方式 | 新技術導入促進（Ⅰ）型（施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型）のみ（必須） |
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | － |

・評価は、提案された新技術が「新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）」に掲載された「有用な新技術」であり、新技術の活用が有効かつ施工方法が具体的である場合に評価する。また、「有用な新技術」に加え、「事後評価未実施技術」を活用し、新技術の活用が有効かつ施工方法が具体的である場合、さらに評価する。ここでいう「有用な新技術」とは、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術をいう。

・当該発注工事の特記仕様書等で実施を求められた技術や、公告日より前にＮＥＴＩＳから削除された技術については、評価しない。

・活用する「有用な新技術」及び「事後評価未実施技術」が複数ある場合は、各技術について代表的な１技術を各々記載するものとし、複数記載した場合においては、本評価項目を評価の対象としない。

・「有用な新技術」と「事後評価未実施技術」には異なる技術を記載すること。「有用な新技術」と同一の技術を「事後評価未実施技術」に記載した場合は、「有用な新技術」のみを評価する。

**⑧地域精通度（近隣地域での施工実績）※地域密着工事型に適用**

**【評価項目・基準・方法】**

過去１０年間に元請けとして完成・引き渡しが完了した施工都県内（又は、半径○○ｋｍ圏内の市町村等）における評価対象となる工事種別の工事で、完成時の受注金額（最終契約額）が○億円以上※1の施工実績について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 競争参加資格で要件とした工事種別<br>※「橋梁補修工事」は移行措置として当面の間、「橋梁補修工事」に加え「維持修繕工事」も評価対象工事種別として評価 |
| 評価対象機関 | 設定しない |
| 評価対象期間 | 過去１０年間の施工実績（平成２７年４月１日以降）※2 |

※１　完成時の受注金額（最終契約額）の設定について

| 工事種別 | 等級 | 完成時の受注金額 |
|---|---|---|
| 一般土木工事 | Ｂ等級 | ３億円以上 |
| | Ｃ等級 | ０．６億円以上 |
| | Ｄ等級 | ５００万円以上 |
| アスファルト舗装工事 | Ａ等級 | １．２億円以上 |
| | Ｂ等級 | ０．５億円以上 |
| | Ｃ等級 | ５００万円以上 |
| 造園工事 | Ａ等級 | ２，５００万円以上 |
| | Ｂ等級 | ５００万円以上 |
| 建築工事 | Ｂ等級 | ３億円以上 |
| | Ｃ等級 | ０．６億円以上 |
| | Ｄ等級 | １，５００万円以上 |
| 電気設備工事<br>暖冷房衛生設備工事 | Ａ等級 | ２億円以上 |
| | Ｂ等級 | ０．５億円以上 |
| | Ｃ等級 | ５００万円以上 |
| 上記以外の工事種別 | － | ５００万円以上 |

（競争参加資格において複数等級区分を対象として設定している場合は、下位等級区分の設定とする。）

※２　大臣官房官庁営繕部所掌の工事及び地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、工事成績評定点が６５点未満のものを除く。

・評価は、「対象地域での施工実績がある」場合に評価する。

・対象地域については、施工都県又はある一定の地域内（半径○ｋｍ圏内の市町村等）とし、地域状況、工事内容等を踏まえ、本発注工事の地域要件設定時の考え方に基づき、適切に設定すること。なお、設定にあたり透明性及び競争性の確保には、十分に留意すること。

・共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が２０％以上の工事に限り、評価する。

・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員について実績がある場合に限り、評

価する。

**⑨地域精通度（緊急時の施工体制）※地域密着工事型に適用**

**【評価項目・基準・方法】**

施工都県内（又は、半径○○ｋｍ圏内の市町村等）に本店（本社）の所在の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | － |

・評価は、「対象地域に本店（本社）の所在」が確認できる場合に評価する。

・対象地域については、施工都県又はある一定の地域内（半径○ｋｍ圏内の市町村等）とし、地域状況、工事内容等を踏まえ、本発注工事の地域要件設定時の考え方に基づき、適切に設定すること。なお、設定にあたり透明性及び競争性の確保には、十分に留意すること。

**⑩地域貢献度（災害協定の有無）※地域密着工事型に適用**

**【評価項目・基準・方法】**

施工都県内に本店（本社）・支店・ 営業所を有する企業において審査基準日における行政機関等との災害協定の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局（本局・各事務所）、国の機関、地方公共団体・特殊法人等 |
| 評価対象期間 | 審査基準日において災害協定の締結有効期間内であること |

・評価は、「「関東地方整備局（各事務所）」と締結した災害協定あり。」、「「関東地方整備局（本局）」と災害協定を締結した都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等に加盟あり。」、「施工都県内における国の機関・地方公共団体・特殊法人等と締結した災害協定あり。」に該当する場合に評価する。

・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に災害協定がある場合に限り、評価する。

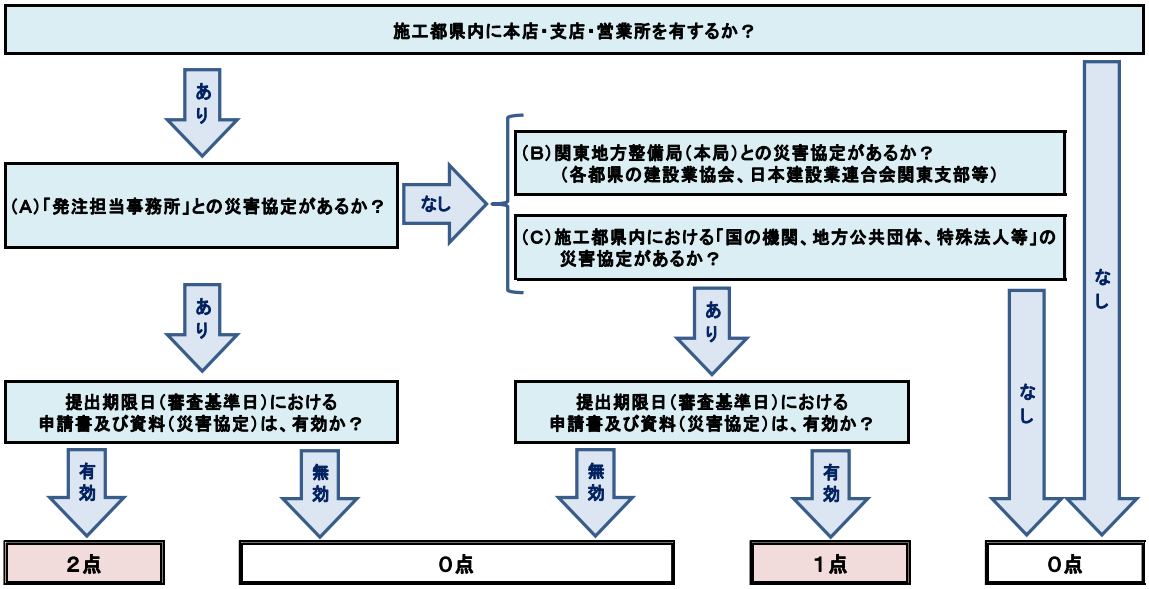


図 2-6　地域貢献度（地域への貢献（災害協定））の評価フロー

上記評価フローに記載の協定対象機関は下記のとおりとする。

（A）関東地方整備局（発注担当事務所）

発注担当事務所と災害協定を締結していれば評価する。

（B）関東地方整備局（本局）

災害協定を締結した協会等に加盟していれば評価する。

［対象となる協会等］

都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等

（C）国の機関・地方公共団体・特殊法人等（施工都県内の行政機関を対象）

［国の機関］

「関東地方整備局（本局）」と「関東地方整備局（発注事務所）」を除く、他の行政機関。なお、関東技術事務所との協定の場合は、関連施設が埼玉県、群馬県、栃木県に存在するため、施工都県が埼玉県、群馬県、栃木県の場合は関東技術事務所との協定も、「施工都県内の行政機関」として評価の対象とする。

［地方公共団体］

地方自治法第 1 条の３に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体

［特殊法人］

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す法人

**⑪地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）※地域密着工事型に適用**

**【評価項目・基準・方法】**

評価期間中に完了した行政機関との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局（本局及び事務所）、国の機関、地方公共団体、特殊法人等※1 |
| 評価対象期間 | 過去３年間（令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで）に完了した災害活動等の実績 |

※１　評価対象機関は以下のとおり。

［**国の機関**］関東地方整備局（本局及び事務所）を除く、他の行政機関

［**地方公共団体**］地方自治法第１条の３に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体

［**特殊法人**］公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す法人

・評価は、以下ａ.～ｄ．に示す実績がある場合に評価する。

ａ．　施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。

施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。

ｂ．　施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく支援等※2の実績あり。

施工都県内において実施された支援等※2の実績により、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。

ｃ．　施工都県内において、国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または支援等※2の実績あり。

施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は支援等※2の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く。）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。

ｄ．　施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局（本局または各事務所）と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」又は支援

等※2の実績あり。

施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」又は支援等※2の実績により関東地方整備局（本局または各事務所）から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする。

・災害協定に基づく災害活動実績とは、災害発生の恐れがある場合や災害発生直後に、災害協定を締結している国の機関、地方公共団体、特殊法人等より、緊急的に出動指示や対応指示を受け実施した「緊急復旧工事」、「資機材の移送支援、又は提供（貸与含む）」又は「緊急パトロール」をいう。なお、国の機関、地方公共団体、特殊法人等と協会等により締結された協定に基づく活動においても対象とする。

・災害協定に基づく災害活動実績は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までに完成・引渡しが完了したもの、また「災害活動証明書」については、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までに災害活動が完了した実績に限る。

・関東地方整備局（本局または各事務所）との災害協定に基づく、「資機材の移送支援、または提供（貸与含む。）」がある場合、移送支援等は広範囲にわたることもあるため、活動実施した企業の本店（本社）所在地が本発注工事の施工都県内である場合は、災害活動実績として認める。

・災害発生時に関東地方整備局各事務所から「災害活動証明書」の交付を受けている場合、災害協定に基づく災害活動の実績と同等に評価する。

・災害協定に基づく災害活動実績にあっては、災害活動を証明する資料として、災害活動実績時の災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写しを必ず添付するものとする。なお、個別工事の依頼文のみの添付では、当該工事内容が災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない場合があることから、協定書、及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）を必ず添付する。必要に応じて、上記内容を網羅した証明書等の発行を発行元に依頼し提出するものとする。

・関東地方整備局（本局または各事務所）が発行した「災害活動証明書」は、証明資料を要しない。

・河川・道路維持工事等で契約し、その工事の履行範囲内での災害対応（緊急パトロールも含む。）は、災害活動実績として認めない。ただし、関東地方整備局（本局または各事務所）より「災害活動証明書」の交付を受けている場合は除く。
・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が災害協定等に基づく活動実績がある場合に限り、評価する。
・災害協定に基づく災害活動実績、または災害活動証明書として申請できる実績件数は、１件とする。
・「災害活動証明書」と同一災害の「災害関連感謝状」を提出した場合は災害活動証明書のみを評価する。

※２　支援等とは、「資機材の移送支援、または提供（貸与含む。）」又は「緊急パトロール」の実績とする。

**○「災害活動証明書」について**

**［関東地方整備局（本局または各事務所）が発行する「災害活動証明書」］**

災害活動証明書の発行は、「「災害活動証明書」の発行基準、総合評価落札方式における「災害協定に基づく活動実績の有無」の評価基準及び入札説明書の記載例について」（平成 30 年 3 月 30 日付け企画部技術開発調整官事務連絡）第２項に基づき、実施するものとする。

上記により発行した「災害活動証明書」は災害協定等の証明資料を要しない。

**［国の機関（関東地方整備局を除く）地方公共団体、特殊法人等（以下、他機関とする）が発行する災害活動実績に係る証明書］**

他機関が発行した災害活動実績に係る証明書については、災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない場合があることから、協定書、及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）を必ず添付することをもって、評価する。

【参考】Ｈ３１．４．１以降の災害活動実績の評価期間は３ヵ年とする。

### ⑫自由設定項目

自由設定項目は、下記の項目による設定ができるものとする。

なお、★は重点施策項目

１）工事成績優秀企業認定

２）優良下請企業の活用

３）ＩＣＴ施工技術の活用（「ＩＣＴ舗装工」、「ＩＣＴ舗装工（修繕工）」）

４）ＩＳＯ認証取得状況

５）★難工事施工実績（必須項目）

６）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労・貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等

７）インフラＤＸ大賞

８）登録基幹技能者等

９）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定の有無）

10）★若手技術者（３５歳以下）または女性技術者の活用及び資格（必須項目）

11）本発注工事の工事種別における新規契約の有無

12）「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

13）自由項目

#### １）工事成績優秀企業認定

**【評価項目・基準・方法】**

地方整備局等の発注した工事において受けた工事成績優秀企業の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、橋梁補修工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事 |
| 評価対象工事種別 | 同上 |
| 評価対象機関（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式以外） | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |
| 評価対象機関（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式） | 地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農業水産関係を除く） |
| 評価対象期間 | 令和７年度の認定 |

・評価は、「工事成績優秀企業認定がある」場合に評価する。

・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に表彰がある場合に限り、評価

する。

・認定証の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。

**２）優良下請企業の活用**

**【評価項目・基準・方法】**

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事において優良下請表彰を受彰した下請企業を本発注工事への活用の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |
| 評価対象期間 | 令和７年度の受彰 |

・評価は、「優良下請企業を本発注工事で活用する」場合に評価する。

・複数の企業を活用する場合でも最大１点とする。

・元請企業が優良下請企業を活用するにあたり、対象となる優良下請企業は、本発注工事の元請企業として、入札参加することはできない。

・活用すると申請したにもかかわらず、受注者の責めにより履行されていないと判断された場合は、工事成績評定を３点減点するものとする。

・下請企業を複数社申請した場合、全ての下請企業を活用することとし、そのうち１社でも活用しなかった場合も、工事成績評定を３点減点するものとする。

**３）ＩＣＴ施工技術の活用（「ＩＣＴ舗装工」、「ＩＣＴ舗装工（修繕工）」）**

**【評価項目・基準・方法】**

ＩＣＴ活用工事に設定された工事において、施工に係わるＩＣＴ施工技術の活用の有無について、評価する。

○ＩＣＴ舗装工

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 一般土木工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | － |

○評価対象工種と規模

［対象工種］

・本発注工事に舗装、水門の工事区分における舗装工の工種があり、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工を含む工事

・本発注工事に築堤・護岸、堤防護岸、砂防堰堤の工事区分における付帯道路工の工種があり、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工を含む工事

［対象規模］

予定価格（消費税含む）が２億円未満かつ、舗装面積５，０００ｍ２以上の工事。

○ＩＣＴ舗装工（修繕工）

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 「切削オーバーレイ工事」「路面切削工事」を含む工事 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | － |

○評価対象工種と規模

［対象工種］

・本発注工事に道路維持、道路修繕、橋梁保全工事の工事区分における舗装工の工種があり、切削オーバーレイ工、路面切削工を含む工事

［対象規模］

路面切削工または切削オーバーレイ工の切削面積が１０，０００ｍ２以上の工事。

・評価は、ＩＣＴ活用施工するもので、以下の①～⑤の全て段階において全面活用する場合のみ、評価する。ただし、ＩＣＴ舗装工（修繕工）については、①②⑤を必須として活用する場合に評価し、③④については、受注者の希望により実施の選択が可能である。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工（ＩＣＴ舗装工（修繕工）は選択式）

④ ３次元出来形管理等の施工管理（ＩＣＴ舗装工（修繕工）は選択式）

⑤ ３次元データの納品

・ＩＣＴ施工技術を工事に活用する場合、技術提案（施工計画）では評価対象としない。ただし、ＩＣＴ施工技術を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める。または別の効果を発現する等を含む。）した技術提案は、その応用部分（付加的な内容）についてのみ、技術提案（施工計画）での評価対象とする。
・特記仕様書により指定した技術については、評価項目・技術提案ともに評価はしない。
・活用する技術・工種・作業内容・活用内容が不明な場合及び技術内容と活用内容が不整合な場合は、評価しない。
・活用すると申請したにもかかわらず、受注者の責めにより履行されていないと判断された場合は、工事成績評定から３点減点するものとする。

**４）ＩＳＯ認証取得状況**

**【評価項目・基準・方法】**

ＩＳＯ認証の取得の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象規格 | ＩＳＯ９００１、ＩＳＯ１４００１ |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | 審査基準日において認定を受けている場合 |

・評価は、「ＩＳＯ認証取得がある」場合に評価する。
・ＩＳＯ認証取得を証明する登録証（附属書等を含む）の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は評価しない。
・認証規格は、施工条件及び工事特性等により、評価する規格を設定することができる。
・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が認証取得を有している場合に限り、評価する。

**５）難工事施工実績（必須項目）**

**【評価項目・基準・方法】**

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事において「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の１年間に元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 設定しない |

| | |
|---|---|
| 評価対象機関 | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |
| 評価対象期間 | 審査基準日の月以前の１年間 |

・評価は、「評価期間に元請として完成・引渡しが完了した難工事指定の施工実績で、かつ対象工事の工事成績評定点が７０点以上の施工実績に該当する」場合に評価する。
・評価は、対象工事の完了時点の契約工期末が評価対象期間に含まれるか、により行う。
・公告文（随意契約の場合は、見積説明資料）の写し（「難工事指定」の試行対象工事が証明できる部分）を提出するものとし、添付がない場合は、評価しない。
・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に実績がある場合に限り、評価する。
・工事成績評定通知書の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。

**６）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労・貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等**

**【評価項目・基準・方法】**

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事において受彰した難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労・貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等いずれかの有無について評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |
| 評価対象期間 | 令和７年度の受彰 |

・評価は、「難工事功労表彰」、「災害工事功労表彰」、「事務所独自の功労・貢献表彰」、「災害関連感謝状」、「新技術活用・生産性等向上工事表彰」等、いずれかの受彰がある場合に評価する。
・「災害関連感謝状」については関東地方整備局又は本発注工事の事務所長が贈呈した感謝状のみを評価する。また、災害協定等に基づく活動実績の有無で提出した災害活動証明書と同一災害の場合は評価しない。
・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に表彰がある場合に限り、評価する。
・複数の事務所の表彰を評価対象とすることも可能とし、発注事務所の表彰を除くことも可とする。

・「新技術活用・生産性等向上表彰」は本発注工事の事務所の表彰のみを評価する。
・表彰状の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。

### ７）インフラＤＸ大賞

**【評価項目・基準・方法】**

国土交通本省及び関東地方整備局からのインフラＤＸ大賞の受彰の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 設定しない |
| 評価対象機関 | ・国土交通本省におけるインフラＤＸ大賞は、発注機関を問わず、工事・業務において受彰した企業を評価（i-Construction・インフラＤＸ推進コンソーシアム会員の取組部門は対象外）<br>・関東インフラＤＸ大賞は、関東地方整備局（港湾空港関係を含む） |
| 評価対象期間 | ・国土交通本省の表彰（国土交通大臣賞及び優秀賞）は令和６年度に受彰した表彰<br>・関東地方整備局の表彰（局長表彰及び事務所長表彰）は、令和７年度に受彰した表彰 |

・評価は、国土交通本省の表彰（国土交通大臣表彰及び優秀賞）の受彰及び関東地方整備局の表彰（局長表彰及び事務所長表彰）がある場合に評価する。
・申請できる件数は１件とする。
・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に表彰がある場合に限り、評価する。
・表彰状の写しの添付がない場合は、評価しない。

### ８）登録基幹技能者等の活用

**【評価項目・基準・方法】**

本発注工事の施工に係る元請または一次下請企業が配置する現場従事技術者（元請けの主任又は監理技術者を除く。）として、所定の建設技能等を有する技能者を活用する場合、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 設定しない |
| 評価対象機関 | － |

| 評価対象期間 | 審査基準日において建設技能等の認定を受けている場合 |
|---|---|

**○評価技能者と評価対象工種**

［評価技能者］

登録基幹技能者※1、国土交通大臣顕彰※2（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工※3

［評価対象工種等］

本発注工事の工事数量総括表に示す、工種、種別、細別

※　申請にあたっては、建設技能者等が従事する工種、種別、細別を技術資料に記載させるものとする。

・評価は、「対象建設技能者を１名以上活用する」場合に評価する。

・工種、種別、細別の記載がない又は工事数量総括表にない工種、種別、細別を記載した場合は、評価しない。

・従事する登録基幹技能者等は、元請が配置する現場従事技術者（主任（監理）技術者を除く。）または一次下請企業が配置する現場従事技術者以外は、評価しない。

・活用すると申請したにもかかわらず、受注者の責めにより履行されていないと判断された場合は、工事成績評定を３点減点するものとする。

※１　登録基幹技能者種別一覧

R6.8.31現在

| No. | 登録基幹技能者の種類 | 基幹的な役割を担う<br>（実務経験を有する）<br>建設業の種類 |
|---|---|---|
| 1 | 登録電気工事基幹技能者 | 電気工事業、電気通信工事業 |
| 2 | 登録橋梁基幹技能者 | とび・土工工事業、鋼構造物工事業 |
| 3 | 登録造園基幹技能者 | 造園工事業 |
| 4 | 登録コンクリート圧送基幹技能者 | とび・土工工事業 |
| 5 | 登録防水基幹技能者 | 防水工事業 |
| 6 | 登録トンネル基幹技能者 | 土木工事業、とび・土工工事業 |
| 7 | 登録建設塗装基幹技能者 | 塗装工事業 |
| 8 | 登録左官基幹技能者 | 左官工事業 |
| 9 | 登録機械土工基幹技能者 | 土木工事業、とび・土工工事業 |
| 10 | 登録海上起重基幹技能者 | 土木工事業、しゅんせつ工事業 |
| 11 | 登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者 | 土木工事業、とび・土工工事業、鉄筋工事業 |
| 12 | 登録鉄筋基幹技能者 | 鉄筋工事業 |
| 13 | 登録圧接基幹技能者 | 鉄筋工事業 |
| 14 | 登録型枠基幹技能者 | 大工工事業 |
| 15 | 登録配管基幹技能者 | 管工事業 |
| 16 | 登録鳶・土工基幹技能者 | とび・土工工事業 |
| 17 | 登録切断穿孔基幹技能者 | とび・土工工事業 |
| 18 | 登録内装仕上工事基幹技能者 | 内装仕上工事業 |
| 19 | 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 | 建具工事業 |
| 20 | 登録エクステリア基幹技能者 | とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 21 | 登録建築板金基幹技能者 | 屋根工事業、板金工事業 |
| 22 | 登録外壁仕上基幹技能者 | 左官工事業、塗装工事業、防水工事業 |
| 23 | 登録ダクト基幹技能者 | 管工事業 |
| 24 | 登録保温保冷基幹技能者 | 熱絶縁工事業 |
| 25 | 登録グラウト基幹技能者 | とび・土工工事業 |
| 26 | 登録冷凍空調基幹技能者 | 管工事業 |
| 27 | 登録運動施設基幹技能者 | 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業 |
| 28 | 登録基礎工基幹技能者 | 土木工事業、とび・土工工事業 |
| 29 | 登録タイル張り基幹技能者 | タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 30 | 登録標識・路面標示基幹技能者 | とび・土工工事業、塗装工事業 |
| 31 | 登録消火設備基幹技能者 | 消防施設工事業 |
| 32 | 登録建築大工基幹技能者 | 建築工事業、大工工事業 |
| 33 | 登録硝子工事基幹技能者 | ガラス工事業 |
| 34 | 登録ALC基幹技能者 | タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 35 | 登録土工基幹技能者 | 土木工事業、とび・土工工事業 |
| 36 | 登録ウレタン断熱基幹技能者 | 熱絶縁工事業 |
| 37 | 登録発破・破砕基幹技能者 | とび・土工工事業 |
| 38 | 登録建築測量基幹技能者 | 大工工事業 |
| 39 | 登録解体基幹技能者 | 解体工事業 |
| 40 | 登録圧入工基幹技能者 | とび・土工工事業 |
| 41 | 登録送電線工事基幹技能者 | とび・土工工事業、電気工事業 |
| 42 | 登録さく井基幹技能者 | さく井工事業 |
| 43 | 登録あと施工アンカー基幹技能者 | とび・土工工事業 |
| 44 | 登録計装基幹技能者 | 電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業 |
| 45 | 登録土質改良基幹技能者 | 土木工事業、とび・土工工事業 |
| 46 | 登録都市トンネル基幹技能者 | 土木工事業、とび・土工工事業 |
| 47 | 登録潜函基幹技能者 | とび・土工工事業 |

※２　建設マスターとは、優秀施工者国土交通（建設）大臣顕彰者の通称。優秀施工者国土交通（建設）大臣顕彰制度は、優秀な技能・技術を有する建設現場の労働者で、直接施工に従事している方を「優秀施工者」として国土交通（建設）大臣が顕彰するもので、平成４年度に創設されている。

建設ジュニアマスターとは、青年優秀施工者不動産（土地）・建設経済（産業）

局長顕彰者の通称。青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰は、次世代の建設現場の担い手を確保・育成すること、建設マスターに達するまでの技術・技能の向上を図ることを目的として、平成２７年度に創設されている。

※３　現代の名工（卓越した技能者）とは、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として厚生労働省が定めている。

**９）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）**

**【評価項目・基準・方法】**

関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力認定の有無について評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |
| 評価対象期間 | 審査基準日において認定を受けている場合 |

・評価は、「災害時の基礎的事業継続力の認定がある」場合に評価する。
・参加者とは異なる支店等に発行された認定証の写しが提出された場合は、加点評価しない。ただし、参加者の属する本店（本社）等に対する認定証が添付されている場合は、加点対象とする。
・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に認定がある場合に限り、評価する。
・認定証の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。

**10）若手技術者（３５歳以下）または女性技術者の活用及び資格**

**【評価項目・基準・方法】**

本発注工事の施工において、主任（監理）技術者以外に若手技術者または女性技術者を現場代理人又は担当技術者等として配置する場合、ならびに配置する若手技術者または女性技術者の資格の有無又は継続教育（ＣＰＤ・ＣＰＤＳ）の取得状況について評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する総合評価方式 | 施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型 |
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |

| | |
|---|---|
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象技術者 | 現場代理人または担当技術者として専任配置 |
| 評価対象年齢 | ・若手技術者については審査基準日において３５歳以下<br>・女性技術者については年齢を問わない |
| 評価対象資格等 | 以下のいずれかを満たす場合に評価<br>・資格については競争参加資格の配置予定技術者に求める資格及び本発注工事に対応する１級又は２級施工管理技士補<br>・継続教育については推奨単位以上の取得 |
| 評価対象機関（資格） | － |
| 評価対象機関（継続教育） | 証明書を発行している団体（参考）参照 |
| 評価対象期間（資格） | － |
| 評価対象期間（継続教育） | 審査基準日から過去１年以内（図 3-7 参照） |

・評価は、主任（監理）技術者とは別に現場代理人または担当技術者として３５歳以下の若手技術者または女性技術者を活用する場合に評価し、加えて、配置する若手技術者または女性技術者が資格または継続教育（ＣＰＤ・ＣＰＤＳ）の推奨単位以上を取得している場合、さらに評価する。
・配置する技術者は直接的な雇用関係であること。雇用期間は問わない。
・当該工事に専任で配置する場合にのみ評価する（本発注工事のみ従事し、他工事との兼務は認めない）。
・担当技術者で配置する場合は、主任（監理）技術者の配置（専任）期間と同じ期間配置しなければ評価しない。
・配置する技術者は、１名でよいものとする。複数の技術者を申請する場合、評価点の合計値が最も低い者で評価する。
・資格の評価にあたっては、申請する技術者の資格取得内容を確認するため、合格証明書の写しを添付するものとする。添付がない場合は評価しない。
・継続教育の評価にあたっては、申請する技術者が「証明書発行団体の推奨単位以上を取得」しており、かつ「審査基準日から過去１年以内に証明期間※1の一部が含まれている」ことの証明がある場合に評価する。条件を満たす「継続教育の証明書がある」場合に評価するものとし、証明書の添付がない場合は評価しない。

（※１　証明期間とは、提出された証明書に記載された「取得期間」又は「証明期間」のことをいう）

・継続教育の証明期間は年単位で評価するものとし、端数がある場合は切り上げ

る。その際の取得単位は、切り上げ後の証明期間（年数）で単純平均を用いて算出する。（例：証明期間１年３ヶ月の証明書の場合は、２年間の証明書として評価する）なお、証明書発行団体により年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、そのいずれかが満足していれば評価する。

・若手技術者または女性技術者を活用すると申請したにもかかわらず、受注者の責めにより活用されていないと判断された場合は、工事成績評定を３点減点するものとする。

・申請した技術者の途中交代については、現場代理人、担当技術者いずれの場合においても、若手技術者から女性技術者、女性技術者から若手技術者への交代を認め、現場代理人から担当技術者、担当技術者から現場代理人への変更も認めるものとする。なお、当初配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならず、受注者の責めにより同等以上の者を配置できない場合は工事成績評定を３点減点するものとする。

推奨単位：５０単位／年の場合

| | | 評価単位 | 評価 |
|---|---|---|---|
| | 審査基準日 ◎ ←→ 過去１年間 | | |
| ケース① | 証明期間：１年間　証明書発行日 ←→ ○ 取得単位：６０単位 | ６０単位／年 | 加点する |
| ケース② | 証明期間：１年間　証明書発行日 ←→ ○ 取得単位：６０単位 | ６０単位／年 | 加点する |
| ケース③ | 証明期間：１年間　証明書発行日 ←→ ○ 取得単位：６０単位 | ０単位／年 | 加点しない |
| ケース④ | 証明期間：１年間　証明書発行日 ←→ ○ 取得単位：６０単位 | ０単位／年 | 加点しない |
| ケース⑤ | 証明期間：２年間　証明書発行日 ←→ ○ 取得単位：１２０単位 | ６０単位／年 | 加点する |
| ケース⑥ | 証明期間：１年３ヶ月　証明書発行日 ←→ ○ 取得単位：８０単位 | ４０単位／年 | 加点しない |

図 2-7　評価対象期間の考え方

## ○証明書を発行している団体（参考）

・建設系CPD･CPDSプログラム:構成団体のCPD･CPDS制度概要　　(五十音順)令和７年７月現在

| No. | 学協会名称 | 推奨獲得 CPD単位(/年) | CPD･CPDS証明書 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 有無 | 内容 |
| 1 | （公社）空気調和・衛生工学会 | 50 | 有 | 単位数・時期 |
| 2 | （一財）建設業振興基金 | 12 | 有 | 単位数・時期・明細 |
| 3 | （一社）建設コンサルタンツ協会 | 50 | 有 | 単位数・時期 |
| 4 | （一社）交通工学研究会 | 50(200/4年) | 有 | 単位数・時期 |
| 5 | （公社）地盤工学会 | 50 | 有 | 単位数・時期 |
| 6 | （公社）森林・自然環境技術教育研究センター | 20 | 有 | 単位数・時期・明細 |
| 7 | （公社）全国上下水道コンサルタント協会 | 50 | 有 | 単位数・時期 |
| 8 | （一社）全国測量設計業協会連合会 | 20 | 有 | 単位数・時期 |
| 9 | （一社）全国土木施工管理技士会連合会 | 20 | 有 | 単位数・時期・明細 |
| 10 | (一社) 全日本建設技術協会 | 25 | 有 | 単位数・時期・明細 |
| 11 | 土質・地質技術者生涯学習協議会 | 50(250/5年) | 有 | 単位数・時期 |
| 12 | （公社）土木学会 | 50(250/5年) | 有 | 単位数・時期 |
| 13 | （一社）日本環境アセスメント協会 | 50(250/5年) | 有 | 単位数・時期 |
| 14 | （公社）日本技術士会 | 50(250/5年) | 有 | 単位数・時期 |
| 15 | （公社）日本建築士会連合会 | 12 | 有 | 単位数・時期・明細 |
| 16 | （公社）日本コンクリート工学会 | 推奨値なし | － | － |
| 17 | （公社）日本造園学会 | 50 | 有 | 単位数・時期 |
| 18 | （公社）日本都市計画学会 | 50 | 有 | 単位数・時期 |
| 19 | （公社）農業農村工学会 | 50 | 有 | 単位数・時期 |

・建築CPD(継続能力／職能開発)情報提供制度

| 団体名 | 推奨時間数 |
|---|---|
| （公社）日本建築士会連合会 | 12 認定時間／年 |
| （一社）日本建築士事務所協会連合会 | |
| （公社）日本建築家協会 | |
| （一社）日本建設業連合会 | |
| （一社）日本建築学会 | |
| 建築設備士関係団体ＣＰＤ協議会の参加<br>（公社）空気調和・衛生工学会 、（一社）建築設備技術者協会<br>（一社）電気設備学会、（一社）日本設備設計事務所協会<br>（公財）建築技術教育普及センター | |
| （一社）日本建築構造技術者協会 | |
| （一財）建設業振興基金 | |
| （公財）建築技術教育普及センター | |

### 11）本発注工事の工事種別における新規契約の有無

**【評価項目・基準・方法】**

関東地方整備局の発注した工事において、競争参加者が有する本発注工事の工事種別における新規契約の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 競争参加資格で要件とした工事種別 |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |
| 評価対象期間 | 契約年度の４月１日から公告日までの期間における新規契約の有無 |

・評価にあたり、新規契約の案件は、請負金額が５００万円を超える工事を対象とする。
・共同企業体としての新規契約がある場合はその共同企業体としての新規契約とし、共同企業体の構成員個々の新規契約としない。
・特定建設工事共同企業体として申請をする場合、新規契約は代表者の単体企業としてのものとする。

### 12）「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事（段階的選抜方式（一般土木Ａ等級）で必須項目）

**【評価項目・基準・方法】**

本発注工事の施工において、元請け企業が下請け企業への見積依頼に際して、労務費（労務賃金）を内訳明示する取組の有無について、申請者が労務費見積り尊重宣言で決定・公表した事実が確認できる資料（ホームページ等の写し）及び労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書を添付したもので評価する。添付がない場合は評価しない。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する総合評価方式 | 技術提案評価型Ｓ型（段階的選抜方式） |
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 一般土木工事（Ａ等級）【必須】 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | － |

・「労務費見積り尊重宣言」の取組みがあると申請したにもかかわらず活用しなかった場合、受注者の責めにより適用されていないと判断された場合は、工事成績評定を３点減点するものとする。

### 13）自由項目

**【評価項目・基準・方法】**

自由項目は、発注者が評価項目を施工条件及び工事の特性等により、自由に設定できるものとする。なお、評価項目は、品質に係わる事項を設定することを基本とする。

また、評価項目、評価基準、評価点は明確に記載するものとし、透明性及び競争性の確保には、十分に留意すること。

## 2-4-4　配置予定技術者の技術力

| 評価項目 | | | | | 適用 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 一般土木 | AS舗装 | 営繕 | その他 | 適用タイプ |
| （３）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の技術力 | ⑬ | | 同種工事の工事経験 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ・施工能力評価型Ⅰ型<br>・施工能力評価型Ⅱ型<br>・技術提案評価型S型（WTO以外） |
| | | ⑭ | | 同種工事の工事成績（資格要件で求めた実績） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | ⑮ | | 優秀工事技術者表彰 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | ⑯ | | 若手技術者または女性技術者の育成指導　※1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | ⑰ | | 40歳以下の主任（監理）技術者の配置　※2 | ◎ | － | － | ◎ | |
| | | ⑱ | | 継続教育（CPD・CPDS）の取組状況または社内研修会等の参加　※2 | ◎ | － | － | ◎ | |
| | | ⑲ | | 定期的な実務指導の実施　※2 | ◎ | － | － | ◎ | |
| | 自由設定項目 | ⑳ | 1） | 資格 | ○ | ◎ | ○ | ○ | |
| | | | 2） | 過去の同種工事の工事経験 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 3） | 継続教育(CPD・CPDS)の取組状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 4） | 難工事施工実績 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 5） | 難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献表彰等のいずれか | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 6） | 高度なマネジメントの経験（事業推進PPP、PM／CM、技術協力業務） | ○<br>※3 | － | ○<br>※3 | － | |
| | | | 7） | 40歳以下または女性のの主任（監理）技術者の配置 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 8） | 自由項目 | ○ | ○ | ○ | ○ | |

◎：必須　　○：選択　　－：適用外

※1　若手技術者・女性技術者活用評価型のみ適用（必須）。
※2　技術者育成型のみ適用（必須）。
　　技術者育成型の適用工種は「一般土木」「鋼橋上部」「プレストレスト・コンクリート」
※3　段階的選抜方式（一般土木A等級、建築A等級）で選択

### (1)　評価項目

#### ⑬同種工事の工事経験（必須項目）

**【評価項目・基準・方法】**

競争参加資格を満たすことを証明するため提出された工事経験の本発注工事との同種性について、評価する。

過去の同種工事の工事経験に係わる同種性は、以下のとおり設定することを基本とし、過去の同種工事の工事経験が競争参加資格要件を満たし、同種性が認められる工事経験は、優位に評価するものとする。

なお、同種性の条件は、施工条件及び工事の特性等を考慮のうえ、工事数量総括表の数量、工種及び工事目的物の具体的な構造形式・規格等を適切に設定すること。

また、企業の設定と同じ条件にする必要はなく、特に、技術者不足により競争参加者が少数と見込まれる場合においては、工事の特性や地域の実情を勘案し、条件を緩和するなど、適切に設定すること。

【同種性の設定について】

「より高い同種性」、「高い同種性」、「同種性が認められる」の３段階評価と

する。

①「より高い同種性」：本発注工事内容の設計値以上
②「高い同種性」：①で求める設計値×０．７程度
③「同種性が認められる」：①、②以外
工事内容から、①「より高い同種性」、③「同種性が認められる」の２段階評価や複数の同種性の条件を設定し、評価することも可能とするが、透明性及び競争性の確保には、十分に留意すること。

**【同種性の条件を複数求める場合の例】**

「より高い同種性」
・盛土量が○○ｍ３以上、かつ深層混合処理工法による地盤改良で施工深度が○○m以上の経験
「高い同種性」：
・盛土量が△△ｍ３以上○○ｍ３未満、かつ深層混合処理工法による地盤改良で施工深度が△△m以上○○m未満の経験
「同種性が認められる」：
・盛土量が△△ｍ３未満、」かつ深層混合処理工法による地盤改良を含む経験

※企業の同種実績があっても配置予定技術者の同種実績は限られるので不調の恐れのある工事や対象業者数が少ない工事は以下を工夫すること。
企業の同種性に対して配置予定技術者の同種性の設定をより緩和、同種性の設定は設計値ではなく、「より高い同種性」、「高い同種性」は工事内容などに設定、または、「より高い同種性」、「同種性が認められる」の２段階評価の採用など工夫をすること。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 競争参加資格で要件とした工事種別<br>※「橋梁補修工事」は移行措置として当面の間、「橋梁補修工事」に加え、「維持修繕工事」も評価対象工事種別として評価 |
| 評価対象機関 | 設定しない |
| 評価対象期間 | 過去１５年間の工事経験（平成２２年４月１日以降）※1 |

※１　大臣官房官庁営繕部所掌の工事及び地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、工事成績評定点が６５点未満のものを除く。

・評価は、ＣＯＲＩＮＳ等の提出資料により、確認・審査する。なお、ＣＯＲＩＮＳ等の記載内容から同種工事及びより高い同種性等の工事経験が不明な場合は、必要に応じて提出する書類（平面図、構造図、数量総括表等）により、確認・審査する。
・評価対象期間に受彰した海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による実績の場合も同様とするが、ＣＯＲＩＮＳ等への登録が行われていない実績の場合は国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定書の写し（以下「認定書」という）を必ず提出すること。ただし、認定書が未達等により提出できない場合は国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもって代えることができる。
・特定建設工事共同企業体（甲型）の経験の場合は、代表者の場合にのみ、評価する。
・特定建設工事共同企業体（乙型）の経験の場合は、協定書による分担工事の実績のみ、評価する。
・経常建設共同企業体（甲型）の経験の場合は、代表者の場合にのみ、評価する。
・経常建設共同企業体（乙型）の経験の場合は、協定書による分担工事の実績のみ、評価する。
・異工種建設工事共同企業体の経験の場合は、協定書による分担工事の実績のみ、評価する。
・申請された１件の「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式－○）により、評価する。なお、競争参加資格において、複数の工事経験を求め、資格要件を「同一工事でなくともよい。」とし、申請できる同種工事の工事経験を２件以上とした場合は、申請された複数の同種工事のうち、評価点が最も高い同種工事の工事経験により、評価するものとする。
・「2-4-4（2）　配置予定技術者の審査対象期間の緩和」の対象となる。

**⑭同種工事の工事成績（資格要件で求めた実績）（必須項目）**

**１）地方整備局等の発注工事の工事成績**

**【評価項目・基準・方法】**

競争参加資格を満たすことを証明するため提出された工事が、大臣官房官庁営繕部、地方整備局※1、北海道開発局※1または沖縄総合事務局※1の発注した工事で、かつ対象期間に完成し引渡しが完了したことを確認された場合、その工事成績評定点について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 競争参加資格で要件とした工事種別<br>※「橋梁補修工事」は移行措置として当面の間、「橋梁補修工事」に加え、「維持修繕工事」も評価対象工事種別として評価 |

| | |
|---|---|
| 評価対象機関 | 大臣官房官庁営繕部、地方整備局※1、北海道開発局※1または沖縄総合事務局※1 |
| 評価対象期間 | 過去８年間の工事経験※2（平成２９年４月１日～令和７年３月３１日） |

※１　港湾空港関係を除く

※２　大臣官房官庁営繕部所掌の工事及び地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、工事成績評定点が６５点未満のものを除く。

・評価は７段階評価とする。

ａ.「８０点以上」　　ｂ.「７９点」

ｃ.「７８点」　　ｄ.「７７点」

ｅ.「７６点」　　ｆ.「７０点以上７６点未満」

ｄ.「７０点未満（実績なし）」

・工事成績評定通知書の写しを必ず添付するものとし、添付が無い場合は、評価しない。

・競争参加資格を証明するために申請された１件の「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式－○）により、評価する。なお、競争参加資格において、複数の工事経験を求め、資格要件を「同一工事でなくともよい。」とし、申請できる同種工事の工事経験を２件以上とした場合は、申請された複数の同種工事のうち、評価点が最も高い同種工事の工事経験により、評価するものとする。

・「2-4-4（2）　配置予定技術者の審査対象期間の緩和」の対象となる。

**２）都県・政令市の発注工事の工事成績（施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型で必須項目）**

**【評価項目・基準・方法】**

競争参加資格を満たすことを証明するため提出された工事が、対象の都県・政令市の発注した工事で、かつ対象期間に完成し引渡しが完了したことを確認された場合、その工事成績評定点について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 一般土木工事、アスファルト舗装工事、維持修繕工事、橋梁補修工事 |
| 評価対象工事種別 | 競争参加資格で要件とした工事種別<br>※「橋梁補修工事」は移行措置として当面の間、「橋梁補修工事」に加え、「維持修繕工事」も評価対象工事種別として評価 |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局管内の都県・政令市 |
| 評価対象期間 | 過去８年間の工事経験※1（平成２９年４月１日～令和７年３月３１日） |

※１　工事成績評定点が６５点未満のものを除く。

・評価は7段階評価とする。（3-5-3 企業の技術力 ②工事成績 ２）都県・政令市発注工事の工事成績 参照）
・工事成績評定通知書の写しを必ず添付するものとし、添付が無い場合は、評価しない。
・競争参加資格を証明するために申請された１件の「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式－〇）により、評価する。なお、競争参加資格において、複数の工事経験を求め、資格要件を「同一工事でなくともよい。」とし、申請できる同種工事の工事経験を２件以上とした場合は、申請された複数の同種工事のうち、評価点が最も高い同種工事の工事経験により、評価するものとする。
・「2-4-4（2）　配置予定技術者の審査対象期間の緩和」の対象となる。

**⑮優秀工事技術者表彰（必須項目）**

**１）地方整備局等の発注工事の優秀工事技術者表彰**

**【評価項目・基準・方法】**

地方整備局等の発注した工事において受彰した優秀工事技術者表彰の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 設定しない |
| 評価対象機関（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式以外） | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |
| 評価対象機関（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式） | 地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農業水産関係を除く） |
| 評価対象期間（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式以外） | 過去４年間の受彰（令和４年度～令和７年度） |
| 評価対象期間（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式） | 過去５年間の受彰（令和３年度～令和７年度） |

・評価は、「局長表彰の受彰がある」、または「部長・事務所長表彰の受彰」がある場

合に評価する。
・各年度で複数回受彰していても、重複しての評価はしない。
・表彰状の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。
・「2-4-4（2）　配置予定技術者の審査対象期間の緩和」の対象となる。

**２）都県・政令市の発注工事の優秀工事技術者表彰（施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型で必須項目）**

**【評価項目・基準・方法】**

都県・政令市の発注した工事において受彰した都県・政令市が定めた表彰制度による各種表彰の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 一般土木工事、アスファルト舗装工事、維持修繕工事、橋梁補修工事 |
| 評価対象工事種別 | 設定しない |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局管内の都県・政令市 |
| 評価対象期間 | 審査基準日の月以前の４年間 |

・評価は、関東地方整備局管内の都県・政令市が定めた表彰制度による各種表彰がある場合に評価する。
・各年度で複数回受彰していても、重複しての評価はしない。
・各県表彰（知事表彰）、東京都表彰（局長表彰）、政令市表彰（市長表彰）の受賞がある場合は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）「局長表彰」相当として評価する。それ以外の各種表彰については関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）「部長・事務所長表彰」相当として評価する。
・表彰状の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。
・「2-4-4（2）　配置予定技術者の審査対象期間の緩和」の対象となる。

**３）海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による表彰**

**【評価項目・基準・方法】**

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において受彰した国土交通大臣賞または国土交通大臣奨励賞の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 設定しない |
| 評価対象機関 | 国土交通省 |
| 評価対象期間（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式以 | 過去４年間の受彰（令和４年度～令和７年度） |

| | |
|---|---|
| 外） | |
| 評価対象期間<br>（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式） | 過去５年間の受彰（令和３年度～令和７年度） |

・評価は、「国土交通大臣賞の受彰がある」、または「国土交通大臣奨励賞の受彰がある」場合に評価する。
・申請できる件数は１ 件とする。各年度で複数回受彰していても、重複しての評価はしない。
・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による局長表彰相当の表彰とは国土交通大臣賞を言い、部長・事務所長表彰相当の表彰とは国土交通省大臣奨励賞を言う。
・国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の表彰状（以下「表彰状」という）の写しを必ず添付するものとし、添付が無い場合は、評価しない。
・表彰状が表彰応募を行った企業等に未達の場合等、競争参加者が表彰状の写しを提出できない場合は、国土交通省が表彰対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができることとする。
・「2-4-4（2）　配置予定技術者の審査対象期間の緩和」の対象となる。

**⑯若手技術者または女性技術者の育成指導　※若手技術者・女性技術者活用評価型のみ適用（必須）**

**【評価項目・基準・方法】**

配置予定の主任（監理）技術者以外に配置する若手技術者の育成指導の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する総合評価方式 | 若手技術者・女性技術者活用評価型のみ（必須） |
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | － |

・評価は、企業の技術力に関する評価項目の「35 歳以下の若手技術者または女性技術者の活用」において申請した若手技術者または女性技術者を対象に、当該工事に従事する技術者（配置予定の主任（監理）技術者、現場代理人、技術者等）以外の技術者が、工事着手後に定期的に「安全管理」、「工程管理」、「品質管理」に関する育成指導を実施する場合に評価する。

・「関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和７年度版）」「1-1-1-30 工事中の安全確保１１．定期安全研修・訓練等」に基づき実施する研修、訓練等は除く。
・定期的な実務指導は、契約工期中に月１回程度の頻度で実施することとし、契約工期が６ヶ月の場合、６回以上実施することとする。
・企業の技術力に関する評価項目の「35 歳以下の若手技術者または女性技術者の活用」において、若手技術者または女性技術者を申請しない場合は評価しない。

**⑰４０歳以下の主任（監理）技術者の配置　※技術者育成型のみ適用（必須）**

**【評価項目・基準・方法】**

本発注工事の施工において、主任（監理）技術者として４０歳以下の技術者を配置する場合に評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる総合評価方式 | 技術者育成型のみ（必須） |
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象技術者 | 主任（監理）技術者 |
| 評価対象年齢 | 審査基準日において４０歳以下 |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | － |

・評価は、申請時に提出された資料において、主任（監理）技術者の年齢を確認する。

**⑱継続教育（ＣＰＤ・ＣＰＤＳ）の取組状況または社内研修会等の参加　※技術者育成型のみ適用（必須）**

**【評価項目・基準・方法】**

配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ・ＣＰＤＳ）の取得状況及び社内研修会等への参加状況について評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる総合評価方式 | 技術者育成型のみ（必須） |
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関（継続教育） | 証明書を発行している団体（参考）を参照（3-61 に掲載） |

| | |
|---|---|
| 評価対象期間（継続教育） | 図 3-7 を参照（3-60 に掲載） |
| 評価対象期間（社内研修会等） | 審査基準日から過去３年以内 |

・評価は、配置予定技術者が、継続教育（ＣＰＤ・ＣＰＤＳ）の推奨単位以上が取得している場合、もしくは所属会社の開催した施工技術に係わる研修会等に参加している場合に評価する。
・継続教育の取組状況の評価にあたっては、条件を満たす「継続教育の証明書がある」場合に評価するものとし、証明書の添付がない場合は評価しない。なお、審査基準日から過去１年以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育（ＣＰＤ・ＣＰＤＳ）の推奨単位以上が取得されていること。
・継続教育の取組の証明期間は、年単位で評価するものとし、端数がある場合は切り上げる。その際の取得単位は、切り上げ後の証明期間（年数）で単純平均を用いて算出する。（例：証明期間１年３ヶ月の証明書の場合は、２年間の証明書として評価する）なお、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、そのいずれかが、満足していれば評価する。
・社内研修会等への参加状況の評価にあたり、「関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和７年度版）」「１－１－１-30 工事中の安全確保１１．定期安全研修・訓練等」に基づき実施する研修、訓練等は評価しない。

**⑲定期的な実務指導の実施　※技術者育成型のみ適用（必須）**

**【評価項目・基準・方法】**

当該工事に従事する技術者以外の技術者による育成指導の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する総合評価方式 | 技術者育成型のみ（必須） |
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | － |

・評価は、当該工事に従事する技術者（配置予定の主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者等）以外の技術者が定期的に「安全管理」、「工程管理」、「品質管理」に関する実務指導を実施する場合に評価する。
・「関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和７年度版）」「1-1-1-30 工事中の安全

確保１１．定期安全研修・訓練等」に基づき実施する研修、訓練等は除く。

・定期的な実務指導は、契約工期中に月１回程度の頻度で実施することとし、契約工期が６ヶ月の場合、６回以上実施することとする。

**⑳自由設定項目**

自由設定項目は、下記の項目による設定ができるものとする。

１）資格

２）過去の同種工事の工事経験

３）継続教育（ＣＰＤ・ＣＰＤＳ）の取得状況

４）難工事施工実績

５）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労・貢献表彰等

６）高度なマネジメントの経験（事業促進ＰＰＰ、ＰＭ／ＣＭ、技術協力業務）

７）４０歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置

８）自由項目

**１）資　　格**

**【評価項目・基準・方法】**

本発注工事に有用な資格がある場合は、競争参加資格要件とは別に配置予定技術者に資格を求め、対象となる資格の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別<br>（アスファルト舗装工事の場合は必須項目） |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | 審査基準日において有している資格 |

・評価は、評価対象とした有用な資格を有している場合に、評価する。

・有用な資格の設定は、本発注工事の施工条件及び工事特性等により、適切に設定するものとする。

【対象となる資格の例】

［土木・造園関係の設定］（五十音順）

河川維持管理技術者、河川点検士、街路樹剪定士、基礎施工士、
グラウンドアンカー施工士、コンクリート技士又はコンクリート主任技士、
コンクリート構造診断士、コンクリート診断士、植栽基盤診断士、
地すべり防止工事士、推進工事技士、ダム工事総括管理技術者、
土木鋼構造診断士又は土木鋼構造診断士補、のり面施工管理技術者、
プレストレストコンクリート技士、舗装施工管理技術者、
ポンプ施設管理技術者、その他

［建築関係の設定］（五十音順）

あと施工アンカー施工士又はあと施工アンカー技術管理士、
既製杭施工管理技士、建築高力ボルト接合管理技術者、
建築コンクリートブロック工事士、建築仕上げ改修施工管理技術者、
建築仕上診断技術者、建築鉄骨検査技術者、建築・設備総合管理技術者、
鉄骨工事管理責任者、鉄骨製作管理技術者、特定建築物調査員、
ブロック塀診断士、その他

［設備関係の設定］（五十音順）

空気調和・衛生工学会設備士、計装士、建築設備検査員資格者、
建築設備士、建築設備診断技術者、冷凍空調技士､その他

［共通分野・その他主要資格の設定］（五十音順）

解体工事施工技士、鉄筋継手管理技士、防錆管理士、溶接管理技術者、
溶接技能者、その他

**２）過去の同種工事の工事経験**

**【評価項目・基準・方法】**

競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された同種（類似）の工事経験の従事立場について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 競争参加資格で要件とした工事種別<br>※「橋梁補修工事」は移行措置として当面の間、「橋梁補修工事」に加え、「維持修繕工事」も評価対象工事種別として評価 |
| 評価対象機関 | 設定しない |
| 評価対象期間 | ・一般土木工事及び建築工事のＡ等級、Ｂ等級の工事は、過去１５年間の工事経験（平成２２年４月１日以降） |

| | |
|---|---|
| | ・上記以外の工事種別は、対象期間は設定しない |

・評価は、「同種工事の工事経験で主任（監理）技術者、または現場代理人として経験がある」場合に評価する。なお、特例監理技術者での工事経験がある場合も評価する。
・申請された１件の「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式－○）により、評価する。なお、競争参加資格において、複数の工事経験を求め、資格要件を「同一工事でなくともよい。」とし、申請できる同種工事の工事経験を２件以上とした場合は、申請された複数の同種工事のうち、評価点が最も高い同種工事の工事経験により、評価するものとする。
・「2-4-4（2）　配置予定技術者の審査対象期間の緩和」の対象となる。

### ３）継続教育（ＣＰＤ・ＣＰＤＳ）の取組状況

**【評価項目・基準・方法】**

配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「審査基準日から過去１年以内に証明期間※[1]の一部が含まれていること。」の証明がある場合について、評価する。

※１　証明期間とは、提出された証明書に記載された「取得期間」又は「証明期間」のことをいう。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | 証明書を発行している団体（参考）を参照（3-61 に掲載） |
| 評価対象期間 | 図 3-7 を参照（3-60 に掲載） |

・評価は、条件を満たす「継続教育の証明書がある」場合に評価するものとし、証明書の添付がない場合は評価しない。
・なお、審査基準日から過去１年以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育（ＣＰＤ・ＣＰＤＳ）の推奨単位以上が取得されていること。
・証明期間は、年単位で評価するものとし、端数がある場合は切り上げる。その際の取得単位は、切り上げ後の証明期間（年数）で単純平均を用いて算出する。
（例：証明期間１年３ヶ月の証明書の場合は、２年間の証明書として評価する）
・また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、そのいずれかが、満足していれば評価する。

### ４）難工事施工実績

**【評価項目・基準・方法】**

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事において「難工事指定」された工事のうち、元請けとして、完成・引渡しが完了した施工実績の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 設定しない |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |
| 評価対象期間（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式以外） | 審査基準日の月以前の４年間 |
| 評価対象期間（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式） | 審査基準日の月以前の５年間 |

・評価は、完成・引渡しが完了した施工実績の「工事成績評定点が７０点以上、かつ該当工事に現場代理人または主任（監理）技術者として従事した工事の実績がある」場合に評価する。
・評価は、対象工事の完了時点の契約工期末が評価対象期間に含まれるか、により行う。
・公告文（随意契約の場合は、見積説明資料）の写し（「難工事指定」の試行対象工事が証明できる部分）を提出するものとし、添付がない場合は、評価しない。
・工事成績評定通知書の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。
・「2-4-4（2）　配置予定技術者の審査対象期間の緩和」の対象となる。

### ５）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労・貢献表彰等

**【評価項目・基準・方法】**

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事においてに受彰した難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労・貢献表彰等いずれかの有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | 設定しない |
| 評価対象機関 | 関東地方整備局（港湾空港関係を除く） |

| | |
|---|---|
| 評価対象期間<br>（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式以外） | 過去４年間（令和４年度～令和７年度）の受彰 |
| 評価対象期間<br>（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式） | 過去５年間（令和３年度～令和７年度）の受彰 |

・評価は、「難工事功労表彰」、「事務所独自の功労・貢献表彰」等いずれかの受彰がある場合に評価する。
・該当工事に現場代理人または主任（監理）技術者として従事した場合のみ、評価する。
・複数の事務所の表彰を評価対象とすることも可能とし、発注事務所の表彰を除くことも可とする。
・表彰状の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。
・「2-4-4（2）　配置予定技術者の審査対象期間の緩和」の対象となる。

**６）高度なマネジメントの経験（事業促進ＰＰＰ、ＰＭ／ＣＭ、技術協力業務）（段階的選抜方式（一般土木工事Ａ等級、建築工事Ａ等級）で選択項目）**

**【評価項目・基準・方法】**

配置予定技術者が過去に事業促進ＰＰＰ、ＰＭ／ＣＭ、技術協力業務（ＥＣＩ）のいずれかに技術者として従事した経験の有無について、評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる総合評価方式 | 技術提案評価型Ｓ型（段階的選抜方式） |
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 一般土木工事（Ａ等級）、建築工事（Ａ等級） |
| 評価対象工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | － |

・従事経験を証明する資料を必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。

**７）４０歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置**

本発注工事の施工において、主任（監理）技術者として４０歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用できる工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象技術者 | 主任（監理）技術者 |
| 評価対象年齢 | ・審査基準日において４０歳以下<br>・女性技術者の場合年齢は問わない |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | － |

・評価は、申請時に提出された資料において、主任（監理）技術者の年齢を確認する。

・申請した主任（監理）技術者の交代にあたっては、４０歳以下の技術者から女性技術者、女性技術者から４０歳以下の技術者への交代を認めるが、死亡や疾病等、真にやむを得ない場合のほか受注者の責によらない理由により工期が延長された場合等に限り、その扱いについては、「建設業法施行令の改正に伴う関連通知の改正について」（令和 7 年 2 月 1 日付け国会公契第 25 号、国官技第 425 号、国営管第 414 号、国営計第 137 号、国港総第 599 号、国港技第 90 号、国北予第 23 号）に基づき、適切に対応する。

**８）自由項目**

**【評価項目・基準・方法】**

自由項目は、発注者が評価項目を施工条件及び工事の特性等により、自由に設定できるものとする。なお、評価項目は、品質に係わる事項を設定することを基本とする。

また、評価項目、評価基準、評価点は明確に記載するものとし、透明性及び競争性の確保には、十分に留意すること。

### (2) 配置予定技術者の審査対象期間の緩和

**・出産・育児等、事業促進ＰＰＰ**

1-5-3（１）のとおり

**・審査対象期間に加える期間**

1-5-3（２）のとおり

**・確認の方法**

1-5-3（３）のとおり

**・総合評価において審査対象期間に加える評価項目**

適用できる工事及び評価項目等は、以下のとおりである。

・本発注工事の工事種別：全ての工事種別に適用可能
・評価対象項目：表 2-5 のとおり

表 2-5　審査対象期間に加える評価項目

| 評価項目 | 通常の実績を評価する期間 |
|---|---|
| 同種工事の工事経験 | 過去１５年間 |
| 同種工事の工事成績 | 過去８年間 |
| 優秀工事技術者表彰 | 過去４年間<br>（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式の場合<br>過去５年間） |
| 過去の同種工事の工事経験 | 過去１５年間 |
| 難工事施工実績 | 審査基準日の月以前の４年間<br>（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式の場合<br>審査基準日の月以前の５年間） |
| 難工事功労表彰の有無 | 審査基準日の月以前の４年間<br>（技術提案評価型Ｓ型段階的選抜方式の場合<br>審査基準日の月以前の５年間） |

## 2-4-5 賃上げの実施に関する評価

| 評価項目 | | 適用 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一般土木 | AS舗装 | 営繕 | その他 | 適用タイプ |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ・施工能力評価型Ⅰ型<br>・施工能力評価型Ⅱ型<br>・技術提案評価型S型<br>・技術提案評価型A型 |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |

◎：必須　　○：選択　　－：適用外

### １）賃上げを実施する企業に対する加点

**【評価項目・基準・方法】**

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する総合評価方式 | 全ての総合評価落札方式<br>※ＷＴＯ対象工事についても本取組の対象<br>※フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札についても本取組の対象 |
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |

### ２）賃上げ基準に達していない場合等の減点

**【評価項目・基準・方法】**

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する総合評価方式 | 全ての総合評価落札方式<br>※ＷＴＯ対象工事についても本取組の対象<br>※フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札についても本取組の対象 |
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 減点の対象企業及び対象期間 | 財務省主計局法規課から減点措置の通知のあった企業に対し、通知日の翌営業日から１年間 |

## 2-4-6 ワーク・ライフ・バランス関連認定制度

| 評価項目 | | 適用 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一般土木 | AS舗装 | 営繕 | その他 | 適用タイプ |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定制度 | ワーク・ライフ・バランス関連認定制度 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ・施工能力評価型Ⅰ型<br>・施工能力評価型Ⅱ型<br>・技術提案評価型S型<br>・技術提案評価型A型 |

◎:必須　　○:選択　　－:適用外

**【評価項目・基準・方法】**

女性活躍推進法に基づく認定※1、次世代法に基づく認定※2、若者雇用促進法に基づく認定※3のうち、いずれかの認定を受けている場合に評価する。

| | |
|---|---|
| 当該評価項目を適用する総合評価方式 | 全ての総合評価落札方式 |
| 当該評価項目を適用する工事種別 | 全ての工事種別 |
| 評価対象工事種別 | － |
| 評価対象機関 | － |
| 評価対象期間 | 審査基準日において認定を受けている場合 |

※1　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第９条若しくは第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※2　次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の２に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

・認定の有無を確認するため、認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付き）の写し等を添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。

・外国法人にあたっては、認定を受けていることを証明する認定書の写し（内閣府による認定等相当確認通知書等）を添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。

・経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社に認定があれば評価する。

・当該評価項目における配点は以下のとおりとする。

| 発注工事の工事種別 | 評価点 |
| --- | --- |
| 一般土木工事（Ｂ等級（単独）以上）<br>建築工事（Ｂ等級（単独）以上） | １点 |
| 上記以外の工事種別 | ０．５点 |

## 2-5　評価点配分と評価項目、評価基準及び評価点の設定

各方式における評価点配分と評価項目、評価基準及び評価点の設定について、9-1 以降、下記頁に示す。


【施工能力評価型における評価点配分表】

・一般土木　p. 9-2～9-4

・アスファルト舗装　p. 9-5～9-7

・営繕　p. 9-8～9-10

・一般土木、アスファルト舗装、営繕以外　p. 9-11～9-13

【技術提案評価型における評価点配分表】

・一般土木　p. 9-14～9-16

・一般土木（段階的選抜方式）　p. 9-17～9-19

・アスファルト舗装　p. 9-20～9-22

・アスファルト舗装（段階的選抜方式）　p. 9-23～9-25

・営繕　p. 9-26～9-28

・営繕（段階的選抜方式）　p. 9-29～9-31

・一般土木、アスファルト舗装、営繕以外　p. 9-32～9-34

・一般土木、アスファルト舗装、営繕以外（段階的選抜方式）　p. 9-35～9-37

## 2-6　技術提案評価型Ａ型における入札・契約手続及び留意事項

### 2-6-1　技術提案評価型Ａ型の適用検討

民間の高度な技術力を活用する観点から、表 2-6 に示す工事については、適切な時期に技術提案評価型Ａ型の適用を検討することとする。

表 2-6　技術提案評価型Ａ型の適用を検討する工事例

| 工事内容 | | 工事条件 |
|---|---|---|
| 1 | 低土被り道路･共同溝トンネル | 近年低土被り掘進で技術進歩が著しく周辺環境負荷の低減可能なシールド工法と、仮設で工夫の余地が高い開削トンネルで効果が期待できる。 |
| 2 | シールド工事 | 施工者独自のセグメント継手を採用し、耐震性･耐久性の向上や、セグメントを肉薄化し、排出土量の削減、周辺環境への負荷低減が期待できる。 |
| 3 | 山岳トンネル（都市ＮＡＴＭ） | 坑口部構造、補助工法、近隣住民に対する配慮、近接既設構造物に対する対策で工夫の余地がある。 |
| 4 | 都市部道路立体交差化工事 | 工期短縮による利用者便益の早期発現、ならびに社会的損失費用の低減効果が期待できる。 |
| 5 | 橋梁 | 橋梁形式の選定により、ライフサイクルコストの縮減が期待できる。<br>特殊な架設工法や桁端部の防水性を必要とする鋼橋上部工事で企業の技術力活用の余地が高い。 |
| 6 | ダム工事 | 発注規模が大きく、施工者のマネジメント能力、仮設物の工夫により、工期短縮ならびに工事費削減効果が期待できる。 |
| 7 | 離岸堤 | 性能規定型の発注により効果が期待できる。 |
| 8 | ダム放流管増設工事 | 仮締切工で企業の技術力を発揮できる余地が高い。 |

## 2-6-2　手続きフロー

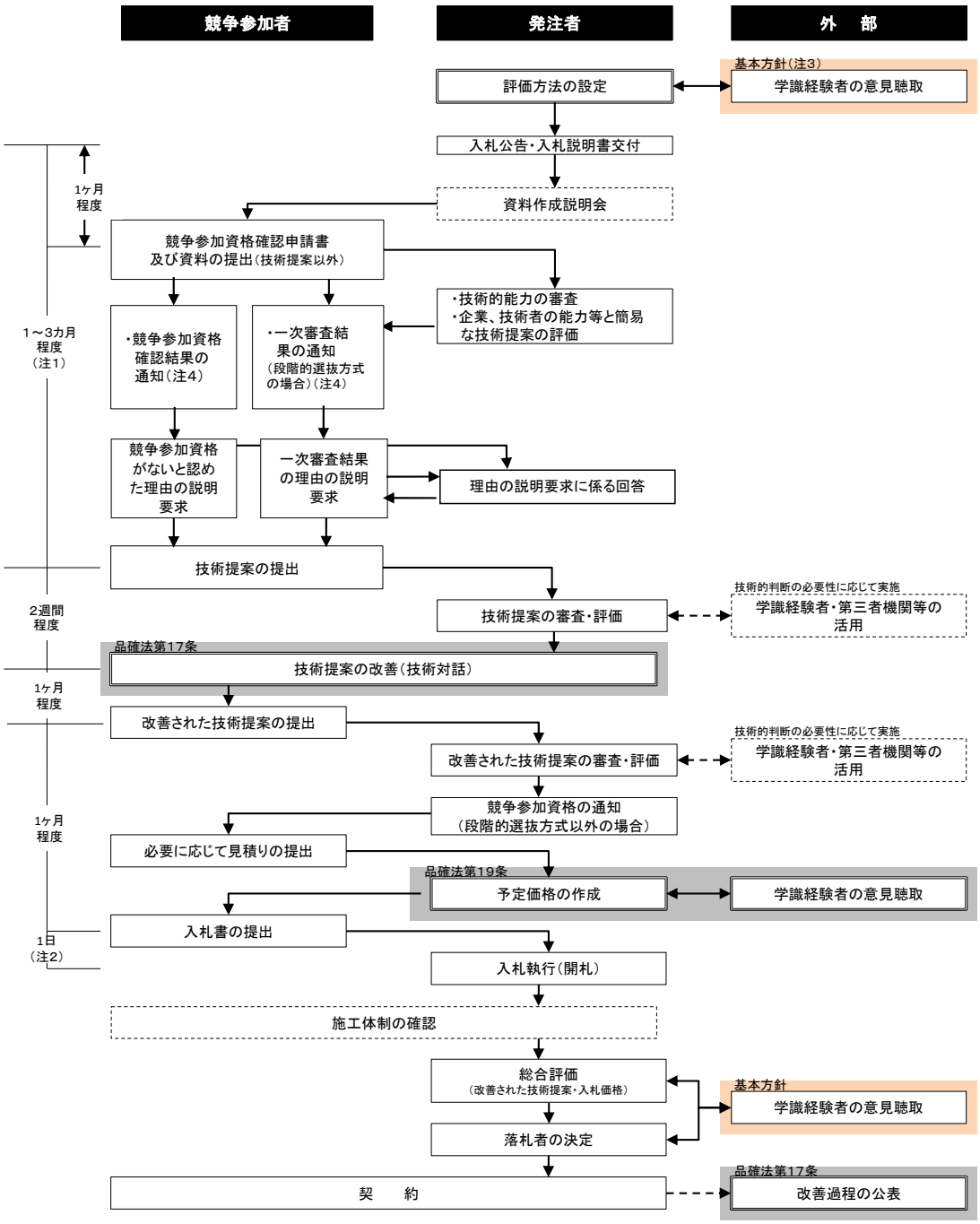


注1　ＡⅠ型及びＡⅡ型の場合は2～3ヶ月程度、ＡⅢ型の場合は1～2ヶ月程度を基本とする。なお、ＡⅢ型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。
注2　日曜日、土曜日、祝日等を含まない。
注3　基本方針：公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）
注4　競争参加資格がないと認めた理由、一次審査結果の理由についての説明を求めるものができるものとし、この説明要求申立て期間（7日）については日曜日、土曜日、祝日等を含まない。
注5　WTOの場合、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）第5条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公示をしなければならないことに留意すること。

図 2-8　技術提案評価型 A 型の入札・契約手続フロー

### 2-6-3　評価項目、評価基準及び評価方法

#### (1)　技術提案評価型Ａ型における技術提案

総合評価項目として、以下の項目について高度な技術や優れた工夫等を含む技術提案の提出を求め、技術対話（ヒアリング）の実施に先立ち、技術提案の実現性や安全性等について審査を行うものとする。

#### 1)　技術提案（定量的及び定性的な評価項目）

・総合的なコストの縮減に関する技術提案
・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
・環境対策等特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

#### 2)　技術提案に係る具体的な施工計画

「技術提案（定量的及び定性的な評価項目）」については、数値提案を求める場合は提案値に対する定量的な評価だけではなく、当該提案値を実現するための具体的な施工方法に関する定性的な評価も併せて行うことを基本とする。

また、技術提案に係る評価項目を多数設定することは、競争参加者にとって多大な負担となり、技術提案の質が低下する恐れもあるため、発注者は本発注工事の特性を理解した上で、特性に応じて抽出した課題に特化した提案を競争参加者に求めるとともに、その課題の重要度に応じて配点を設定し、技術力の差が加算点に的確に反映されるような評価基準を設定すること。

加算点が低い場合には、価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることになることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するとともに、提案のインセンティブを高め、優良な技術提案による競争を促進する観点から、技術提案評価型Ａ型の加算点は、７０（５０）点以上とする。

評価方法については、性能等に関する提案は、「数値方式」、定性的な評価項目に対する提案は、「判定方式」に基づき評価することを基本とする。

## (2) 技術提案評価型Ａ型における技術提案に関する評価項目の設定例

表 2-7　技術提案評価型Ａ型の技術提案に関する評価項目の例

| 分類 | 評価項目 | | 適用 | |
|---|---|---|---|---|
| | 定性評価 | 定量評価 | ＡⅠ･ＡⅡ型 | ＡⅢ型 |
| 総合的なコストの縮減 | 使用材料等の耐久性 | ライフサイクルコスト（維持管理費）、補償費※ | ○ | ○ |
| 工事目的物の性能・機能の向上 | 品質管理方法 | | ○ | ○ |
| | 景観 | | ○ | |
| | | 機械設備等の処理能力 | ○ | |
| 社会的要請への対応 | | 施工期間（日数） | ○ | ○ |
| | 貴重種等の保護・保全対策 | | ○ | ○ |
| | 汚染土壌の処理対策 | | ○ | ○ |
| | 地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策 | | ○ | ○ |
| | 周辺住民の生活環境維持対策 | 施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、$CO^2$排出量 | ○ | ○ |
| | 現道の交通対策 | 交通規制期間 | ○ | ○ |
| | 濁水処理対策 | 濁水発生期間、pH 値、SS 値 | ○ | ○ |

※　工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

### (3) 技術提案評価型Ａ型における評価項目・基準の設定例

#### 1) ＡＩ型（交差点立体化工事の例）

現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事であり、標準工法では工期内での工事実施が困難であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。

なお、構造の成立性については、目的物の構造、安定計算及び解析手法に関する資料の提出を求めて適切に審査を行うものとする。

| 評価項目 | | 評価基準 |
|---|---|---|
| 技術提案 | ＜定性評価＞<br>維持管理の容易性を踏まえた本体構造の工夫 | 維持管理・耐久性向上を考慮した具体的な提案で有意な工夫が見られる。 |
| | | 維持管理・耐久性向上を考慮した工夫が見られる。 |
| | ＜定性評価＞<br>コンクリートのひび割れ制御に関する品質管理方法 | 構造形式や施工条件を十分に踏まえた解析に基づいた品質管理方法に、有意な工夫が見られる。 |
| | | 構造形式や施工条件を十分に踏まえた品質管理方法である。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。 |
| | ＜定量評価＞<br>施工期間（日数） | 目標状態を最高得点、最低限の要求要件を０点とし、その間は提案値に応じて按分する。<br>・最低限の要求要件：○○日<br>・目標状態：△△日 |
| | ＜定性評価＞<br>周辺住民の生活環境維持対策 | 現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており、有意な工夫が見られる。 |
| | | 現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画している。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。 |
| | ＜定性評価＞<br>現道の交通対策 | 社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、有意な工夫が見られる。 |
| | | 社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。 |
| 上記技術提案に係る具体的な施工計画 | 現地の条件を踏まえた施工計画の実現性<br>・ 詳細な工程計画<br>（確実な工程計画）<br>・ 安全性 | 現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に有意な工夫や品質向上への取組が見られる。 |
| | | 現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。 |
| | 現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性<br>・ 技術的成立性<br>・ 新技術等の実用性<br>・ 新技術等の実績<br>・ 技術開発の取組姿勢 | 施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。 |
| | | 施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。 |

## 2) ＡⅡ型（橋梁工事の例）

現地の条件により想定される有力な構造形式が複数存在する橋梁工事であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。

なお、構造の成立性については、目的物の構造、安定計算及び解析手法に関する資料の提出を求めて適切に審査を行うものとする。

| 評価項目 | | 評価基準 |
|---|---|---|
| 技術提案 | ＜定量評価＞<br>ライフサイクルコスト | ○○年間に必要となる維持管理費<br>維持管理費は、各使用材料別の耐用年数に基づき算出する。 |
| | ＜定性評価＞<br>ライフサイクルコスト低減のための対策 | 維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する有意な工夫が見られる。 |
| | | 維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する工夫が見られる。 |
| | | 維持管理に関して一般的な方策のみの記載となっている。 |
| | ＜定性評価＞<br>維持管理の容易性を踏まえた本体構造の工夫 | 維持管理・耐久性向上を考慮した具体的な提案で有意な工夫が見られる。 |
| | | 維持管理・耐久性向上を考慮した工夫が見られる。 |
| | ＜定性評価＞<br>品質検査方法 | 施工中における溶接部等の品質検査方法について、品質向上のために有意な工夫が見られる。 |
| | | 施工中における溶接部等の品質検査方法について、品質向上のために工夫が見られる。 |
| | | 施工中における溶接部等の品質検査方法について、一般的な方策のみの記載となっている。 |
| | ＜定性評価＞<br>景観 | 周辺環境に調和したデザインになっており、景観に対する有意な工夫が見られる。 |
| | | 周辺環境に調和したデザインになっている。 |
| | | 不適切ではないが、一般的なデザインになっている。 |
| 上記技術提案に係る具体的な施工計画 | 現地の条件を踏まえた施工計画の実現性<br>・　詳細な工程計画<br>（確実な工程計画）<br>・　安全性 | 現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に有意な工夫や品質向上への取組が見られる。 |
| | | 現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。 |
| | 現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性<br>・　技術的成立性<br>・　新技術等の実用性<br>・　新技術等の実績<br>・　技術開発の取組姿勢 | 施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。 |
| | | 施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。 |

### 3)　ＡⅢ型（重力式コンクリートダム本体工事の例）

ダム本体の品質を確保するとともに、施工の合理化を図るため、施工方法について技術提案を求める。

| 評価項目 | | 評価基準 |
|---|---|---|
| 技術提案 | ＜定性評価＞<br>コンクリート（骨材）の品質管理方法 | 原石山の状況を十分に踏まえて、骨材の採取、製造に際しての品質管理に、有意な工夫が見られる。 |
| | | 原石山の状況を十分に踏まえた品質管理方法である。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。 |
| | ＜定量評価＞<br>施工期間（日数） | 目標状態を最高得点、最低限の要求要件を０点とし、その間は提案値に応じて按分する。<br>・最低限の要求要件：○○日<br>・目標状態：△△日 |
| | ＜定性評価＞<br>濁水処理対策 | 社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。 |
| | | 社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。 |
| 上記技術提案に係る具体的な施工計画 | 現地の条件を踏まえた施工計画の実現性<br>・　詳細な工程計画<br>（確実な工程計画）<br>・　安全性 | 現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に有意な工夫や品質向上への取組が見られる。 |
| | | 現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。 |
| | 現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性<br>・　技術的成立性<br>・　新技術等の実用性<br>・　新技術等の実績<br>・　技術開発の取組姿勢 | 施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。 |
| | | 施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。 |
| | | 不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。 |

## 2-6-4　入札説明書の記載事項

### (1)　発注者が明示すべき事項

#### 1)　発注者の要求事項

発注者の要求事項として、工事目的物の性能・機能等の要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、技術提案を求める範囲、施工条件等を入札説明書等、契約図書への明示を徹底する。

特にＡＩ型及びＡⅡ型については発注者が標準案を提示しないため、発注者の要求事項を詳細に明示することが重要である。具体例を表 2-8 に示す。

表 2-8　発注者の要求要件の明示の例

<table>
<tr><th colspan="2">要求事項</th><th>ＡⅠ型</th><th>ＡⅡ型</th></tr>
<tr><td colspan="2">工事内容</td><td>【交差点立体化工事】<br>● 道路アンダーパス<br>● 切り回し道路<br>● 本線拡幅<br>● 連結側道<br>● 道路付属施設</td><td>【橋梁工事】<br>● 下部工<br>● 上部工<br>● 仮設工</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要求要件</td><td>最低限の要求要件</td><td>〔目的物に関する事項〕<br>・ 位置、用地幅<br>・ 道路規格、設計速度<br>・ 幅員<br>・ 道路構造令等基準類の準拠<br><br>〔施工に関する事項〕<br>・ 契約日からアンダーパス供用までの施工日数が最大○○日以内<br>・ 施工計画が適正であること</td><td>〔目的物に関する事項〕<br>・ 架設地点<br>・ 道路規格、設計速度<br>・ 幅員<br>・ 道路橋示方書等基準類の準拠<br>・ 100 年間の維持管理費が最大○○円以内<br><br>〔施工に関する事項〕<br>・ 施工計画が適正であること</td></tr>
<tr><td>上限値（最高得点を与える状態）</td><td>・ 契約日からアンダーパス供用までの施工日数の目標値が△△日</td><td>・ 100 年間の維持管理費の目標値が▽▽円</td></tr>
<tr><td colspan="2">技術提案を求める範囲</td><td>・ 目的物の構造形式<br>・ 構造の成立性の検証方法<br>・ 温度応力や配合等、コンクリートのひび割れ抑制対策<br>・ 施工中の騒音、振動、粉塵等の抑制対策<br>・ 現道の交通について、安全性を確保するための対策<br>・ 上記項目の施工計画</td><td>・ 目的物の構造形式<br>・ デザイン<br>・ 構造の成立性の検証方法<br>・ 維持管理を容易とするための提案<br>・ 施工中の溶接部等の品質検査方法<br>・ 上記項目の施工計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工条件</td><td>・ 交通規制時間<br>・ 規制時幅員、確保車線<br>・ 施工時間帯</td><td>・ 搬入道路<br>・ 施工時間帯</td></tr>
</table>

## 2)　設計数量等の提出要請

### ①　設計数量の提出

発注者は競争参加者に対し、当該技術提案を作成した際の基礎となっている設計数量について、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応させた数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。数量総括表及び内訳書のイメージを次頁に示す。なお、積算基準類に設定のない工種等の見積りについては、なるべく機労材別で内訳を提出させることで、工事請負契約書第２６条に基づく請求を円滑に進められるようにするものとする。

また、設計数量の提出を求める範囲は、積算体系上、ＡＩ型及びＡⅡ型は、直接工事費及び共通仮設費の積上げ計算に必要な数量を基本とし、ＡⅢ型はそれらのうち技術提案を求める部分のみとする。具体例を図 2-9 に示す。

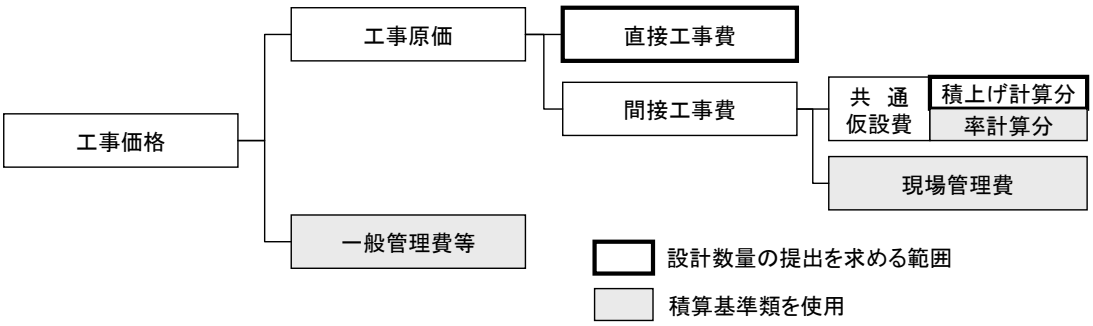


図 2-9　設計数量の提出を求める範囲

表 2-9　設計数量の提出を求める範囲の例（橋梁工事の場合）

| 工種等 | 種別等 | ＡＩ・ＡⅡ型<br>【設計・施工一括発注方式による橋梁工事（下部工・上部工）の例】 | ＡⅢ型<br>【橋梁上部工工事において現道作業期間の短縮を図る提案を求める例】 |
|---|---|---|---|
| 下部工 | 土　工 | ○ | － |
| | 橋台工 | ○ | － |
| | 橋脚工 | ○ | － |
| | 基礎工 | ○ | － |
| 上部工 | 橋体工（製作・運搬含む） | ○ | △ |
| | 架設工 | ○ | △ |
| | 支承工 | ○ | △ |
| | 床版工 | ○ | △ |
| | 伸縮装置 | ○ | △ |
| 仮設工（仮設道路等） | | ○ | △ |
| 共通仮設費 | 積上げ計算分 | ○ | △ |
| | 率計算分 | － | － |

○：設計数量の提出を求める。
△：競争参加者の判断により、標準案から変更する場合に必要となる設計数量を提出する。
－：設計数量の提出を求めない。

② 見積りの提出

発注者が予定価格を算定する際に単価表等の見積りが必要な場合には、見積りの提出を要請する。競争参加者は、改善された技術提案の審査を経て、要請された見積りを提出する。

数量総括表

| 工事区分 | 工種 | 種別 | 細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コンクリート橋上部 | | | | | 式 | 1 | |
| | コンクリート主桁製作工 | | | | 式 | 1 | |
| | | ポストテンションT桁製作 | | | 式 | 1 | |
| | | | 主桁製作 | | 本 | 7 | |
| | | | 主桁製作設備 | | 式 | 1 | 第○号内訳書 |
| | コンクリート橋架設工 | | | | 式 | 1 | |
| | | | 主桁架設 | 架設桁架設 | 式 | 1 | 第○号内訳書 |
| 共通仮設 | | | | | 式 | 1 | |
| | 共通仮設費 | （積上げ分） | | | 式 | 1 | |
| | | 安全費 | | | 式 | 1 | 第○号内訳書 |
| | 共通仮設費 | （率分） | | | | | |

第○号　主桁架設一式　数量内訳書

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 主桁架設 | | 日 | O. OO | |
| 架設機械据付・解体 | | 式 | 1 | |
| 軌道敷設・撤去 | | m | O. OO | |
| 機械器具費 | | 式 | 1 | |
| アンカー工 | | 個 | O. OO | |
| 計 | | | | |

図 2-10　ＡＩ型及びＡⅡ型における数量総括表と内訳書のイメージ

数量総括表

| 工事区分 | 工種 | 種別 | 細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コンクリート橋上部 | | | | | | | |
| | コンクリート主桁製作工 | | | | | | |
| | | ポストテンションT桁製作 | | | | | |
| | | | 主桁製作 | | | | |
| | | | 主桁製作設備 | | | | |
| | コンクリート橋架設工 | | | | 式 | 1 | |
| | | | 主桁架設 | 架設桁架設 | 式 | 1 | 第○号内訳書 |
| 共通仮設 | | | | | 式 | 1 | |
| | 共通仮設費 | （積上げ分） | | | 式 | 1 | |
| | | 安全費 | | | 式 | 1 | 第○号内訳書 |
| | 共通仮設費 | （率分） | | | | | |

第○号　主桁架設一式　数量内訳書

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 主桁架設 | | 日 | O. OO | |
| 架設機械据付・解体 | | 式 | 1 | |
| 軌道敷設・撤去 | | m | O. OO | |
| 機械器具費 | | 式 | 1 | |
| アンカー工 | | 個 | O. OO | |
| 計 | | | | |

図 2-11　ＡⅢ型における数量総括表と内訳書のイメージ

③ 留意事項

a．各種資料の提示

技術提案の作成に当たって参考となる各種資料（地質調査結果、標準案を示す場合は設計業務報告書、図面等）を入札説明書に明示し、要請があれば競争参加者への閲覧等により示す。

また、本発注工事に適用が考えられる発注者独自のアイデアやＮＥＴＩＳ等に公開されている技術がある場合には、あらかじめ入札説明書等に参考情報として提示する。

ｂ．技術提案書の分量

発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努める。

ｃ．検討期間の確保

優れた技術提案の検討が可能となるように技術提案の作成に要する期間を十分に確保する。

ｄ．リスク分担の明示（設計・施工一括発注方式の場合）

契約時点での不確定要因（施工条件、地質条件等）を抽出し、契約時と状況が異なった場合に、発注者及び受注者のどちらの負担とするかを契約図書に明示する。

ｅ．設計の照査（設計・施工一括発注方式の場合）

設計・施工一括発注方式においては、詳細（実施）設計終了後の照査が品質の確保上重要であり、必要に応じて概略設計や予備（基本）設計を実施したコンサルタント等の活用を図る。

### (2) 自由提案の受け付け

発注者が指定した評価項目以外に、総合的なコストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関して、競争参加者からの提案が見込まれる場合にはこれらについての創意工夫等の自由提案を受け付け、加点項目として評価することが考えられる。

その場合は、あらかじめ入札公告や入札説明書において、自由提案の受け付けを認める旨及び評価における取扱い（例えば「最大○点加算」等）を明示することが必要となる。

### (3) 技術提案の審査

技術提案には新技術や新工法等が多く含まれ、専門的知識が必要となることが想定されるため、提案内容に応じて学識経験者、公的機関の研究所（例えば独立行政法人土木研究所、国土交通省各地方整備局等の技術事務所、国土技術政策総合研究所等）の研究者等を活用し、審査体制の充実に努めるものとする。

#### 1) 発注者の要求事項の確認

発注者の要求事項に対し、技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がないか確認する。

### 2)　技術提案の実現性、安全性等の確認

新技術・新工法については、ＮＥＴＩＳ等の活用や、提案者への実績や試験データの請求等により情報収集に努め、技術提案の実現性、安全性等を確認する。

### 3)　設計数量の確認

技術提案と併せて提出された数量総括表及び内訳書の内容について、以下の事項を確認する。

**【確認事項の例】**
- 積算基準類における工事工種体系に沿っているか
- 技術提案内容に応じた内訳となっているか
- 工事目的物の仕様に基づく数量が計上されているか
- 積算基準類に該当しない工種、種別、細別及び規格があるか　等

## 2-6-5　技術提案の改善（技術対話）

技術提案評価型Ａ型では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第１７条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を入札説明書等に明記することとする。入札説明書の記載例を以下に示す。

**【入札説明書の記載例】**

（　）技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で（　）に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。

② 技術提案書の記載内容について、（　）に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

### (1) 技術対話の実施

#### 1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

#### 2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出した全ての競争参加者を対象に実施する。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日にまたがらずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとすることから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

#### 3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認及び改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

##### ① 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

##### ② 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることがないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対して求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

③　自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を入札説明書等に明記する。

④　見積りの提出要請

発注者は設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。競争参加者に提出を求める単価表等は、発注者の積算基準類にないものに限ることとする。

### 4)　文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時又は技術対話の終了後、競争参加者に対して速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

## (2)　改善された技術提案の審査

予定価格算定の対象とする技術提案を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

なお、技術提案評価型Ａ型では、技術提案の改善を行うことを基本とするが、工事内容に応じて改善が必要ないと認められる場合には、技術提案の改善を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

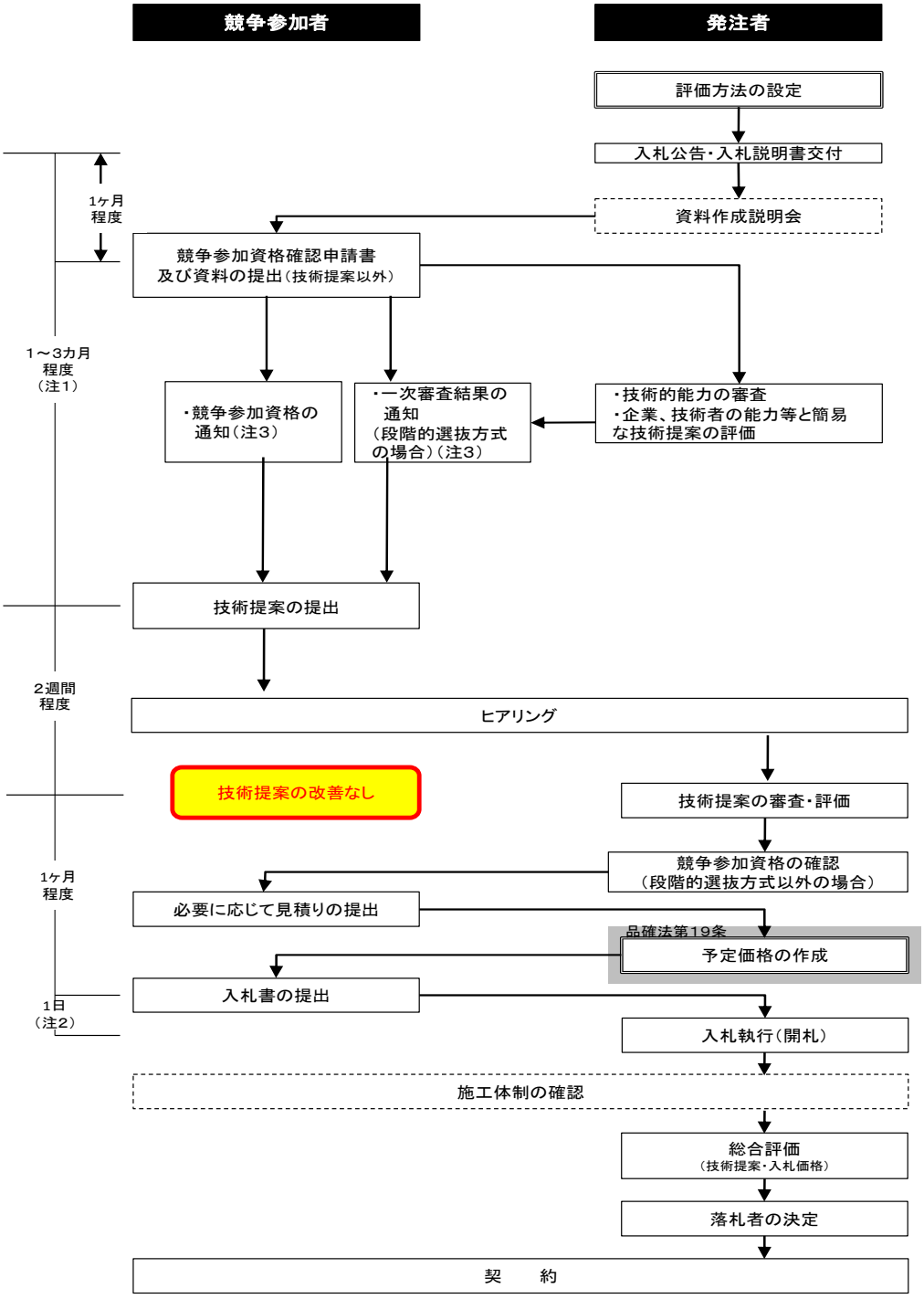


注1　ＡⅠ型及びＡⅡ型の場合は2～3ヶ月程度、ＡⅢ型の場合は1～2ヶ月程度を基本とする。なお、ＡⅢ型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。
注2　日曜日、土曜日、祝日等を含まない。
注3　競争参加資格がないと認めた理由、一次審査結果の理由についての説明を求めるものができるものとし、この説明要求申立て期間（7日）については日曜日、土曜日、祝日等を含まない。
注4　WTOの場合、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）第5条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公示をしなければならないことに留意すること。

図 2-12　技術提案評価型Ａ型の入札・契約手続フロー
（技術提案の改善を行わない場合）

### 2-6-6　予定価格の作成

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる（品確法第１９条）。

技術提案評価型Ａ型においては、競争参加者から発注者の積算基準類にない新技術・新工法等が提案されることが考えられるため、競争参加者からの技術提案をもとに予定価格を定めることができる。

予定価格は、結果として最も優れた提案を採用できるように作成する必要があり、各技術提案の内容を部分的に組み合わせるのではなく、一つの優れた技術提案全体を採用できるように作成するものとする。

なお、競争に参加する者からの技術提案の審査の結果を踏まえ予定価格を作成する可能性がある場合には、その旨を入札説明書等にて明示し、全ての競争参加者に周知しなければならない。

**【入札説明書における記載例】**

**（　）予定価格算定時における施工計画の活用方法**

**発注者は、技術提案書における施工計画の範囲については、審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を算定するものとする。なお、適切な施工計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。**

#### (1)　予定価格の算定方法選定の考え方

競争参加者から再提出された技術提案の技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等を基に算定した価格（以下「見積価格」という。）に基づき、予定価格の算定方法を選定する。予定価格の算定方法は以下の４つの方法が考えられる。

①　評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。

②　技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。

③　見積価格の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。

④　技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格（最も高い技術評価点を最も高い評価値で除して得られた値）を予定価格とする。

これらのうち、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、②技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格の算定方法を選定する際の見積価格については、提出された設計

数量等をそのまま使用するものとするが、予定価格を算定する際には「(2)1) 設計数量等の確認」により競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

表 2-10　予定価格の算定方法選定の考え方

| 予定価格の算定方法 | 長　所 | 短　所 |
|---|---|---|
| ①評価値の最も高い技術提案に基づく価格〔図中のB〕 | ●VFMの考え方に則っており、予定価格の意味合いが明確。 | ●Bの見積価格が安い場合には落札者が限定される可能性が高く、最終的に評価値の高い提案を採用できないことがあり得る。 |
| ②技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格〔図中のE〕 | ●技術的に最も優れた技術提案が排除されない。<br>●入札時点での競争性が確保される可能性が高い。 | ●評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。 |
| ③見積価格の最も高い技術提案に基づく価格〔図中のD〕 | ●予定価格を上回る入札が行われる可能性が低い。<br>●入札時点での競争性が確保される。 | ●評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。 |
| ④技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格〔図中のE'〕 | ●技術的に最も優れた技術提案を採用できる可能性がある。<br>●VFMの考え方に則っており、割高な予定価格となることを防止できる。 | ●予定価格に対応する工事内容が存在せず、仮想的な予定価格になる。 |

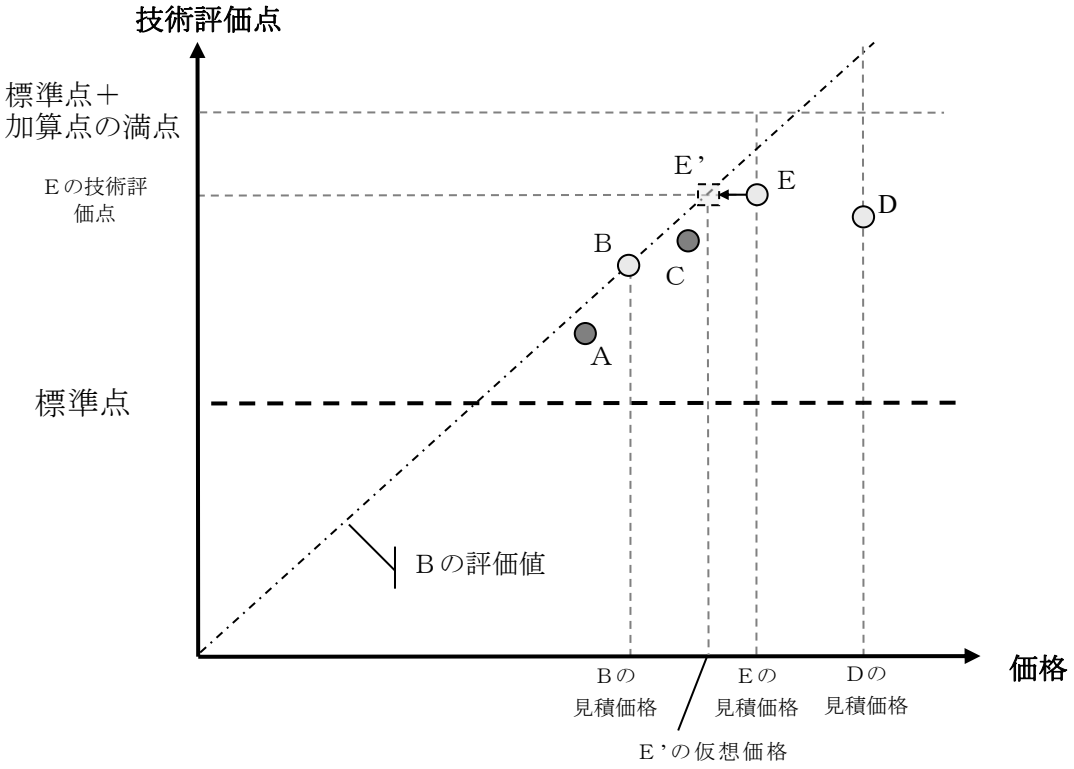


図 2-13　予定価格の算定方法選定のイメージ

### (2) 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

#### 1) 設計数量等の確認

予定価格算定の対象となった技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等）の内容について確認を行い、積算基準類に該当する歩掛や単価がない場合には、過去の同種・類似事例を参考にそれらの妥当性を確認し、必要に応じて市場の実勢調査を行う。市場の実勢調査に基づいた歩掛や単価を本発注工事に適用する場合、積算基準類の策定担当部局と調整を図る必要がある。

なお、各社固有の特殊工法等については、歩掛や単価まで分解せずに工法全体の見積りの妥当性を確認する。

#### 2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類により予定価格を算定する。

○土木請負工事工事費積算要領
○土木請負工事工事費積算基準
○土木工事標準歩掛
○請負工事機械経費積算要領
○共通仮設費算定基準　等

##### ① 歩　掛

歩掛については、標準歩掛や新技術関係積算基準類を使用する。

ただし、工期の短縮を技術提案で求めている場合等、標準歩掛等がない場合や標準的な施工でない場合は、技術提案や特別調査の歩掛を参考に決定する。

② 労務単価、資材単価、機械経費

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。

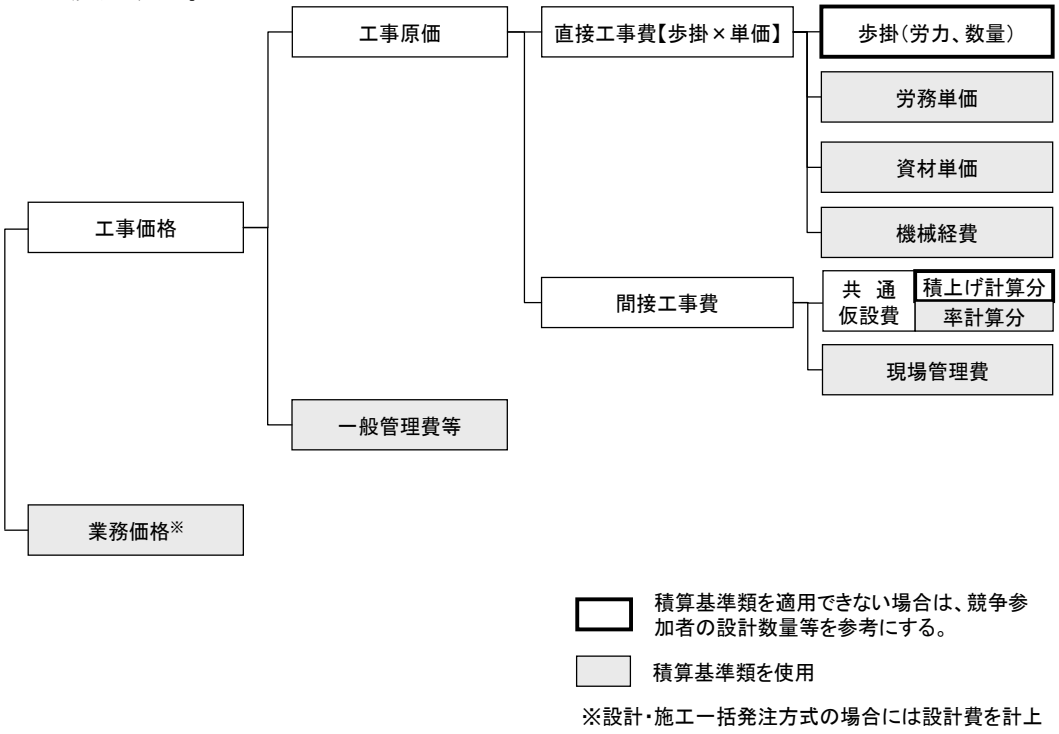


図 2-14　予定価格算定における競争参加者の数量等の使用範囲

第〇号　　架設機械据付・解体１式当たり内訳書

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 橋梁世話役 | | 人 | ○○ | ○○，○○○ | ○○，○○○ | ○人/日×○日＝○○人 |
| 橋梁特殊工 | | 人 | ○○ | ○○，○○○ | ○○，○○○ | ○人/日×○日＝○○人 |
| 普通作業員 | | 人 | ○○ | ○○，○○○ | ○○，○○○ | ○人/日×○日＝○○人 |
| トラッククレーン賃料 | 油圧式○t吊 | 日 | ○．○ | ○○，○○○ | ○○，○○○ | |
| 諸雑費 | | 式 | 1 | | ○○○ | 端数整理 |
| 計 | | | | | ○○，○○○ | |

第〇号　　安全費（積上げ分）一式内訳書

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交通誘導員 | | 人 | ○○ | ○○，○○○ | ○○，○○○ | ○人/日×○日＝○○人 |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | ○○，○○○ | |

：積算基準類を適用できない場合は、競争参加者の数量等を参考にする。

：積算基準類を使用。

図 2-15　競争参加者の数量等を使用した予定価格算定の例

### 3) 学識経験者の意見聴取

技術提案評価型Ａ型において、競争参加者からの技術提案を基に作成する予定価格の妥当性を確保するため、技術提案の審査に当たっては、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴く必要がある（品確法第 19 条）。

#### ① 意見聴取の方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聴く学識経験者の数は必要最小限とするとともに、その匿名性や守秘義務の確保及び資料の管理等について十分留意する。

#### ② 意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴くものとする。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

## (3) 低価格入札への対応

現在の課題として、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定し、調査基準価格を設定しているが、その一方で、競争参加者は各々の提案に基づき入札してくるため、調査基準価格が実質的な意味をなしていない状況となっている。

このため、技術提案評価型Ａ型については、競争参加者から提出される見積りに基づき、競争参加者ごとに予定価格・調査基準価格を設定することについて、既存法令との関係を踏まえ、今後の検討課題とする。

当面、技術提案評価型Ａ型については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から、施工体制確認型総合評価落札方式を試行する。

この際、技術提案に基づき予定価格を作成する工事における施工体制確認の調査基準価格については、予定価格に見積りが採用された者については、従来の低入札価格調査基準価格を基準価格とし、それ以外の者については、その者の見積りを基に低入札価格調査基準価格に相当する価格を算定し、調査基準価格とする。（図 3-18 参照）

また、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。

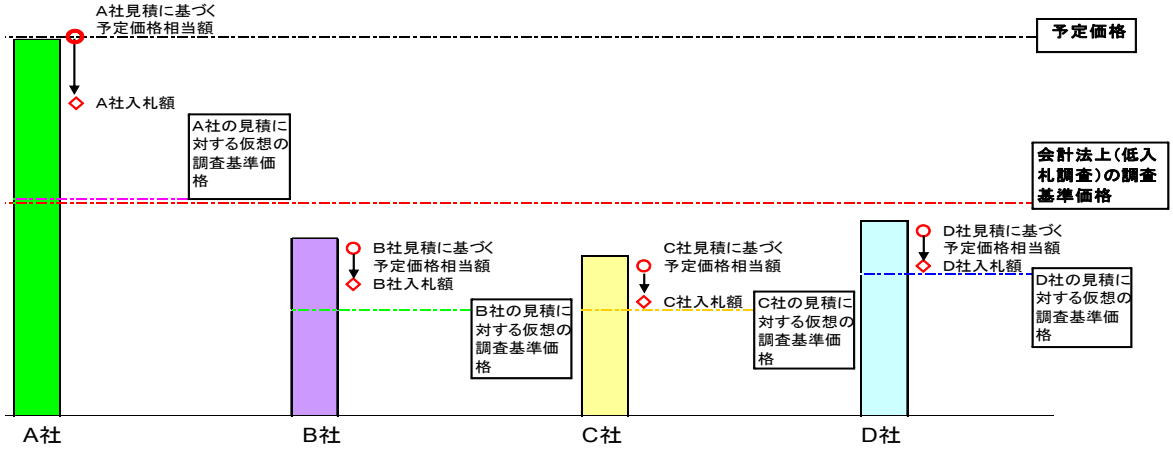


図 2-16　施工体制確認の際の調査基準価格の算定イメージ

### 2-6-7　評価結果の公表

技術提案評価型Ａ型においては、技術対話における公平性、透明性を確保するため、契約締結後速やかに評価結果とともに、技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要がある（品確法第１７条）。

改善過程の公表内容としては、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各者の再提出における改善状況の概要を基本とし、各競争参加者の提案の具体的内容に係る部分は公表しないものとする。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、公表内容について各競争参加者の了解を得た上で公表するものとする。

具体的に表 2-11 に示す技術提案内容と改善内容に対し、改善過程の公表イメージを図 2-17 に示す。

表 2-11　技術提案の改善過程の具体例

| | |
|---|---|
| 技術提案の内容 | 橋梁の架設工法である○○工法を使用することにより、交通規制時間を短くする。○○工法は、ブラケットを折りたたんだ状態で鋼桁を運搬し、移動多軸台車上で組み立て、設置箇所まで運搬。鋼桁をリフトアップし、橋脚柱を接合する。鋼桁のジャッキダウン後に鋼桁の接合等を行い、ブラケットを展開する。また、鋼桁と橋脚柱の接合は現場溶接により行う。橋台の基礎としては鋼管杭を使用し、下部工は△△工法を採用する。 |
| 改善の内容 | 〔発注者からの指摘事項〕<br>・施工ヤード：当初想定していた場所と異なる位置の提案がなされたが、今後予定される近接工事の影響で使用できない位置であったため、位置の変更を要請。<br>・提案工法の安全性の確認：○○工法の施工手順の詳細資料を要請。<br>〔自発的な改善事項〕<br>・下部工の接合方法の代替工法の提案：現場溶接より、ハイテンボルトを採用することによりコスト縮減と工期短縮が見込まれる。 |

| | |
|---|---|
| 工事件名 | ○○○○工事 |
| 事務所名 | ○○○○事務所 |
| 入札公告 | 年　　月　　日 |
| 技術提案の提出 | 年　　月　　日 |
| 技術対話 | 年　　月　　日 |
| 技寿提案の再提出 | 年　　月　　日 |

【技術提案の改善に係る過程の概要】

| 項　目 | A社 | | B社 | | C社 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 発注者からの改善要請事項 | 競争参加者の改善状況 | 発注者からの改善要請事項 | 競争参加者の改善状況 | 発注者からの改善要請事項 | 競争参加者の改善状況 |
| 基礎工 | 施工ヤード位置の変更 | 指摘に基づき改善 | | | | |
| 架設工法 | 安全性確認のため○○工法の作業手順書の提出を要請 | 作業手順書の資料を提出 | | | | |
| 下部工　接合方法 | | 下部工の接合方法である現場溶接の代替工法としてハイテンボルトに自発的に改善 | | | | |

図 2-17　技術提案の改善過程の公表イメージ

## 2-7　配置予定技術者へのヒアリング

総合評価落札方式において、技術者の能力や技術提案の実現性を評価する上で配置予定技術者へのヒアリングは重要な判断要素となるが、タイプ別にヒアリング実施の考え方を表 2-12 に示す。

表 2-12　ヒアリング実施の考え方

| タイプ | ヒアリング |
|---|---|
| 施工能力評価型Ⅱ型 | ― |
| 施工能力評価型Ⅰ型 | 配置予定技術者の監理能力又は施工計画に対する理解度を確認する必要がある場合にヒアリングを実施するものとする。<br>実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。 |
| 技術提案評価型S型<br>（WTO 以外） | |
| 技術提案評価型S型<br>（WTO） | 技術的難易度が比較的高く、配置予定技術者の技術力が求められる工事で、「技術者の専門技術力」、「本発注工事の理解度・取り組み姿勢」、「技術者のコミュニケーション力」等を確認する必要がある場合にヒアリングを実施するものとする。<br>実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。 |
| 技術提案評価型A型 | ヒアリングを実施（必須）<br>ただし、技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。<br>実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。 |

【評価項目】

配置予定技術者へのヒアリングを行う場合は、ヒアリング時の確認内容は、入札説明書の評価基準に予め記載すること。なお、タイプ別の評価の視点を表 2-13 に示す。

表 2-13 評価の視点

| タイプ | 評価の視点 |
|---|---|
| 施工能力評価型Ⅰ型 | 「役割」、「工程管理」、「品質管理」、「安全管理」、「関係者との調整」、「同種実績と本発注工事との関係」等に着目し、配置予定技術者の監理能力又は施工計画の理解度を評価するものとする。 |
| 技術提案評価型S型<br>（WTO 以外） | 「役割」、「工程管理」、「品質管理」、「安全管理」、「関係者との調整」、「同種実績と本発注工事との関係」等に着目し、配置予定技術 |

| | |
|---|---|
| | 者の監理能力又は技術提案の理解度を評価するものとする。 |
| 技術提案評価型S型<br>（WTO） | ［技術提案（VE提案）］<br>「技術提案の理解度（提案の内容、効果）」、「施工上配慮すべき事項の適切性（工程管理、品質管理、安全管理、関係者との調整）」等に着目し、配置予定技術者の監理能力又は技術提案の理解度は、評価項目と判断基準により評価するものとする。なお、ヒアリングにおいて配置予定技術者の監理能力又は技術提案の理解度が確認できない場合は、欠格とする。<br><br>［工事全般の施工計画］<br>「役割」、「工程管理」、「品質管理」、「安全管理」、「関係者との調整」、「同種実績と本発注工事との関係」等に着目し、配置予定技術者の監理能力又は技術提案の理解度は、評価項目と判断基準により評価するものとする。なお、ヒアリングにおいて配置予定技術者の監理能力又は技術提案の理解度が確認できない場合は、欠格とする。 |

【評価方法】

・配置予定技術者へのヒアリングを行う場合は、提出された「施工計画書（簡易な施工計画）」、「施工計画書（施工計画）」「技術提案（ＶＥ提案）」及び「工事全般の施工計画」とヒアリングを通じ総合的に判断すること。

・競争参加者のヒアリング対象者は、申請された配置予定技術者１名を基本とする。なお、複数名の申請があった場合については、配置予定技術者の技術力に係る評価点数が最も低い配置予定技術者１名を対象にヒアリングを実施すること。なお、ヒアリングの評価者は、工事の発注担当課の課長を必須とし、係長以上の役職者を含め、２名以上で実施するものとする。

・ヒアリング時間は、工事の特性等により、３０分～１時間程度とする。

○「監理能力」に関しては、表 2-14 の視点から評価するものとする。

表 2-14　監理能力の評価視点（例）

| 視　点 | 内　容 |
|---|---|
| 役割 | 監理技術者（担当技術者）として、本発注工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる |
| 工程管理 | 工程管理に当たってのクリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとった対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる |

| | |
|---|---|
| 品質管理 | 品質管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる |
| 安全管理 | 安全管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる |
| 関係者との調整 | 関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる |
| 同種実績と<br>本発注工事との関係 | 同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できる |

【評価基準の例】
①評価視点の全てについて当てはまる場合　⇒　「十分な監理能力が確認できる」
②少なくとも２つ以上に当てはまる場合　　⇒　「一定の監理能力が期待できる」
③上記以外
※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できるものとする。

○「技術提案に対する理解度」に関しては、表 2-15 の視点から評価するものとする。

表 2-15　技術提案に対する理解度の評価視点（例）

| 視　点 | 内　容 |
|---|---|
| 技術提案の理解度 | 技術提案の内容、効果 |
| 施工上配慮すべき事項の適切性 | 技術提案が効果を発揮するために、施工上配慮すべき以下の事項<br>・工程管理<br>・品質管理<br>・安全管理<br>・関係者との調整 |

【評価基準の例】
①技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。
②上記について、工事特性との関係を踏まえ、説得力を持って説明できる。
③技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。
③上記について、一般的に説明できる。
④上記以外

# 3. 多様な入札・契約、総合評価の主な取り組み

## 3-1　取り組み一覧

| 取り組み内容 | | 開始年度 | 入札契約方式 | 適用評価形式 | | | | 適用工事種別 | 取り組みの有効性 | | | | | | | ページ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | A型 技術提案評価型 | S型 技術提案評価型 | I型 施工能力評価型 | Ⅱ型 施工能力評価型 | | 技術者の確保・育成 | 地域における担い手確保 | 新規参入の促進 | 受発注者の事務負担の軽減 | 施工期間の平準化 | 工事品質の向上 | 不調・不落対策 | |
| 入札契約手続きにおける取り組み | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | 段階的選抜方式 | H22<br>(改R6) | 一般競争 | ○ | ○ | | | 全工種 | | | | ○ | | | | 3-2 |
| (2) | 一括審査方式 | H25 | 一般競争<br>指名競争 | | ○ | ○ | ○ | 全工種 | | | | ○ | | | | 3-3 |
| (3) | フレームワークモデル工事【試行】 | R2 | 指名競争 | | | | ○ | 全工種 | | | | ○ | | | ○ | 3-4 |
| (4) | 公募型指名競争入札方式【試行】 | R2 | 指名競争 | | | | ○ | 全工種 | | | | ○ | | | ○ | 3-5 |
| (5) | 簡易確認型 | H28 | 一般競争 | | | | ○ | 全工種 | | | | ○ | | | | 3-7 |
| (6) | 技術提案簡易評価型<br>【試行】 | H27 | 一般競争 | | ○ | | | 全工種 | | | | ○ | | | | 3-8 |
| (7) | 余裕期間 | H25<br>(改R2) | 一般競争<br>指名競争 | | ○ | ○ | ○ | 全工種 | | | | | ○ | | ○ | 3-9 |
| (8) | 監理技術者育成交代モデル工事【試行】 | R1<br>(改R5) | 一般競争 | | ○ | ○ | ○ | 一般土木<br>鋼橋上部<br>PC | ○ | | | | | | | 3-10 |
| (9) | 地域維持型契約方式【試行】 | H26 | 一般競争 | | | ○ | ○ | 維持修繕 | | ○ | ○ | | | | | 3-11 |
| (10) | 技術提案・交渉方式 | H27 | 一般競争 | － | － | － | － | 全工種 | | | | | | ○ | | 3-12 |
| (11) | 参加表明段階で技術者の資料を求めない方式【試行】 | R7 | 一般競争 | | ○ | | | 全工種 | | | | ○ | | | | 3-13 |
| 総合評価落札方式における取り組み | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | 地域密着工事型 | H25 | 一般競争 | | | ○ | ○ | 全工種 | | ○ | | | | | | 3-14 |
| (2) | 若手技術者・女性技術者活用評価型【試行】 | H25<br>(改R7) | 一般競争 | | | ○ | ○ | 全工種 | ○ | | | | | | | 3-15 |
| (3) | 自治体実績チャレンジ型【試行】 | H25<br>(改R4) | 一般競争 | | | ○ | ○ | 一般土木<br>As舗装<br>維持修繕<br>橋梁補修 | | ○ | ○ | | | | | 3-16 |
| (4) | 自治体実績チャレンジⅡ型【試行】 | R7 | 一般競争 | | | ○ | ○ | 一般土木<br>As舗装<br>維持修繕<br>橋梁補修 | | ○ | ○ | | | | | 3-17 |
| (5) | 技術者育成型【試行】 | H26<br>(改R1) | 一般競争 | | ○ | ○ | ○ | 一般土木<br>鋼橋上部<br>PC | ○ | | | | | | | 3-18 |
| (6) | 技術提案チャレンジ型【試行】 | H25<br>(改R1) | 一般競争 | | ○ | | | 全工種 | | ○ | ○ | ○ | | | | 3-20 |
| (7) | 特定専門工事審査型【試行】 | H20 | 一般競争 | | ○ | | | P16参照 | ○ | | | | | ○ | | 3-21 |
| (8) | 地域防災担い手確保型【試行】 | H26<br>(改R6) | 一般競争 | | | | ○ | 全工種 | | ○ | | ○ | | | ○ | 3-22 |
| (9) | 企業能力評価型【試行】 | R5 | 一般競争 | | | | ○ | 一般土木<br>As舗装<br>維持修繕<br>橋梁補修 | | ○ | | ○ | | | ○ | 3-23 |
| (10) | 企業実績評価型【試行】 | R5 | 指名競争 | | | | ○ | 全工種 | | ○ | | ○ | | | ○ | 3-24 |
| (11) | 新技術導入促進（Ⅰ）型【試行】 | H29<br>(改R6) | 一般競争 | | ○ | ○ | ○ | 全工種 | | | | | | ○ | | 3-25 |
| (12) | 新技術導入促進（Ⅱ）型【試行】 | H29<br>(改R6) | 一般競争 | | ○ | | | 全工種 | | | | | | ○ | | 3-27 |

## 3-2　入札契約手続きにおける取り組み

### (1)　段階的選抜方式

**(1)概要**

受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次選定し、そこで選抜された者に対して二次審査を行う方式。

**(2)有効性**

・発注者には技術審査・評価に係る事務量の低減、また応札者には技術提案作成に要する事務量の低減が図られる。
・一次選定で選抜されなかった参加者は配置予定技術者の拘束時間の短縮につながる。

**(3)適用評価形式**

・技術提案評価型S型，A型（競争参加者が多く見込まれる工事）
・高度な技術力を求める工事においては、技術提案による評価を行うことが望ましいことから、採用しないものとする。

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能

**【手続きフロー】**

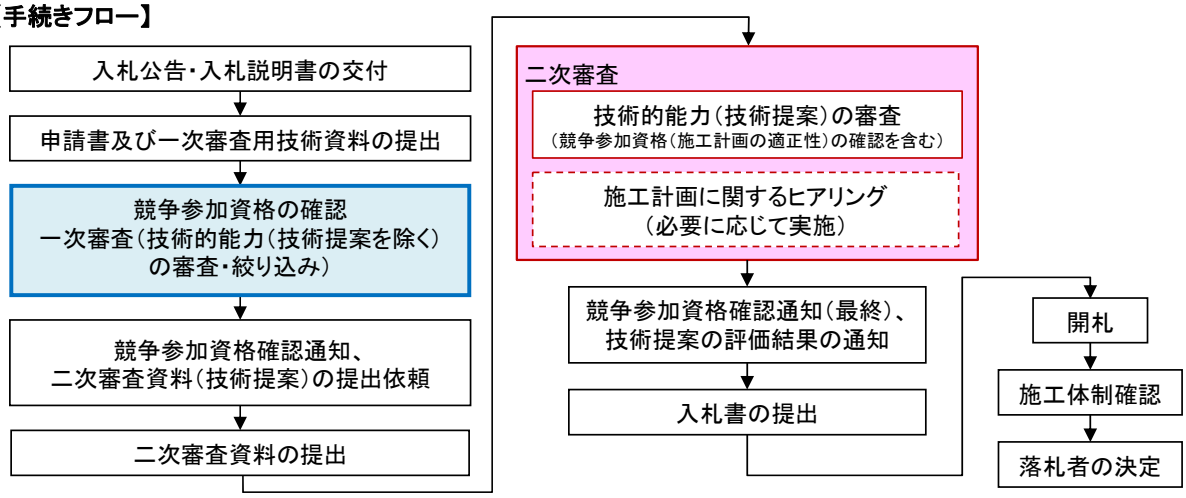


**【配点表】**

| 評価項目 | WTO以外 | | | WTO | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 通常方式 | 段階選抜方式 | | 通常方式 | 段階選抜方式 | |
| | | 一次審査 | 二次審査 | | 一次審査 | 二次審査 |
| 企業の技術力 | 15点 | 15点 | | | 15点 | |
| 配置予定技術者の技術力 | 15点 | 15点 | | | 15点 | |
| 技術提案 | 30点 | | 30点 | 60点 | | 60点 |
| 賃上げの実施に関する評価 | 4点 | | | 4点 | | |
| ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 1点 | | | 1点 | | |
| 評価値算定における加算点（技術評価点） | 65点 | 65点 | | 65点 | | 65点 |

≪ 段階的選抜方式（チャレンジ枠）【試行】≫
○上位15者（上位から15者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む）

## (2)　一括審査方式

**(1)概要**

同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型を除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。

**(2)有効性**

・1つの申請書と技術資料で複数工事への参加・審査が可能となり、受発注者の事務負担が軽減される。
※複数工事の受注はできない。

**(3)適用評価形式**

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型(簡易確認型との併用不可)
・技術提案評価型S型

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能

**【手続きフロー】**

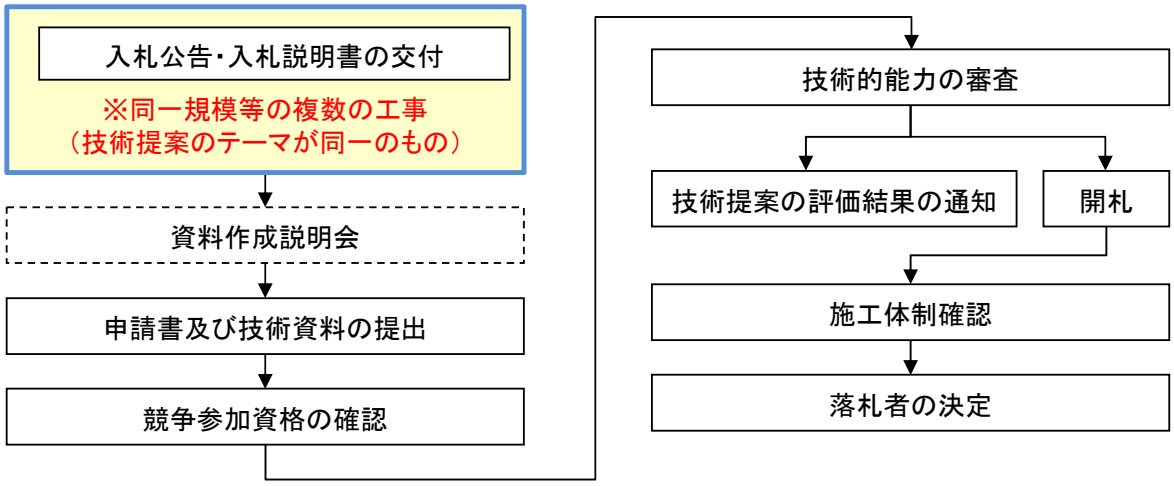


**【適用条件】**

以下の条件をすべて(施工能力評価型Ⅱ型※では①～⑥まで)満たす2以上の工事とする。なお、適用にあたっては、競争性の確保に十分留意が必要。

①支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官)が同一の工事
②工事の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
③業種区分及び等級が同じ工事
④施工地域が近接する工事(①が同じ地域内とする)
⑤入札契約手続きのスケジュールを同一に行うこととしている工事
⑥複数の競争参加者が見込まれる工事
⑦施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
⑧工事技術的難易度評価表の大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

※施工能力評価型Ⅱ型での適用
・施工能力評価型Ⅰ型の対象工事のうち、次のイ)及びロ)の条件を満たすことから、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施する工事において適用可。
イ)1件につき予定価格が3億円未満の工事
ロ)施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

## (3)　フレームワークモデル工事【試行】

**(1)概要**

該当する複数の工事について予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加候補者名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式

**(2)有効性**

・資料は参加希望の意思確認時のみの提出であり、受発注者の事務負担が軽減される。

**(3)適用評価形式**

・施工能力評価型Ⅱ型（指名競争のみ適用）

**(4)適用工事種別**

・一般土木、維持修繕等に適用可能

**【手続きフロー】**

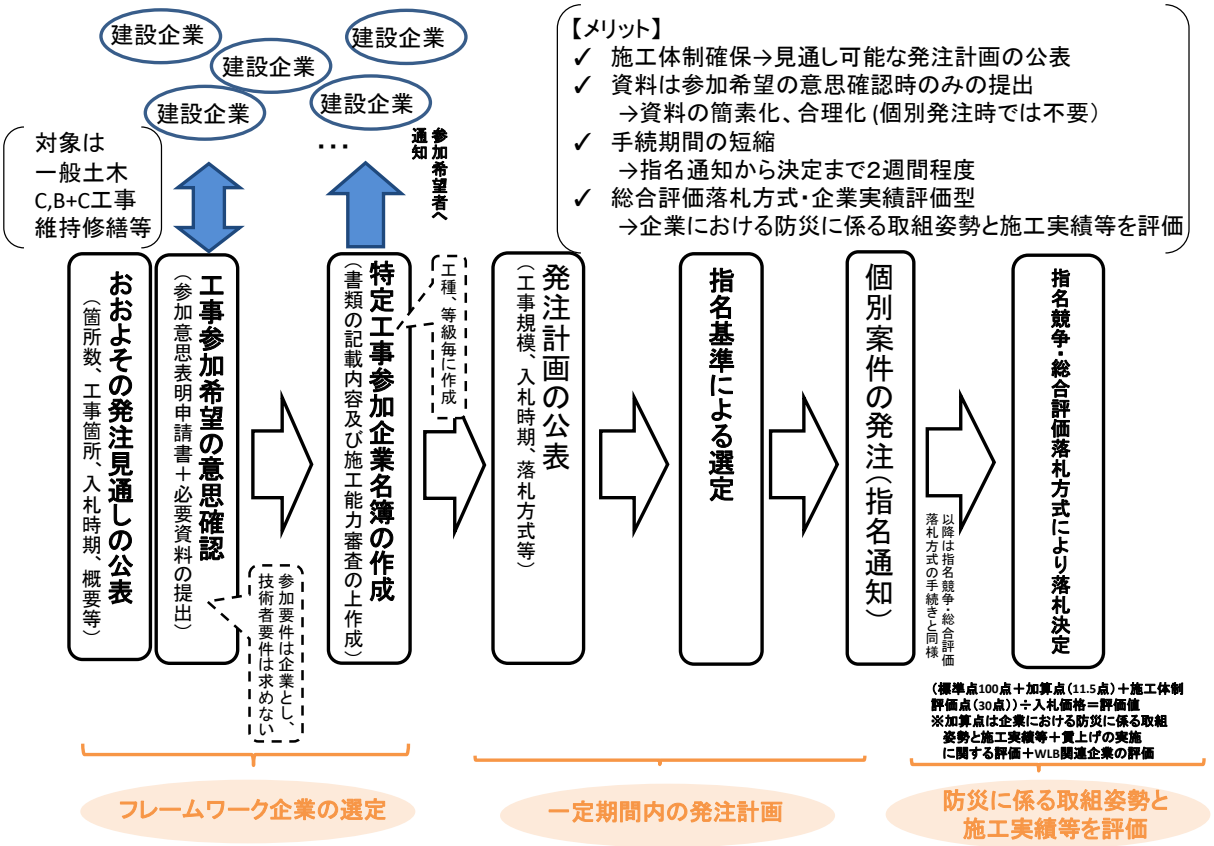

## (4)　公募型指名競争入札方式【試行】

**(1)概要**

対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する方式。

**(2)有効性**

・資料は参加希望の意思確認時のみの提出であり、受発注者の事務負担が軽減される。

**(3)適用評価形式**

・施工能力評価型Ⅱ型（指名競争のみ適用）

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能

**【手続きフロー】**

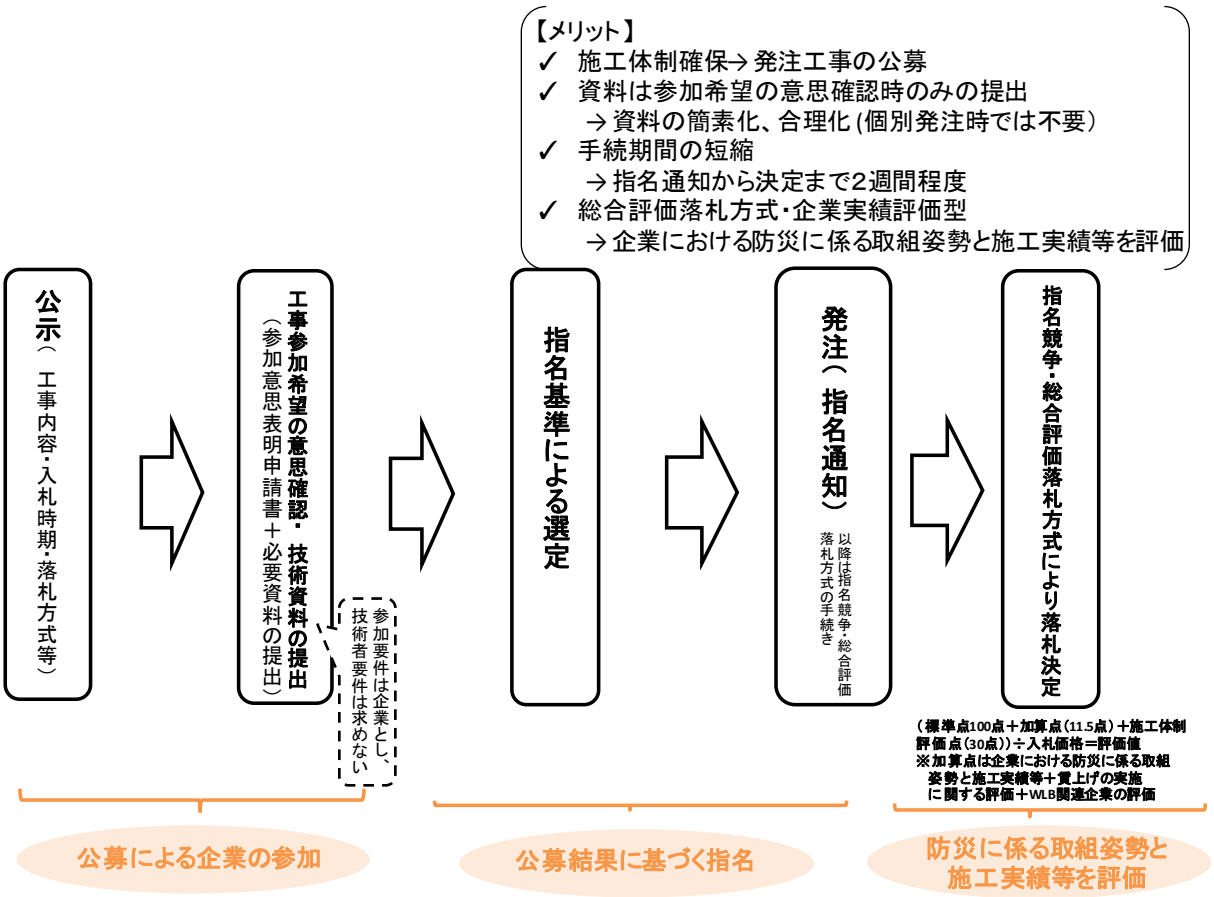

# 【配点表】（企業実績評価型）

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 評価基準 | 満点 | 評価点 | | ◎必須／○選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （1）<br>企業の<br>技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | 10 | 2 | 最大4点<br>※実績として申請できる件数は２件までとし、同種工事の施工実績の評価点の上限は４点とする。ただし、申請できる２件については、同一の工事名で複数申請をした場合、１件として評価する。 | ○ |
| | | | 高い同種性が認められる | | 1 | | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | | |
| | 地域精通度<br>地域貢献度 | ②緊急時の施工体制 | 施工都県内（又は半径○km圏内の市区町村）に本店がある | | 2 | | ◎ |
| | | | その他 | | 0 | | |
| | | ③災害協定の有無 | 「発注事務所」と締結した協定あり | | 2 | | ◎ |
| | | | 「関東地整本局」と締結した災害協定（都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等）あり | | 1 | | |
| | | | 施工都県内の「国の機関」、「地方公共団体」、「特殊法人」と締結した災害協定あり | | 1 | | |
| | | | 協定なし | | 0 | | |
| | | ④災害活動実績の有無 | a)施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 2 | 最大4点<br>※実績として申請できる件数は２件までとする。ただし、一つの評価基準で、同一の災害名の場合は１件として評価する。 | ○ |
| | | | b)施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく支援等※1の実績あり。<br>施工都県内において実施された支援等※1の実績により、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 1 | | |
| | | | c)施工都県内において、国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または支援等※1の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く。）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 1 | | |
| | | | d)施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局（本局または各事務所）と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績あり。<br>施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績により関東地方整備局（本局または各事務所）から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 1 | | |
| | | | e)実績なし | | 0 | | |
| | ⑤本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事が無い | | 2 | | ◎ |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | |
| （2）<br>配置予定<br>技術者の<br>技術力 | － | － | － | － | － | | － |
| 合計 | | | | | 10 | | |
| （3）<br>賃上げの実施に関する評価 | ⑥賃上げの実施を表明した企業等 | | | 1 | 1 | | ◎ |
| | ⑦賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | | | -2 | | |
| （4）<br>ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価 | ⑧女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | 0.5 | 0.5 | | ◎ |
| 合計 | | | | | 11.5 | | |

※1　支援等とは、「資機材の移送支援、または情報提供（賃貸含む。）」又は「緊急パトロール」の実績とする。

## (5)　簡易確認型

**(1)概要**

入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。

**(2)有効性**

・競争参加者には技術資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待される。

**(3)適用評価形式**

・施工能力評価型Ⅱ型(一括審査方式との併用不可)

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能

**【手続きフロー】**

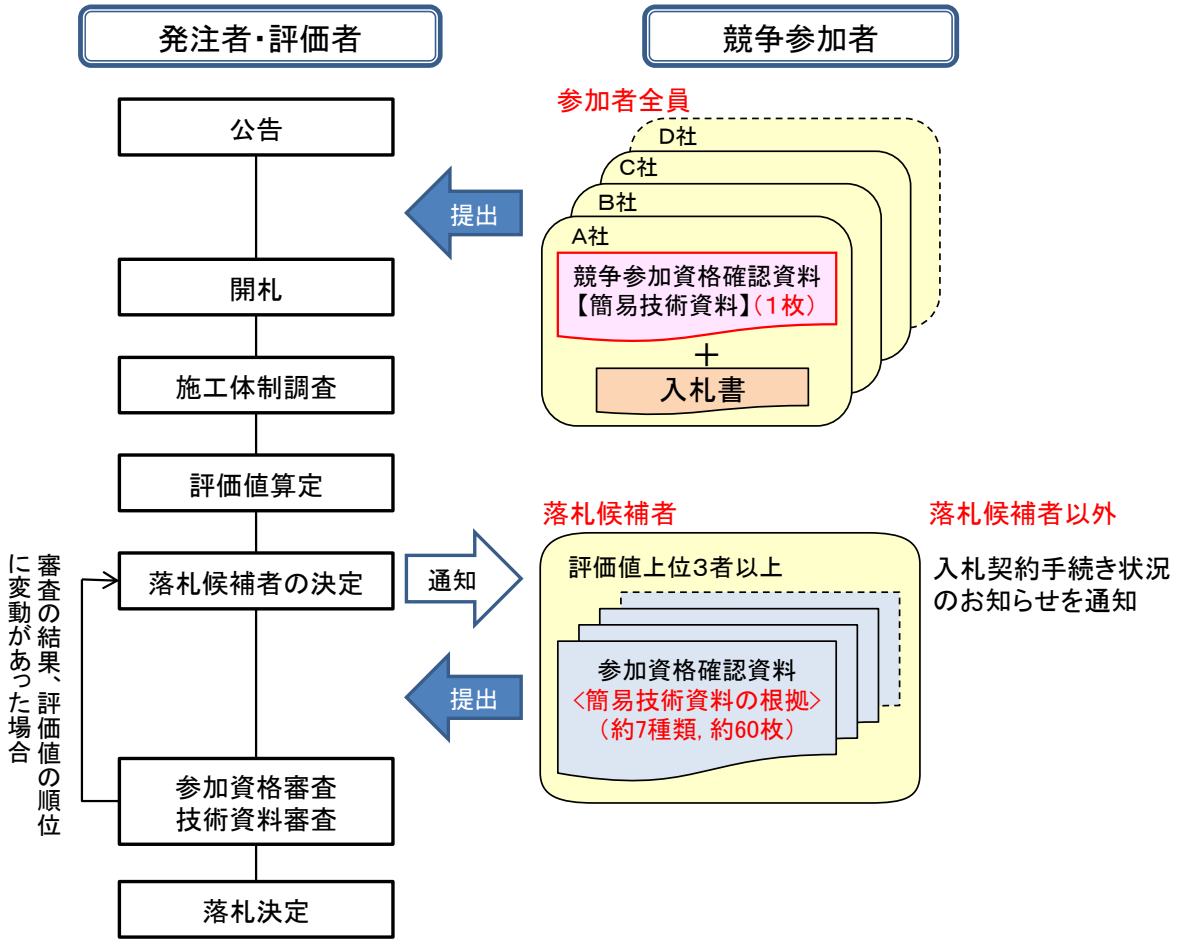

## (6) 技術提案簡易評価型【試行】

**(1)概要**

求める技術提案(施工計画、VE提案)について、従来は各テーマ毎に最大5提案であったものを最大3提案として評価する方式。

**(2)有効性**

・技術提案数が減となることから、受発注者の事務負担が軽減。
・提案数を減じることにより、選りすぐった提案がなされ、より確実な工事品質の確保がなされることを期待。

**(3)適用評価型式**

・技術提案評価型S型

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能
・過去の評価で重複提案により評価出来なかった提案テーマ内容となる工事
・過去の同種工事において、多数の参加申請がされた工事
(概ね15社程度以上の参加申請がされた工種の工事)

## (7)　余裕期間

**(1)概要**

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定(契約毎に6ヶ月を越えない範囲)する。

なお、余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。

**(2)有効性**

・受注者には、施工体制を準備する期間が十分に確保される。また、工事開始日を任意に選択可能な場合は技術者の配置計画が柔軟となる。

・発注者には、早期発注が可能となるため発注事務の平準化が図られ、事務負担が軽減。

**(3)適用評価形式**

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型

・技術提案評価型S型

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能

①「発注者指定方式」：　余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式

②「任意着手方式」：　受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

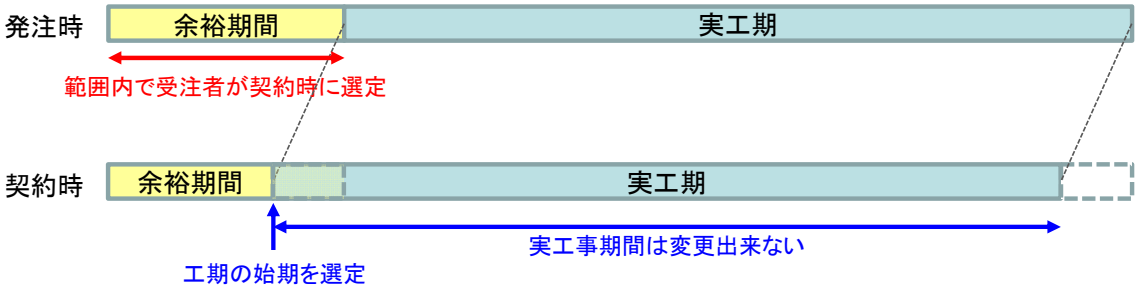


③「フレックス方式」：　受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式

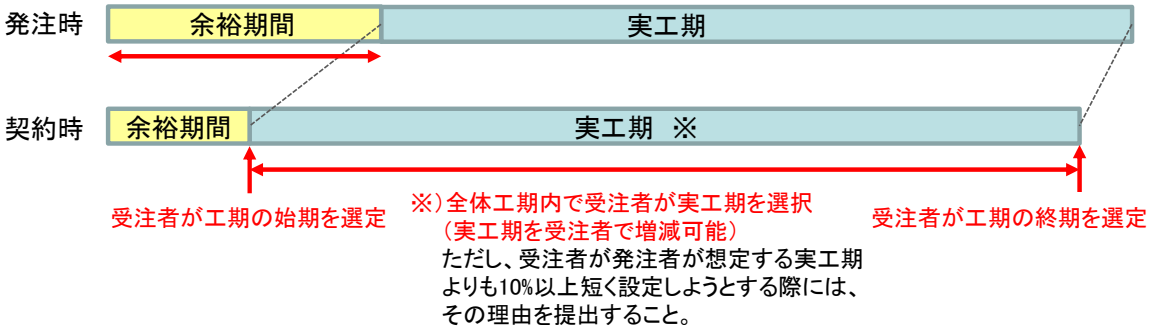

## (8)　監理技術者育成交代モデル工事【試行】

**(1)概要**

豊富な工事経験のある技術者(以下、「主任(監理)技術者」という。)の専任期間において、同種工事経験の無い育成技術者を配置できるものとし、施工上一定の区切りとみなせる時期においては、育成技術者に交代することができる。

**(2)有効性**

・主任(監理)技術者が、育成技術者を指導・監督することで技術者の育成を図り、将来の担い手を確保するとともに、良好な品質の社会資本を持続的に社会に供給できる体制を確保する。

**(3)適用評価形式**

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
・技術提案評価型S型

**(4)適用工事種別**

・「一般土木工事」「鋼橋上部工事」「プレストレスト・コンクリート工事」に適用可能

**参加資格要件等**

【対象技術者】
①経験の浅い1級土木施工管理技士の有資格者
②1級土木施工管理技士の未取得者

【技術者交代要件】(詳細時期は監督職員と協議して決定)
・主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者として当該工事に従事(育成期間)。
・交代までに、1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得。
・技術力を習得するために育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載。
・交代する前に中間技術検査、既済部分検査又は完済部分検査(以下、中間技術検査等)を実施。
※監督職員は育成期間中に、検査官は中間技術検査等においてトレーニングプログラムの実施状況を確認。

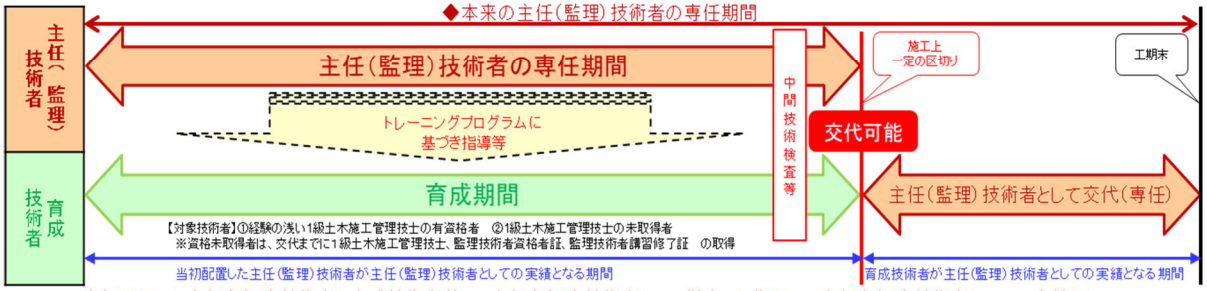


※当初配置した主任(監理)技術者と育成技術者共に、主任(監理)技術者として従事した期間は、主任(監理)技術者としての実績となる。

## (9)　地域維持型契約方式【試行】

**(1)概要**

複数の地域維持事業を一つの工事として発注し、その際、地域精通度の高い企業で構成される「地域維持型建設協同企業体」の導入の円滑な促進を図る。

**(2)有効性**

・地域の維持管理に不可欠な事業の担い手の確保を促進。

**(3)適用評価形式**

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型

**(4)対象工事**

・災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど地域事情に精通した企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(新設・改築等の工事を含まないこと)。
・単体で発注した場合は役務となるものであっても、工事と一体として発注した場合は、全体として工事の請負契約となる。

**地域維持型契約方式の活用**(入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合　⇒　包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
(除雪　＋　除草、維持補修等)
○異なる事業の組み合わせ
(道路管理　＋　河川管理)
○異なる工区の組み合わせ
(A工区　＋　B工区)

契約
(複数年)

(従来の担い手)
地域の
○単体企業
○経常建設共同企業体　等

(制度の新設)
○地域維持型建設共同企業体

**地域維持型建設共同企業体(地域維持型共同企業体の取扱について(R4.12.13)、地域維持型共同企業体の運用について(R4.12.13))**

① 性格
地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体

② 工事の種類・規模
社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実地する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)

③ 構成員(数、組合わせ、資格)
- 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保出来る数(当面は10社を上限)
- 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
- 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる

④ 技術者要件
通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和

⑤ 登録
単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

## (10) 技術提案・交渉方式

**(1)概要**

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式。
(適用にあたっては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」(令和7年2月)を参照)

**(2)有効性**

・発注者が、当該工事の仕様の確定が困難な場合に有効。

**(3)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能

【公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律　抜粋】
(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)
第十八条　発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

技術協力・施工タイプにおける手続の流れ

⇒ 優先交渉権者と基本協定を締結、技術協力業務委託契約を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら、工法・工事価格等の交渉を行い、施工の契約を締結。

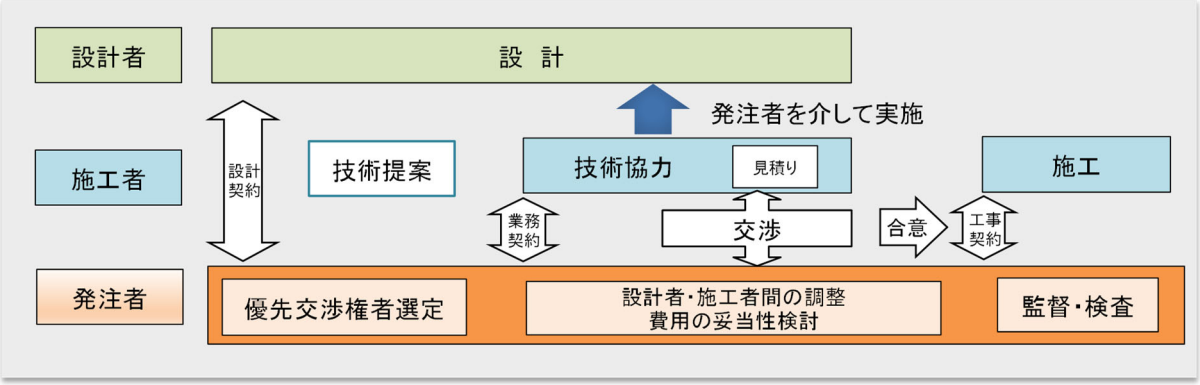

## （11）参加表明段階で技術者の資料を求めない方式【試行】

**（1）概要**

配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。

**（2）有効性**

・参加表明者側で、契約手続きの終盤まで、配置予定技術者の検討が可能となる。
・発注者側で、落札候補者のみから配置予定技術者の資格要件に係る資料を受け付けることとするため、事務負担が軽減されうる。

**（3）適用評価形式**

・技術提案評価型S型（WTO）（段階的選抜方式を除く）

**（4）適用工事種別**

・全ての工事種別に適用可能

【手続きフロー】

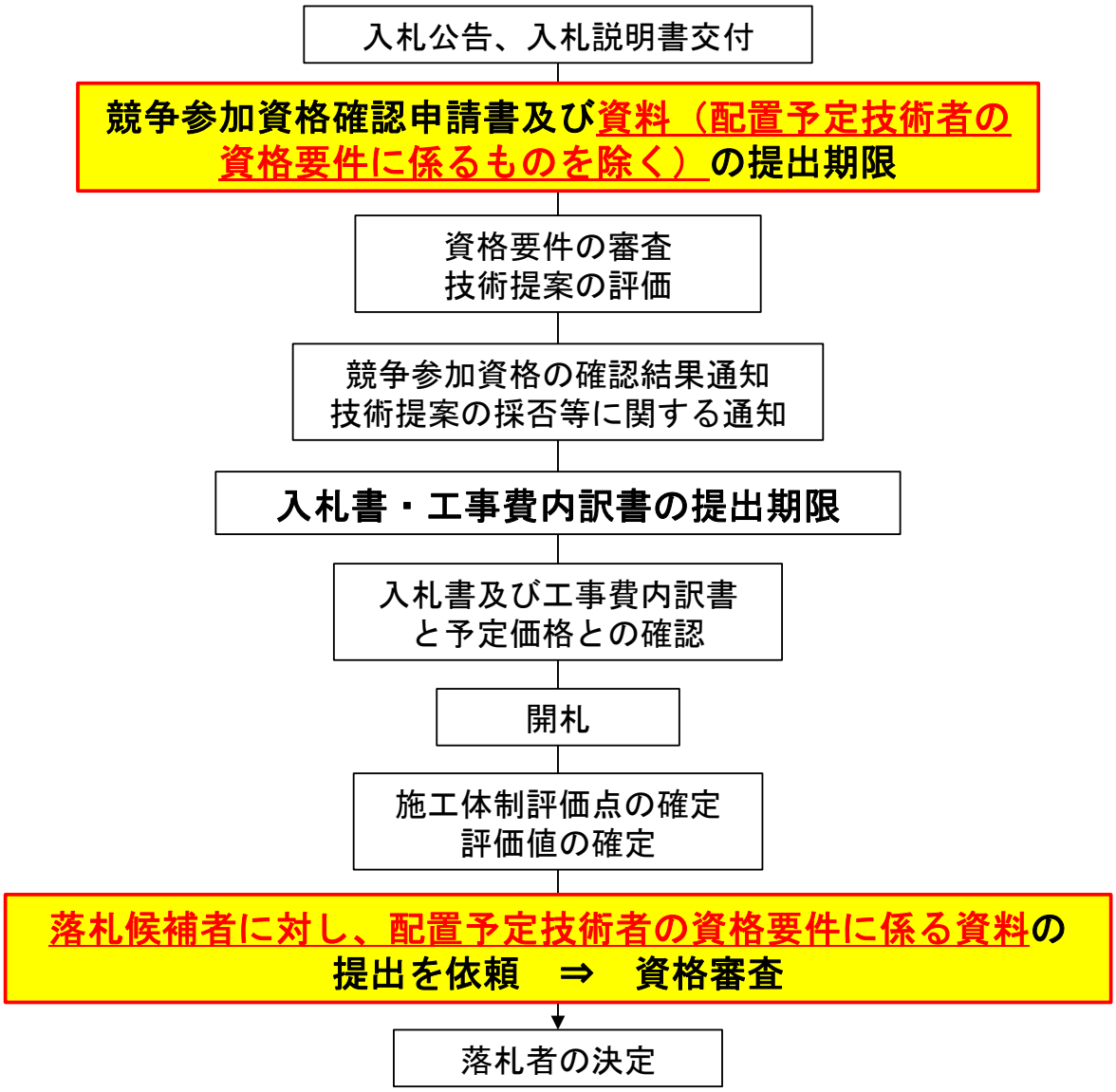

## 3-3　総合評価落札方式における取り組み

### (1)　地域密着工事型

**(1)概要**

地域に根ざし住民に信頼が置かれていることが円滑な工事、良質な施工に繋がると考えられる場合、地域精通度・地域貢献度を評価項目に加えて評価を行う方式。

**(2)有効性**

・地域に精通した企業の施工による工事の品質向上、円滑化。

**(3)適用評価型式**

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能
・分任官工事に適用可能
・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定

**(5)配点の特徴**

【企業の技術力】

1）近隣地域での施工実績《 地域精通度 》【2点】
　・過去10年間の「施工都県内」若しくは「半径〇km圏内の市町村等」での施工実績を評価

2）緊急時の施工体制《 地域精通度 》【2点】
　・「施工都県内」若しくは「半径〇km圏内の市町村等」での本店の有無を評価

3）災害協定の有無《 地域貢献度 》【最大2点】
　・施工都県内に本店・支店・営業所を有する企業の行政機関との災害協定の有無を評価

4）災害協定に基づく活動実績の有無《 地域貢献度 》【最大2点】
　・過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動実績等の実績の有無を評価

【配点表（一般土木）】

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型 標準タイプ 満点 | 評価点 | | 必須/選択 | 地域密着工事型 満点 | 評価点 | | 必須/選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （1）施工計画 | 簡易な施工計画 | 施工上配慮すべき事項　※施工能力評価型Ⅰ型で適用 | 可/不可（欠格） | | | ◎ | 可/不可（欠格） | | | ◎ |
| | ヒアリング | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施　※施工能力評価型Ⅰ型で適用 | | | | ○ | | | | ○ |
| (2)企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績 | 20 | 5 | | ◎ | 20 | 2 | | ○ |
| | | ②工事成績（都県政令市の発注工事の成績も対象※2） | | 6 | | ◎ | | 3 | | ◎ |
| | | ③工事成績（減点要素） | | 0～-5 | | ◎ | | 0～-5 | | ◎ |
| | | ④優良工事等表彰 ○優良工事表彰（都県政令市の表彰も対象※2） | | 3 | 最大3点 | ◎ | | 2 | 最大2点 | ◎ |
| | | ○安全管理優良受注者表彰 | | 1 | | | | 1 | | |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為 | | 0～-12 | | ◎ | | 0～-12 | | ◎ |
| | 地域精通度 地域貢献度 | ⑥地域精通度（近隣地域での施工実績） | | | | | | 2 | | ◎ |
| | | ⑦地域精通度（緊急時の施工体制） | | | | | | 2 | | ◎ |
| | | ⑧地域貢献度（災害協定） | | | | | | 2 | | ◎ |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定に基づく活動実績） | | | | | | 2 | | ◎ |
| | 自由設定項目 ★重点施策項目 | ⑩自由設定項目 1）工事成績優秀企業認定 | | 1 | 合計6点となるように選択 | ○ | | 1 | 合計5or7点となるように選択 | ○ |
| | | 2）優良下請企業の活用 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 3）ICT施工技術の活用（ICT舗装工、ICT舗装工(修繕工)） | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 4）ISO認証取得状況 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 5）難工事施工実績 ★ | | 1 | | ◎ | | 1 | | ◎ |
| | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献等表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰 等 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 7）インフラDX大賞 | | 2 | | ○ | | 2 | | ○ |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定） | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 10）若手技術者または女性技術者の活用及び資格 ★ | | 2 | | ◎ | | 2 | | ◎ |
| | | 11）本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 12）自由項目 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| (3)配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑪同種工事の工事経験 | 20《10》 | 6《3》※1 | | ◎ | 20《10》 | 6《3》※1 | | ◎ |
| | | ⑫同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)(都県政令市の発注工事の成績も対象※2) | | 6《3》※1 | | ◎ | | 6《3》※1 | | ◎ |
| | | ⑬優秀工事技術者表彰（都県政令市の表彰も対象※2） | | 4《2》※1 | | ◎ | | 4《2》※1 | | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑭自由設定項目 1）資格 | | 1 | 合計4点《2点》※1となるように選択 | ○ | | 1 | 合計4点《2点》※1となるように選択 | ○ |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 3）継続教育(CPD・CPDS)の取組状況 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 4）難工事施工実績 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献等表彰 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 6）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 7）自由項目 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| 小計 | | | 40《30》※1 | | | | 40《30》※1 | | | |
| (4)賃上げの実施に関する評価 | ⑮賃上げの実施を表明した企業等 | | 3 | 3《2》※1 | | ◎ | 3 | 3《2》※1 | | ◎ |
| | ⑯賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | | -4《-3》※1 | | ◎ | | -4《-3》※1 | | ◎ |
| (5)ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価※3 | ⑰女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 1 | 1《1》※1 | | ◎ | 0.5 | 0.5《0.5》※1 | | ◎ |
| 合計 | | | 44《33》※1 | | | | 43.5《32.5》※1 | | | |

※1 「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において２段階評価とした時は《 》の配点とする
※2 都県・政令市の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。
※3 B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

## (2)　若手技術者・女性技術者活用評価型【試行】

**(1)概要**

35歳以下の若手技術者または女性技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として、将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく経験を積んでもらう方式。

**(2)有効性**

・将来、主任(監理)技術者となる若手技術者および女性技術者の確保・育成。
※若手技術者の在籍が少ない地域においては、競争性の確保に配慮が必要。

**(3)適用評価型式**

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能
・分任官工事に適用可能
・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定

**(5)配点の特徴**

【企業の技術力】

1)若手技術者(35歳以下)または女性技術者の活用【3点】
・若手技術者(35歳以下)または女性技術者を現場代理人又は担当技術者として当該工事に配置する場合に加点評価(主任(監理)技術者の専任期間と同じ期間配置が必要)

2)若手技術者(35歳以下)または女性技術者の資格【最大2点】
・現場代理人または担当技術者として配置される若手技術者(35歳以下)または女性技術者の資格の有無を評価

【配置予定技術者の技術力】

1)若手技術者または女性技術者の育成指導【2点≪1点≫※1】
※1「配置予定技術者_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は≪ ≫の配点とする

・配置予定の若手技術者または女性技術者に対して、当該工事に関する育成計画を作成し、指導を実施することにより評価

【配点表(一般土木)】

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型 標準タイプ 満点 | 評価点 | | 必須/選択 | 地域密着工事型 満点 | 評価点 | | 必須/選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1)施工計画 | 簡易な施工計画 | 施工上配慮すべき事項　※施工能力評価型Ⅰ型で適用 | 可/不可(欠格) | | | ◎ | 可/不可(欠格) | | | ◎ |
| | ヒアリング | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施　※施工能力評価型Ⅰ型で適用 | | | | ○ | | | | ○ |
| (2)企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績 | 20 | 5 | | ◎ | 20 | 2 | | ○ |
| | | ②工事成績(都県政令市の発注工事の成績も対象※2) | | 5 | | ◎ | | 3 | | ◎ |
| | | ③工事成績(減点要素) | | 0～-5 | | ◎ | | 0～-5 | | ◎ |
| | | ④若手技術者(35歳以下)または女性技術者の活用 | | 3 | | ◎ | | 3 | | ◎ |
| | | ⑤若手技術者(35歳以下)または女性技術者の資格 | | 2 | | ◎ | | 2 | | ◎ |
| | | ⑥事故及び不誠実な行為 | | 0～-12 | | ◎ | | 0～-12 | | ◎ |
| | 地域精通度<br>地域貢献度 | ⑦地域精通度(近隣地域での施工実績) | | | | | | 2 | | ◎ |
| | | ⑧地域精通度(緊急時の施工体制) | | | | | | 2 | | ◎ |
| | | ⑨地域貢献度(災害協定) | | | | | | 2 | | ◎ |
| | | ⑩地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) | | | | | | 2 | | ◎ |
| | 自由設定項目<br>★重点施策項目 | ⑪自由設定項目<br>1)工事成績優秀企業認定 | | 1 | 合計5点となるように選択 | ○ | | 1 | 合計2or4点となるように選択 | ○ |
| | | 2)優良下請企業の活用 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 3)ICT施工技術の活用(ICT舗装工、ICT舗装工(修繕工)) | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 4)ISO認証取得状況 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 5)難工事施工実績 ★ | | 1 | | ◎ | | 1 | | ◎ |
| | | 6)難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献等表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰 等 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 7)インフラDX大賞 | | 2 | | ○ | | 2 | | ○ |
| | | 8)登録基幹技能者等の活用 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 9)地域貢献度(災害時の基礎的事業継続力の認定) | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 10)本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 11)自由項目 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| (3)配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑫同種工事の工事経験 | 20《10》 | 5《2》※1 | | ◎ | 20《10》 | 5《2》※1 | | ◎ |
| | | ⑬同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)(都県政令市の発注工事の成績も対象※2) | | 6《3》※1 | | ◎ | | 6《3》※1 | | ◎ |
| | | ⑭優秀工事技術者表彰(都県政令市の表彰も対象※2) | | 3《2》※1 | | ◎ | | 3《2》※1 | | ◎ |
| | | ⑮若手技術者または女性技術者の育成指導 | | 2《1》※1 | | ◎ | | 2《1》※1 | | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑯自由設定項目<br>1)資格 | | 1 | 合計4点《2点》※1となるように選択 | ○ | | 1 | 合計4点《2点》※1となるように選択 | ○ |
| | | 2)過去の同種工事の工事経験 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 3)継続教育(CPD・CPDS)の取組状況 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 4)難工事施工実績 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 5)難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献等表彰 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 6)40歳以下または女性の主任(監理)技術者の配置 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 7)自由項目 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| 小計 | | | 40《30》※1 | | | | 40《30》※1 | | | |
| (4)賃上げの実施に関する評価 | ⑰賃上げの実施を表明した企業等 | | 3 | 3《2》※1 | | ◎ | 3 | 3《2》※1 | | ◎ |
| | ⑱賃上げの基準に達していない場合等(減点) | | | -4《-3》※1 | | ◎ | | -4《-3》※1 | | ◎ |
| (5)ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価 | ⑲女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 0.5 | 0.5《0.5》※1 | | ◎ | 0.5 | 0.5《0.5》※1 | | ◎ |
| 合計 | | | 43.5《32.5》※1 | | | | 43.5《32.5》※1 | | | |

※1 「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする
※2 都県・政令市の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修工」の4工事種別。

## (3)　自治体実績チャレンジ型【試行】

**(1)概要**

地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。

**(2)有効性**

・都県政令市の工事成績評定点や表彰を評価し、国実績の無い(少ない)企業の参入を促す。

**(3)適用評価型式**

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型

**(4)適用工事種別**

・「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」に適用可能
・分任官工事に適用可能
・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定

**(5)配点の特徴**

【企業の技術力】

1)工事成績【最大6点】
・都県政令市発注工事の当該工種工事における工事成績評定点(同一機関:2件)の平均点を評価
(※国成績を有している企業は、国の成績で評価する)

2)優良工事等表彰【最大5点】
・都県政令市発注工事において受彰した知事表彰等の有無を評価

3)本発注工事の工事種別における新規契約の有無を評価【最大4点】

4)地域貢献度(災害協定)【最大2点】
・都県政令市の災害協定も発注担当事務所の災害協定と同等に評価

5)地域貢献度(災害協定に基づく活動実績)【最大2点】
・都県政令市の災害協定に基づく活動実績も発注担当事務所の活動実績と同等に評価

6)地域貢献度(災害時の基礎的事業継続力の認定)を評価【最大2点】

【配置予定技術者の技術力】

1)同種工事の工事成績【最大3点】
・競争参加資格を満たすことを証明するために提出した都県政令市の工事成績評定点を評価

2)優秀工事技術者等表彰【最大2点】
・都県政令市発注工事において受彰した技術者表彰の有無を評価

【配点表(一般土木)】

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 満点 | 評価点 | 必須/選択 |
| (1)施工計画 | 簡易な施工計画 | 施工上配慮すべき事項　※施工能力評価型Ⅰ型で適用 | 可/不可（欠格） | | ◎ |
| | ヒアリング | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施　※施工能力評価型Ⅰ型で適用 | | | ○ |
| (2)企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績 | 30 | 5 | ◎ |
| | | ②工事成績（都県政令市の発注工事の成績も対象） | | 6 | ◎ |
| | | ③工事成績（減点要素） | | 0～-5 | ◎ |
| | | ④優良工事表彰（都県政令市の表彰も対象） | | 5 | ◎ |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為 | | 0～-12 | ◎ |
| | | ⑥本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | | 4 | ◎ |
| | 地域精通度<br>地域貢献度 | ⑦地域精通度（近隣地域での施工実績） | | 2 | ◎ |
| | | ⑧地域精通度（緊急時の施工体制） | | 2 | ◎ |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定）(都県政令市の災害協定も発注担当事務所の災害協定と同等評価) | | 2 | ◎ |
| | | ⑩地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）(都県政令市の活動実績も発注担当事務所と同等評価) | | 2 | ◎ |
| | | ⑪地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定） | | 2 | ◎ |
| (3)配置予定<br>技術者の技術力 | 配置予定<br>技術者の能力 | ⑫同種工事の工事経験 | 10 | 3 | ◎ |
| | | ⑬同種工事の工事成績（資格要件で求めた実績）（都県政令市の発注工事の成績も対象） | | 3 | ◎ |
| | | ⑭優秀工事技術者表彰（都県政令市の表彰も対象） | | 2 | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑮自由設定項目<br>1）資格 | | 1　合計2点となるように選択 | ○ |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験 | | 1 | ○ |
| | | 3）継続教育(CPD・CPDS)の取組状況 | | 1 | ○ |
| | | 4）自由項目 | | 1 | ○ |
| 小計 | | | 40 | | |
| (4)賃上げの実施に関する評価 | ⑯賃上げの実施を表明した企業等 | | 3 | 3 | ◎ |
| | ⑰賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | | -4 | ◎ |
| (5)ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価 | ⑱女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 0.5 | 0.5 | ◎ |
| 合計 | | | 43.5 | | |

## (4)　自治体実績チャレンジⅡ型【試行】

**(1)概要**

地元企業の新規参入を促すため、新規契約の有無、地域精通度・地域貢献度の評価をより重視した評価方式。

**(2)有効性**

・都県政令市の工事成績評定点等を評価し、国実績の無い(少ない)企業の参入を促す。

**(3)適用評価型式**

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型

**(4)適用工事種別**

・「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」に適用可能
・分任官工事に適用可能
・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定

**(5)配点の特徴**

企業の技術力のみを評価対象とし、20点満点(賃上げの実施、WLB関連認定評価を除く)で評価。

【企業の技術力】

1)工事成績【最大3点】
　・都県政令市発注工事の当該工種工事における工事成績評定点(同一機関:2件)の平均点を評価
　(※国成績を有している企業は、国の成績で評価する)
2)本発注工事の工事種別における新規契約の有無を評価【最大4点】
3)地域貢献度(災害協定)【最大2点】
　・都県政令市の災害協定も発注担当事務所の災害協定と同等に評価
4)地域貢献度(災害協定に基づく活動実績)【最大2点】
　・都県政令市の災害協定に基づく活動実績も発注担当事務所の活動実績と同等に評価
5)地域貢献度(災害時の基礎的事業継続力の認定)を評価【最大2点】

【配点表(一般土木)】

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 満点 | 評価点 | 必須/選択 |
| (1)施工計画 | 簡易な施工計画 | 施工上配慮すべき事項　※施工能力評価型Ⅰ型で適用 | 可/不可（欠格） | | ◎ |
| | ヒアリング | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施　※施工能力評価型Ⅰ型で適用 | | | ○ |
| (2)企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績 | 20 | 3 | ◎ |
| | | ②工事成績（都県政令市の発注工事の成績も対象） | | 3 | ◎ |
| | | ③工事成績（減点要素） | | 0～-5 | ◎ |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為 | | 0～-12 | ◎ |
| | | ⑥本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | | 4 | ◎ |
| | 地域精通度<br>地域貢献度 | ⑦地域精通度（近隣地域での施工実績） | | 2 | ◎ |
| | | ⑧地域精通度（緊急時の施工体制） | | 2 | ◎ |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定）(都県政令市の災害協定も発注担当事務所の災害協定と同等評価) | | 2 | ◎ |
| | | ⑩地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）(都県政令市の活動実績も発注担当事務所と同等評価) | | 2 | ◎ |
| | | ⑪地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定） | | 2 | ◎ |
| 小計 | | | 20 | | |
| (4)賃上げの実施に関する評価 | ⑯賃上げの実施を表明した企業等 | | 2 | 2 | ◎ |
| | ⑰賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | | -3 | ◎ |
| (5)ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価 | ⑱女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 0.5 | 0.5 | ◎ |
| 合計 | | | 22.5 | | |

## (5) 技術者育成型【試行】

**(1)概要**

40歳以下の技術者(主任(監理)技術者)に比較的難易度の高い工事を経験してもらい、現場において他の技術者から実務指導を受けつつ、技術力の更なる向上に繋げてもらう試行。

**(2)有効性**

・主任(監理)技術者の更なる技術力向上を促進。

**(3)適用評価型式**

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型、技術提案評価型S型

**(4)適用工事種別**

・「一般土木」、「鋼橋上部」、「プレストレスト・コンクリート」に適用可能
・工事難易度Ⅱ～Ⅲ程度を想定

**(5)配点の特徴**

【技術提案】(技術提案評価型S型(WTO))
〇工事全般の施工計画において「40歳以下の主任(監理)技術者を配置する場合の技術者育成の取り組み」に関する技術提案を求める。
【「配置予定技術者の技術力】の評価に下記評価項目を追加
1. 40歳以下の主任(監理)技術者の配置の有無【必須】【6点(施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型)】【5点(技術提案評価型S型(WTO以外)】
・40歳以下の主任(監理)技術者を配置する場合に評価
2. 「継続教育(CPD・CPDS)の受講履歴及び推奨単位の取得の有無」又は「配置予定技術者の社内研修会等への参加の有無」【必須】【2点】
・「過去1年以内のCPD・CPDSの受講履歴及び推奨単位以上の取得がある場合」又は「現在所属している会社の社内研修会等に参加したことがある場合」に評価
3. 本工事における定期的な実務指導の実施の有無【必須】【6点(施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型)】【5点(技術提案評価型S型(WTO以外)】
・本工事に従事する技術者(現場代理人、主任(監理)技術者、担当技術者等)以外の技術者が定期的に「安全管理」、「工程管理」、「品質管理」に関する実務指導を実施する場合に評価

【配点表(一般土木)】(施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型)

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型 標準タイプ 満点 | 評価点 | | 必須/選択 | 地域密着工事型 満点 | 評価点 | | 必須/選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1)施工計画 | 簡易な施工計画 | 施工上配慮すべき事項 ※施工能力評価型Ⅰ型で適用 | 可/不可(欠格) | | | ◎ | 可/不可(欠格) | | | ◎ |
| | ヒアリング | 配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 ※施工能力評価型Ⅰ型で適用 | | | | ○ | | | | ○ |
| (2)企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績 | 20 | 5 | | ◎ | 20 | 2 | | ○ |
| | | ②工事成績(都県政令市の発注工事の成績も対象※1) | | 6 | | ◎ | | 4 | | ◎ |
| | | ③工事成績(減点要素) | | 0～-5 | | ◎ | | 0～-5 | | ◎ |
| | | ④優良工事等表彰 ○優良工事表彰(都県政令市の表彰も対象※1) | | 3 | 最大3点 | ◎ | | 3 | 最大3点 | ◎ |
| | | ○安全管理優良受注者表彰 | | 1 | | | | 1 | | |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為 | | 0～-12 | | ◎ | | 0～-12 | | ◎ |
| | 地域精通度 地域貢献度 | ⑥地域精通度(近隣地域での施工実績) | | | | | | 2 | | ◎ |
| | | ⑦地域精通度(緊急時の施工体制) | | | | | | 2 | | ◎ |
| | | ⑧地域貢献度(災害協定) | | | | | | 2 | | ◎ |
| | | ⑨地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) | | | | | | 2 | | ◎ |
| | 自由設定項目 ★重点施策項目 | ⑩自由設定項目 1)工事成績優秀企業認定 | | 1 | 合計6点となるように選択 | ○ | | 1 | 合計3or5点となるように選択 | ○ |
| | | 2)優良下請企業の活用 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 3)ICT施工技術の活用(ICT舗装工、ICT舗装工(修繕工)) | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 4)ISO認証取得状況 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 5)難工事施工実績 ★ | | 1 | | ◎ | | 1 | | ◎ |
| | | 6)難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献等表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰 等 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 7)インフラDX大賞 | | 2 | | ○ | | 2 | | ○ |
| | | 8)登録基幹技能者等の活用 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 9)地域貢献度(災害時の基礎的事業継続力の認定) | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 10)若手技術者または女性技術者の活用及び資格 ★ | | 2 | | ◎ | | 2 | | ◎ |
| | | 11)本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| | | 12)自由項目 | | 1 | | ○ | | 1 | | ○ |
| (3)配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑪40歳以下の主任(監理)技術者の配置 | 20 | 6 | | ◎ | 20 | 6 | | ◎ |
| | | ⑫CPD・CPDSの取組状況又は社内研修会等の参加 | | 2 | | ◎ | | 2 | | ◎ |
| | | ⑬定期的な実務指導の実施 | | 6 | | ◎ | | 6 | | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑭自由設定項目 1)資格 | | 最大2点 | 合計6点となるように選択 | ○ | | 最大2点 | 合計6点となるように選択 | ○ |
| | | 2)過去の同種工事の工事経験 | | 最大2点 | | ○ | | 最大2点 | | ○ |
| | | 3)難工事施工実績 | | 1 | | ◎ | | 1 | | ◎ |
| | | 4)難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献等表彰 | | 1 | | ◎ | | 1 | | ◎ |
| | | 5)自由項目 | | 最大2点 | | ○ | | 最大2点 | | ○ |
| 小計 | | | 40 | | | | 40 | | | |
| (4)賃上げの実施に関する評価 | ⑮賃上げの実施を表明した企業等 | | 3 | 3 | | ◎ | 3 | 3 | | ◎ |
| | ⑯賃上げの基準に達していない場合等(減点) | | | -4 | | ◎ | | -4 | | ◎ |
| (5)ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価※2 | ⑰女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 1 | 1 | | ◎ | 0.5 | 0.5 | | ◎ |
| 合計 | | | 44 | | | | 43.5 | | | |

※1 都県・政令市の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」のみ。
※2 B等級(単独)以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

## 【配点表（一般土木）】（技術提案評価型S型）

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 技術提案評価型<br>S型（WTO以外） | | 必須<br>／選択 | 技術提案評価型<br>S型（WTO） | | 必須<br>／選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （1）技術提案 | 施工計画 | 工程管理に係わる技術的所見<br>材料の品質管理に係わる技術的所見<br>施工上の課題に対する技術的所見<br>施工上配慮すべき事項<br>上記以外以外の項目 | 30 | 30（15） | 原則1項目<br>（工事内容により2項目設定）<br>（ ）は2項目設定した場合 | | | |
| | ヒアリング | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | ※ | | ○ | | | |
| | ＶＥ提案等 総合的なコスト | ライフサイクルコスト、その他 | | | | 30 | 30<br>（15） | 原則1項目<br>（工事内容により2項目設定）<br>（ ）は2項目設定した場合 ○ |
| | ＶＥ提案等 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | |
| | ＶＥ提案等 社会要請 | 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル | | | | | | |
| | ＶＥ提案等 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | | | | 30<br>（60） | 30<br>（60） | 左記の2項目必須<br>上記にて省略した場合は（ ）とする ◎ |
| | | 技術者育成に関する取り組み | | | | | | |
| | ヒアリング<br>※必要に応じて実施 | 技術者の専門技術力、当該工事の理解度・取り組み姿勢、技術者のコミュニケーション力 | | | | － | | ○ |
| (2)企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績 | 15 | 4 | ◎ | | | |
| | | ②工事成績 | | 4 | ◎ | | | |
| | | ③工事成績（減点要素） | | 0～-5 | ◎ | | | |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰 | | 2 | 最大2点 ◎ | | | |
| | | ○安全管理優良受注者表彰 | | 1 | | | | |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為 | | 0～-12 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目<br>★重点施策項目 | ⑥自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定 | | 1 | 合計5点となるように選択 ○ | | | |
| | | 2）優良下請企業の活用 | | 1 | ○ | | | |
| | | 3）ICT施工技術の活用（ICT舗装工、ICT舗装工(修繕工)） | | 1 | ○ | | | |
| | | 4）ISO認証取得状況 | | 1 | ○ | | | |
| | | 5）難工事施工実績　★ | | 1 | ◎ | | | |
| | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献等表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰　等 | | 1 | ○ | | | |
| | | 7）インフラDX大賞 | | 2 | ○ | | | |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用 | | 1 | ○ | | | |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定） | | 1 | ○ | | | |
| | | 10）本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | | 1 | ○ | | | |
| | | 11）自由項目 | | 1 | ○ | | | |
| (3)配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑦40歳以下の主任（監理）技術者の配置 | 15 | 5 | ◎ | | | |
| | | ⑧CPD・CPDSの取組状況又は社内研修会等の参加 | | 2 | ◎ | | | |
| | | ⑨定期的な実務指導の実施 | | 5 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）資格 | | 1 | 合計3点となるように選択 ○ | | | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験 | | 1 | ○ | | | |
| | | 3）難工事施工実績 | | 1 | ◎ | | | |
| | | 4）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献等表彰 | | 1 | ◎ | | | |
| | | 5）自由項目 | | 1 | ○ | | | |
| 小計 | | | 60 | | | 60 | | |
| (4)賃上げの実施に関する評価 | ⑪賃上げの実施を表明した企業等 | | 4 | 4 | ◎ | 4 | 4 | ◎ |
| | ⑫賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | | -5 | ◎ | | -5 | ◎ |
| (5)ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価※1 | ⑬女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 1 | 1 | ◎ | 1 | 1 | ◎ |
| 合計 | | | 65 | | | 65 | | |

※1　B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

## (6) 技術提案チャレンジ型【試行】

**(1)概要**

地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す試行。
工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を評価。

**(2)有効性**

・整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業の参入機会を確保。
・評価項目が絞られているため、技術資料作成及び審査に係る受発注者の事務負担が軽減。

**(3)適用評価型式**

・技術提案評価型S型(WTO以外)

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能
・分任官工事に適用可能

**(5)配点の特徴**

工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め、「施工上配慮すべき事項」を評価

〇評価項目 : 技術提案(簡易な施工計画)(3段階評価:Ⅲ(16)、Ⅱ(8)、Ⅰ(0)、欠格)
Ⅲ(16):適切かつ具体的な施工計画である。
Ⅱ(8):適切かつ具体的と標準的な施工計画の中間の施工計画である。
Ⅰ(0):標準的な施工計画である。 欠格:関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案であるもの。
・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書の通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け評価。
・「本発注工事の工事種別における新規契約の有無」を評価対象とする。
・「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

〇評価方法 : 提案項目は3項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

【配点表(一般土木)】

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 評価点 |
|---|---|---|---|
| (1)<br>技術提案 | 簡易な施工計画 | 施工上配慮すべき事項 | 16 |
| (2)<br>企業の技術力 | 手持ち工事量 | 本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | 4 |
| (3)<br>配置予定技術者の技術力 | ― | ― | ― |
| 小計 | | | 20 |
| (4)<br>賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | 2 |
| | 賃上げの基準に達していない場合等(減点) | | -3 |
| (5)ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価※1 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 1 |
| 合計 | | | 23 |

※1 B等級(単独)以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

## (7)　特定専門工事審査型【試行】

**(1)概要**

専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者の技術力も評価する方式。

**(2)有効性**

・技術者の確保及び育成。
・専門工事業の技術力を活かすことによる工事品質の確保。

**(3)適用評価型式**

・技術提案評価型S型（WTO以外）

**(4)対象工事**

・法面処理工、杭基礎工、地盤改良工のいずれかを含む専門工事（特定専門工事）が、工事全体に占める重要度が高い工事。

**(5)配点の特徴**

【技術提案】
・特定専門工事に係わる技術提案【15点】
【企業の技術力】
・特定専門工事業者の過去15年間の施工実績【2点】
【配置予定技術者の技術力】
・特定専門工事業者の配置予定技術者の過去15年間の施工経験【2点】

【配点表（一般土木）】

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 技術提案評価型S型（特定専門工事審査型） | | | 必須／選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| (1)技術提案 | 施工計画 | 工程管理に係わる技術的所見等 | 30 | 15 | 1項目必須 | ◎ |
| | | 特定専門工事の技術提案 | | 15 | 1項目必須 | ◎ |
| | ヒアリング | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ※ | | ○ |
| (2)企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績 | 15 | 4 | | ◎ |
| | | ②工事成績 | | 4 | | ◎ |
| | | ③工事成績（減点要素） | | 0～-5 | | ◎ |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰 | | 2 | 最大2点 | ◎ |
| | | ○安全管理優良受注者表彰 | | 1 | | |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為 | | 0～-12 | | ◎ |
| | 自由設定項目<br>★重点施策項目 | ⑥自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定 | | 1 | 合計5点となるように選択 | ○ |
| | | 2）優良下請企業の活用 | | 1 | | ○ |
| | | 3）ICT施工技術の活用（ICT舗装工、ICT舗装工(修繕工)） | | 1 | | ○ |
| | | 4）ISO認証取得状況 | | 1 | | ○ |
| | | 5）難工事施工実績 ★ | | 1 | | ◎ |
| | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献等表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰　等 | | 1 | | ○ |
| | | 7）インフラDX大賞 | | 2 | | ○ |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用 | | 1 | | ○ |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定） | | 1 | | ○ |
| | | 10）特定専門工事業者の施工実績 | | 2 | | ◎ |
| | | 11）本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | | 1 | | ○ |
| | | 12）自由項目 | | 1 | | ○ |
| (3)配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑦同種工事の工事経験 | 15 | 4 | | ◎ |
| | | ⑧同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績） | | 4 | | ◎ |
| | | ⑨優秀工事技術者表彰 | | 3 | | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）資格 | | 1 | 合計4点となるように選択 | ○ |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験 | | 1 | | ○ |
| | | 3）継続教育(CPD・CPDS)の取組状況 | | 1 | | ○ |
| | | 4）難工事施工実績 | | 1 | | ○ |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献等表彰 | | 1 | | ○ |
| | | 6）特定専門工事業者の配置予定技術者の工事経験 | | 2 | | ◎ |
| | | 7）自由項目 | | 1 | | ○ |
| 小計 | | | 60 | | | |
| (4)賃上げの実施に関する評価 | ⑪賃上げの実施を表明した企業等 | | 4 | 4 | | ◎ |
| | ⑫賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | | -5 | | ◎ |
| (5)ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価※1 | ⑬女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 1 | 1 | | ◎ |
| 合計 | | | 65 | | | |

※1　B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

## (8)　地域防災担い手確保型

**（1）概要**

企業における防災に関わる取り組み態勢・活動実績について高く評価する試行。
（災害協定の締結や、災害活動の実績を高く評価）

**（2）有効性**

・災害協定の締結や活動に係るインセンティブの向上。
・災害協定を締結した企業の技術力向上に向けた受注機会を確保。
・評価項目が絞られているため、技術資料作成及び審査に係る受発注者の事務負担が軽減。

**（3）適用評価型式**

・施工能力評価型Ⅱ型

**（4）適用工事種別**

・全工事種別に適用可能
・分任官工事に適用可能
・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定

**（5）配点の特徴**

・「企業の技術力」のみを評価（「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。）
・発注事務所や地域の災害活動実績の状況に応じ、評価項目・配点パターンを2種類から設定

①災害活動実績が多い場合
・「災害協定に基づく活動実績」の配点を9点とし、最大3件の実績を加点可能とする。
・地域精通度・地域貢献度に関する各評価項目の配点を高く設定。
・「本発注工事の工事種別における新規契約の有無」を評価

②災害活動実績が少ない場合
・災害協定に基づく活動実績の配点を3点として、評価対象とする実績は1件とする。
・「近隣地域の施工実績」、「同種工事の施工実績」を各3点の配点で評価。
・その他の項目は災害活動実績が多い場合の評価と同様。

【配点表（一般土木）】

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 評価基準 | 満点 | 災害活動実績の状況を踏まえ、以下のいずれかを設定<br>災害活動実績が多い場合<br>評価点 | | 災害活動実績が少ない場合<br>評価点 | | ◎必須／○選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （1）<br>企業の技術力 | 地域精通度<br>地域貢献度 | ①近隣地域での施工実績 | 施工実績あり | 20 | - | | 3 | | ○ |
| | | | 施工実績無し | | - | | 0 | | |
| | | ②緊急時の施工体制 | 施工都県内（又は半径○km圏内の市区町村）に本店がある | | 3 | | 3 | | ◎ |
| | | | その他 | | 0 | | 0 | | |
| | | ③災害時の基礎的事業継続力（BCP）認定 | 認定あり | | 3 | | 3 | | ◎ |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | | |
| | | ④災害協定の有無 | 「発注事務所」と締結した協定あり | | 4 | | 4 | | ◎ |
| | | | 「関東地整本局」と締結した災害協定（都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等）及び「関東地整各事務所」、「国の機関」、「地方公共団体」、「特殊法人」等と締結した災害協定あり | | 2 | | 2 | | |
| | | | 協定なし | | 0 | | 0 | | |
| | | ⑤災害活動実績の有無 | a)施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 3 | 最大9点<br>※3件分まで加点可能<br>ただし、評価基準毎に同一の災害名で複数申請をした場合、1件として評価 | 3 | 最大3点<br>※1件の実績を加点 | ◎ |
| | | | b)施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく支援等※1の実績あり。<br>施工都県内において実施された支援等※1の実績により、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 2 | | 2 | | |
| | | | c)施工都県内において、国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または支援等※1の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く。）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 2 | | 2 | | |
| | | | d)施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局（本局または各事務所）」と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績あり。<br>施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績により関東地方整備局（本局または各事務所）から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 2 | | 2 | | |
| | | | e)実績なし | | 0 | | 0 | | |
| | 企業の施工能力 | ⑥同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | | - | - | 3 | 実績として申請できる件数は、1件までとする | ○ |
| | | | 高い同種性が認められる | | - | | 2 | | |
| | | | 同種性が認められる | | - | | 0 | | |
| | | ⑦本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事が無い | | 1 | | 1 | | ◎ |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | 0 | | |
| （2）<br>配置予定技術者の技術力 | － | － | － | － | － | | － | | － |
| 合計 | | | | | 20 | | 20 | | |
| （3）<br>賃上げの実施に関する評価 | ⑧賃上げの実施を表明した企業等 | | | 2 | 2 | | 2 | | ◎ |
| | ⑨賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | | | -3 | | -3 | | |
| （4）<br>ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ<br>関連認定企業の評価 | ⑩女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | 0.5 | 0.5 | | 0.5 | | ◎ |
| 合計 | | | | | 22.5 | | 22.5 | | |

※1　支援等とは、「資機材の移送支援、または情報提供（賃貸含む。）」又は「緊急パトロール」の実績とする。

## (9)　企業能力評価型【試行】

**(1)概要**

地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価対象とする試行。

**(2)有効性**

・評価項目が絞られているため、技術資料作成及び審査に係る受発注者の事務負担が軽減。
・企業の技術力のみを評価対象とし、地域に精通した企業の参加の促進、担い手となる企業の確保。

**(3)適用評価型式**

・施工能力評価型Ⅱ型

**(4)適用工事種別**

・「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」「橋梁補修」に適用可能
・分任官工事のうち工事規模の大きくない工事に適用可能
・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定

**(5)配点の特徴**

・企業の技術力のみを評価対象とし、20点満点（賃上げの実施、WLB関連認定評価を除く）で評価。
・地域精通度、地域貢献度の評価を必須とし、配点は10点。

【配点表（一般土木）】

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 施工能力評価型Ⅱ型 標準タイプ 満点 | 評価点 | | 必須/選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| （1）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績 | 20 | 2 | | ◎ |
| | | ②工事成績（都県政令市の発注工事の成績も対象※1） | | 3 | | ◎ |
| | | ③工事成績（減点要素） | | 0～-5 | | ◎ |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰（都県政令市の表彰も対象※1） | | 2 | 最大2点 | ◎ |
| | | ○安全管理優良受注者表彰 | | 1 | | |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為 | | 0～-12 | | ◎ |
| | 地域精通度<br>地域貢献度 | ⑥地域精通度（近隣地域での施工実績） | | 2 | | ◎ |
| | | ⑦地域精通度（緊急時の施工体制） | | 2 | | ◎ |
| | | ⑧地域貢献度（災害協定） | | 2 | | ◎ |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定に基づく活動実績） | | 2 | | ◎ |
| | | ⑩地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定） | | 2 | | ◎ |
| | 自由設定項目<br>★重点施策項目 | ⑪自由設定項目<br>1）優良下請企業の活用 | | 1 | 合計3点となるように選択 | ○ |
| | | 2）登録基幹技能者等の活用 | | 1 | | ○ |
| | | 3）若手技術者または女性技術者の活用及び資格 ★ | | 2 | | ◎ |
| 小計 | | | 20 | | | |
| (2)賃上げの実施に関する評価 | ⑫賃上げの実施を表明した企業等 | | 2 | 2 | | ◎ |
| | ⑬賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | | -3 | | ◎ |
| (3)ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価 | ⑭女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 0.5 | 0.5 | | ◎ |
| 合計 | | | 22.5 | | | |

※1　都県・政令市の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。

## （10）企業実績評価型【試行】

**（1）概要**

企業における防災に関わる取組姿勢、活動実績等と施工実績を評価する試行。
災害の発生状況等に応じ、災害活動実績と施工実績の評価項目を選択。

**（2）有効性**

・災害協定の締結等、防災に係わる取組姿勢を加点評価。
・災害の発生状況等に応じ、災害活動実績がある企業の技術力向上に向けた受注機会を確保。
・評価項目が絞られているため、技術資料作成及び審査に係る受発注者の事務負担が軽減。

**（3）適用評価型式**

・施工能力評価型Ⅱ型

**（4）適用工事種別**

・全ての工事種別に適用可能
・「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札方式」に適用。
・施工能力評価型Ⅱ型

**（5）配点の特徴**

【企業の技術力】のみを評価対象。
「緊急時の施工体制」、「災害協定の有無」、「本発注工事の工事種別における新規契約の有無」を必須。
「同種工事の施工実績」または「災害活動実績」のいずれかを選択
・同種工事の施工実績【最大４点】※1　2件まで申請可能。累計により加点。
・災害協定に基づく活動実績の有無【最大４点】※2　各項目2件までの累計により加点。
・過去３年間の各行政機関等との災害協定に基づく災害活動等の実績の有無を評価

【配点表】

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 評価基準 | 満点 | 評価点 | | ◎必須／○選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （1）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | 10 | 2 | 最大4点<br>※実績として申請できる件数は２件までとし、同種工事の施工実績の評価点の上限は４点とする。ただし、申請できる２件については、同一の工事名で複数申請をした場合、１件として評価する。 | ○ |
| | | | 高い同種性が認められる | | 1 | | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | | |
| | 地域精通度<br>地域貢献度 | ②緊急時の施工体制 | 施工都県内（又は半径○km圏内の市区町村）に本店がある | | 2 | | ◎ |
| | | | その他 | | 0 | | |
| | | ③災害協定の有無 | 「発注事務所」と締結した協定あり | | 2 | | ◎ |
| | | | 「関東地整本局」と締結した災害協定（都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等）あり | | 1 | | |
| | | | 施工都県内の「国の機関」、「地方公共団体」、「特殊法人」と締結した災害協定あり | | 1 | | |
| | | | 協定なし | | 0 | | |
| | | ④災害活動実績の有無 | a)施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 2 | 最大4点<br>※実績として申請できる件数は２件までとする。ただし、一つの評価基準で、同一の災害名の場合は１件として評価する。 | ○ |
| | | | b)施工都県内において、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」と締結した災害協定に基づく支援等※1の実績あり。<br>施工都県内において実施された支援等※1の実績により、「関東地方整備局（本局または発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 1 | | |
| | | | c)施工都県内において、国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または支援等※1の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く。）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 1 | | |
| | | | d)施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局（本局または各事務所）」と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績あり。<br>施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績により関東地方整備局（本局または各事務所）から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | 1 | | |
| | | | e)実績なし | | 0 | | |
| | ⑤本発注工事の工事種別における新規契約の有無 | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事が無い | | 2 | | ◎ |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | |
| （2）配置予定技術者の技術力 | － | － | － | － | － | | － |
| 合計 | | | | 10 | | | |
| （3）賃上げの実施に関する評価 | ⑥賃上げの実施を表明した企業等 | | | 1 | 1 | | ◎ |
| | ⑦賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | | | -2 | | |
| （4）ﾜｰｸ･ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価 | ⑧女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | 0.5 | 0.5 | | ◎ |
| 合計 | | | | 11.5 | | | |

※1　支援等とは、「資機材の移送支援、または情報提供（賃貸含む。）」又は「緊急パトロール」の実績とする。

## (11) 新技術導入促進（Ⅰ）型【試行】

**(1)概要**

技術提案評価型S型又は施工能力評価型を適用する工事において、発注者が指定するテーマについての実用段階にある新技術（Ⅰ型:NETIS登録の新技術）を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

**(2)有効性**

・発注者が指定するテーマについての<u>NETIS登録技術※1を活用し</u>、効率的な施工管理・安全管理等による品質確保、生産性向上、技術力の向上。

※1 施工能力評価型の場合、有用な新技術及び事後評価未実施技術が加点対象

**(3)適用評価形式**

○新技術導入促進（Ⅰ）型 … ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型、技術提案評価型S型
なお、<u>技術提案評価型S型では原則全ての工事に適用</u>

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能

**(5)施工能力評価型における注意事項**

・当該発注工事の特記仕様書等で実施を求められた技術や、公告日より前にNETISから削除された技術については、評価しない。
・活用する「有用な新技術」及び「事後評価未実施技術」が複数ある場合は、各技術について代表的な1技術を各々記載するものとし、複数記載した場合においては、本評価項目を評価の対象としない。
・必ず記載することと指定された提案項目のうち、いずれか1項目の提案内容には、新技術（NETIS登録技術）を活用した提案を求める。
なお、全ての提案項目で新技術（NETIS登録技術）を活用することは可能である。
・「有用な新技術」と「事後評価未実施技術」には異なる技術を記載すること。「有用な新技術」と同一の技術を「事後評価未実施技術」に記載した場合は、「有用な新技術」のみを評価する。

**(6)技術提案評価型S型における技術提案にあたっての注意事項等**

S型（WTO以外）における施工計画、もしくはS型（WTO）における工事全般の施工計画の提案にあたり、以下のとおり提案を行うものとする。

**【新技術を求める提案項目を個別に指定した場合】**

・新技術（NETIS登録技術）を活用した提案内容とすることと指定されている提案項目については、活用する新技術（NETIS登録技術）を公告日時点でNETISに掲載されているものから選定し、提案すること。提案内容から新技術を活用することが確認できない場合は、当該提案項目を加点評価対象としない。

**【複数の提案項目のうち、いずれかで新技術を活用することとした場合】**

・必ず記載することと指定された提案項目のうち、いずれか1項目の提案内容には、新技術（NETIS登録技術）を活用した提案を求める。
なお、全ての提案項目で新技術（NETIS登録技術）を活用することは可能である。
・新技術（NETIS登録技術）を活用した提案内容とすることと指定されている提案項目については、活用する新技術（NETIS登録技術）を公告日時点でNETISに掲載されているものから選定し、提案すること。
・新技術（NETIS登録技術）の活用がどの提案項目にも確認できない場合は、全ての提案項目を加点評価対象としない。

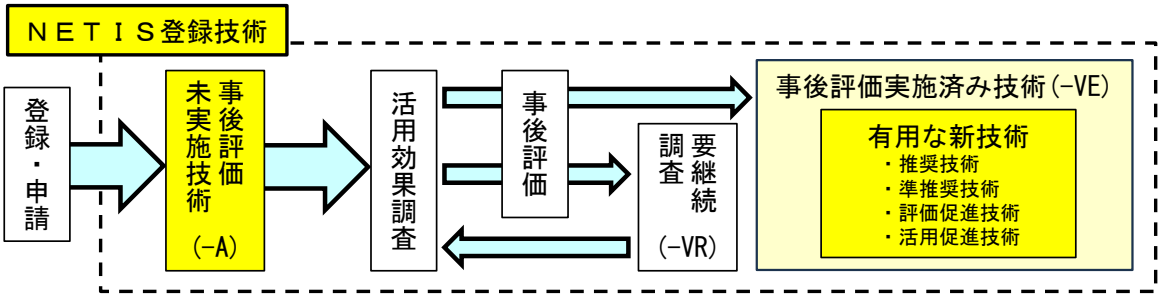

## 【配点表】(施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型)

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 施工能力評価型（標準タイプ） | | | 施工能力評価型（地域密着工事型） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 満点 | 評価点 | 必須/選択 | 満点 | 評価点 | 必須/選択 |
| （1）技術提案 | 簡易な施工計画 | | 可・不可（欠格）※施工能力Ⅰ型のみ | | ◎ | 可・不可（欠格）※施工能力Ⅰ型のみ | | ◎ |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | 同種工事の施工実績 | 20 | 5 | ◎ | 20 | 2 | ○ |
| | | 工事成績（都県政令市の発注工事の成績も対象※1） | | 6 | ◎ | | 4 | ◎ |
| | | 新技術の導入促進<br>※発注者が指定するテーマに関する有用な新技術及び事後評価未実施技術 | | 3 ※2 | ◎ | | 3 ※2 | ◎ |
| | 地域精通度<br>地域貢献度 | 近隣地域での施工実績 | | | | | 2 | ◎ |
| | | 緊急時の施工体制 | | | | | 2 | ◎ |
| | | 災害協定の有無 | | | | | 2 | ◎ |
| | | 災害活動実績の有無 | | | | | 2 | ◎ |
| | 自由設定項目 | 自由設定項目 | | 6 | ○ | | 3or5 | ○ |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | 同種工事の工事経験 | 20《10》※3 | 6《3》※3 | ◎ | 20《10》※2 | 6《3》※3 | ◎ |
| | | 同種工事の工事成績（都県・政令市の成績も評価可能）※1 | | 6《3》※3 | ◎ | | 6《3》※3 | ◎ |
| | | 優秀工事技術者表彰（都県・政令市の表彰も評価可能）※1 | | 4《2》※3 | ◎ | | 4《2》※3 | ◎ |
| | 自由設定項目 | 自由設定項目 | | 4《2》※3 | ○ | | 4《2》※3 | ○ |
| 小計 | | | 40《30》※3 | | | 40《30》※3 | | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | 3《2》※3 | | | 3《2》※3 | | |
| | 賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | -4《-3》※3 | | | -4《-3》※3 | | |
| (5) ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価※4 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 1《1》※3 | | | 0.5《0.5》※3 | | |
| 合計 | | | 44《33》※3 | | | 43.5《32.5》※3 | | |

※1　都県・政令市の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」の3工事種別。
※2　以下のとおり、計3点として評価する。
　　提案された有用な新技術の活用が有効かつ施工方法が具体的である場合：1点
　　上記に加え、異なる技術として、発注者が指定するテーマに関する事後評価未実施の新技術を活用する場合：2点
※3「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において２段階評価とした時は《　》の配点とする。
※4　一般土木Ｂ等級（単独）以上及び建築Ｂ等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

## 【配点表】(技術提案評価型S型)

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 技術提案評価型S型（WTO以外） | | | 技術提案評価型S型（WTO） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 満 | 評価 | 必須/選択 | 満 | 評価 | 必須/選択 |
| （1）技術提案 | 施工計画 | 工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。（提案数5項目のうち、○項目※は指定するテーマに関する、新技術の提案を求める）※項目数は工事毎に設定 | 30 | 30 (15)※1 | ◎ | | | |
| | ＶＥ提案等の技術提案 | 総合的なコスト、性能、機能、社会要請、施工計画。 | | | | 30 | 30 (15)※1 | ○ |
| | 工事全般の施工計画 | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見。（提案数5項目のうち、○項目※は指定するテーマに関する、新技術の提案を求める）※項目数は工事毎に設定 | | | | 30【60】※2 | 30【60】※2 | ◎ |
| | ヒアリング | ※必要に応じて実施 | | | | ※ | | ○ |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | 同種工事の施工実績 | 15 | 4 | ◎ | | | |
| | | 工事成績 | | 4 | ◎ | | | |
| | | 優良工事等表彰 | | 2 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | 自由設定項目 | | 5 | ○ | | | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | 同種工事の工事経験 | 15 | 4 | ◎ | | | |
| | | 同種工事の工事成績 | | 4 | ◎ | | | |
| | | 優秀工事技術者表彰 | | 3 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | 自由設定項目 | | 4 | ○ | | | |
| 小計 | | | 60 | | | 60 | | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | 4 | | | 4 | | |
| | 賃上げの基準に達していない場合等（減点） | | -5 | | | -5 | | |
| (5) ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価※3 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 1 | | | 1 | | |
| 合計 | | | 65 | | | 65 | | |

※1　評価項目を2項目設定した場合は（）書きの点数とする
※2　ＶＥ提案等の技術提案を省略した場合は【】書きの点数とする
　　技術提案評価型S型（WTO）の場合、「工事全般の施工計画」に加え「VE提案等の技術提案」にも新技術の提案を求めることができる。
　　また「VE提案等の技術提案」のみで新技術の提案を求めることも可能。
※3　一般土木Ｂ等級（単独）以上及び建築Ｂ等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

## (12) 新技術導入促進Ⅱ型

**(1)概要**

発注者が指定するテーマについての実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術(Ⅱ型:NETIS登録技術でない若しくはNETIS登録申請中の技術でない技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

**(2)有効性**

・発注者が指定するテーマについての実用段階にある新技術を有効活用し、効率的な施工管理・安全管理等による品質確保、生産性向上、技術力の向上。

**(3)適用評価形式**

○技術提案評価型S型

**(4)適用工事種別**

・全工事種別に適用可能

**(5)配点の特徴**

○発注者が指定するテーマに関する実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術(NETIS登録技術でない若しくはNETIS登録申請中の技術でない技術)を競争参加者に提案を求める。

○施工計画、工事全般の施工計画 ・・・標準的な技術提案評価型と同様(5段階評価)

○新技術の実証 ・・・指定テーマについて、新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しの4項目より3段階で評価

※評価基準と配点< >内はWTO以外の場合

Ⅱ(15<8>) : 4つの評価項目がいずれも具体的に認められ、かつ新規性又は有効性が特に高い提案

Ⅰ(7<4>) : 4つの評価項目がいずれも具体的に認められる提案

□(不採用): 4つの評価項目のいずれかが認められない提案

【配点表】(技術提案評価型S型)

| 項目 | 細目 | 評価項目例 | 技術提案評価型S型(WTO以外) | | | 技術提案評価型S型(WTO) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 満点 | 評価点 | 必須/選択 | 満点 | 評価点 | 必須/選択 |
| (1)技術提案 | 施工計画 | 工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。 | 22 | 22 | ◎ | | | |
| | 新技術の実証 | 指定されたテーマについて、実証する技術の内容、現場実証の方法、今後の活用の見通し。 | 8 | 8 | ◎ | 15 | 15 | ◎ |
| | 工事全般の施工計画 | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見。 | | | | 45 | 45 | ◎ |
| | ヒアリング | ※必要に応じて実施 | | | | ※ | | ○ |
| (2)企業の技術力 | 企業の施工能力 | 同種工事の施工実績 | 15 | 4 | ◎ | | | |
| | | 工事成績 | | 4 | ◎ | | | |
| | | 優良工事等表彰 | | 2 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | 自由設定項目 | | 5 | ○ | | | |
| (3)配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | 同種工事の工事経験 | 15 | 4 | ◎ | | | |
| | | 同種工事の工事成績 | | 4 | ◎ | | | |
| | | 優秀工事技術者表彰 | | 3 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | 自由設定項目 | | 4 | ○ | | | |
| 小計 | | | 60 | | | 60 | | |
| (4)賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | 4 | | | 4 | | |
| | 賃上げの基準に達していない場合等(減点) | | -5 | | | -5 | | |
| (5)ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ関連認定企業の評価※1 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 1 | | | 1 | | |
| 合計 | | | 65 | | | 65 | | |

※1 一般土木B等級(単独)以上及び建築B等級(単独)以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

## 4. 総合評価の方法（落札者の決定）

### 4-1　評価値の算出方法

施工能力評価型と技術提案評価型のいずれの総合評価落札方式においても、落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の算出方法は、「除算方式」を採用すること。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}\ (\times 1\text{億}) = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}\ (\times 1\text{億})$$

① 評価値の判定を容易にするため、定められた方法により得られた数値に１億を乗じた値とする。

② 評価値は、小数点第４位以下を切り捨て、小数点第３位止めとする。

③ 小数点第３位止めの値で差が付かない場合の評価値は、小数点第４位以下の差が付いた値とする。なお、評価値が同じ値（[技術評価点：入札価格］の比率が同じ）の場合は、小数点第４位以下を切り捨て、小数点第３位止めとする。

④ 落札者を決定するにあたり、次の条件を満たさない場合は、評価値が最も高い競争参加者であっても落札者としない。

・条　件Ⅰ　：　入札価格　≦　予定価格

・条　件Ⅱ　：　評価値　　≧　基準評価値

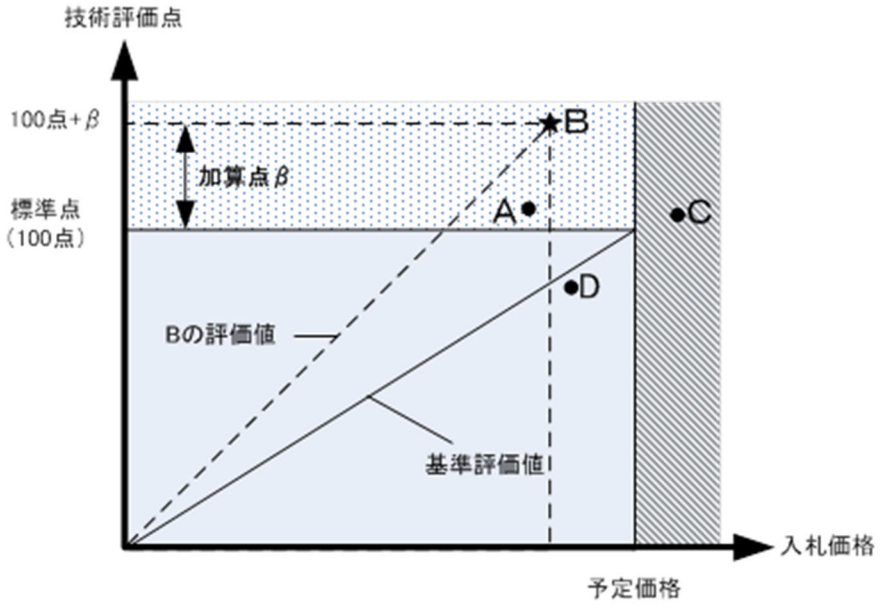

標　　準　　点：入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与えられる点数（１００点）
加　　算　　点：評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数（評価点の合計）
施工体制評価点：施工体制確認型総合評価落札方式を適用した工事において、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる施工体制であるかどうかを審査・評価し、その品質確保の実効性・施工体制確保の確実性に応じて付与される点数
基 準 評 価 値：標準点を予定価格で除した数値

## 4-2　技術評価点の算出方法

### (1)　評価項目ごとの評価基準

評価項目ごとの評価基準については、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」に従い、評価項目の特性を踏まえ、次の 1）による定量的な評価基準又は下記 2)、3) のいずれかによる定性的な評価基準を設ける。

#### 1)　数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式である。この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に０点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

#### 2)　判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、２段階、３段階等の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの提案内容が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式である。

この場合、例えば３階層（優／良／可）による判定では、標準的には、優に該当するものには満点、良に該当するものにはその５０％、可に該当するものには０点を付与するものとする。

なお、入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとに階層数やその判定基準を設定することが重要となる。

#### 3)　順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、提案内容を順位付けし、順位に対応した点数を付与する方式である。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に０点を付与し、中間の者には均等に按分した点数を付与するものとする。

なお、この方式では、各入札参加者の性能等の分布により、得点の付与が過大又は過小となる場合があるため、使用に当たっては十分な留意が必要である。

### (2) 加算点の算出方法

評価項目ごとに算定された評価結果から加算点を算出するに当たって、施工能力評価型、技術提案評価型Ｓ型については、素点計上方式により技術評価点を算出することとする。

**表 4-1 加算点の算定方法**

| 方式 | 概　要 | 長　所 | 短　所 |
|---|---|---|---|
| 素点計上方式 | 各評価項目の得点（素点）の合計点を加算点とする方式。 | ・得点差をそのまま技術力評価の差とすることができる。<br>・加算点の価値は、競争参加者の技術力によらず不変である。 | ・競争参加者間における技術力評価に差がつきにくい。 |

※その他、以下に示す方式もあるが、適用しないものとする。

| 方式 | 概　要 | 長　所 | 短　所 |
|---|---|---|---|
| 一位満点方式 | 各評価項目の得点（素点）の合計点が最高点の競争参加者に加算点の満点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して加算点を与える方式。 | ・技術力が高い競争参加者を優位に評価することができる。 | ・全体的に低得点の場合に、最高得点者を過大評価する可能性がある。<br>・競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。 |
| 一位満点・最下位０点方式 | 各評価項目の得点の合計点が最高点の競争参加者に加算点の満点、最低点の競争参加者には０点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して加算点を与える方式。 | ・技術力が高い競争参加者をより優位に評価することができる。 | ・上記に加え、全体的に高得点の場合に、最低得点者を過小評価する可能性がある。<br>・競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。 |

## 5. 施工体制確認型総合評価落札方式の試行

### 5-1　施工体制確認

低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがある。このため、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 72 号、国官技第 243 号、国営計第 117 号）に基づき、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された必要な要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価するものとする。

#### (1)　対象工事

・本発注工事の工事種別：全ての工事種別に適用

・対象規模：予定価格が 1 千万円以上

・対象タイプ：施工能力評価型、技術提案評価型

#### (2)　評価項目

表 5-1　入札説明書等の記載例

| 評価項目 | 評価基準 | 評価点 |
|---|---|---|
| 品質確保の実効性 | 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 | 15 |
| | 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 | 5 |
| | その他 | 0 |
| 施工体制確保の確実性 | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 | 15 |
| | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 | 5 |
| | その他 | 0 |

#### (3)　標準点、施工体制評価点及び加算点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数は標準点と、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数は施工体制評価点と、入札説明書等に記載された要求要件以外の性能等に対して与える点数は加算点と称するものとする。

## (4) 配点割合

技術評価点の配分は、表 5-2 のとおりとする。

表 5-2　タイプ別配点割合

| 項　目 | 標準点 | 加算点 | 施工体制評価点 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 品質確保の実効性 | 施工体制確保の確実性 |
| 施工能力評価型 | １００点 | ４４点 | １５点 | １５点 |
| 技術提案評価型Ｓ型 | | ６５点 | | |
| 技術提案評価型Ａ型 | | ７５点 | | |

## (5) 施工体制評価項目の審査・評価方法

①　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした全ての者について、開札後速やかに、ヒアリング（口頭または面談）を実施するものとする。

②　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が、調査基準価格に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、地方整備局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほかに、開札後、所定の資料の提出を求めることとする。

なお、当該資料の提出については、予め入札説明書において資料の提出期限等を明らかにするものとする。

③　価格以外の要素として性能等が提示された入札書（施工体制の確認に必要な部分に限る。）、①のヒアリング、②の追加資料、工事費内訳書等を基に審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。評価は、「判定方式」により、評価項目ごとに評価基準に基づき、３段階（１５点／５点／０点）で評価するものとする。

④　評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

**a. 【調査基準価格以上の価格で申込みを行った者】**

施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。

（β＝３０点－α）

b. 【調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者】

施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合、その程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。

（β＝０点＋α）

c. 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、予定価格の算定とした各項目の（直接工事費×０．９＋共通仮設費×０．８＋現場管理費×０．８＋一般管理費×０．３）×１．１０に満たない価格で申込みをした者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。

β：施工体制評価点

α：ヒアリングにより加算または減点される点数

⑤ 入札参加者が、ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を②により提出を求める資料または競争参加資格申請書と同時に提出されるＶＥ提案書において明らかにした場合は、コスト縮減金額として地方整備局長等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格とみなして、④ａ又はｂを適用する。但し、当該入札参加者の申込みに係る価格が、「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 76 号、国官技第 245 号、国営計第 123 号）に示す特別重点調査の実施対象に該当する場合は、コスト縮減金額によらず④ｂ又はｃを適用する。

⑥ ①のヒアリングは、「予算決算及び会計令第８５条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 368 号）記第 4 により行う事情聴取及び「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成 6 年 3 月 30 日付け建設省厚発第 126 号、建設省技調発第 72 号、建設省営監発第 13 号）記 2(1)及び(2)により行うヒアリングとは異なる性質のものであることに留意すること。

⑦ ①のヒアリングに応じない者及び②の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とするものとする。

⑧ 技術提案評価型Ａ型を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成す

るものにおいては、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。

なお、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

⑨　技術提案評価型Ａ型を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいて、予定価格に見積りが採用された者以外の者については、その者の技術提案に要する費用が適切であるかを審査し、その者の提案を採用する場合の予定価格を作成の上、地方整備局長等が当該価格の妥当性を確認した場合は、②中「予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第８５条の基準に基づく価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合に、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第８５条の基準に基づき算出される価格」と、④中「予定価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合の当該価格」と読み替えて、①から④まで及び⑥から⑧までを適用するものとする。

### (6)　その他

・施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うこととする。ただし、その影響範囲は「技術提案」による加算点とし、「企業の能力等（地域精通度等を含む）」、「技術者の能力等」による加算点には影響させないものとする。

・施工計画書等に記載された内容が適切でないため、入札説明書等に記載された要求要件を満たすことができないと認められる場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないこととし、標準点を与えないものとする。

・本対象工事においては、開札後に価格以外の要素である性能等の評価を行うこととなるため、性能等の評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。技術評価点への反映イメージは、図 5-1 のとおりである。

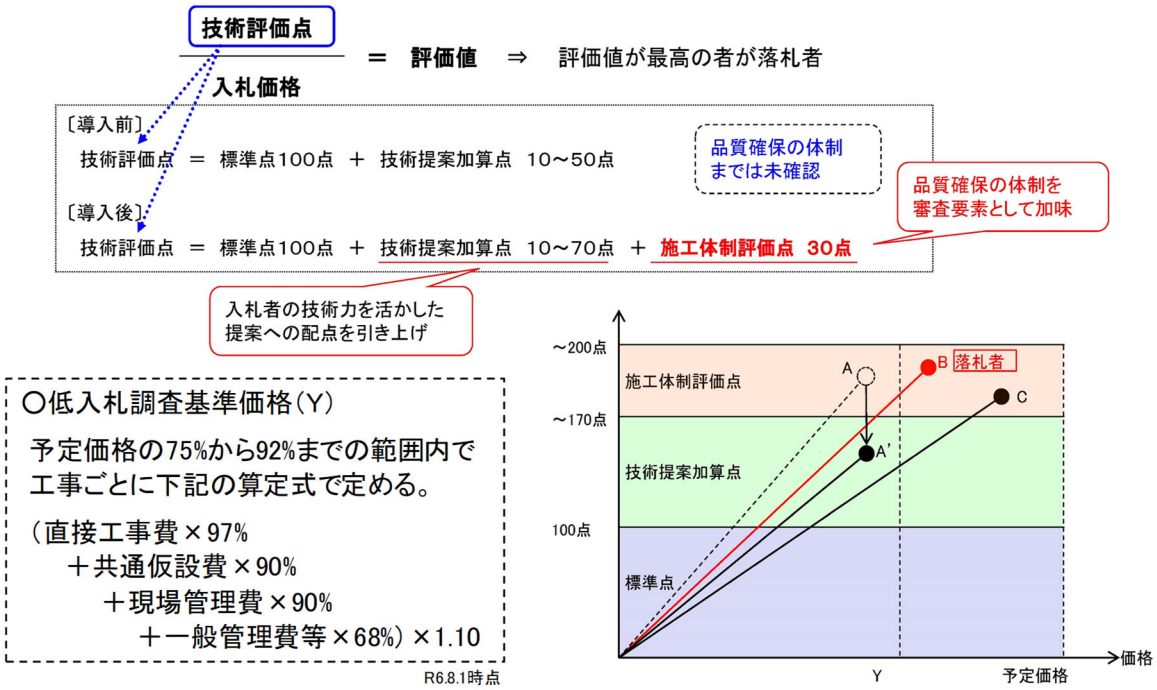


図 5-1　技術評価点への反映イメージ（施工体制確認型総合評価落札方式）

## 5-2　施工体制確認後の加算点

施工体制評価後の加算点は、以下のとおり算出するものとする。

### (1)　施工能力評価型

施工体制確認後の加算点　＝　技術評価点の合計

### (2)　技術提案評価型

競争参加者の技術提案※1の評価点にβ／３０を乗じ、施工体制評価後の加算点を再算出すること。

施工体制確認後の加算点　＝　技術提案以外の評価点の合計※2　＋　技術提案の評価点　×　β／３０

※１　Ｓ型（ＷＴＯ以外）は、「施工計画書（施工計画）」
　　Ｓ型（ＷＴＯ）は、「技術提案（ＶＥ提案）」及び「工事全般の施工計画」

※２　施工体制による減点等はない

## 5-3　落札者の決定

標準点、施工体制確認後の加算点、施工体制評価点を基に各競争参加者の技術評価点を求め､入札価格で除した得られた評価値が最も高い者が落札予定者となる。なお、落札予定者の入札額が「調査基準価格未満」に該当する場合は、低入札価格調査（重点調査または特別重点調査）へ移行するものとする。

### (1)　施工能力評価型

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

$$= \frac{\text{標準点＋施工体制確認後の加算点＋施工体制評価点（}\beta\text{）}}{\text{入札価格}}$$

$$= \frac{\text{標準点＋評価点の合計＋施工体制評価点（}\beta\text{）}}{\text{入札価格}}$$

### (2)　技術提案評価型

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

$$= \frac{\text{標準点＋施工体制確認後の加算点＋施工体制評価点（}\beta\text{）}}{\text{入札価格}}$$

$$= \frac{\begin{array}{c}\text{標準点＋（技術提案以外の評価点の合計＋技術提案の評価点×}\beta\text{／３０）}\\ ＋\\ \text{施工体制評価点（}\beta\text{）}\end{array}}{\text{入札価格}}$$

## 5-4　施工体制確認及び低入札価格調査の一般的な流れ

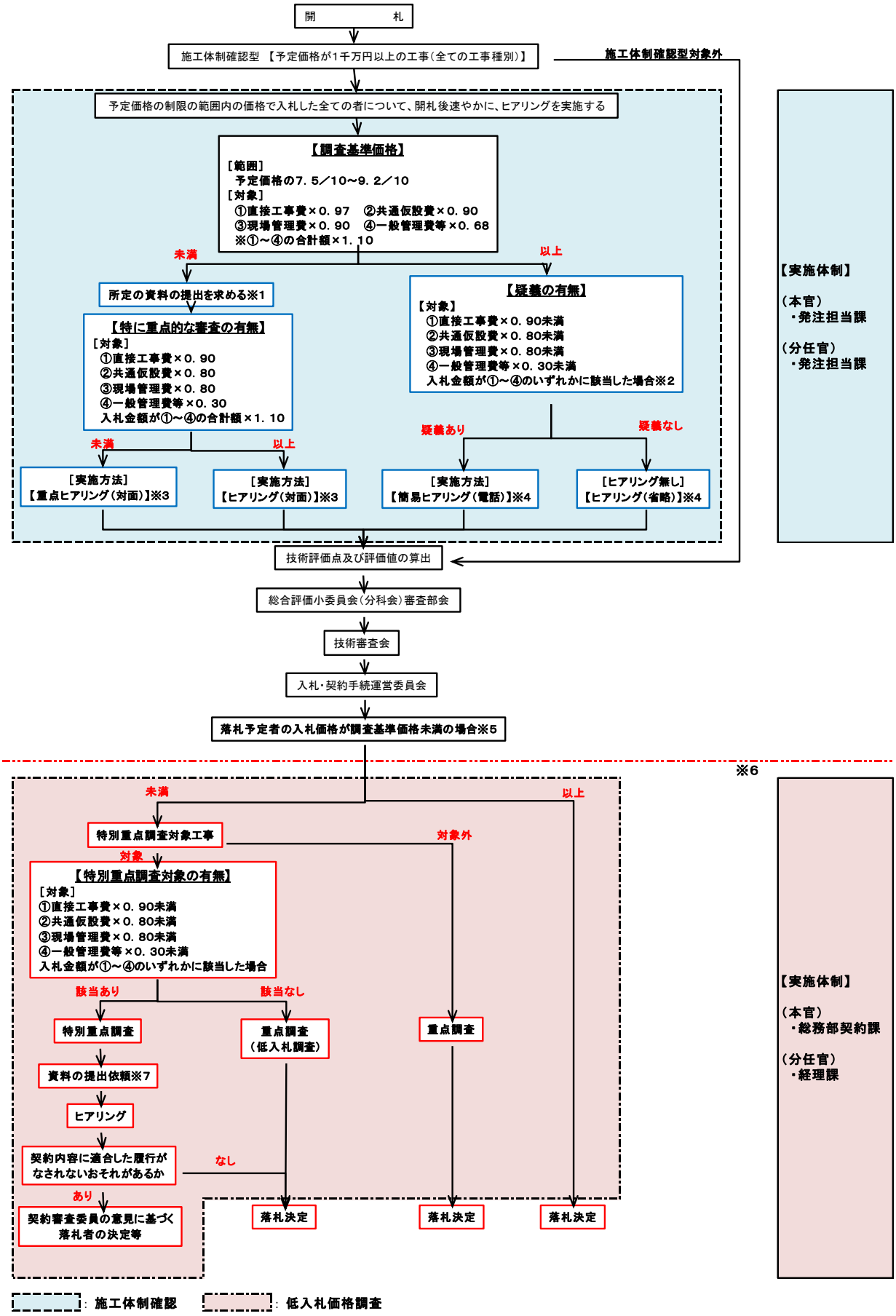

入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第２９条の６第１項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

※１　資料の提出ができない等の理由により辞退できる。（ペナルティーなし）

※２　競争参加資格確認申請時に提出された工事費内訳書、技術資料により、疑義の確認を行う。

※３　施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価する。

※４　施工体制が必ずしも十分に確保されないと認められる事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価する。

※５　他の工事を受注したために予定技術者が配置できなくなった場合は辞退できる。（ペナルティーなし）

なお、他の理由では辞退できない。（ペナルティーあり）

※６　予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく低入札価格調査

※７　低入札調査制度（特別重点調査）に基づく提出資料であり、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合は、その入札を無効とする。

## 6. 総合評価落札方式の結果の公表

### 6-1　評価結果の公表

発注者は入札・契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、予め入札説明書等において明らかにする。また、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（最終改正令和 5 年 12 月 27 日付け国官会第 19132 号、国官技第 273 号、国営計第 1129 号、国営整第 155 号、国北予第 14 号）に基づき、総合評価における落札結果及び技術力評価の結果等については、落札決定後速やかに公表する。

#### (1)　予め明らかにする項目

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

① 総合評価落札方式の適用の旨
② 競争参加資格
③ 段階的選抜に関する基準
④ 入札の評価に関する基準
　・評価項目
　・評価基準（評価項目ごとの評価基準）
　・評価基準（評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値）
　・得点配分
⑤ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

#### (2)　落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、落札決定後速やかに以下の事項を公表する。

① 業者名
② 各業者の入札価格
③ 各業者の技術評価点
④ 各業者の評価値
⑤ 技術提案の改善過程（技術提案評価型Ａ型の場合）

「落札結果の公表イメージ」を図 6-1 に、「技術力評価結果の公表イメージ」を図 6-2 に示す。

「段階的選抜方式」を適用した工事の一次審査の結果については、公平性の確保及び競争参加者の技術力向上の観点から、落札決定後に公表するものとする。

| | |
|---|---|
| 予定価格 | 300,000 千円 |
| 調査基準価格 | 275,000 千円 |
| 基準評価値 | 33.333 |
| 標準点 | 100.000 |
| （参考）上記予定価格に含まれる法定福利費概算額 | 3,000,000 |

入札調書（総合評価落札方式）

１．件　　名　○○○○工事
２．所属事務所　○○○○事務所
３．入札日時　　令和○○年○月○○日　○○時○○分

| 業者名 | 第１回 | | | | 第２回 | | | | 備考 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 入札価格 | 加算点＋施工体制評価点 | 標準点＋加算点＋施工体制評価点 | 評価値 | 入札価格 | 加算点＋施工体制評価点 | 標準点＋加算点＋施工体制評価点 | 評価値 | | |
| A社 | 320,000 | － | － | － | | | | | | 開札後に施工体制に関する審査を実施した結果、令和○年○月○日付けで落札決定した。 |
| B社 | 無効 | | | | | | | | | |
| C社 | 293,000 | 73.000 | 175.000 | 59.726 | | | | | 落札 | |
| D社 | 280,000 | 53.000 | 153.000 | 54.642 | | | | | | |

上記金額は入札者が見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額である。
会計法２９条の３第１項　予決令第７３条
脚注：別紙参照（関東地方整備局ホームページ（入札契約関連ページ）に掲載）

図 6-1　落札結果の公表イメージ

評価点内訳

○○○○工事

| 業者名 | 標準点 | 施工体制評価点 | | | 企業の技術力 | 配置予定技術者の技術力 | 賃上げの実施に関する評価 | 加算点 | 技術評価点 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 品質確保の実効性 | 施工体制確保の確実性 | 評価点の合計 | | | | | |
| | | 評価点 | 評価点 | | 評価点 | 評価点 | | | |
| A社 | | | | | 20 | 20 | 3 | 43.000 | － |
| B社 | | | | | 15 | 10 | 3 | 28.000 | － |
| G社 | 100 | 15 | 15 | 30 | 20 | 20 | 3 | 43.000 | 173.000 |
| D社 | 100 | 15 | 15 | 30 | 10 | 10 | 3 | 23.000 | 153.000 |

図 6-2　技術力評価結果の公表イメージ

### (3) 苦情及び説明要求等への的確な対応

総合評価の審査結果については、競争参加者からの苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録する必要がある。

また、落札できなかった競争参加者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該競争参加者と落札者のそれぞれの入札価格、性能等の技術力評価の結果を提供する。

## 6-2 技術提案等の採否に関する詳細な通知

### (1) 技術提案の採否の通知

技術提案等の採否に関する通知は、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成 22 年 4 月 9 日付け国地契第 2 号、国官技第 9 号、国営計第 5 号）に基づき適切に実施することとする。

### (2) 技術提案の評価結果の通知

支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官は、各入札参加者から提出された技術提案等のうち、「加算点を付与する対象となる項目」及び「付与する対象とならない項目」を、競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と合わせて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知することとする。これは、技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を提案企業に対して通知するものであり、具体的な評価内容の通知例は、図 6-3 のとおりである。

また、参考とし、施工能力評価型を適用した場合の「競争参加資格確認通知書」は、図 6-4 のとおりである。

#### 1) 対象となるタイプ

・技術提案評価型Ａ型
・技術提案評価型Ｓ型

なお、施工能力評価型Ｉ型における「施工計画（簡易な施工計画）」は、施工上配慮すべき事項について、関係法令や共通仕様書等に準拠した施工内容となっているかを、可か不可で評価していることから、「技術提案」ではないため、通知の対象外とする。ただし、点数化して評価する場合は、本評価結果の通知の対象とするものとする。

令和○年○月○日

## 競争参加資格確認結果通知書

企業ID
企業名称　　○○○○株式会社
氏名　　○○　○○

支出負担行為担当官

関東地方整備局長
○○　○○

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

<table>
<tr><td>通知書番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>公告日</td><td colspan="2">令和○年○月○日</td></tr>
<tr><td>調達案件名称</td><td colspan="2">○○○○工事</td></tr>
<tr><td>入札開始日時</td><td colspan="2">令和○年○月○日　○時○分</td></tr>
<tr><td>入札書提出締切日時</td><td colspan="2">令和○年○月○日　○時○分</td></tr>
<tr><td>内訳書開封予定日時</td><td colspan="2">令和○年○月○日　○時○分</td></tr>
<tr><td>開札予定日時</td><td colspan="2">令和○年○月○日　○時○分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">競争参加資格の有無</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td>理由または条件</td><td>有無の詳細については、下記を参照すること。<br><br>記<br><br>○:加点評価の対象となる提案項目<br>－:加点評価の対象とならない提案項目<br>□:不採用とする提案項目<br>×:施工不可とする提案項目<br><br>総合評価項目<br>○○○○における施工上の配慮に関する具体的な施工計画<br><br>提案項目1:　○<br>提案項目2:　○<br>提案項目3:　○<br>提案項目4:　○<br>提案項目5:　－<br><br>上記の評価結果についての問い合わせ東に関しては、下記「技術提案に基づく入札の可否」の「理由または条件」欄の記載を参照してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">技術提案に基づく入札の可否</td><td colspan="2">可（否）</td></tr>
<tr><td>理由または条件</td><td>可否の詳細については、下記を参照すること。<br><br>記<br><br>○:加点評価の対象となる提案項目<br>－:加点評価の対象とならない提案項目<br>□:不採用とする提案項目<br>×:施工不可とする提案項目<br><br>「○」又は「－」と通知された提案項目はVE提案に基づく入札、「□」又は「×」と通知された提案項目は標準案に基づく入札をお願いします。<br><br>総合評価項目<br>○○○○に現場施工時の品質確保に係わる具体的な提案<br><br>提案項目1:　○<br>提案項目2:　□　共通仕様書で定める設計図書の変更が伴うものであるため<br>提案項目3:　○<br>提案項目4:　×　施工に対する安全性への配慮にかけるため<br>提案項目5:　○<br><br>貴社が提出された上記の技術提案等の評価結果については、企画部技術開発調整官に問い合わせることができます。問い合わせをされたい場合は、下記宛先まで、入札説明書に添付した様式に記入のうえ、○月○日までに送付してください。<br>メール:ktr-kt2250y@ml.mlit.go.jp<br>なお、上記問い合わせは、本通知の技術提案等の評価結果に関する説明を求めるものであり、評価結果自体に不服がある場合は、別途入札説明書記○の苦情申立てを行って頂きますようお願い致します。</td></tr>
</table>

※「工事全般の施工計画」と「技術提案（ＶＥ提案）」を評価した場合の例

図 6-3　技術提案評価型における競争参加資格確認通知

令和〇年〇月〇日

# 競争参加資格確認結果通知書

企業ID
企業名称　〇〇〇〇株式会社
氏名　〇〇　〇〇

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
〇〇〇〇事務所長
〇〇　〇〇

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

<table>
<tr><td>通知書番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>公告日</td><td colspan="2">令和〇年〇月〇日</td></tr>
<tr><td>調達案件名称</td><td colspan="2">〇〇〇〇工事</td></tr>
<tr><td>入札開始日時</td><td colspan="2">令和〇年〇月〇日　〇時〇分</td></tr>
<tr><td>入札書提出締切日時</td><td colspan="2">令和〇年〇月〇日　〇時〇分</td></tr>
<tr><td>内訳書開封予定日時</td><td colspan="2">令和〇年〇月〇日　〇時〇分</td></tr>
<tr><td>開札予定日時</td><td colspan="2">令和〇年〇月〇日　〇時〇分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">競争参加資格の有無</td><td colspan="2">有（無）</td></tr>
<tr><td>理由または条件</td><td>※「有」の場合<br>理由等は、不要です。<br><br>※「無」の場合の例<br>「入札公告2（8）当該工事に選任で配置できる旨の記載が確認できなかったため。」</td></tr>
</table>

図 6-4　施工能力評価型における競争参加資格確認通知

### (3)　問い合わせ窓口の設置

技術提案等の採否の通知並びに加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知に関する問い合わせに対応するための窓口は、企画部技術開発調整官とし、その事務は企画部技術調査課において処理するものとする。

なお、問い合わせ窓口の設置のイメージは、図 6-5 のとおりである。

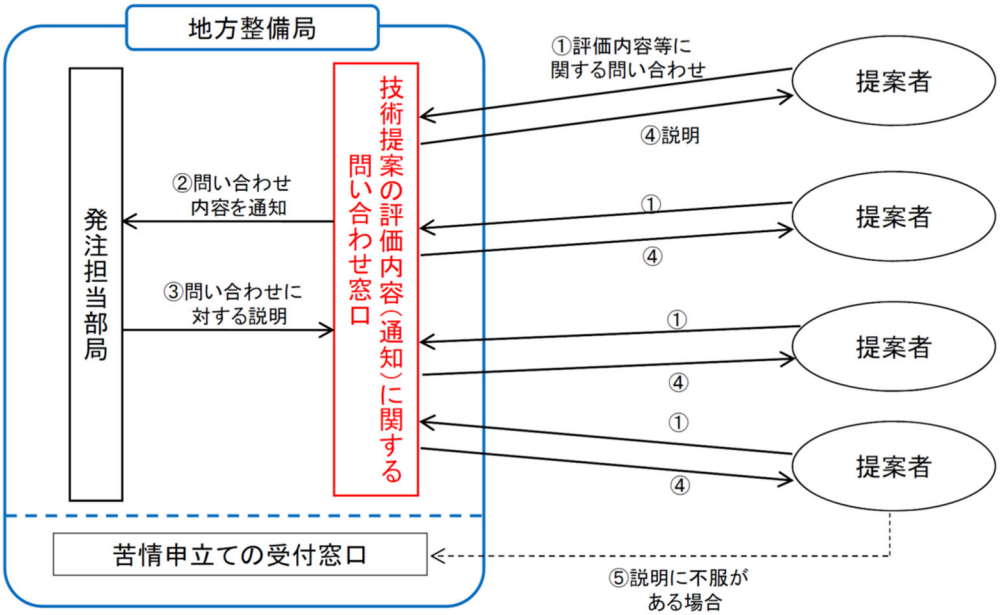


図 6-5　問い合わせ窓口の設置

### (4)　問い合わせの方法

入札参加者は、自身が受領した通知について、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して３日以内（行政機関の休日に関する法律第１条第１項に規定する行政機関の休日を含まない。）に、技術開発調整官に対し問い合わせをすることができる。問い合わせは、メールにより、通知に記載する連絡先に対して行うものとする。

### (5)　問い合わせに対する説明

問い合わせがあった場合、技術開発調整官は発注担当部局に事実関係を確認した上で、問い合わせのできる最終日の翌日から起算して５日以内（行政機関の休日に関する法律第１条第１項に規定する行政機関の休日を含まない。）に、メールにより当該問い合わせをした入札参加者に説明を行うものとする。

### (6) 落札者の決定後の面談等による説明

入札参加者は、(5) の説明に加えて、落札者の決定の通知後入札説明書に定める期間内に (3) の連絡先に申し出ることにより、技術開発調整官に対し、詳細な説明を希望しない場合はメール、詳細な説明を希望する場合は面談による説明を求めることができる。なお、(4) の問い合わせを行わなかった入札参加者であっても、説明を求めることができるものとする。

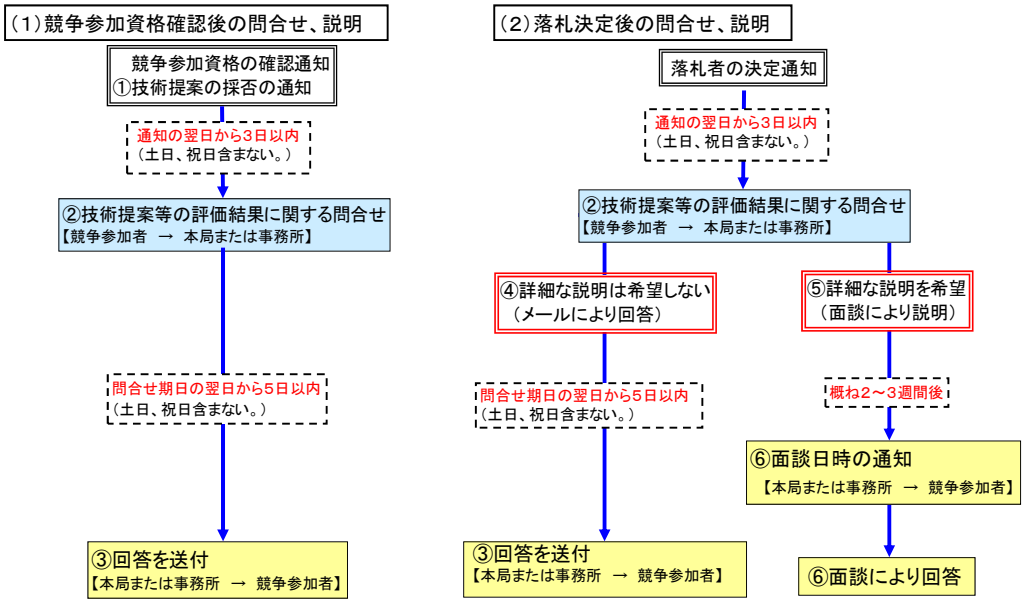


図 6-6 問い合わせ・説明・面談のイメージ

## 6-3 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用に当たっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査･評価を行うことが重要である。このため、各地方整備局等においては、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」(平成 18 年 7 月 11 日付け国官総第 263 号、国官会第 495 号、国地契第 38 号、国官技第 92 号、国営計第 54 号) に基づき、総合評価委員会を設置している。

### (1) 学識経験者の意見聴取等

総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法等を定めようとするときは、総合評価委員会において学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴取する。

なお、詳細は、「関東地方整備局総合評価審査委員会規則」(令和 5 年 2 月 28 日最終改訂) によるものとする。

### (2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、民間企業からの技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにその取扱いに留意する。また、他社の技術提案の一部のみを採用することのないようにするなど、本入札手続き以外の目的で使用しないものとする。

## 6-4 入札及び契約過程に関する苦情処理

公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、まず、発注者として入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会」※1による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

総合評価落札方式による入札及び契約過程に関する苦情処理については、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官会第 1430 号、国地契第 28 号）及び「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月政府調達苦情処理推進会議決定）に基づき、適切に実施することとする。なお、段階的選抜方式を実施する場合は、一次審査結果の理由について、競争参加資格を認めなかった理由と同様に取り扱うものとする。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録するものとする。

※1　学識経験者等からなる第三者機関であり、次に掲げる事務を行う。

① 入札・契約手続の運用状況についての報告を受けること。

② 一般競争参加資格の設定の理由等についての審議を行い、意見の具申または勧告を行うこと。

③ 入札・契約手続に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。

## 7. 総合評価落札方式の評価内容の担保

### 7-1　技術提案履行の確保

#### (1)　契約書における明記

総合評価落札方式により落札者を決定した場合、落札者決定に反映された技術提案は契約内容となるため、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくものとする。なお、具体的な対応方法として、特記仕様書に必要な項目を記載すること。

**【特記仕様書への記載例】**

第〇条　施工計画書への記載

a. 受注者は、技術資料に記述した施工計画について、競争参加資格の確認結果通知時に「施工不可」または「不採用」と通知された提案を除き、施工計画書に記載し施工しなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督職員への協議を経て、施工計画書を作成するものとする。

b. 受注者は、技術資料に記述したVE提案及び施工計画について、競争参加資格の確認結果通知時に「施工不可」または「不採用」と通知された提案を除き、施工計画書に記載し施工しなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督職員への協議を経て、施工計画書を作成するものとする。

第〇条　施工計画の履行について

c. 施工条件等の変更により、技術資料に記述した VE 提案及び施工計画の内容に基づく施工が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。

d. 施工条件等の変更により、技術資料に記述した施工計画の内容に基づく施工が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。

第〇条　施工計画の不履行の場合に処置について

e.（※定性評価の場合）

受注者の責により入札時の「〇〇の施工計画」が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして当該工事成績評定を減点するものとする。VE 提案の内容が実施されていないと判断された場合は、実施されなかった評価項目ごとに〇点を減点するものとする。

f.（※定量評価の場合）

受注者の責により、入札時の「〇〇の施工計画」の評価内容が実施されていないと判断された場合においては、ペナルティーとして、実際に確認できた△△に基づき点数の再計算を行い、落札時の「評価値」との点差に対応した金額の支払いを求める。また、当該工事成績評定を〇点減点するものとする。

g. 受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、ペナルティーとして当該工事成績評定を減点するものとし、未実施項目毎に〇点減点するものとする。

なお、特記仕様書への記載は、総合評価のタイプにより内容が異なるため、「令和６年度土木工事特記仕様書作成要領（案）」を確認のうえ、記載すること。

### (2) 評価内容の担保の方法

受注者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求する。

技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、契約（技術提案）不履行の違約金を徴収する。その際、不履行の程度の評価等に関し、協議の円滑化のために中立かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも検討するものとする。

## 7-2 評価項目に関するペナルティー

総合評価落札方式では、落札者決定に反映された技術提案は契約内容となるため、受発注者間において、責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、工事成績評定の減点及び契約不履行の違約金を徴収するものとする。

### 7-2-1 ペナルティー採否について

監督職員は、現場確認及び総合評価実施報告書等により、受注者が総合評価時に提案した内容が、総合的に判断して確実に履行されたかどうかについて、総合評価実施確認表を作成し、整理するものとする。提案とおりに施工が行われなかったと判断された場合については、技術審査会（又はＶＥ審査委員会）において審査し、ペナルティーの採否を決定するものとする。

### 7-2-2 技術提案に関するペナルティー

#### (1) 工事成績評定の減点

技術提案評価型において、「技術提案［施工計画］」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」を評価項目とした場合については、それぞれの評価項目毎にペナルティーを設定するものとする。なお、評価項目を複数求めた場合は、未実施の評価項目毎に減点するものとし、最大減点数は１５点までとする。

## (2) 契約（技術提案）不履行の違約金

契約（技術提案）不履行の違約金としては、次のような運用例がある。

**【入札説明書における記載例】(例:交通規制の短縮日数)**

受注者の責めにより、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、(2)2)①「一般国道〇〇号における交通規制の短縮日数における提案に係る具体的な施工計画」においては、実際に確認できた交通規制の短縮日数に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。

また、併せて本工事の工事成績評定を減点する措置を行う。

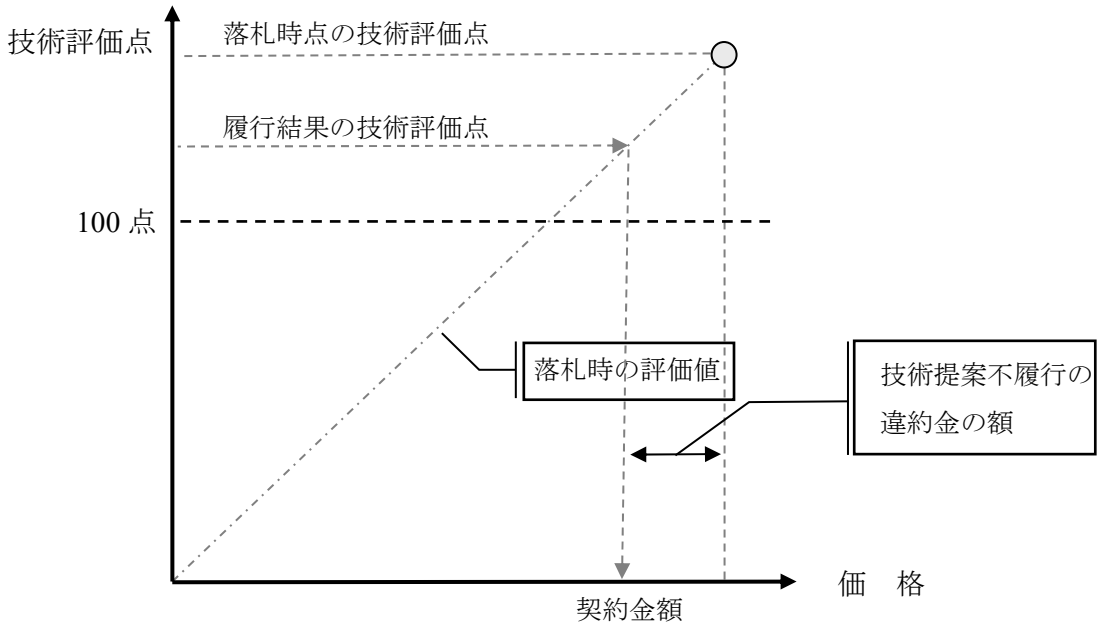


図 7-1　技術提案不履行の場合の違約金の算定例

表 7-1　技術提案のペナルティー設定

| 総合評価落札方式のタイプ | 工事成績評定の減点 | | | 契約不履行の違約金 |
|---|---|---|---|---|
| ・技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外） | 技術提案［施工計画］ | | －３点 | - |
| ・技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）<br>・技術提案評価型ＳＩ型<br>・技術提案評価型Ａ型 | 技術提案［ＶＥ提案］ | 定性的評価 | －５点 | |
| | 工事全般の施工計画 | | | |
| | 技術向上提案 | | | |
| ・技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）<br>・技術提案評価型Ａ型 | 技術提案［ＶＥ提案］ | 定量的評価 | －５点 | 落札時の評価値を指標とし落札時点と履行結果の技術評価点差から算定 |
| | 工事全般の施工計画 | | | |

### 7-2-3　企業の技術力に関するペナルティー

#### (1)　工事成績評定の減点

技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）、施工能力評価型において、「地理的条件及び技術的適正」※1、「新技術導入促進」、「優良下請企業の活用」、「ＩＣＴ施工技術の活用（ＩＣＴ舗装工）、（ＩＣＴ舗装工（修繕工）」、「登録基幹技能者等の活用」、「若手技術者（３５歳以下）または女性技術者の活用及び資格」※2、「「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事」を評価項目とした場合については、ぞれぞれの評価項目毎にペナルティーを設定するものとする。

なお、活用すると申請したにもかかわらず、受注者の責めにより履行されていないと判断された場合は、未実施の評価項目毎に３点減点するものとする。

※１　申請された施工体制と実際に施工された体制に相違があると判断された場合

※２　若手技術者または女性技術者の活用に係わる減点は、入札説明書の要件により、下記①～③に該当する場合

①配置しなかった場合

②主任（監理）技術者の専任期間と同じ期間配置しなかった場合

③他工事と兼務させた場合

表 7-2　企業の技術力のペナルティー設定

| 総合評価落札方式のタイプ | 工事成績評定の減点 | |
|---|---|---|
| ・技術提案評価型S型（WTO以外）<br>・施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型 | 地理的条件及び技術的適正 | －3点 |
| | 新技術導入促進 | |
| | 優良下請企業の活用 | |
| | ICT施工技術の活用、（ICT舗装工）、（ICT舗装工（修繕工）） | |
| | 登録基幹技能者等の活用 | |
| | 若手技術者（35歳以下）または女性技術者の活用及び資格 | |
| | 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 | |

### 7-2-4 配置予定技術者の技術力に関するペナルティー

#### (1)　工事成績評定の減点

技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）、施工能力評価型において、「技術者育成型」、「若手技術者・女性技術者活用評価型」を試行とした場合、及び自由設定項目において「40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置」を設定している場合については、「40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置」、「本工事における定期的な実務指導の実施」、「若手技術者の育成指導」※1のぞれぞれの評価項目毎にペナルティーを設定するものとする。

なお、配置もしくは実施すると申請したにもかかわらず、受注者の責により履行されていないと判断された場合は、未実施の評価項目毎に３点減点するものとする。

※１　定期的な実務指導の実施に関する減点は、入札説明書の要件により、下記①～②に該当する場合

①本工事に従事する技術者（配置予定の主任（監理）技術者、現場代理人、技術者等）以外の技術者が定期的に「安全管理」、「工程管理」、「品質管理」に関する実務指導を実施しなかった場合

②契約工期中に月１回程度（契約工期が６ヶ月の場合、６回以上）の頻度で実務指導を実施しなかった場合

**表 7-3　配置予定技術者の技術力のペナルティー設定**

| 総合評価落札方式のタイプ | 工事成績評定の減点 | |
|---|---|---|
| ・技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）<br>・施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型 | 40 歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置 | －３点 |
| | 定期的な実務指導の実施 | |
| | 若手技術者の育成指導 | |

## 8. 技術提案の実施確認

### (1) 技術提案の確認の流れ

総合評価落札方式では、落札者決定に反映された技術提案は契約内容となるため、発注者は落札者の技術提案内容の履行状況を確認し、技術提案の履行がされなかった場合には、予め入札説明書等に定めた措置（ペナルティー）を講じるものとする。なお、以下に実施確認の方法を示す。

① 受注者は本発注工事の契約後、速やかに総合評価計画を施工計画書（別途、総合評価画書としても可）により提出した上で、受注者・監督職員・発注担当課の３者により、総合評価計画の確認を行う。

② 工事施工中、総合評価の提案内容に関して、監督職員は実施状況等を「チェックシート」等により確認を行う。（必要に応じて是正措置の指示）

③ 受注者は工事完了前に、総合評価の提案内容を実施した結果を「総合評価実施報告書」としてまとめ、監督職員に提出する。

④ 監督職員は総合評価の提案内容が履行されたか否かを、チェックシート及び総合評価報告書を基に、総合的に判断して「総合評価実施確認表」を作成する。

⑤ 総合評価実施確認表において、「実施状況に疑義がある」又は「実施していない」項目がある場合は、技術審査会（又はＶＥ審査委員会）においてペナルティーに関する審査をするものとする。

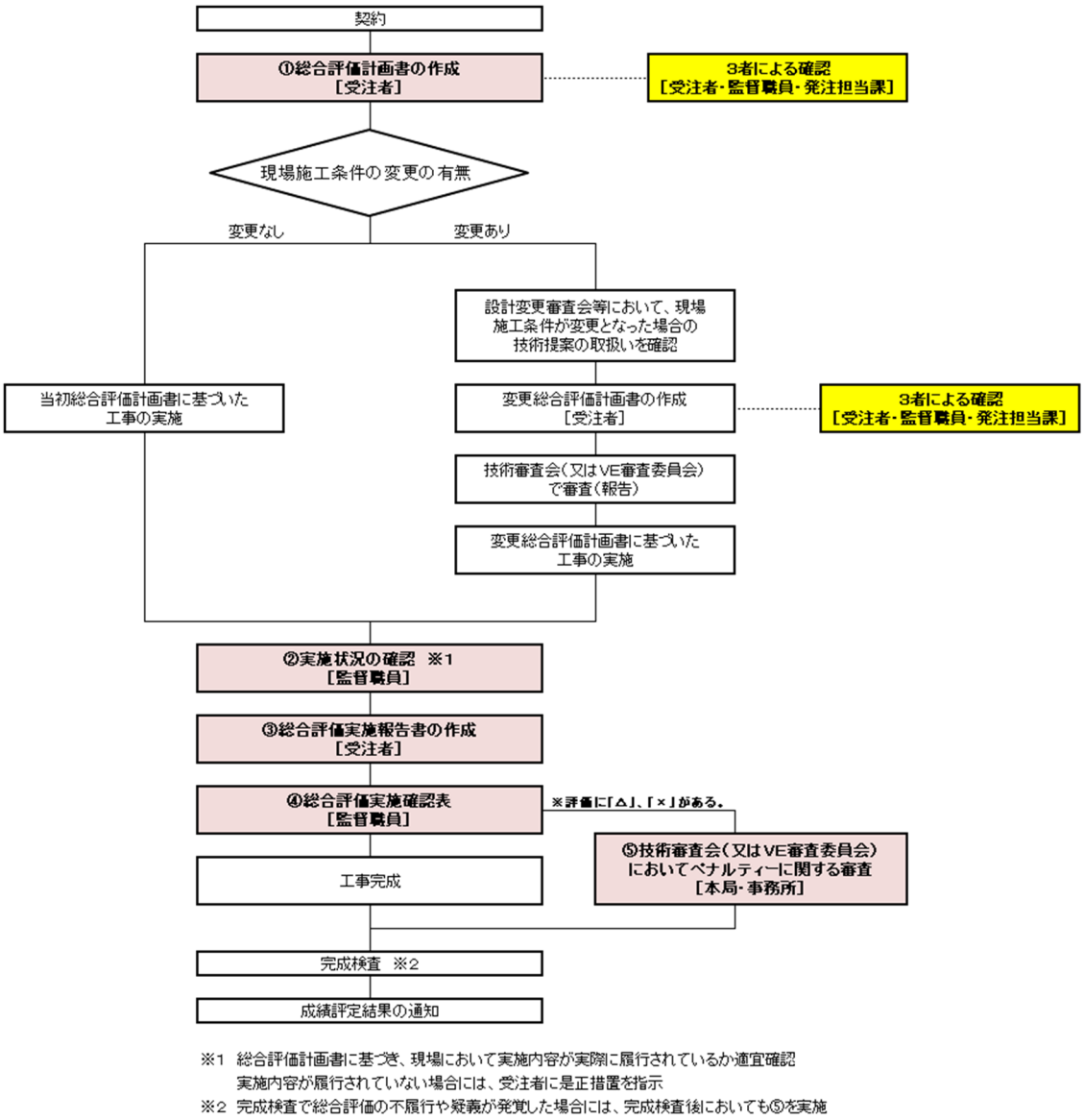


図 8-1　技術提案の確認フロー

### 1)　総合評価計画（施工計画）

総合評価において求めた施工計画（技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外））、企業の高度な技術力（技術提案評価型Ａ型、Ｓ型（ＷＴＯ））について、受注者が提案した内容及び提案内容の実施方法等総合評価計画が具体的に明記された施工計画書（別途、総合評価計画書としても可）現場着手時に監督職員に提出させ、受注者・監督職員・発注担当課の３者において、総合評価の内容について確認する。

なお、計画書は受注者が作成するものとするが、提案内容に照らして、過度な要求とならない留意する。

| | |
|---|---|
| （技術提案評価方Ｓ型（WTO 以外））<br>1．技術提案提出資料<br>（1）技術提案書［施工計画］<br><br>※総合評価で受注者が提案した内容を整理する<br><br>2．施工計画書（総合評価計画書）<br>（1）技術提案書［施工計画］<br>①施工（実施）方法<br>②確認方法<br>③管理方法<br>④その他必要事項<br><br>※必要に応じて総合評価で受注者が提案した内容の実施方法等について記載する。<br>※施工計画書（総合評価計画書）は、申請時に提出した技術提案書［施工計画］を有効活用し、作成に負担が掛からないように留意すること | 【技術提案評価型A型、S型（WTO）、ＳＩ型】<br>1．技術提案提出資料<br>（1）工事全般の施工計画書<br>（2）技術提案書［VE提案］（評価項目）【S型（WTO）の場合】<br>（3）技術提案書［技術向上提案］（評価項目）【ＳＩ型の場合】<br><br>※総合評価で受注者が提案した内容を整理する<br><br>2．施工計画書（総合評価計画書）<br>（1）工事全般の施工計画書<br>①施工（実施）方法<br>②確認方法<br>③管理方法<br>④その他必要事項<br>（2）評価項目についての提案<br>①施工（実施）方法<br>②確認方法<br>③管理方法<br>④その他必要事項<br>（3）評価項目についての提案<br>①施工（実施）方法<br>②確認方法<br>③管理方法<br>④その他必要事項<br><br>※総合評価で受注者が提案した内容の実施方法等について記載する |

### 2)　現場確認の方法

総合評価計画に基づき、現場において実施内容が実際に履行されているかどうかチェックシート等を用いて監督職員が適宜確認する。チェックシート等は受注者が作成し、監督職員に提出する。

監督職員は、実施内容が履行されていないと認めた場合、受注者に対して是正措置を指示し、是正措置の指示等を受けた受注者は、是正報告を監督職員に提出する。

○○工事チェックシート（例）

| チェック項目 | 提案内容 | 効果の有無 | 監督職員<br>確 認 日 |
|---|---|---|---|
| 騒音・振動対策 | 1.一般道を掘削する際はゴム製クローラーのものを使用 | | 11/30 |
| | 2.ダンプトラックの荷台に緩衝材を設置 | | 10/20,11/30 |
| | 3 | | |
| | 4 | | |
| | 5 | | |
| 粉塵対策 | 1.工事用道路に散水 | | 10/20,11/30 |
| | 2.仮置き土にシートを掛ける | | 10/20 |
| | 3 | | |
| | 4 | | |
| | 5 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

【意見欄】
（提案内容を実施していない箇所があれば指示等を記入）
（各提案内容が実施されたことによる効果についてもチェックする）

※監督職員は、現場に行った時に確認できたものをチェックする。

図 8-2 現場確認におけるチェックシートの作成例

### 3)　総合評価実施報告書

受注者は、総合評価計画に基づき実施した内容を総合評価実施報告書として工事完成前に監督職員に提出し、監督職員は総合評価で提案した内容が確実に履行されたかどうか確認を行う。

また、本発注工事の受注者が、総合評価時に「関連分野における技術開発」において、技術開発を本工事に適用すると申請していた場合については、その内容が実施されたかどうかも確認を行う。

なお、報告書は受注者が作成するものとするが、提案内容に照らして、過度な書類とならないよう留意する。

| | |
|---|---|
| 【技術提案評価型S型（WTO以外）】<br>1．施工計画書（総合評価実施報告書）<br>（1）技術提案書［施工計画］<br>①実施時期等<br>②実施内容<br>（写真等、確認できる資料を添付）<br>③実施したことによる効果<br>④その他必要資料<br><br>※必要に応じて総合評価で受注者が提案した内容の実施結果等について記載する。<br>※施工計画書（総合評価計画書）は、申請時に提出した技術提案書［施工計画］を有効活用し、作成に負担が掛からないように留意すること | 【技術提案評価型A型、S型（WTO）、ＳＩ型】<br>1．施工計画書（総合評価実施報告書）<br>（1）工事全般の施工計画書<br>①実施時期等<br>②実施内容<br>（写真等、確認できる資料を添付）<br>③実施したことによる効果<br>④その他必要資料<br><br>（2）技術提案書［VE提案］（評価項目1の提案）<br>①実施時期等<br>②実施内容<br>（写真等、確認できる資料を添付）<br>③実施したことによる効果<br>④その他必要資料<br><br>（3）技術提案書［技術向上提案］（評価項目の提案）<br>①実施時期等<br>②実施内容<br>（写真等、確認できる資料を添付）<br>③実施したことによる効果<br>④その他必要資料<br><br>※総合評価で受注者が提案した内容の実施結果等について記載する |

## 4) 総合評価実施確認表

監督職員は、現場確認及び総合評価実施報告書等により、受注者が総合評価時に提案した内容が、総合的に判断して確実に履行されたといえるかどうか総合評価実施確認表を作成し、整理する。

提案とおりの施工が行われなかったと判断された場合については、技術審査会（又はＶＥ審査委員会）において審査し、ペナルティーの採否について決定する。

### 総合評価実施確認表

事務所名：　　事務所

| | |
|---|---|
| 工　事　名 | ○○工事 |
| 業　者　名 | △△建設会社（株） |

**■主任監督員**

| | | |
|---|---|---|
| 確認年月日 | 令和　　年　　月　　日 | |
| 主任監督員所属・氏名 | 印 | |
| **実施状況について** | | |
| 考査項目 | 評価<br>（○、△、×） | 評価理由 |
| 工事全般の施工計画<br>「○×についての施工計画」 | △ | ○○については、提案通り実施しているが、××の実施について疑義がある。 |
| VE提案等の技術提案<br>「△□に関する品質管理方法について」 | ○ | 提案された品質管理を適切に実施した。 |
| | | |

注　1）主任監督員は、各項目毎の実施状況について、担当課長又は副所長等と相談のうえ、
　　○、△、×（○：実施したことが確認出来る、△：実施状況に疑義がある、×：実施していない）の評価をする。
　　2）実施されていないと判断された場合、受注者にペナルティが課せられるため、主任監督員の評価に△、×がある場合は、VE審査委員会に諮りペナルティの採否を決定する。

| **実施効果の検証** | | |
|---|---|---|
| 提案内容 | 実施効果 | 評価 |
| 安全対策のため○×を実施 | 技術提案○の◎◎の技術を使用したことにより、標準案に比べ□□□の効果があり、技術提案の履行による効果が確認できた。 | 効果があった |
| コンクリートの品質管理のため□△を実施 | 技術提案○の◎◎の技術を使用したことにより、標準案に比べ□□□の効果があり、技術提案の履行による効果が確認できた。 | 効果があった |
| | | |
| （備考欄） | | |

注　3）技術提案の実施効果について、評価（効果があった　あまり効果がなかった　効果がなかった）
　　及び効果についてコメントを記載する。
　　4）提案内容について効果がないと判断された場合であってもペナルティの対象としない。

**■VE審査委員会**

| | | |
|---|---|---|
| VE審査委員会年月日 | 令和　　年　　月　　日 | |
| VE審査委員会代表所属・氏名 | 印 | |
| 工事全般の施工計画 | 総合的に判断して提案通りの施工が行われた | ○ |
| | 総合的に判断して提案通りの施工が行われなかった | |
| VE提案等の技術提案 | 総合的に判断して提案通りの施工が行われた | ― |
| | 総合的に判断して提案通りの施工が行われなかった | |
| | | |
| | | |
| （VE審査委員会所見記入欄） | | |

注　1）項目毎の主任監督員の評価を踏まえ、受注者が提示した技術提案による効果と履行の状況を総合的に勘案し、提案通りの施工が行われたかどうかの評価を行う。
　　2）ペナルティを与えるかどうかについては、主任監督員の考査を参考にした上で、総合的に判断し、ＶＥ審査委員会において決定する。

図 8-3 総合評価（技術提案評価型Ａ型・Ｓ型（ＷＴＯ））実施確認表の様式

総合評価実施確認表

事務所名：　　事務所

| | |
|---|---|
| 工　事　名 | ○○工事 |
| 業　者　名 | △△建設会社（株） |

**■主任監督員**

| | | |
|---|---|---|
| 確認年月日 | 令和　　年　　月　　日 | |
| 主任監督員所属・氏名 | 印 | |
| **実施状況について** | | |
| 考査項目 | 評価<br>（○、△、×） | 評価理由 |
| 施工計画１ | ○ | 概ね提案した内容で施工し、効果が得られたと言える。 |
| 施工計画２ | ○ | 提案された安全対策等を実施した。 |

注　1）主任監督員は、各項目毎の実施状況について、担当課長又は副所長等と相談のうえ、
　　○、△、×（○：実施したことが確認出来る、△：実施状況に疑義がある、×：実施していない）の評価をする。
　　2）実施されていないと判断された場合、受注者にペナルティが課せられるため、主任監督員の評価に△、×がある場合は、技術審査会に諮りペナルティの採否を決定する。

| **実施効果の検証** | | |
|---|---|---|
| 提案内容 | 実施効果 | 評価 |
| 散水車にて現場周辺の散水を実施 | 苦情もなくスムーズに工事を進めることができ、粉塵対策として効果が確認できた。 | 効果があった |
| 低騒音・低振動型機械の使用 | 騒音について、環境基準値以下に抑えられ効果が確認できた。 | 効果があった |
| | | |
| （備考欄） | | |

注　3）技術提案の実施効果について、評価（効果があった　あまり効果がなかった　効果がなかった）
　　及び効果についてコメントを記載する。
　　4）提案内容について効果がないと判断された場合であってもペナルティの対象としない。

**■技術審査会**

| | | |
|---|---|---|
| 技術審査会年月日 | 令和　　年　　月　　日 | |
| 技術審査会代表所属・氏名 | 印 | |
| 施工計画１ | 総合的に判断して提案通りの施工が行われた | ― |
| | 総合的に判断して提案通りの施工が行われなかった | |
| 施工計画２ | 総合的に判断して提案通りの施工が行われた | ― |
| | 総合的に判断して提案通りの施工が行われなかった | |
| | | |
| | | |
| （技術審査会所見記入欄） | | |

注　1）項目毎の主任監督員の評価を踏まえ、総合的に判断し提案通りの施工が行われたかどうかの
　　評価を行う。
　　2）ペナルティを与えるかどうかについては、主任監督員の考査を参考にした上で、総合的に判断し、
　　技術審査会において決定する。

図 8-4 総合評価（技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外））実施確認表の様式

## (2)　現場施工条件が変更となった場合の技術提案の確認等

①　現場施工条件が当初の与条件から変更となった場合は、その事実が確認された時点において、「変更総合評価計画書」を作成させるものとし、その取り扱いについて、技術審査会（又はＶＥ審査委員会）において審査するものとする。なお、

変更総合評価計画書には、技術提案等の採否の通知時に「□：不採用とする提案」及び「×：施工不可とする提案」以外の提案項目は、現場施工条件が変更となった場合においても実施可能となる技術提案は記載しなければならない。

② 提出された変更総合評価計画書は、受注者・監督職員・発注担当課の３者により確認を行う。

③ 技術提案の実施確認は、「図 8-1　技術提案の確認フロー」に基づき行う。

## 9. 評価点配分と評価項目、評価基準及び評価点の設定

各方式における評価点配分と評価項目、評価基準及び評価点の設定について、下記頁に示す。


【施工能力評価型における評価点配分表】

・一般土木 p. 9-2～9-4

・アスファルト舗装 p. 9-5～9-7

・営繕 p. 9-8～9-10

・一般土木、アスファルト舗装、営繕以外 p. 9-11～9-13

【技術提案評価型における評価点配分表】

・一般土木 p. 9-14～9-16

・一般土木（段階的選抜方式） p. 9-17～9-19

・アスファルト舗装 p. 9-20～9-22

・アスファルト舗装（段階的選抜方式） p. 9-23～9-25

・営繕 p. 9-26～9-28

・営繕（段階的選抜方式） p. 9-29～9-31

・一般土木、アスファルト舗装、営繕以外 p. 9-32～9-34

・一般土木、アスファルト舗装、営繕以外（段階的選抜方式） p. 9-35～9-37

## 【施工能力評価型】一般土木における評価点配分表

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 標準タイプ | | | | | | 地域密着工事型 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 施工能力評価型Ⅰ型 | | | 施工能力評価型Ⅱ型 | | | 施工能力評価型Ⅰ型 | | | 施工能力評価型Ⅱ型 | | |
| | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 |
| （1）施工計画 | 簡易な施工計画 | 関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である | 可 | | ◎ | | | | 可 | | ◎ | | | |
| | | 関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である | 不可（欠格） | | | | | | 不可（欠格） | | | | | |
| | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | － | | ○ | | | | － | | ○ | | | |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(14点)<br>＋<br>選択項目(6点)<br>＝20点 | 5 | ◎ | 必須項目(14点)<br>＋<br>選択項目(6点)<br>＝20点 | 5 | ◎ | 必須項目(13点)<br>＋<br>選択項目(7点)<br>＝20点 | 2 | ○ | 必須項目(13点)<br>＋<br>選択項目(7点)<br>＝20点 | 2 | ○ |
| | | ②工事成績<br>・関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価<br>・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評点（同一機関：2件）の平均点<br>・国成績を有している企業は、国の成績で評価 | | 6 | ◎ | | 6 | ◎ | | 3 | ◎ | | 3 | ◎ |
| | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価<br>（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>・関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価<br>・都県・政令市発注工事における全ての工事種別を対象に審査基準日の月以前の１年間に受彰した「知事表彰等」<br>○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（関東地整発注） | | 3 | ◎ | | 3 | ◎ | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ |
| | 地域精通度、地域貢献度 | ⑥地域精通度（近隣地域での施工実績）<br>本発注工事の工事種別での、過去10年間の施工実績を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑦地域精通度（緊急時の施工体制）<br>施工都県内（または、半径○km圏内の市区町村等）における本店（本社）の所在の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑧地域貢献度（災害協定）<br>施工都県内に本店（本社）、支店、営業所を有する企業の、審査基準日における行政機関等との災害協定の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）<br>過去3年間の、行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑩1)～12)自由設定項目 | | 6 | ○ | | 6 | ○ | | 5or7 | ○ | | 5or7 | ○ |
| | 小計 | | 20 | － | | 20 | － | | 20 | － | | 20 | － | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑪同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ |
| | | ⑫同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ |
| | | ⑬優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・都県・政令市発注工事における審査基準日の月以前の4年間に受彰した「知事表彰等」<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑭1)～7)自由設定項目 | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ |
| | 小計 | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | 3《2》 | | | | | | | | | | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | -4《-3》 | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 1《1》※ | | | 0.5《0.5》 | | | 0.5《0.5》 | | | 0.5《0.5》 | | |
| | 小計 | | 1《1》 | － | | 0.5《0.5》 | － | | 0.5《0.5》 | － | | 0.5《0.5》 | － | |
| 合計 | | | 44《33》 | | | 43.5《32.5》 | | | 43.5《32.5》 | | | 43.5《32.5》 | | |

※　B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須　○：選択　《　》：２段階評価とした場合

## 【施工能力評価型】一般土木に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 標準タイプ 必須／選択 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅰ型 | | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅱ型 | | 地域密着工事型 必須／選択 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅰ型 | | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅱ型 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）施工計画 | 簡易な施工計画 | 施工上配慮すべき事項 | 関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である | ◎ | 可 | | | | ◎ | 可 | | | |
| | | | 関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である | | 不可（欠格） | | | | | 欠格（不可） | | | |
| | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | － | | | | ○ | － | | | |
| （２）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | ◎ | 5 | 5★ | 5 | 5★ | ○ | 2 | 2★ | 2 | 2★ |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | 2 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | | ②工事成績<br>・関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価<br>・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評点（同一機関：2件）の平均点<br>・国成績を有している企業は、国の成績で評価 | 80点以上 | ◎ | 6 | | 6 | | ◎ | 3 | | 3 | |
| | | | 79点 | | 5 | | 5 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 78点 | | 4 | | 4 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 77点 | | 3 | | 3 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 76点 | | 2 | | 2 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価<br>（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり | ◎ | -5 | | -5 | | ◎ | -5 | | -5 | |
| | | | 65点未満なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>・関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価<br>・都県・政令市発注工事における全ての工事種別を対象に審査基準日の月以前の１年間に受彰した「知事表彰等」 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | 最大3点 | 3 | 最大3点 | ◎ | 2 | 最大2点 | 2 | 最大2点 |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（関東地整発注） | 表彰あり | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意 | ◎ | -2 | 最大-12点 | -2 | 最大-12点 | ◎ | -2 | 最大-12点 | -2 | 最大-12点 |
| | | | 文書注意 | | -4 | | -4 | | | -4 | | -4 | |
| | | | かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間 | | -4 | | -4 | | | -4 | | -4 | |
| | | | 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | | -4 | | -4 | | | -4 | | -4 | |
| | 地域精通度、地域貢献度 | ⑥地域精通度（近隣地域での施工実績）<br>本発注工事の工事種別での、過去10年間の施工実績を評価 | 施工実績あり | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 施工実績なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑦地域精通度（緊急時の施工体制）<br>施工都県内（または、半径○km圏内の市区町村等）における本店（本社）の所在の有無を評価 | 対象地域に本店（本社）あり | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 対象地域に本店（本社）なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑧地域貢献度（災害協定）<br>施工都県内に本店（本社）、支店、営業所を有する企業の、審査基準日における行政機関等との災害協定の有無を評価 | 発注事務所と締結した災害協定あり | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 「関東地方整備局（本局）」と締結した災害協定（都県建設業協会等）あり | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | 施工都県内における国、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定あり | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | 災害協定なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）<br>過去3年間の、行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価<br>関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」についても、同等評価とする<br>支援等：「資機材の移送支援、または提供（貸与含む）」または「緊急パトロール」 | a)施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局（発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局本局または関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | b)施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局（発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、または提供（貸与含む）」または「緊急パトロール」（以下「支援等」という。）の実績あり。<br>施工都県内において実施された「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局または関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | c)施工都県内において実施された国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または「支援等」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」または「支援等」の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く。）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | d)施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局の各事務所」と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」または「支援等」の実績あり。<br>施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」または「支援等」の実績により関東地方整備局本局または関東地方整備局各事務所から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | e)実績なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定<br>当該年度に受けた工事成績優秀企業認定の有無を評価（関東地整発注）<br>対象工事種別は、一般土木、As舗装、鋼橋上部、セメント・Co舗装、PC、法面処理、維持修繕、橋梁補修、河川しゅんせつ、グラウト、杭打 | 認定あり | ○ | 1 | 合計6点となるように選択 | 1 | 合計6点となるように選択 | ○ | 1 | 合計5or7点となるように選択 | 1 | 合計5or7点となるように選択 |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 2）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 3）ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕工)」）<br>ICT施工技術の活用の有無を評価<br>※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目 | 活用する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 4）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 取得なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 5）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり | ◎ | 1 | | 1 | | ◎ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |

◎：必須　○：選択

## 【施工能力評価型】一般土木に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 標準タイプ 必須／選択 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅰ型 | | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅱ型 | | 地域密着工事型 必須／選択 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅰ型 | | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅱ型 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （３）配置予定技術者の技術力 | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | 合計6点となるように選択 | 1 | 合計6点となるように選択 | ○ | 1 | 合計5or7点となるように選択 | 1 | 合計5or7点となるように選択 |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 7）インフラＤＸ大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 前年度の本省表彰（大臣賞、優秀賞）または当該年度の関東地整局長表彰あり | ○ | 2 | | 2 | | ○ | 2 | | 2 | |
| | | | 当該年度の関東地整事務所長表彰あり | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 10）若手技術者（35歳以下）または女性技術者の活用及び資格　※重点施策項目<br>「主任(監理)技術者以外に若手技術者または女性技術者を現場代理人または担当技術者として配置する場合」、「配置する主任(監理)技術者以外の若手技術者または女性技術者の資格の有無」について評価 | 活用する（資格または継続教育の取組あり） | ◎ | 2 | | 2 | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 活用する（資格なし、継続教育の取組なし） | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 11）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>当該年度において関東地方整備局における本発注工事の工事種別の新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 12）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | 配置予定技術者の能力 | ⑪同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ |
| | | | 高い同種性が認められる | | 3 | | 3 | | | 3 | | 3 | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | | ⑫同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ |
| | | | 79点 | | 5 | 2★ | 5 | 2★ | | 5 | 2★ | 5 | 2★ |
| | | | 78点 | | 4 | 2★ | 4 | 2★ | | 4 | 2★ | 4 | 2★ |
| | | | 77点 | | 3 | 2★ | 3 | 2★ | | 3 | 2★ | 3 | 2★ |
| | | | 76点 | | 2 | 2★ | 2 | 2★ | | 2 | 2★ | 2 | 2★ |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | 1★ | 1 | 1★ | | 1 | 1★ | 1 | 1★ |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | | ⑬優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・都県・政令市発注工事における審査基準日の月以前の４年間に受彰した「知事表彰等」<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 4 | 2★ | 4 | 2★ | ◎ | 4 | 2★ | 4 | 2★ |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 2 | 1★ | 2 | 1★ | | 2 | 1★ | 2 | 1★ |
| | | | 表彰なし | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | 自由設定項目 | ⑭自由設定項目<br>1）資格<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | 資格あり | ○ | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | ○ | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 |
| | | | 資格なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 証明なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の4年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去4年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去4年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 6）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置の有無<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 配置しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 7）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| 賃上げの実施に関する評価（４） | | 賃上げの実施を表明した企業等 | | ◎ | 3 | 2★ | 3 | 2★ | ◎ | 3 | 2★ | 3 | 2★ |
| | | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -4 | -3★ | -4 | -3★ | | -4 | -3★ | -4 | -3★ |
| ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価（５） | | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | ◎ | 1<br>※ | 1★<br>※ | 0.5 | 0.5★ | ◎ | 0.5 | 0.5★ | 0.5 | 0.5★ |

※　B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須　○：選択　★評価基準を2段階とした場合

## 【施工能力評価型】アスファルト舗装における評価点配分表

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 標準タイプ | | | | | | 地域密着工事型 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 施工能力評価型Ⅰ型 | | | 施工能力評価型Ⅱ型 | | | 施工能力評価型Ⅰ型 | | | 施工能力評価型Ⅱ型 | | |
| | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 |
| （1）<br>施工<br>計画 | 簡易な施工計画 | 関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である | 可 | | ◎ | | | | 可 | | ◎ | | | |
| | | 関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である | 不可（欠格） | | | | | | 不可（欠格） | | | | | |
| | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | － | | ○ | | | | － | | ○ | | | |
| （2）<br>企業の<br>技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(15点)<br>＋<br>選択項目(5点)<br>＝20点<br><br>【必須項目(14点)<br>＋<br>選択項目(6点)<br>＝20点】 | 5 | ◎ | 必須項目(15点)<br>＋<br>選択項目(5点)<br>＝20点<br><br>【必須項目(14点)<br>＋<br>選択項目(6点)<br>＝20点】 | 5 | ◎ | 必須項目(14点)<br>＋<br>選択項目(6点)<br>＝20点<br><br>【必須項目(13点)＋<br>選択項目(7点)<br>＝20点】 | 1 | ○ | 必須項目(14点)<br>＋<br>選択項目(6点)<br>＝20点<br><br>【必須項目(13点)＋<br>選択項目(7点)<br>＝20点】 | 1 | ○ |
| | | ②工事成績<br>・関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価<br>・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評点（同一機関：2件）の平均点<br>・国成績を有している企業は、国の成績で評価 | | 6 | ◎ | | 6 | ◎ | | 3 | ◎ | | 3 | ◎ |
| | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価<br>（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>・関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価<br>・都県・政令市発注工事における全ての工事種別を対象に審査基準日の月以前の１年間に受彰した「知事表彰等」<br>○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（関東地整発注） | | 3 | ◎ | | 3 | ◎ | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ |
| | | ⑥地理的条件及び技術的適正（施工体制の評価）<br>アスファルト舗装工事において、1人以上の自社雇用技術者の配置状況、自社保有機械の配置状況、作業拠点の有無を評価 | | 1 | ◎【○】 | | 1 | ◎【○】 | | 1 | ◎【○】 | | 1 | ◎【○】 |
| | 地域精通度、<br>地域貢献度 | ⑦地域精通度（近隣地域での施工実績）<br>本発注工事の工事種別での、過去10年間の施工実績を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑧地域精通度（緊急時の施工体制）<br>施工都県内（または、半径○km圏内の市区町村等）における本店（本社）の所在の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定）<br>施工都県内に本店（本社）、支店、営業所を有する企業の、審査基準日における行政機関等との災害協定の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑩地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）<br>過去3年間の、行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑪1)～12)自由設定項目 | | 5<br>【5or6】 | ○ | | 5<br>【5or6】 | ○ | | 5or6<br>【5～7】 | ○ | | 5or6<br>【5～7】 | ○ |
| | 小計 | | 20 | - | | 20 | - | | 20 | - | | 20 | - | |
| （3）<br>配置予定<br>技術者<br>の技術力 | 配置予定<br>技術者の能力 | ⑫同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ |
| | | ⑬同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ |
| | | ⑭優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・都県・政令市発注工事における審査基準日の月以前の４年間に受彰した「知事表彰等」<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑮1)～7)自由設定項目 | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ |
| | 小計 | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | |
| （4）<br>賃上げの実<br>施に関する<br>評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | 3《2》 | | | | | | | | | | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | -4《-3》 | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | |
| （5）<br>ワーク・ライ<br>フ・バランス<br>関連認定<br>企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 0.5《0.5》 | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 0.5《0.5》 | － | | 0.5《0.5》 | － | | 0.5《0.5》 | － | | 0.5《0.5》 | － | |
| 合計 | | | 43.5《32.5》 | | | 43.5《32.5》 | | | 43.5《32.5》 | | | 43.5《32.5》 | | |

◎：必須　○：選択　【　】：電線共同溝工事に適用　《　》：２段階評価とした場合

## 【施工能力評価型】アスファルト舗装に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 標準タイプ 必須／選択 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅰ型 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅰ型 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅱ型 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅱ型 | 地域密着工事型 必須／選択 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅰ型 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅰ型 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅱ型 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅱ型 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）施工計画 | 簡易な施工計画 | 施工上配慮すべき事項 | 関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である | ◎ | 可 | | | | ◎ | 可 | | | |
| | | | 関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である | | 不可（欠格） | | | | | 不可（欠格） | | | |
| | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | － | | | | ○ | － | | | |
| （２）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | ◎ | 5 | 5★ | 5 | 5★ | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | 2 | | | | | | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | | 0 | |
| | | ②工事成績<br>・関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価<br>・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評点（同一機関：2件）の平均点<br>・国成績を有している企業は、国の成績で評価 | 80点以上 | ◎ | 6 | | 6 | | ◎ | 3 | | 3 | |
| | | | 79点 | | 5 | | 5 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 78点 | | 4 | | 4 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 77点 | | 3 | | 3 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 76点 | | 2 | | 2 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり | ◎ | -5 | | -5 | | ◎ | -5 | | -5 | |
| | | | 65点未満なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>・関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価<br>・都県・政令市発注工事における全ての工事種別を対象に審査基準日の月以前の１年間に受彰した「知事表彰等」 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | 最大3点 | 3 | 最大3点 | ◎ | 2 | 最大2点 | 2 | 最大2点 |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（関東地整発注） | 表彰あり | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意 | ◎ | -2 | 最大-12点 | -2 | 最大-12点 | ◎ | -2 | 最大-12点 | -2 | 最大-12点 |
| | | | 文書注意 | | -4 | | -4 | | | -4 | | -4 | |
| | | | かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間 | | -4 | | -4 | | | -4 | | -4 | |
| | | | 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | | -4 | | -4 | | | -4 | | -4 | |
| | | ⑥地理的条件及び技術的適正（施工体制の評価）<br>アスファルト舗装工事において、1人以上の自社雇用技術者の配置状況、自社保有機械の配置状況、作業拠点の有無を評価 | 本発注工事に自社雇用の舗装に係わる技能者を1人以上従事 | ◎【○】 | 1 | 2つ以上該当する場合1点(1つ以下は0点) | 1 | 2つ以上該当する場合1点(1つ以下は0点) | ◎【○】 | 1 | 2つ以上該当する場合1点(1つ以下は0点) | 1 | 2つ以上該当する場合1点(1つ以下は0点) |
| | | | 自社保有のアスファルトフィニッシャーを配置 | | | | | | | | | | |
| | | | 作業拠点が工事場所から30km以内の市区町村または施工都県内にある場合 | | | | | | | | | | |
| | | | その他 | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | 地域精通度、地域貢献度 | ⑦地域精通度（近隣地域での施工実績）<br>本発注工事の工事種別での、過去10年間の施工実績を評価 | 施工実績あり | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 施工実績なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑧地域精通度（緊急時の施工体制）<br>施工都県内（または、半径○km圏内の市区町村等）における本店（本社）の所在の有無を評価 | 対象地域に本店（本社）あり | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 対象地域に本店（本社）なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定）<br>施工都県内に本店（本社）、支店、営業所を有する企業の、審査基準日における行政機関等との災害協定の有無を評価 | 発注事務所と締結した災害協定あり | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 「関東地方整備局（本局）」と締結した災害協定（都県建設業協会等）あり | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | 施工都県内における国、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定あり | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | 災害協定なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑩地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）<br>過去3年間の、行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価<br>関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」についても、同等評価とする<br>支援等：「資機材の移送支援、または提供（貸与含む）」または「緊急パトロール」 | a)施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局（発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局本局または関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | b)施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局（発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、または提供（貸与含む）」または「緊急パトロール」（以下「支援等」という。）の実績あり。<br>施工都県内において実施された「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局または関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | c)施工都県内において実施された国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または「支援等」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」または「支援等」の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く。）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | d)施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局の各事務所」と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」または「支援等」の実績あり。<br>施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」または「支援等」の実績により関東地方整備局本局または関東地方整備局各事務所から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | e)実績なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | 自由設定項目 | ⑪自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定<br>当該年度に受けた工事成績優秀企業認定の有無を評価（関東地整発注）<br>対象工事種別は、一般土木、As舗装、鋼橋上部、セメント・Co舗装、PC、法面処理、維持修繕、橋梁補修、河川しゅんせつ、グラウト、杭打 | 認定あり | ○ | 1 | 合計5点となるように選択【合計5or6点となるように選択】 | 1 | 合計5点となるように選択【合計5or6点となるように選択】 | ○ | 1 | 合計5or6点となるように選択【合計5～7点となるように選択】 | 1 | 合計5or6点となるように選択【合計5～7点となるように選択】 |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 2）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 3）ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕)」）<br>ICT施工技術の活用の有無を評価<br>※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目 | 活用する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 4）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 取得なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |

◎：必須　○：選択　【 】：電線共同溝工事に適用

## 【施工能力評価型】アスファルト舗装に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 標準タイプ 必須／選択 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅰ型 | | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅱ型 | | 地域密着工事型 必須／選択 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅰ型 | | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅱ型 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）企業の技術力 | | 5）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり | ◎ | 1 | 合計5点となるように選択【合計5or6点となるように選択】 | 1 | 合計5点となるように選択【合計5or6点となるように選択】 | ◎ | 1 | 合計5or6点となるように選択【合計5～7点となるように選択】 | 1 | 合計5or6点となるように選択【合計5～7点となるように選択】 |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 7）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | | 2 | | ○ | 2 | | 2 | |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 10）若手技術者（35歳以下）または女性技術者の活用及び資格　※重点施策項目<br>「主任(監理)技術者以外に若手技術者または女性技術者を現場代理人または担当技術者として配置する場合」、「配置する主任(監理)技術者以外の若手技術者または女性技術者の資格の有無」について評価 | 活用する（資格または継続教育の取組あり） | ◎ | 2 | | 2 | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 活用する（資格なし、継続教育の取組なし） | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 11）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>当該年度において関東地方整備局における本発注工事の工事種別の新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 12）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| （３）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑫同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ |
| | | | 高い同種性が認められる | | 3 | | 3 | | | 3 | | 3 | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | | ⑬同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ |
| | | | 79点 | | 5 | 2★ | 5 | 2★ | | 5 | 2★ | 5 | 2★ |
| | | | 78点 | | 4 | 2★ | 4 | 2★ | | 4 | 2★ | 4 | 2★ |
| | | | 77点 | | 3 | 2★ | 3 | 2★ | | 3 | 2★ | 3 | 2★ |
| | | | 76点 | | 2 | 2★ | 2 | 2★ | | 2 | 2★ | 2 | 2★ |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | 1★ | 1 | 1★ | | 1 | 1★ | 1 | 1★ |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | | ⑭優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・都県・政令市発注工事における審査基準日の月以前の4年間に受彰した「知事表彰等」<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 4 | 2★ | 4 | 2★ | ◎ | 4 | 2★ | 4 | 2★ |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 2 | 1★ | 2 | 1★ | | 2 | 1★ | 2 | 1★ |
| | | | 表彰なし | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | 自由設定項目 | ⑮自由設定項目<br>1）資格（アスファルト舗装工事は、必須項目）<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | （舗装施工管理技術者の）資格あり | ◎【○】 | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | ◎【○】 | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 |
| | | | 資格なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 証明なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の4年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去4年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去4年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 6）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 配置しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 7）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| （４）賃上げの実施に関する評価 | | 賃上げの実施を表明した企業等 | | ◎ | 3 | 2★ | 3 | 2★ | ◎ | 3 | 2★ | 3 | 2★ |
| | | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -4 | -3★ | -4 | -3★ | | -4 | -3★ | -4 | -3★ |
| （５）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | ◎ | 0.5 | 0.5★ | 0.5 | 0.5★ | ◎ | 0.5 | 0.5★ | 0.5 | 0.5★ |

◎：必須　○：選択　【 】：電線共同溝工事に適用　★評価基準を2段階とした場合

## 【施工能力評価型】営繕における評価点配分表

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 標準タイプ | | | | | | 地域密着工事型 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 施工能力評価型Ⅰ型 | | | 施工能力評価型Ⅱ型 | | | 施工能力評価型Ⅰ型 | | | 施工能力評価型Ⅱ型 | | |
| | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 |
| （1）施工計画 | 簡易な施工計画 | 関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である | 可 | | ◎ | | | | 可 | | ◎ | | | |
| | | 関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である | 不可（欠格） | | | | | | 不可（欠格） | | | | | |
| | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | － | | ○ | | | | － | | ○ | | | |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(14点)<br>＋<br>選択項目(6点)<br>＝20点 | 5 | ◎ | 必須項目(14点)<br>＋<br>選択項目(6点)<br>＝20点 | 5 | ◎ | 必須項目(13点)<br>＋<br>選択項目(7点)<br>＝20点 | 2 | ○ | 必須項目(13点)<br>＋<br>選択項目(7点)<br>＝20点 | 2 | ○ |
| | | ②工事成績<br>・工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | | 6 | ◎ | | 6 | ◎ | | 3 | ◎ | | 3 | ◎ |
| | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が<br>65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価<br>○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（関東地整発注） | | 3 | ◎ | | 3 | ◎ | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、<br>及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ |
| | 地域精通度、地域貢献度 | ⑥地域精通度（近隣地域での施工実績）<br>本発注工事の工事種別での、過去10年間の施工実績を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑦地域精通度（緊急時の施工体制）<br>施工都県内（または、半径○km圏内の市区町村等）における本店（本社）の所在の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑧地域貢献度（災害協定）<br>施工都県内に本店（本社）、支店、営業所を有する企業の、審査基準日における行政機関等との<br>災害協定の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）<br>過去3年間の、行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑩1)～10)自由設定項目 | | 6 | ○ | | 6 | ○ | | 5or7 | ○ | | 5or7 | ○ |
| | 小計 | | 20 | － | | 20 | － | | 20 | － | | 20 | － | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑪同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が<br>競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>＋<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ |
| | | ⑫同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ |
| | | ⑬優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」<br>または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑭1)～7)自由設定項目 | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ |
| | 小計 | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | 3《2》 | | | | | | | | | | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | -4《-3》 | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 1《1》※ | | | 0.5《0.5》 | | | 0.5《0.5》 | | | 0.5《0.5》 | | |
| | 小計 | | 1《1》 | － | | 0.5《0.5》 | | | 0.5《0.5》 | － | | 0.5《0.5》 | | |
| 合計 | | | 44《33》 | | | 43.5《32.5》 | | | 43.5《32.5》 | | | 43.5《32.5》 | | |

※　B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須　○：選択　《　》：２段階評価とした場合

## 【施工能力評価型】営繕に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 標準タイプ 必須／選択 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅰ型 | | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅱ型 | | 地域密着工事型 必須／選択 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅰ型 | | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅱ型 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）施工計画 | 簡易な施工計画 | 施工上配慮すべき事項 | 関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である | ◎ | 可 | | | | ◎ | 可 | | | |
| | | | 関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である | | 不可（欠格） | | | | | 不可（欠格） | | | |
| | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | － | | | | ○ | － | | | |
| （２）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | ◎ | 5 | 5★ | 5 | 5★ | ○ | 2 | 2★ | 2 | 2★ |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | 2 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | | ②工事成績<br>・工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | 80点以上 | ◎ | 6 | | 6 | | ◎ | 3 | | 3 | |
| | | | 79点 | | 5 | | 5 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 78点 | | 4 | | 4 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 77点 | | 3 | | 3 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 76点 | | 2 | | 2 | | | 2 | | 2 | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり | ◎ | -5 | | -5 | | ◎ | -5 | | -5 | |
| | | | 65点未満なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | 最大3点 | 3 | 最大3点 | ◎ | 2 | 最大2点 | 2 | 最大2点 |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（関東地整発注） | 表彰あり | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意 | ◎ | -2 | 最大-12点 | -2 | 最大-12点 | ◎ | -2 | 最大-12点 | -2 | 最大-12点 |
| | | | 文書注意 | | -4 | | -4 | | | -4 | | -4 | |
| | | | かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間 | | -4 | | -4 | | | -4 | | -4 | |
| | | | 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | | -4 | | -4 | | | -4 | | -4 | |
| | 地域精通度、地域貢献度 | ⑥地域精通度（近隣地域での施工実績）<br>本発注工事の工事種別での、過去10年間の施工実績を評価 | 施工実績あり | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 施工実績なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑦地域精通度（緊急時の施工体制）<br>施工都県内（または、半径○km圏内の市区町村等）における本店（本社）の所在の有無を評価 | 対象地域に本店（本社）あり | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 対象地域に本店（本社）なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑧地域貢献度（災害協定）<br>施工都県内に本店（本社）、支店、営業所を有する企業の、審査基準日における行政機関等との災害協定の有無を評価 | 発注事務所と締結した災害協定あり | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 「関東地方整備局（本局）」と締結した災害協定（都県建設業協会等）あり | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | 施工都県内における国、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定あり | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | 災害協定なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）<br>過去3年間の、行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価<br>関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」についても、同等評価とする<br>支援等：「資機材の移送支援、または提供（貸与含む）」または「緊急パトロール」 | a)施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局（発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局本局または関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | b)施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局（発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、または提供（貸与含む）」または「緊急パトロール」（以下「支援等」という。）の実績あり。<br>施工都県内において実施された「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局または関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | c)施工都県内において実施された国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または「支援等」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」または「支援等」の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く。）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | d)施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局の各事務所」と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」または「支援等」の実績あり。<br>施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」または「支援等」の実績により関東地方整備局本局または関東地方整備局各事務所から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | | | e)実績なし | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する | ○ | 1 | 合計6点となるように選択 | 1 | 合計6点となるように選択 | ○ | 1 | 合計5or7点となるように選択 | 1 | 合計5or7点となるように選択 |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 2）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 取得なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 3）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり | ◎ | 1 | | 1 | | ◎ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 4）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |

◎：必須　○：選択

## 【施工能力評価型】営繕に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 標準タイプ 必須／選択 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅰ型 | | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅱ型 | | 地域密着工事型 必須／選択 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅰ型 | | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅱ型 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 5）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | 合計6点となるように選択 | 2 | 合計6点となるように選択 | ○ | 2 | 合計5or7点となるように選択 | 2 | 合計5or7点となるように選択 |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 6）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 7）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 8）若手技術者（35歳以下）または女性技術者の活用及び資格　※重点施策項目<br>「主任(監理)技術者以外に若手技術者または女性技術者を現場代理人または担当技術者として配置する場合」、「配置する主任(監理)技術者以外の若手技術者または女性技術者の資格の有無」について評価 | 活用する（資格または継続教育の取組あり） | ◎ | 2 | | 2 | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 活用する（資格なし、継続教育の取組なし） | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 9）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>当該年度において関東地方整備局における本発注工事の工事種別の新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 10）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| 3（配置予定技術者の技術力） | 配置予定技術者の能力 | ⑪同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ |
| | | | 高い同種性が認められる | | 3 | | 3 | | | 3 | | 3 | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | | ⑫同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ |
| | | | 79点 | | 5 | 2★ | 5 | 2★ | | 5 | 2★ | 5 | 2★ |
| | | | 78点 | | 4 | 2★ | 4 | 2★ | | 4 | 2★ | 4 | 2★ |
| | | | 77点 | | 3 | 2★ | 3 | 2★ | | 3 | 2★ | 3 | 2★ |
| | | | 76点 | | 2 | 2★ | 2 | 2★ | | 2 | 2★ | 2 | 2★ |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | 1★ | 1 | 1★ | | 1 | 1★ | 1 | 1★ |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | | ⑬優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 4 | 2★ | 4 | 2★ | ◎ | 4 | 2★ | 4 | 2★ |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 2 | 1★ | 2 | 1★ | | 2 | 1★ | 2 | 1★ |
| | | | 表彰なし | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | 自由設定項目 | ⑭自由設定項目<br>1）資格<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | 資格あり | ○ | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | ○ | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 |
| | | | 資格なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 証明なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の4年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去4年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去4年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 6）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 主任（監理）技術者が40歳以下である場合 | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 主任（監理）技術者が40歳以下でない場合 | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 7）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| 賃上げの実施に関する評価（4） | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | ◎ | 3 | 2★ | 3 | 2★ | ◎ | 3 | 2★ | 3 | 2★ |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | | -4 | -3★ | -4 | -3★ | | -4 | -3★ | -4 | -3★ |
| ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価（5） | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | ◎ | 1<br>※ | 1★<br>※ | 0.5 | 0.5★ | ◎ | 0.5 | 0.5★ | 0.5 | 0.5★ |

※　B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須　○：選択　★評価基準を2段階とした場合

## 【施工能力評価型】一般土木、アスファルト舗装、営繕以外における評価点配分表

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 標準タイプ | | | | | | 地域密着工事型 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 施工能力評価型Ⅰ型 | | | 施工能力評価型Ⅱ型 | | | 施工能力評価型Ⅰ型 | | | 施工能力評価型Ⅱ型 | | |
| | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 |
| （1）施工計画 | 簡易な施工計画 | 関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である | 可 | | ◎ | | | | 可 | | ◎ | | | |
| | | 関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である | 不可（欠格） | | | | | | 不可（欠格） | | | | | |
| | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | － | | ○ | | | | － | | ○ | | | |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(14点)<br>+<br>選択項目(6点)<br>＝20点 | 5 | ◎ | 必須項目(14点)<br>+<br>選択項目(6点)<br>＝20点 | 5 | ◎ | 必須項目(13点)<br>+<br>選択項目(7点)<br>＝20点 | 2 | ○ | 必須項目(13点)<br>+<br>選択項目(7点)<br>＝20点 | 2 | ○ |
| | | ②工事成績<br>・関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価<br>・【維持修繕工,橋梁補修工に適用】対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評点（同一機関：2件）の平均点<br>・国成績を有している企業は、国の成績で評価 | | 6 | ◎ | | 6 | ◎ | | 3 | ◎ | | 3 | ◎ |
| | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>・関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価<br>・【維持修繕工,橋梁補修工に適用】都県・政令市発注工事における全ての工事種別を対象に審査基準日の月以前の１年間に受彰した「知事表彰等」<br>○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（関東地整発注） | | 3 | ◎ | | 3 | ◎ | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ | | 0 | ◎ |
| | 地域精通度、地域貢献度 | ⑥地域精通度（近隣地域での施工実績）<br>本発注工事の工事種別での、過去10年間の施工実績を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑦地域精通度（緊急時の施工体制）<br>施工都県内（または、半径○km圏内の市区町村等）における本店（本社）の所在の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑧地域貢献度（災害協定）<br>施工都県内に本店（本社）、支店、営業所を有する企業の、審査基準日における行政機関等との災害協定の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）<br>過去3年間の、行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価 | | | | | | | | 2 | ◎ | | 2 | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑩1)～12)自由設定項目 | | 6 | ○ | | 6 | ○ | | 5or7 | ○ | | 5or7 | ○ |
| | 小計 | | 20 | - | | 20 | - | | 20 | - | | 20 | - | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑪同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(16《8》点)<br>+<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>+<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>+<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ | 必須項目(16《8》点)<br>+<br>選択項目(4《2》点)<br>＝20《10》点 | 6《3》 | ◎ |
| | | ⑫同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>・【維持修繕工,橋梁補修工に適用】対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ | | 6《3》 | ◎ |
| | | ⑬優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・【維持修繕工,橋梁補修工に適用】都県・政令市発注工事における審査基準日の月以前の４年間に受彰した「知事表彰等」<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ | | 4《2》 | ◎ |
| | 自由設定項目 | ⑭1)～7)自由設定項目 | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ | | 4《2》 | ○ |
| | 小計 | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | | 20《10》 | － | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | 3《2》 | | | | | | | | | | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | -4《-3》 | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | | 3《2》 | － | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 0.5《0.5》 | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 0.5《0.5》 | － | | 0.5《0.5》 | － | | 0.5《0.5》 | － | | 0.5《0.5》 | － | |
| 合計 | | | 43.5《32.5》 | | | 43.5《32.5》 | | | 43.5《32.5》 | | | 43.5《32.5》 | | |

◎：必須　○：選択　《　》：２段階評価とした場合

## 【施工能力評価型】一般土木、アスファルト舗装、営繕以外に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 標準タイプ 必須／選択 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅰ型 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅱ型 | 地域密着工事型 必須／選択 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅰ型 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅱ型 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）施工計画 | 簡易な施工計画 | 施工上配慮すべき事項 | 関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である | ◎ | 可 | | ◎ | 可 | |
| | | | 関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である | | 不可（欠格） | | | 不可（欠格） | |
| | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | － | | ○ | － | |
| （２）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | ◎ | 5　5★ | 5　5★ | ○ | 2　2★ | 2　2★ |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | 2 | | 1 | 1 |
| | | | 同種性が認められる | | 0　0★ | 0　0★ | | 0　0★ | 0　0★ |
| | | ②工事成績<br>・関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価<br>・【維持修繕工,橋梁補修工に適用】対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評点（同一機関：2件）の平均点<br>・国成績を有している企業は、国の成績で評価 | 80点以上 | ◎ | 6 | 6 | ◎ | 3 | 3 |
| | | | 79点 | | 5 | 5 | | 2 | 2 |
| | | | 78点 | | 4 | 4 | | 2 | 2 |
| | | | 77点 | | 3 | 3 | | 2 | 2 |
| | | | 76点 | | 2 | 2 | | 2 | 2 |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | 1 | | 1 | 1 |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり | ◎ | -5 | -5 | ◎ | -5 | -5 |
| | | | 65点未満なし | | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>・関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価<br>・【維持修繕工,橋梁補修工に適用】都県・政令市発注工事における全ての工事種別を対象に審査基準日の月以前の１年間に受彰した「知事表彰等」 | 局長表彰あり | ◎ | 3　最大3点 | 3　最大3点 | ◎ | 2　最大2点 | 2　最大2点 |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | 1 | | 1 | 1 |
| | | | 表彰なし | | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（関東地整発注） | 表彰あり | | 1 | 1 | | 1 | 1 |
| | | | 表彰なし | | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意 | ◎ | -2　最大-12点 | -2　最大-12点 | ◎ | -2　最大-12点 | -2　最大-12点 |
| | | | 文書注意 | | -4 | -4 | | -4 | -4 |
| | | | かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間 | | -4 | -4 | | -4 | -4 |
| | | | 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | | -4 | -4 | | -4 | -4 |
| | 地域精通度、地域貢献度 | ⑥地域精通度（近隣地域での施工実績）<br>本発注工事の工事種別での、過去10年間の施工実績を評価 | 施工実績あり | | | | ◎ | 2 | 2 |
| | | | 施工実績なし | | | | | 0 | 0 |
| | | ⑦地域精通度（緊急時の施工体制）<br>施工都県内（または、半径○km圏内の市区町村等）における本店（本社）の所在の有無を評価 | 対象地域に本店（本社）あり | | | | ◎ | 2 | 2 |
| | | | 対象地域に本店（本社）なし | | | | | 0 | 0 |
| | | ⑧地域貢献度（災害協定）<br>施工都県内に本店（本社）、支店、営業所を有する企業の、審査基準日における行政機関等との災害協定の有無を評価 | 発注事務所と締結した災害協定あり | | | | ◎ | 2 | 2 |
| | | | 「関東地方整備局（本局）」と締結した災害協定（都県建設業協会等）あり | | | | | 1 | 1 |
| | | | 施工都県内における国、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定あり | | | | | 1 | 1 |
| | | | 災害協定なし | | | | | 0 | 0 |
| | | ⑨地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）<br>過去3年間の、行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無を評価<br>関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」についても、同等評価とする<br>支援等：「資機材の移送支援、または提供（貸与含む）」または「緊急パトロール」 | a)施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局（発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局本局または関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | ◎ | 2 | 2 |
| | | | b)施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局（発注事務所）」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、または提供（貸与含む）」または「緊急パトロール」（以下「支援等」という。）の実績あり。<br>施工都県内において実施された「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局または関東地方整備局（発注事務所）」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | 1 | 1 |
| | | | c)施工都県内において実施された国の機関（「関東地方整備局（本局及び発注事務所）」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または「支援等」の実績あり。<br>施工都県内において実施された「緊急復旧工事」または「支援等」の実績により、関東地方整備局（各事務所）（「発注事務所」を除く。）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | 1 | 1 |
| | | | d)施工都県内に本店（本社）が所在し、「関東地方整備局本局」または「関東地方整備局の各事務所」と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」または「支援等」の実績あり。<br>施工都県内に本店（本社）が所在し、「緊急復旧工事」または「支援等」の実績により関東地方整備局本局または関東地方整備局各事務所から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする。 | | | | | 1 | 1 |
| | | | e)実績なし | | | | | 0 | 0 |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定<br>当該年度に受けた工事成績優秀企業認定の有無を評価（関東地整発注）<br>対象工事種別は、一般土木、As舗装、鋼橋上部、セメント･Co舗装、PC、法面処理、維持修繕、橋梁補修、河川しゅんせつ、グラウト、杭打 | 認定あり | ○ | 1　合計6点となるように選択 | 1　合計6点となるように選択 | ○ | 1　合計5or7点となるように選択 | 1　合計5or7点となるように選択 |
| | | | 認定なし | | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | | 2）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する | ○ | 1 | 1 | ○ | 1 | 1 |
| | | | 活用しない | | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | | 3）ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕工)」）<br>ICT施工技術の活用の有無を評価<br>※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目 | 活用する | ○ | 1 | 1 | ○ | 1 | 1 |
| | | | 活用しない | | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | | 4）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり | ○ | 1 | 1 | ○ | 1 | 1 |
| | | | 取得なし | | 0 | 0 | | 0 | 0 |

◎：必須　○：選択

## 【施工能力評価型】一般土木、アスファルト舗装、営繕以外に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）

施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 標準タイプ 必須／選択 | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅰ型 | | 標準タイプ 施工能力評価型Ⅱ型 | | 地域密着工事型 必須／選択 | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅰ型 | | 地域密着工事型 施工能力評価型Ⅱ型 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）企業の技術力 | 自由設定項目 | 5）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり | ◎ | 1 | 合計6点となるように選択 | 1 | 合計6点となるように選択 | ◎ | 1 | 合計5or7点となるように選択 | 1 | 合計5or7点となるように選択 |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 7）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | | 2 | | ○ | 2 | | 2 | |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 10）若手技術者（35歳以下）または女性技術者の活用及び資格　※重点施策項目<br>「主任(監理)技術者以外に若手技術者または女性技術者を現場代理人または担当技術者として配置する場合」、「配置する主任(監理)技術者以外の若手技術者または女性技術者の資格の有無」について評価 | 活用する（資格または継続教育の取組あり） | ◎ | 2 | | 2 | | ◎ | 2 | | 2 | |
| | | | 活用する（資格なし、継続教育の取組なし） | | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 11）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>関東地方整備局における本発注工事の工事種別における新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 12）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| （３）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑪同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ |
| | | | 高い同種性が認められる | | 3 | | 3 | | | 3 | | 3 | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | | ⑫同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>・【維持修繕工、橋梁補修工に適用】対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ | ◎ | 6 | 3★ | 6 | 3★ |
| | | | 79点 | | 5 | 2★ | 5 | 2★ | | 5 | 2★ | 5 | 2★ |
| | | | 78点 | | 4 | 2★ | 4 | 2★ | | 4 | 2★ | 4 | 2★ |
| | | | 77点 | | 3 | 2★ | 3 | 2★ | | 3 | 2★ | 3 | 2★ |
| | | | 76点 | | 2 | 2★ | 2 | 2★ | | 2 | 2★ | 2 | 2★ |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | 1★ | 1 | 1★ | | 1 | 1★ | 1 | 1★ |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | | ⑬優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・【維持修繕工、橋梁補修工に適用】都県・政令市発注工事における審査基準日の月以前の4年間に受彰した「知事表彰等」<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 4 | 2★ | 4 | 2★ | ◎ | 4 | 2★ | 4 | 2★ |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 2 | 1★ | 2 | 1★ | | 2 | 1★ | 2 | 1★ |
| | | | 表彰なし | | 0 | 0★ | 0 | 0★ | | 0 | 0★ | 0 | 0★ |
| | 自由設定項目 | ⑭自由設定項目<br>1）資格<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | 資格あり | ○ | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | ○ | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 | 1 | 合計4点(2点★)となるように選択 |
| | | | 資格なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 証明なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の4年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去4年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去4年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 6）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 配置しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| | | 7）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | |
| 賃上げの実施に関する評価（４） | | 賃上げの実施を表明した企業等 | | ◎ | 3 | 2★ | 3 | 2★ | ◎ | 3 | 2★ | 3 | 2★ |
| | | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -4 | -3★ | -4 | -3★ | | -4 | -3★ | -4 | -3★ |
| ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価（５） | | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | ◎ | 0.5 | 0.5★ | 0.5 | 0.5★ | ◎ | 0.5 | 0.5★ | 0.5 | 0.5★ |

◎：必須　○：選択　★評価基準を2段階とした場合

## 【技術提案評価型】一般土木における評価点配分表

技術提案評価型S型

| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 技術提案評価型S型（WTO以外） | | | 技術提案評価型S型（WTO） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | |
| （1）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | 30 | 30(15) | 【配点】<br>原則1項目<br>(工事内容により<br>2項目設定)<br>(　)は2項目設定した場合 | | | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 上記以外の項目 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | － | | ○ | | | | |
| | 技術提案等のVE | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | | | | 30 | 30(15) | 【配点】<br>原則１項目<br>(工事内容により省略<br>または2項目を設定)<br><br>(　)は2項目設定した場合 | ○ |
| | | | その他 | | | | | | | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | | | | | | | |
| | | | 交通の確保 | | | | | | | |
| | | | 特別な安全対策 | | | | | | | |
| | | | 省資源・リサイクル | | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | | | | 30 | 30 | 1項目必須<br>上記にて省略した場合は2項目とする | ◎ |
| | ヒアリング<br>※必要に応じて実施 | | 技術者の専門技術力 | | | | － | | ○ | |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | | |
| | 小計 | | | 30 | | | 60(60) | | | |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(10点)<br>+<br>選択項目(5点)<br>＝15点 | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ②工事成績<br>関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価<br>（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | | | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | | 2 | ◎ | | | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（関東地整発注） | | | | | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、<br>及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑥1)～11)自由設定項目 | | 5 | ○ | | | | |
| | 小計 | | | 15 | - | | | | | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定<br>技術者の能力 | | ⑦同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が<br>競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(11点)<br>+<br>選択項目(4点)<br>＝15点 | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ⑧同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の<br>工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ⑨優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」<br>または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 3 | ◎ | | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑩1)～7)自由設定項目 | | 4 | ○ | | | | |
| | 小計 | | | 15 | - | | | | | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | 4(4) | | | | | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -5(-5) | | | | | | |
| | 小計 | | | 4(4) | | | | | | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | 1(1) ※ | | | | | | |
| | 小計 | | | 1(1) | | | | | | |
| 合計（評価値算定に用いる評価点） | | | | 65 | | | 65(65) | | | |

※　B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】一般土木に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）



| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) | | 技術提案評価型 S型(WTO) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | ・Ⅴ：30点（15）　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点（ 8）　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点（ 4）　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点（ 0）　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ◎<br>原則1項目<br>（工事内容により2項目を設定） | 30（15） | 【配点】<br>原則1項目<br>(工事内容により2項目を設定)<br>( )は2項目設定した場合 | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | | 23（12） | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | | 15（8） | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | | | 8（4） | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | | | 0（0） | | | |
| | | | 上記以外の項目 | | | 欠格 | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | － | | | |
| | VE提案等の技術提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | ・Ⅴ：30点（15）　内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の提案である<br>・Ⅲ：15点（ 8）　内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅱ： 8点（ 4）　Ⅲ・Ⅰの中間の提案である<br>・Ⅰ： 3点（ 2）　標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である<br>・不採用　標準案と同程度であるもの及び実施を認めないもの<br>なお、不採用の場合は、標準案での参加とする<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ○<br>原則1項目<br>（工事内容により省略または2項目を設定） | | | 30（15） | 原則1項目<br>(工事内容により省略または2項目を設定)<br>( )は2項目設定した場合 |
| | | | その他 | | | | | 23（12） | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | 15（8） | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | | | | | 8（4） | |
| | | | 交通の確保 | | | | | 3（2） | |
| | | | 特別な安全対策 | | | | | 不採用 | |
| | | | 省資源・リサイクル | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | ・Ⅴ：30点　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの | ◎<br>1項目<br>必須<br>（工事内容により2項目を設定） | | | 30 | 1項目必須<br>上記にて省略した場合は2項目とする |
| | | | | | | | | 23 | |
| | | | | | | | | 15 | |
| | | | | | | | | 8 | |
| | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | 欠格 | |
| | ヒアリング | | 技術者の専門技術力 | ※必要に応じて実施するものとする<br>実施にあたっては、左の評価項目を参考にして、個別に評価するのではなく、総合的に評価をつける。総合的に評価して、不適格であると判断される場合は、欠格にすることができる。 | ○ | | | － | |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | |
| （２）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | | |
| | | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | | |
| | | | | 同種性が認められる | | 0 | | | |
| | | | ②工事成績<br>関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | 80点以上 | ◎ | 4 | | | |
| | | | | 79点 | | 3 | | | |
| | | | | 78点 | | 3 | | | |
| | | | | 77点 | | 2 | | | |
| | | | | 76点 | | 2 | | | |
| | | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | | |
| | | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり | ◎ | -5 | | | |
| | | | | 65点未満なし | | 0 | | | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | 局長表彰あり | ◎ | 2 | 最大2点 | | |
| | | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | | |
| | | | | 表彰なし | | 0 | | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（関東地整発注） | 表彰あり | | 1 | | | |
| | | | | 表彰なし | | 0 | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意 | ◎ | -2 | 最大-12点 | | |
| | | | | 文書注意 | | -4 | | | |
| | | | | かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間 | | -4 | | | |
| | | | | 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | | -4 | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑥自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定<br>当該年度に受けた工事成績優秀企業認定の有無を評価（関東地整発注）<br>対象工事種別は、一般土木、As舗装、鋼橋上部、セメント・Co舗装、PC、法面処理、維持修繕、橋梁補修、河川しゅんせつ、グラウト、杭打 | 認定あり | ○ | 1 | 合計5点となるように選択 | | |
| | | | | 認定なし | | 0 | | | |
| | | | 2）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する | ○ | 1 | | | |
| | | | | 活用しない | | 0 | | | |
| | | | 3）ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕工)」）<br>ICT施工技術の活用の有無を評価<br>※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目 | 活用する | ○ | 1 | | | |
| | | | | 活用しない | | 0 | | | |
| | | | 4）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり | ○ | 1 | | | |
| | | | | 取得なし | | 0 | | | |
| | | | 5）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり | ◎ | 1 | | | |
| | | | | 実績なし | | 0 | | | |

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】一般土木に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) | | 技術提案評価型 S型(WTO) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | 合計5点となるように選択 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 7）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | | |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | |
| | | | 活用しない | | 0 | | |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | |
| | | | 認定なし | | 0 | | |
| | | 10）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>関東地方整備局における本発注工事の工事種別における新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | |
| | | 11）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑦同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | | |
| | | ⑧同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 4 | | |
| | | | 79点 | | 3 | | |
| | | | 78点 | | 3 | | |
| | | | 77点 | | 2 | | |
| | | | 76点 | | 2 | | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | |
| | | ⑨優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | | |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）資格<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | 資格あり | ○ | 1 | 合計4点となるように選択 | |
| | | | 資格なし | | 0 | | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | |
| | | | 証明なし | | 0 | | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の4年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | |
| | | | 実績なし | | 0 | | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去4年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価<br>（関東地整発注）<br>または過去4年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 6）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | |
| | | | 配置しない | | 0 | | |
| | | 7）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | ◎ | 4(4) | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | | -5(-5) | | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | ◎ | 1(1)　※ | | |

※　B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】一般土木における評価点配分表【段階的選抜方式】



| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 技術提案評価型S型（WTO以外） | | | | | | 技術提案評価型S型（WTO） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 一次審査 | | | 二次審査 | | | 一次審査 | | | 二次審査 | | |
| | | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 |
| （1）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | | | | 30 | 30(15) | 【配点】原則1項目(工事内容により2項目設定)( )は2項目設定した場合 | | | | | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 上記以外の項目 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 | | | | – | | ○ | | | | | | |
| | VE提案等の技術提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | | | | | | | | | | 30 | 30(15) | 【配点】原則１項目(工事内容により省略または2項目を設定)( )は2項目設定した場合 ○ |
| | | | その他 | | | | | | | | | | | | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 交通の確保 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 特別な安全対策 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 省資源・リサイクル | | | | | | | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | | | | | | | | | | 30 | 30 | 1項目必須 上記にて省略した場合は2項目とする ◎ |
| | ヒアリング ※必要に応じて実施 | | 技術者の専門技術力 | | | | | | | | | | – | | ○ |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 30 | | | | | | 60(60) | | |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(10点)＋選択項目(5点)＝15点 | 4 | ◎ | | | | 必須項目(10点)＋選択項目(5点)＝15点 | 4 | ◎ | | | |
| | | | ②工事成績 地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農業水産関係を除く）発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | | 4 | ◎ | | | | | 4 | ◎ | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素） 審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | | | | 0 | ◎ | | | |
| | | | ④優良工事等表彰 ○優良工事表彰または国土技術開発賞 地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰または過去3年間に受賞した国土技術開発賞の有無を評価 | | 2 | ◎ | | | | | 2 | ◎ | | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注） | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為 全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | | | | 0 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑥1)～12)自由設定項目 | | 5 | ○ | | | | | 5 | ○ | | | |
| | 小計 | | | 15 | - | | | | | 15 | - | | | | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | | ⑦同種工事の工事経験 ・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(11点)＋選択項目(4点)＝15点 | 4 | ◎ | | | | 必須項目(11点)＋選択項目(4点)＝15点 | 4 | ◎ | | | |
| | | | ⑧同種工事の工事成績 （資格要件で求めた実績） ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4 | ◎ | | | | | 4 | ◎ | | | |
| | | | ⑨優秀工事技術者表彰 ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における過去5年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去5年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 3 | ◎ | | | | | 3 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑩1)～8)自由設定項目 | | 4 | ○ | | | | | 4 | ○ | | | |
| | 小計 | | | 15 | - | | | | | 15 | - | | | | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | 4 | | | | | | | | | 4(4) | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -5 | | | | | | | | | -5(-5) | | |
| | 小計 | | | 4 | | | | | | | | | 4(4) | | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | 1 ※ | | | | | | | | | 1(1) ※ | | |
| | 小計 | | | 1 | | | | | | | | | 1(1) | | |
| 合計（評価値算定に用いる評価点） | | | | 65 | | | | | | | | | 65(65) | | |

※ B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須 ○：選択

## 【技術提案評価型】一般土木に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）【段階的選抜方式】

技術提案評価型S型（段階的選抜方式）

| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 二次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 二次審査 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見<br>材料の品質管理に係わる技術的所見<br>施工上の課題に対する技術的所見<br>施工上配慮すべき事項<br>安全管理に留意すべき事項<br>上記以外の項目 | ・Ⅴ：30点（15）非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点（12）Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点（ 8）標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点（ 4）Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点（ 0）標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ◎<br>原則1項目<br>（工事内容により2項目を設定） | | 30（15）<br>23（12）<br>15（8）<br>8（4）<br>0（0）<br>欠格<br>【配点】原則1項目(工事内容により2項目を設定)（ )は2項目設定した場合 | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | | － | | |
| | VE技術提案等の | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト<br>その他 | ・Ⅴ：30点（15）内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅳ：23点（12）Ⅴ・Ⅲの中間の提案である<br>・Ⅲ：15点（ 8）内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅱ： 8点（ 4）Ⅲ・Ⅰの中間の提案である<br>・Ⅰ： 3点（ 2）標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である<br>・不採用　標準案と同程度であるもの及び実施を認めないもの<br>なお、不採用の場合は、標準案での参加とする<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ○<br>原則1項目<br>（工事内容により省略または2項目を設定） | | | 30（15）<br>23（12）<br>15（8）<br>8（4）<br>3（2）<br>不採用<br>原則1項目(工事内容により省略または2項目を設定)（ )は2項目設定した場合 | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持<br>交通の確保<br>特別な安全対策<br>省資源・リサイクル | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | ・Ⅴ：30点　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの | ◎<br>1項目必須<br>（工事内容により2項目を設定） | | | 30<br>23<br>15<br>8<br>0<br>欠格<br>1項目必須 上記にて省略した場合は2項目とする | |
| | ヒアリング | | 技術者の専門技術力<br>当該工事の理解度・取り組み姿勢<br>技術者のコミュニケーション力 | ※必要に応じて実施するものとする<br>実施にあたっては、左の評価項目を参考にして、個別に評価するのではなく、総合的に評価をつける。総合的に評価して、不適格であると判断される場合は、欠格にすることができる。 | ○ | | | | － |
| （２）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる<br>高い同種性が認められる<br>同種性が認められる | ◎ | 4<br>2<br>0 | | 4<br>2<br>0 | |
| | | | ②工事成績<br>地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農業水産関係を除く）発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | 80点以上<br>79点<br>78点<br>77点<br>76点<br>70点以上76点未満<br>70点未満（実績なし） | ◎ | 4<br>3<br>3<br>2<br>2<br>1<br>0 | | 4<br>3<br>3<br>2<br>2<br>1<br>0 | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり<br>65点未満なし | ◎ | -5<br>0 | | -5<br>0 | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰または国土技術開発賞<br>地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰または過去3年間に受賞した国土技術開発賞の有無を評価 | 優良工事表彰（局長表彰）または国土技術開発賞（最優秀賞）あり<br>優良工事表彰（部長、事務所長表彰）または国土技術開発賞（優秀賞、特別賞）あり<br>表彰なし | ◎ | 2<br>1<br>0<br>最大2点 | | 2<br>1<br>0<br>最大2点 | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注） | 表彰あり<br>表彰なし | | 1<br>0 | | 1<br>0 | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意<br>文書注意<br>かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間<br>契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | ◎ | -2<br>-4<br>-4<br>-4<br>最大-12点 | | -2<br>-4<br>-4<br>-4<br>最大-12点 | |
| | 自由設定項目 | | ⑥自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定<br>当該年度に受けた工事成績優秀企業認定の有無を評価<br>（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注）<br>対象工事種別は、一般土木、As舗装、鋼橋上部、セメント・Co舗装、PC、 法面処理、維持修繕、橋梁補修、河川しゅんせつ、グラウト、杭打 | 認定あり<br>認定なし | ○ | 1<br>0<br>合計5点となるように選択 | | 1<br>0<br>合計5点となるように選択 | |
| | | | 2）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する<br>活用しない | ○ | 1<br>0 | | 1<br>0 | |
| | | | 3）ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕工)」）<br>ICT施工技術の活用の有無を評価<br>※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目 | 活用する<br>活用しない | ○ | 1<br>0 | | 1<br>0 | |
| | | | 4）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり<br>取得なし | ○ | 1<br>0 | | 1<br>0 | |
| | | | 5）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり<br>実績なし | ◎ | 1<br>0 | | 1<br>0 | |

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】一般土木に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）【段階的選抜方式】

技術提案評価型S型（段階的選抜方式）

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 二次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 二次審査 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）企業の技術力 | 自由設定項目 | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 7）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | | 2 | |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | |
| | | 10）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>当該年度において関東地方整備局における本発注工事の工事種別の新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | 0 | |
| | | 11）「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事<br>・審査基準日までに、「労務費見積尊重宣言」を決定・公表を確認<br>・労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を期した誓約書を確認 | 両方の内容を満足する | ◎ | | | 1 | |
| | | | 両方の内容を満足しない | | | | 0 | |
| | | 12）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | |
| （３）配置予定技術者の技術力 | 配置予定<br>技術者の能力 | ⑦同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | 4 | |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | 2 | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | | 0 | |
| | | ⑧同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 4 | | 4 | |
| | | | 79点 | | 3 | | 3 | |
| | | | 78点 | | 3 | | 3 | |
| | | | 77点 | | 2 | | 2 | |
| | | | 76点 | | 2 | | 2 | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | 1 | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | 0 | |
| | | ⑨優秀工事技術者表彰<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における過去5年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去5年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | | 3 | |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）資格<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | 資格あり | ○ | 1 | 合計4点となるように選択 | 1 | 合計4点となるように選択 |
| | | | 資格なし | | 0 | | 0 | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | 0 | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 証明なし | | 0 | | 0 | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の5年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去5年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去5年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 6）高度マネジメントの経験<br>高度なマネジメントの経験（事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務）の有無を評価 | 経験あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 経験なし | | 0 | | 0 | |
| | | 7）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 配置しない | | 0 | | 0 | |
| | | 8）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | |
| 賃上げの実施に関する評価（４） | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | | 4 | | | 4(4) |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | | -5 | | | -5(-5) |
| ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価（５） | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | ◎ | 1(1) ※ | | | 1(1) ※ |

※　B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】アスファルト舗装における評価点配分表



| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 技術提案評価型S型（WTO以外） | | | 技術提案評価型S型（WTO） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | |
| （1）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | 30 | 30(15) | 【配点】原則1項目(工事内容により2項目設定)( )は2項目設定した場合 | | | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 上記以外の項目 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 | － | | ○ | | | | |
| | VE提案等の技術提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | | | | 30 | 30(15) | 【配点】原則１項目(工事内容により省略または2項目を設定)( )は2項目設定した場合 | ○ |
| | | | その他 | | | | | | | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | | | | | | | |
| | | | 交通の確保 | | | | | | | |
| | | | 特別な安全対策 | | | | | | | |
| | | | 省資源・リサイクル | | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | | | | 30 | 30 | 1項目必須上記にて省略した場合は2項目とする | ◎ |
| | ヒアリング ※必要に応じて実施 | | 技術者の専門技術力 | | | | － | | ○ | |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | | |
| | 小計 | | | 30 | | | 60(60) | | | |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(10点)＋選択項目(5点)＝15点 | 3 | ◎ | | | | |
| | | | ②工事成績<br>関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価<br>（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | | | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | | 2 | ◎ | | | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（関東地整発注） | | | | | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | | | |
| | | | ⑥地理的条件及び技術的適正（施工体制の評価）<br>アスファルト舗装工事において、1人以上の自社雇用技術者の配置状況、自社保有機械の配置状況、作業拠点の有無を評価 | | 1 | ◎【○】 | | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑦1)～11)自由設定項目 | | 5【5or6】 | ○ | | | | |
| | 小計 | | | 15 | - | | | | | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | | ⑧同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(11点)＋選択項目(4点)＝15点 | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ⑨同種工事の工事成績 （資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ⑩優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 3 | ◎ | | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑪1)～7)自由設定項目 | | 4 | ○ | | | | |
| | 小計 | | | 15 | - | | | | | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | 4(4) | | | | | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -5(-5) | | | | | | |
| | 小計 | | | 4(4) | | | | | | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | 0.5(0.5) | | | | | | |
| | 小計 | | | 0.5(0.5) | | | | | | |
| 合計 | | | | 64.5 | | | 64.5(64.5) | | | |

◎：必須 ○：選択 【 】：電線共同溝工事に適用

## 【技術提案評価型】アスファルト舗装に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）



| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須<br>／選択 | 技術提案評価型<br>S型(WTO以外) | | 技術提案評価型<br>S型(WTO) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見<br>材料の品質管理に係わる技術的所見<br>施工上の課題に対する技術的所見<br>施工上配慮すべき事項<br>安全管理に留意すべき事項<br>上記以外の項目 | ・Ⅴ：30点（15）　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点（ 8）　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点（ 4）　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点（ 0）　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ◎<br>原則1項目<br>(工事内容により<br>2項目を設定) | 30（15）<br>23（12）<br>15（8）<br>8（4）<br>0（0）<br>欠格 | 【配点】<br>原則1項目<br>(工事内容により2項目を設定)<br>(　)は2項目設定した場合 | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | – | | | |
| | VE提案等の技術提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト<br>その他 | ・Ⅴ：30点（15）　内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の提案である<br>・Ⅲ：15点（ 8）　内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅱ： 8点（ 4）　Ⅲ・Ⅰの中間の提案である<br>・Ⅰ： 3点（ 2）　標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である<br>・不採用　標準案と同程度であるもの及び実施を認めないもの<br>なお、不採用の場合は、標準案での参加とする<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ○<br>原則1項目<br>(工事内容により省略または2項目を設定) | | | 30（15）<br>23（12）<br>15（8）<br>8（4）<br>3（2）<br>不採用 | 原則1項目<br>(工事内容により省略または2項目を設定)<br>(　)は2項目設定した場合 |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持<br>交通の確保<br>特別な安全対策<br>省資源・リサイクル | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | ・Ⅴ：30点　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの | ◎<br>1項目<br>必須<br>(工事内容により<br>2項目を設定) | | | 30<br>23<br>15<br>8<br>0<br>欠格 | 1項目必須<br>上記にて省略した場合は2項目とする |
| | ヒアリング | | 技術者の専門技術力<br>当該工事の理解度・取り組み姿勢<br>技術者のコミュニケーション力 | ※必要に応じて実施するものとする<br>実施にあたっては、左の評価項目を参考にして、個別に評価するのではなく、総合的に評価をつける。総合的に評価して、不適格であると判断される場合は、欠格にすることができる。 | ○ | | | – | |
| （２）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる<br>高い同種性が認められる<br>同種性が認められる | ◎ | 3<br>1<br>0 | | | |
| | | | ②工事成績<br>関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | 80点以上<br>79点<br>78点<br>77点<br>76点<br>70点以上76点未満<br>70点未満（実績なし） | ◎ | 4<br>3<br>3<br>2<br>2<br>1<br>0 | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が<br>65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり<br>65点未満なし | ◎ | -5<br>0 | | | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | 局長表彰あり<br>部長、事務所長表彰あり<br>表彰なし | ◎ | 2<br>1<br>0 | 最大2点 | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（関東地整発注） | 表彰あり<br>表彰なし | ◎ | 1<br>0 | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意<br>文書注意<br>かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間<br>契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | ◎ | -2<br>-4<br>-4<br>-4 | 最大-12点 | | |
| | | | ⑥地理的条件及び技術的適正（施工体制の評価）<br>アスファルト舗装工事において、1人以上の自社雇用技術者の配置状況、<br>自社保有機械の配置状況、作業拠点の有無を評価 | 当該工事に自社雇用の舗装に係わる技能者を1人以上従事<br>自社保有のアスファルトフィニッシャーを配置<br>作業拠点が工事場所から30km以内の市区町村または施工都県内にある場合<br>その他 | ◎<br>【○】 | 1<br>0 | 2つ以上該当する場合1点(1つ以下は0点) | | |
| | 自由設定項目 | | ⑦自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定<br>当該年度に受けた工事成績優秀企業認定の有無を評価（関東地整発注）<br>対象工事種別は、一般土木、As舗装、鋼橋上部、セメント・Co舗装、PC、法面処理、<br>維持修繕、橋梁補修、河川しゅんせつ、グラウト、杭打 | 認定あり<br>認定なし | ○ | 1<br>0 | 合計5点となるように選択<br>【合計5or6点になるように選択】 | | |
| | | | 2）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への<br>活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する<br>活用しない | ○ | 1<br>0 | | | |
| | | | 3）ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕)」）<br>ICT施工技術の活用の有無を評価<br>※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目 | 活用する<br>活用しない | ○ | 1<br>0 | | | |

◎：必須　○：選択　【 】：電線共同溝工事に適用

## 【技術提案評価型】アスファルト舗装に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）

技術提案評価型S型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) | | 技術提案評価型 S型(WTO) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）企業の技術力 | 自由設定項目 | 4）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり | ○ | 1 | 合計5点となるように選択<br>【合計5or6点になるように選択】 | |
| | | | 取得なし | | 0 | | |
| | | 5）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり | ◎ | 1 | | |
| | | | 実績なし | | 0 | | |
| | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 7）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | | |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | |
| | | | 活用しない | | 0 | | |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | |
| | | | 認定なし | | 0 | | |
| | | 10）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>当該年度において関東地方整備局における本発注工事の工事種別の新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | |
| | | 11）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | |
| （３）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑧同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | | |
| | | ⑨同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 4 | | |
| | | | 79点 | | 3 | | |
| | | | 78点 | | 3 | | |
| | | | 77点 | | 2 | | |
| | | | 76点 | | 2 | | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | |
| | | ⑩優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | | |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | 自由設定項目 | ⑪自由設定項目<br>1）資格（アスファルト舗装工事は、必須項目）<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | （舗装施工管理技術者の）資格あり | ◎<br>【○】 | 1 | 合計4点となるように選択 | |
| | | | 資格なし | | 0 | | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | |
| | | | 証明なし | | 0 | | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の4年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | |
| | | | 実績なし | | 0 | | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去4年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去4年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 6）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | |
| | | | 配置しない | | 0 | | |
| | | 7）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | |
| （４）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | ◎ | 4(4) | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | | -5(-5) | | |
| （５）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | ◎ | 0.5(0.5) | | |



◎：必須　○：選択　【 】：電線共同溝工事に適用

## 【技術提案評価型】アスファルト舗装における評価点配分表【段階的選抜方式】

技術提案評価型S型（段階的選抜方式）

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 技術提案評価型S型（WTO以外） | | | | | | 技術提案評価型S型（WTO） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 一次審査 | | | 二次審査 | | | 一次審査 | | | 二次審査 | | |
| | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 |
| （1）技術提案 | 施工計画 | 工程管理に係わる技術的所見 | | | | 30 | 30(15) | 【配点】原則1項目(工事内容により2項目設定)( )は2項目設定した場合 | | | | | | |
| | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | 施工上配慮すべき事項 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | 安全管理に留意すべき事項 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | 上記以外の項目 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | 配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 | | | | － | | ○ | | | | | | |
| | VE技術提案等の 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | | | | | | | | | | 30 | 30(15) | 【配点】原則１項目(工事内容により省略または2項目を設定)( )は2項目設定した場合 ○ |
| | | その他 | | | | | | | | | | | | |
| | VE技術提案等の 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | | | | | | | |
| | VE技術提案等の 社会要請 | 環境の維持 | | | | | | | | | | | | |
| | | 交通の確保 | | | | | | | | | | | | |
| | | 特別な安全対策 | | | | | | | | | | | | |
| | | 省資源・リサイクル | | | | | | | | | | | | |
| | VE技術提案等の 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | | | | | | | | | | 30 | 30 | 1項目必須 上記にて省略した場合は2項目とする ◎ |
| | ヒアリング ※必要に応じて実施 | 技術者の専門技術力 | | | | | | | | | | － | | ○ |
| | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | | | | | | | |
| | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | 30 | | | | | | 60(60) | | |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | ①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(10点)＋選択項目(5点)＝15点 | 3 | ◎ | | | | 必須項目(10点)＋選択項目(5点)＝15点 | 3 | ◎ | | | |
| | | ②工事成績 地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農業水産関係を除く）発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | | 4 | ◎ | | | | | 4 | ◎ | | | |
| | | ③工事成績（減点要素） 審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | | | | 0 | ◎ | | | |
| | | ④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | 【必須項目(9点)＋選択項目(6点)＝15点】 | 2 | ◎ | | | | 【必須項目(9点)＋選択項目(6点)＝15点】 | 2 | ◎ | | | |
| | | ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注） | | | | | | | | | | | | |
| | | ⑤事故及び不誠実な行為 全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | | | | 0 | ◎ | | | |
| | | ⑥地理的条件及び技術的適正（施工体制の評価） アスファルト舗装工事において、1人以上の自社雇用技術者の配置状況、自社保有機械の配置状況、作業拠点の有無を評価 | | 1 | ◎【○】 | | | | | 1 | ◎【○】 | | | |
| | 自由設定項目 | ⑦1)～11)自由設定項目 | | 5【5or6】 | ○ | | | | | 5【5or6】 | ○ | | | |
| | 小計 | | 15 | - | | | | | 15 | - | | | | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑧同種工事の工事経験 ・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(11点)＋選択項目(4点)＝15点 | 4 | ◎ | | | | 必須項目(11点)＋選択項目(4点)＝15点 | 4 | ◎ | | | |
| | | ⑨同種工事の工事成績 （資格要件で求めた実績） ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4 | ◎ | | | | | 4 | ◎ | | | |
| | | ⑩優秀工事技術者表彰 ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における過去5年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去5年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 3 | ◎ | | | | | 3 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | ⑪1)～8)自由設定項目 | | 4 | ○ | | | | | 4 | ○ | | | |
| | 小計 | | 15 | - | | | | | 15 | - | | | | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | 4 | | | | | | | | | 4(4) | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | -5 | | | | | | | | | -5(-5) | | |
| | 小計 | | 4 | | | | | | | | | 4(4) | | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | 0.5 | | | | | | | | | 0.5(0.5) | | |
| | 小計 | | 0.5 | | | | | | | | | 0.5(0.5) | | |
| 合計（評価値算定に用いる評価点） | | | 64.5 | | | | | | | | | 64.5(64.5) | | |

◎：必須 ○：選択 【 】：電線共同溝工事に適用

## 【技術提案評価型】アスファルト舗装に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）【段階的選抜方式】

技術提案評価型S型（段階的選抜方式）

| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 二次審査 | | 技術提案評価型 S型(WTO) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 二次審査 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | ・Ⅴ：30点（15）　非常に優れた内容の施工計画である | ◎ 原則1項目（工事内容により2項目を設定） | | 30（15） | 【配点】原則1項目(工事内容により2項目を設定)（ ）は2項目設定した場合 | | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | ・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である | | | 23（12） | | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | ・Ⅲ：15点（ 8）　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である | | | 15（8） | | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | ・Ⅱ： 8点（ 4）　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である | | | 8（4） | | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | ・Ⅰ： 0点（ 0）　標準的な施工計画である | | | 0（0） | | | | |
| | | | 上記以外の項目 | ・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの<br>※（ ）は2項目設定の場合 | | | 欠格 | | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | | – | | | | |
| | ＶＥ技術提案等の提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | ・Ⅴ：30点（15）　内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案である | ○ 原則1項目（工事内容により省略または2項目を設定） | | | | | 30（15） | 原則1項目(工事内容により省略または2項目を設定)（ ）は2項目設定した場合 |
| | | | その他 | ・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の提案である | | | | | | 23（12） | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | ・Ⅲ：15点（ 8）　内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である | | | | | | 15（8） | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | ・Ⅱ： 8点（ 4）　Ⅲ・Ⅰの中間の提案である | | | | | | 8（4） | |
| | | | 交通の確保 | ・Ⅰ： 3点（ 2）　標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である | | | | | | 3（2） | |
| | | | 特別な安全対策 | ・不採用　標準案と同程度であるもの及び実施を認めないもの | | | | | | 不採用 | |
| | | | 省資源・リサイクル | なお、不採用の場合は、標準案での参加とする | | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | ※（ ）は2項目設定の場合 | | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | ・Ⅴ：30点　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの | ◎ 1項目必須（工事内容により2項目を設定） | | | | | 30 | 1項目必須上記にて省略した場合は2項目とする |
| | | | | | | | | | | 23 | |
| | | | | | | | | | | 15 | |
| | | | | | | | | | | 8 | |
| | | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | | | 欠格 | |
| | ヒアリング | | 技術者の専門技術力 | ※必要に応じて実施するものとする<br>実施にあたっては、左の評価項目を参考にして、個別に評価するのではなく、総合的に評価をつける。総合的に評価して、不適格であると判断される場合は、欠格にすることができる。 | ○ | | | | | – | |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | | | |
| （２）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | ◎ | 3 | | | 3 | | |
| | | | | 高い同種性が認められる | | 1 | | | 1 | | |
| | | | | 同種性が認められる | | 0 | | | 0 | | |
| | | | ②工事成績<br>地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農業水産関係を除く）発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | 80点以上 | ◎ | 4 | | | 4 | | |
| | | | | 79点 | | 3 | | | 3 | | |
| | | | | 78点 | | 3 | | | 3 | | |
| | | | | 77点 | | 2 | | | 2 | | |
| | | | | 76点 | | 2 | | | 2 | | |
| | | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | | 1 | | |
| | | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | | 0 | | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり | ◎ | -5 | | | -5 | | |
| | | | | 65点未満なし | | 0 | | | 0 | | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | 優良工事表彰（局長表彰）または国土技術開発賞（最優秀賞）あり | ◎ | 2 | 最大2点 | | 2 | 最大2点 | |
| | | | | 優良工事表彰（部長、事務所長表彰）または国土技術開発賞（優秀賞、特別賞）あり | | 1 | | | 1 | | |
| | | | | 表彰なし | | 0 | | | 0 | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注） | 表彰あり | | 1 | | | 1 | | |
| | | | | 表彰なし | | 0 | | | 0 | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意 | ◎ | -2 | 最大-12点 | | -2 | 最大-12点 | |
| | | | | 文書注意 | | -4 | | | -4 | | |
| | | | | かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間 | | -4 | | | -4 | | |
| | | | | 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | | -4 | | | -4 | | |
| | | | ⑥地理的条件及び技術的適正（施工体制の評価）<br>アスファルト舗装工事において、1人以上の自社雇用技術者の配置状況、自社保有機械の配置状況、作業拠点の有無を評価 | 当該工事に自社雇用の舗装に係わる技能者を1人以上従事 | ◎【○】 | 1 | 2つ以上該当する場合1点(1つ以下は0点) | | 1 | 2つ以上該当する場合1点(1つ以下は0点) | |
| | | | | 自社保有のアスファルトフィニッシャーを配置 | | | | | | | |
| | | | | 作業拠点が工事場所から30km以内の市区町村または施工都県内にある場合 | | | | | | | |
| | | | | その他 | | 0 | | | 0 | | |
| | 自由設定項目 | | ⑦自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定<br>当該年度に受けた工事成績優秀企業認定の有無を評価<br>（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注）<br>対象工事種別は、一般土木、As舗装、鋼橋上部、セメント・Co舗装、PC、法面処理、維持修繕、橋梁補修、河川しゅんせつ、グラウト、杭打 | 認定あり | ○ | 1 | 合計5点となるように選択 | | 1 | 合計5点となるように選択 | |
| | | | | 認定なし | | 0 | | | 0 | | |
| | | | 2）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する | ○ | 1 | 【合計5or6点になるように選択】 | | 1 | 【合計5or6点になるように選択】 | |
| | | | | 活用しない | | 0 | | | 0 | | |
| | | | 3）ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕)」）<br>ICT施工技術の活用の有無を評価<br>※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目 | 活用する | ○ | 1 | | | 1 | | |
| | | | | 活用しない | | 0 | | | 0 | | |

◎：必須　○：選択　【 】：電線共同溝工事に適用

アスファルト舗装に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）【段階的選抜方式】

技術提案評価型S型（段階的選抜方式）

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 二次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 二次審査 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）企業の技術力 | 自由設定項目 | 4）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 取得なし | | 0 | | 0 | |
| | | 5）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり | ◎ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | |
| | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 7）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | | 2 | |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | |
| | | 10）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>当該年度において関東地方整備局における本発注工事の工事種別の新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | 0 | |
| | | 11）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | |
| （３）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑧同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | 4 | |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | 2 | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | | 0 | |
| | | ⑨同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 4 | | 4 | |
| | | | 79点 | | 3 | | 3 | |
| | | | 78点 | | 3 | | 3 | |
| | | | 77点 | | 2 | | 2 | |
| | | | 76点 | | 2 | | 2 | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | 1 | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | 0 | |
| | | ⑩優秀工事技術者表彰<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における過去5年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去5年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | | 3 | |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | 自由設定項目 | ⑪自由設定項目<br>1）資格（アスファルト舗装工事は、必須項目）<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | （舗装施工管理技術者の）資格あり | ◎【○】 | 1 | 合計4点となるように選択 | 1 | 合計4点となるように選択 |
| | | | 資格なし | | 0 | | 0 | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | 0 | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 証明なし | | 0 | | 0 | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の5年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去5年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去5年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 6）高度マネジメントの経験<br>高度なマネジメントの経験（事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務）の有無を評価 | 経験あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 経験なし | | 0 | | 0 | |
| | | 7）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 配置しない | | 0 | | 0 | |
| | | 8）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | |
| るにの賃（４）評関実上価す施げ | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | 4 | | | 4(4) | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -5 | | | -5(-5) | |
| 定ンイワ価企スフ（５）業関・ク価の連バ・評認ララ | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | ◎ | 0.5(0.5) | | | 0.5(0.5) |

◎：必須　○：選択　【 】：電線共同溝工事に適用

## 【技術提案評価型】営繕における評価点配分表

技術提案評価型S型

| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 技術提案評価型S型（WTO以外） | | | 技術提案評価型S型（WTO） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | |
| （1）<br>技術<br>提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | 30 | 30(15) | 【配点】<br>原則1項目<br>(工事内容により<br>2項目設定)<br>(　)は2項目設定した場合 | | | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 上記以外の項目 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | － | | ○ | | | | |
| | 技術提案等のVE提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | | | | 30 | 30(15) | 【配点】<br>原則１項目<br>(工事内容により省略または<br>2項目を設定)<br>(　)は2項目設定した場合 | ○ |
| | | | その他 | | | | | | | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | | | | | | | |
| | | | 交通の確保 | | | | | | | |
| | | | 特別な安全対策 | | | | | | | |
| | | | 省資源・リサイクル | | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | | | | 30 | 30 | 1項目必須<br>上記にて省略した場合は<br>2項目とする | ◎ |
| | ヒアリング<br>※必要に応じて実施 | | 技術者の専門技術力 | | | | － | | ○ | |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | | |
| | 小計 | | | 30 | | | 60(60) | | | |
| （2）<br>企業の<br>技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(10点)<br>＋<br>選択項目(5点)<br>＝15点 | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ②工事成績<br>工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価<br>（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | | | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | | 2 | ◎ | | | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（関東地整発注） | | | | | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、<br>及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑥1)～9)自由設定項目 | | 5 | ○ | | | | |
| | 小計 | | | 15 | － | | | | | |
| （3）<br>配置予定技術者の<br>技術力 | 配置予定<br>技術者の能力 | | ⑦同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が<br>競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(11点)<br>＋<br>選択項目(4点)<br>＝15点 | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ⑧同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ⑨優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」<br>または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 3 | ◎ | | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑩1)～7)自由設定項目 | | 4 | ○ | | | | |
| | 小計 | | | 15 | － | | | | | |
| （4）<br>賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | 4(4) | | | | | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -5(-5) | | | | | | |
| | 小計 | | | 4(4) | | | | | | |
| （5）<br>ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | 1(1)　※ | | | | | | |
| | 小計 | | | 1(1) | | | | | | |
| 合計（評価値算定に用いる評価点） | | | | 65 | | | 65(65) | | | |

※　B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】営繕に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）

技術提案評価型S型

| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) | | 技術提案評価型 S型(WTO) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | ・Ⅴ：30点（15）　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点（ 8）　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点（ 4）　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点（ 0）　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ◎<br>原則1項目<br>（工事内容により2項目を設定） | 30（15）<br>23（12）<br>15（8）<br>8（4）<br>0（0）<br>欠格 | 【配点】<br>原則1項目<br>(工事内容により2項目を設定)<br>(　)は2項目設定した場合 | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | | | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | | | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | | | | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | | | | | | |
| | | | 上記以外の項目 | | | | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | － | | | |
| | ＶＥ技術提案等の | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | ・Ⅴ：30点（15）　内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の提案である<br>・Ⅲ：15点（ 8）　内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅱ： 8点（ 4）　Ⅲ・Ⅰの中間の提案である<br>・Ⅰ： 3点（ 2）　標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である<br>・不採用　標準案と同程度であるもの及び実施を認めないもの<br>なお、不採用の場合は、標準案での参加とする<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ○<br>原則1項目<br>（工事内容により省略または2項目を設定） | | | 30（15）<br>23（12）<br>15（8）<br>8（4）<br>3（2）<br>不採用 | 原則1項目<br>※工事内容により省略または2項目を設定<br>(　)は2項目設定した場合 |
| | | | その他 | | | | | | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | | | | | | |
| | | | 交通の確保 | | | | | | |
| | | | 特別な安全対策 | | | | | | |
| | | | 省資源・リサイクル | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | ・Ⅴ：30点　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの | ◎<br>1項目<br>必須<br>（工事内容により2項目を設定） | | | 30<br>23<br>15<br>8<br>0<br>欠格 | 1項目必須<br>上記にて省略した場合は2項目とする |
| | ヒアリング | | 技術者の専門技術力 | ※必要に応じて実施するものとする<br>実施にあたっては、左の評価項目を参考にして、個別に評価するのではなく、総合的に評価をつける。総合的に評価して、不適格であると判断される場合は、欠格にすることができる。 | ○ | | | － | |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | |
| （２）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | | |
| | | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | | |
| | | | | 同種性が認められる | | 0 | | | |
| | | | ②工事成績<br>工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | 80点以上 | ◎ | 4 | | | |
| | | | | 79点 | | 3 | | | |
| | | | | 78点 | | 3 | | | |
| | | | | 77点 | | 2 | | | |
| | | | | 76点 | | 2 | | | |
| | | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | | |
| | | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり | ◎ | -5 | | | |
| | | | | 65点未満なし | | 0 | | | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | 局長表彰あり | ◎ | 2 | 最大2点 | | |
| | | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | | |
| | | | | 表彰なし | | 0 | | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（関東地整発注） | 表彰あり | | 1 | | | |
| | | | | 表彰なし | | 0 | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意 | ◎ | -2 | 最大-12点 | | |
| | | | | 文書注意 | | -4 | | | |
| | | | | かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間 | | -4 | | | |
| | | | | 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | | -4 | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑥自由設定項目<br>1）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価<br>（関東地整発注） | 活用する | ○ | 1 | 合計5点となるように選択 | | |
| | | | | 活用しない | | 0 | | | |
| | | | 2）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり | ○ | 1 | | | |
| | | | | 取得なし | | 0 | | | |
| | | | 3）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり | ◎ | 1 | | | |
| | | | | 実績なし | | 0 | | | |

◎：必須　○：選択

**【技術提案評価型】営繕に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）**

技術提案評価型S型

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) | | 技術提案評価型 S型(WTO) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）企業の技術力 | 自由設定項目 | 4）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | 合計5点となるように選択 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 5）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | | |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 6）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | |
| | | | 活用しない | | 0 | | |
| | | 7）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | |
| | | | 認定なし | | 0 | | |
| | | 8）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>当該年度において関東地方整備局における本発注工事の工事種別の新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | |
| | | 9）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | |
| （３）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑦同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | | |
| | | ⑧同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 4 | | |
| | | | 79点 | | 3 | | |
| | | | 78点 | | 3 | | |
| | | | 77点 | | 2 | | |
| | | | 76点 | | 2 | | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | |
| | | ⑨優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | | |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）資格<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | 資格あり | ○ | 1 | 合計4点となるように選択 | |
| | | | 資格なし | | 0 | | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | |
| | | | 証明なし | | 0 | | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の4年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | |
| | | | 実績なし | | 0 | | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去4年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去4年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 6）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | |
| | | | 配置しない | | 0 | | |
| | | 7）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | |
| （４）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | ◎ | 4(4) | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | | -5(-5) | | |
| （５）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | ◎ | 1(1) ※ | | |

※　建築工事B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】営繕における評価点配分表【段階的選抜方式】

技術提案評価型S型（段階的選抜方式）

| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 技術提案評価型S型（WTO以外） | | | | | | 技術提案評価型S型（WTO） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 一次審査 | | | 二次審査 | | | 一次審査 | | | 二次審査 | | |
| | | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 |
| （1）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | | | | 30 | 30(15) | 【配点】原則1項目(工事内容により2項目設定)( )は2項目設定した場合 | | | | | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 上記以外の項目 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | | | － | | ○ | | | | | | |
| | VE提案等の技術提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | | | | | | | | | | 30 | 30(15) | 【配点】原則１項目(工事内容により省略または2項目を設定)( )は2項目設定した場合 ○ |
| | | | その他 | | | | | | | | | | | | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 交通の確保 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 特別な安全対策 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 省資源・リサイクル | | | | | | | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | | | | | | | | | | 30 | 30 | 1項目必須 上記にて省略した場合は2項目とする ◎ |
| | ヒアリング ※必要に応じて実施 | | 技術者の専門技術力 | | | | | | | | | | － | | ○ |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 30 | | | | | | 60(60) | | |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(10点)＋選択項目(5点)＝15点 | 4 | ◎ | | | | 必須項目(10点)＋選択項目(5点)＝15点 | 4 | ◎ | | | |
| | | | ②工事成績 工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | | 4 | ◎ | | | | | 4 | ◎ | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素） 審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | | | | 0 | ◎ | | | |
| | | | ④優良工事等表彰 ○優良工事表彰または国土技術開発賞 地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰または過去3年間に受賞した国土技術開発賞の有無を評価 | | 2 | ◎ | | | | | 2 | ◎ | | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注） | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為 全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | | | | 0 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑥1)～9)自由設定項目 | | 5 | ○ | | | | | 5 | ○ | | | |
| | 小計 | | | 15 | － | | | | | 15 | － | | | | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | | ⑦同種工事の工事経験 ・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(11点)＋選択項目(4点)＝15点 | 4 | ◎ | | | | 必須項目(11点)＋選択項目(4点)＝15点 | 4 | ◎ | | | |
| | | | ⑧同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績） 工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4 | ◎ | | | | | 4 | ◎ | | | |
| | | | ⑨優秀工事技術者表彰 ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における過去5年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去5年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 3 | ◎ | | | | | 3 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑩1)～8)自由設定項目 | | 4 | ○ | | | | | 4 | ○ | | | |
| | 小計 | | | 15 | － | | | | | 15 | － | | | | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | 4 | | | | | | 4(4) | | | | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -5 | | | | | | -5(-5) | | | | | |
| | 小計 | | | 4 | | | | | | 4(4) | | | | | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | 1 ※ | | | | | | 1(1) ※ | | | | | |
| | 小計 | | | 1 | | | | | | 1(1) | | | | | |
| 合計（評価値算定に用いる評価点） | | | | 65 | | | | | | | | | 65(65) | | |

※ B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須 ○：選択

## 【技術提案評価型】営繕に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）【段階的選抜方式】



| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 二次審査 | | 技術提案評価型 S型(WTO) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 二次審査 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見<br>材料の品質管理に係わる技術的所見<br>施工上の課題に対する技術的所見<br>施工上配慮すべき事項<br>安全管理に留意すべき事項<br>上記以外の項目 | ・Ⅴ：30点（15）非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点（12）Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点（８）標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点（４）Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点（０）標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ◎<br>原則1項目<br>（工事内容により2項目を設定） | | 30（15）<br>23（12）<br>15（8）<br>8（4）<br>0（0）<br>欠格 | 【配点】<br>原則1項目<br>(工事内容により2項目を設定)<br>( )は2項目設定した場合 | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | | – | | | | |
| | VE提案等の技術提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト<br>その他 | ・Ⅴ：30点（15）内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅳ：23点（12）Ⅴ・Ⅲの中間の提案である<br>・Ⅲ：15点（８）内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅱ： 8点（４）Ⅲ・Ⅰの中間の提案である<br>・Ⅰ： 3点（２）標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である<br>・不採用　標準案と同程度であるもの及び実施を認めないもの<br>なお、不採用の場合は、標準案での参加とする<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ○<br>原則1項目<br>（工事内容により省略または2項目を設定） | | | | | 30（15）<br>23（12）<br>15（8）<br>8（4）<br>3（2）<br>不採用 | 原則1項目<br>(工事内容により省略または2項目を設定)<br>( )は2項目設定した場合 |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持<br>交通の確保<br>特別な安全対策<br>省資源・リサイクル | | | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | ・Ⅴ：30点　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ： 8点　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ： 0点　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの | ◎<br>1項目<br>必須<br>（工事内容により2項目を設定） | | | | | 30<br>23<br>15<br>8<br>0<br>欠格 | 1項目必須<br>上記にて省略した場合は2項目とする |
| | ヒアリング | | 技術者の専門技術力<br>当該工事の理解度・取り組み姿勢<br>技術者のコミュニケーション力 | ※必要に応じて実施するものとする<br>実施にあたっては、左の評価項目を参考にして、個別に評価するのではなく、総合的に評価をつける。総合的に評価して、不適格であると判断される場合は、欠格にすることができる。 | ○ | | | | | – | |
| （２）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる<br>高い同種性が認められる<br>同種性が認められる | ◎ | 4<br>2<br>0 | | | 4<br>2<br>0 | | |
| | | | ②工事成績<br>工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | 80点以上<br>79点<br>78点<br>77点<br>76点<br>70点以上76点未満<br>70点未満（実績なし） | ◎ | 4<br>3<br>3<br>2<br>2<br>1<br>0 | | | 4<br>3<br>3<br>2<br>2<br>1<br>0 | | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり<br>65点未満なし | ◎ | -5<br>0 | | | -5<br>0 | | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰または国土技術開発賞<br>地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰または過去3年間に受賞した国土技術開発賞の有無を評価 | 優良工事表彰（局長表彰）または国土技術開発賞（最優秀賞）あり<br>優良工事表彰（部長、事務所長表彰）または国土技術開発賞（優秀賞、特別賞）あり<br>表彰なし | ◎ | 2<br>1<br>0 | 最大2点 | | 2<br>1<br>0 | 最大2点 | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注） | 表彰あり<br>表彰なし | | 1<br>0 | | | 1<br>0 | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意<br>文書注意<br>かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間<br>契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | ◎ | -2<br>-4<br>-4<br>-4 | 最大-12点 | | -2<br>-4<br>-4<br>-4 | 最大-12点 | |
| | 自由設定項目 | | ⑥自由設定項目<br>1）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する<br>活用しない | ○ | 1<br>0 | 合計5点となるように選択 | | 1<br>0 | 合計5点となるように選択 | |
| | | | 2）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり<br>取得なし | ○ | 1<br>0 | | | 1<br>0 | | |
| | | | 3）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり<br>実績なし | ◎ | 1<br>0 | | | 1<br>0 | | |

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】営繕に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）【段階的選抜方式】



| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 二次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 二次審査 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）企業の技術力 | 自由設定項目 | 4）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1<br>（合計5点となるように選択） | | 1<br>（合計5点となるように選択） | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 5）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | | 2 | |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 6）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | |
| | | 7）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | |
| | | 8）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>当該年度において関東地方整備局における本発注工事の工事種別の新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | 0 | |
| | | 9）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | |
| （３）配置予定技術者の技術力 | 配置予定<br>技術者の能力 | ⑦同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | 4 | |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | 2 | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | | 0 | |
| | | ⑧同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>工事成績相互利用登録機関発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 4 | | 4 | |
| | | | 79点 | | 3 | | 3 | |
| | | | 78点 | | 3 | | 3 | |
| | | | 77点 | | 2 | | 2 | |
| | | | 76点 | | 2 | | 2 | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | 1 | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | 0 | |
| | | ⑨優秀工事技術者表彰<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における過去5年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去5年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | | 3 | |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）資格<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | 資格あり | ○ | 1<br>（合計4点となるように選択） | | 1<br>（合計4点となるように選択） | |
| | | | 資格なし | | 0 | | 0 | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | 0 | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 証明なし | | 0 | | 0 | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の5年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去5年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去5年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 6）高度マネジメントの経験<br>高度なマネジメントの経験（事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務）の有無を評価 | 経験あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 経験なし | | 0 | | 0 | |
| | | 7）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 配置しない | | 0 | | 0 | |
| | | 8）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | |
| 賃上げの実施に関する評価（４） | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | | 4 | | 4(4) | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | | -5 | | -5(-5) | |
| ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価（５） | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | ◎ | 1(1) ※ | | 1(1) ※ | |

※　建築工事B等級（単独）以上の場合は1点、それ以外の場合は0.5点

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】一般土木、アスファルト舗装、営繕以外における評価点配分表

技術提案評価型S型

| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 技術提案評価型S型（WTO以外） 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 技術提案評価型S型（WTO） 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （1）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | 30 | 30(15) | 【配点】原則1項目(工事内容により2項目設定)( )は2項目設定した場合 | | | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 上記以外の項目 | | 30(15) | | | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 | － | | ○ | | | | |
| | VE提案等の技術提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | | | | 30 | 30(15) | 【配点】原則１項目(工事内容により省略または2項目を設定)( )は2項目設定した場合 | ○ |
| | | | その他 | | | | | | | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | | | | | | | |
| | | | 交通の確保 | | | | | | | |
| | | | 特別な安全対策 | | | | | | | |
| | | | 省資源・リサイクル | | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | | | | 30 | 30 | 1項目必須<br>上記にて省略した場合は2項目とする | ◎ |
| | ヒアリング ※必要に応じて実施 | | 技術者の専門技術力 | | | | － | | ○ | |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | | |
| | 小計 | | | 30 | | | 60(60) | | | |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(10点)＋選択項目(5点)＝15点 | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ②工事成績<br>関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価<br>（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | | | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | | 2 | ◎ | | | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（関東地整発注） | | | | | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑥1)～11)自由設定項目 | | 5 | ○ | | | | |
| | 小計 | | | 15 | － | | | | | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | | ⑦同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(11点)＋選択項目(4点)＝15点 | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ⑧同種工事の工事成績 （資格要件で求めた実績）<br>地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4 | ◎ | | | | |
| | | | ⑨優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 3 | ◎ | | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑩1)～7)自由設定項目 | | 4 | ○ | | | | |
| | 小計 | | | 15 | － | | | | | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | 4(4) | | | | | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -5(-5) | | | | | | |
| | 小計 | | | 4(4) | | | | | | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | 0.5(0.5) | | | | | | |
| | 小計 | | | 0.5(0.5) | | | | | | |
| 合計 | | | | 64.5 | | | 64.5(64.5) | | | |

◎：必須 ○：選択

## 【技術提案評価型】一般土木、アスファルト舗装、営繕以外に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）



| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) | | 技術提案評価型 S型(WTO) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）（技術提案） | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | ・Ⅴ：30点（15）　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点（８）　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ：８点（４）　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ：０点（０）　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ◎<br>原則1項目<br>（工事内容により2項目を設定） | 30（15） | 【配点】<br>原則1項目<br>(工事内容により2項目を設定)<br>( )は2項目設定した場合 | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | | 23（12） | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | | 15（8） | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | | | 8（4） | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | | | 0（0） | | | |
| | | | 上記以外の項目 | | | 欠格 | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | – | | | |
| | VE提案等の技術提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | ・Ⅴ：30点（15）　内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の提案である<br>・Ⅲ：15点（８）　内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅱ：８点（４）　Ⅲ・Ⅰの中間の提案である<br>・Ⅰ：３点（２）　標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である<br>・不採用　標準案と同程度であるもの及び実施を認めないもの<br>なお、不採用の場合は、標準案での参加とする<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ○<br>原則1項目<br>（工事内容により省略または2項目を設定） | | | 30（15） | 原則1項目<br>※工事内容により省略または2項目を設定<br>( )は2項目設定した場合 |
| | | | その他 | | | | | 23（12） | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | 15（8） | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | | | | | 8（4） | |
| | | | 交通の確保 | | | | | 3（2） | |
| | | | 特別な安全対策 | | | | | 不採用 | |
| | | | 省資源・リサイクル | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | ・Ⅴ：30点　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ：８点　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ：０点　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの | ◎<br>1項目<br>必須<br>（工事内容により2項目を設定） | | | 30 | 1項目必須<br>上記にて省略した場合は2項目とする |
| | | | | | | | | 23 | |
| | | | | | | | | 15 | |
| | | | | | | | | 8 | |
| | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | 欠格 | |
| | ヒアリング | | 技術者の専門技術力 | ※必要に応じて実施するものとする<br>実施にあたっては、左の評価項目を参考にして、個別に評価するのではなく、総合的に評価をつける。総合的に評価して、不適格であると判断される場合は、欠格にすることができる。 | ○ | | | – | |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | |
| （２）（企業の技術力） | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | 0 | |
| | | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | | |
| | | | | 同種性が認められる | | 0 | | | |
| | | | ②工事成績<br>関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | 80点以上 | ◎ | 4 | | | |
| | | | | 79点 | | 3 | | | |
| | | | | 78点 | | 3 | | | |
| | | | | 77点 | | 2 | | | |
| | | | | 76点 | | 2 | | | |
| | | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | | |
| | | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が<br>65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり | ◎ | -5 | | | |
| | | | | 65点未満なし | | 0 | | | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>関東地整発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | 局長表彰あり | ◎ | 2 | 最大2点 | | |
| | | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | | |
| | | | | 表彰なし | | 0 | | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（関東地整発注） | 表彰あり | | 1 | | | |
| | | | | 表彰なし | | 0 | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意 | ◎ | -2 | 最大-12点 | | |
| | | | | 文書注意 | | -4 | | | |
| | | | | かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間 | | -4 | | | |
| | | | | 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | | -4 | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑥自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定<br>当該年度に受けた工事成績優秀企業認定の有無を評価（関東地整発注）<br>対象工事種別は、一般土木、As舗装、鋼橋上部、セメント・Co舗装、PC、法面処理、維持修繕、橋梁補修、河川しゅんせつ、グラウト、杭打 | 認定あり | ○ | 1 | 合計5点となるように選択 | | |
| | | | | 認定なし | | 0 | | | |
| | | | 2）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する | ○ | 1 | | | |
| | | | | 活用しない | | 0 | | | |
| | | | 3）ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕工)」）<br>ICT施工技術の活用の有無を評価<br>※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目 | 活用する | ○ | 1 | | | |
| | | | | 活用しない | | 0 | | | |

◎：必須　○：選択

**【技術提案評価型】一般土木、アスファルト舗装、営繕以外に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）**



| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) | | 技術提案評価型 S型(WTO) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）企業の技術力 | 自由設定項目 | 4）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり | ○ | 1 | 合計5点となるように選択 | |
| | | | 取得なし | | 0 | | |
| | | 5）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり | ◎ | 1 | | |
| | | | 実績なし | | 0 | | |
| | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 7）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | | |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | |
| | | | 活用しない | | 0 | | |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | |
| | | | 認定なし | | 0 | | |
| | | 10）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>当該年度において関東地方整備局における本発注工事の工事種別の新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | |
| | | 11）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | |
| （３）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | ⑦同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | | |
| | | ⑧同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 4 | | |
| | | | 79点 | | 3 | | |
| | | | 78点 | | 3 | | |
| | | | 77点 | | 2 | | |
| | | | 76点 | | 2 | | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | |
| | | ⑨優秀工事技術者表彰<br>・関東地整発注工事における過去4年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去4年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | | |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）資格<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | 資格あり | ○ | 1 | 合計4点となるように選択 | |
| | | | 資格なし | | 0 | | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | |
| | | | 証明なし | | 0 | | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の4年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | |
| | | | 実績なし | | 0 | | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去4年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去4年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | |
| | | 6）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | |
| | | | 配置しない | | 0 | | |
| | | 7）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | |
| （４）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | ◎ | 4(4) | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | | -5(-5) | | |
| （５）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | ◎ | 0.5(0.5) | | |

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】一般土木、アスファルト舗装、営繕以外における評価点配分表【段階的選抜方式】



| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 技術提案評価型S型（WTO以外） | | | | | | 技術提案評価型S型（WTO） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 一次審査 | | | 二次審査 | | | 一次審査 | | | 二次審査 | | |
| | | | | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 | 満点計 | 評価点 | 必須/選択 |
| （1）技術提案 | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見 | | | | 30 | 30(15) | 【配点】原則1項目(工事内容により2項目設定)( )は2項目設定した場合 | | | | | | |
| | | | 材料の品質管理に係わる技術的所見 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 施工上の課題に対する技術的所見 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 施工上配慮すべき事項 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 安全管理に留意すべき事項 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 上記以外の項目 | | | | | 30(15) | | | | | | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 | | | | – | | ○ | | | | | | |
| | VE提案等の技術提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト | | | | | | | | | | 30 | 30(15) | 【配点】原則１項目(工事内容により省略または2項目を設定)( )は2項目設定した場合 ○ |
| | | | その他 | | | | | | | | | | | | |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 交通の確保 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 特別な安全対策 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 省資源・リサイクル | | | | | | | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | | | | | | | | | | 30 | 30 | 1項目必須 上記にて省略した場合は2項目とする ◎ |
| | ヒアリング ※必要に応じて実施 | | 技術者の専門技術力 | | | | | | | | | | – | | ○ |
| | | | 当該工事の理解度・取り組み姿勢 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 技術者のコミュニケーション力 | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | 30 | | | | | | 60(60) | | |
| （2）企業の技術力 | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | 必須項目(10点)＋選択項目(5点)＝15点 | 4 | ◎ | | | | 必須項目(10点)＋選択項目(5点)＝15点 | 4 | ◎ | | | |
| | | | ②工事成績 地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農業水産関係を除く）発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | | 4 | ◎ | | | | | 4 | ◎ | | | |
| | | | ③工事成績（減点要素） 審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | | 0 | ◎ | | | | | 0 | ◎ | | | |
| | | | ④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | | 2 | ◎ | | | | | 2 | ◎ | | | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注） | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為 全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | | 0 | ◎ | | | | | 0 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑥1)～11)自由設定項目 | | 5 | ○ | | | | | 5 | ○ | | | |
| | 小計 | | | 15 | – | | | | | 15 | – | | | | |
| （3）配置予定技術者の技術力 | 配置予定技術者の能力 | | ⑦同種工事の工事経験 ・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 必須項目(11点)＋選択項目(4点)＝15点 | 4 | ◎ | | | | 必須項目(11点)＋選択項目(4点)＝15点 | 4 | ◎ | | | |
| | | | ⑧同種工事の工事成績 （資格要件で求めた実績） ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 4 | ◎ | | | | | 4 | ◎ | | | |
| | | | ⑨優秀工事技術者表彰 ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における過去5年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去5年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」 ※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | | 3 | ◎ | | | | | 3 | ◎ | | | |
| | 自由設定項目 | | ⑩1)～8)自由設定項目 | | 4 | ○ | | | | | 4 | ○ | | | |
| | 小計 | | | 15 | – | | | | | 15 | – | | | | |
| （4）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | 4 | | | | | | | | | 4(4) | | |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | -5 | | | | | | | | | -5(-5) | | |
| | 小計 | | | 4 | | | | | | | | | 4(4) | | |
| （5）ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | 0.5 | | | | | | | | | 0.5(0.5) | | |
| | 小計 | | | 0.5 | | | | | | | | | 0.5(0.5) | | |
| 合計（評価値算定に用いる評価点） | | | | 64.5 | | | | | | | | | 64.5(64.5) | | |

◎：必須 ○：選択

## 【技術提案評価型】一般土木、アスファルト舗装、営繕以外に係る評価項目、評価基準及び評価点（１／２）【段階的選抜方式】



| 項目 | 細目 | | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 二次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 二次審査 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）（技術提案） | 施工計画 | | 工程管理に係わる技術的所見<br>材料の品質管理に係わる技術的所見<br>施工上の課題に対する技術的所見<br>施工上配慮すべき事項<br>安全管理に留意すべき事項<br>上記以外の項目 | ・Ⅴ：30点（15）　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点（８）　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ：８点（４）　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ：０点（０）　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ◎<br>原則1項目<br>（工事内容により2項目を設定） | | 30（15）<br>23（12）<br>15（8）<br>8（4）<br>0（0）<br>欠格<br>【配点】原則1項目(工事内容により2項目を設定)（ )は2項目設定した場合 | | |
| | | | 配置予定技術者のヒアリング　※必要に応じて実施 | | ○ | | – | | |
| | VE提案等の技術提案 | 総合的なコスト | ライフサイクルコスト<br>その他 | ・Ⅴ：30点（15）　内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅳ：23点（12）　Ⅴ・Ⅲの中間の提案である<br>・Ⅲ：15点（８）　内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である<br>・Ⅱ：８点（４）　Ⅲ・Ⅰの中間の提案である<br>・Ⅰ：３点（２）　標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である<br>・不採用　標準案と同程度であるもの及び実施を認めないもの<br>なお、不採用の場合は、標準案での参加とする<br>※（ ）は2項目設定の場合 | ○<br>原則1項目<br>（工事内容により省略または2項目を設定） | | | | 30（15）<br>23（12）<br>15（8）<br>8（4）<br>3（2）<br>不採用<br>原則1項目(工事内容により省略または2項目を設定)（ )は2項目設定した場合 |
| | | 性能、機能 | 性能、機能の向上 | | | | | | |
| | | 社会要請 | 環境の維持<br>交通の確保<br>特別な安全対策<br>省資源・リサイクル | | | | | | |
| | | 施工計画 | 個別テーマの施工計画 | | | | | | |
| | 工事全般の施工計画 | | 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 | ・Ⅴ：30点　非常に優れた内容の施工計画である<br>・Ⅳ：23点　Ⅴ・Ⅲの中間の施工計画である<br>・Ⅲ：15点　標準的な施工計画よりも優れた施工計画である<br>・Ⅱ：８点　Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である<br>・Ⅰ：０点　標準的な施工計画である<br>・欠格：未提出である、または全ての提案が不適切であるもの | ◎<br>1項目必須<br>（工事内容により2項目を設定） | | | | 30<br>23<br>15<br>8<br>0<br>欠格<br>1項目必須上記にて省略した場合は2項目とする |
| | ヒアリング | | 技術者の専門技術力<br>当該工事の理解度・取り組み姿勢<br>技術者のコミュニケーション力 | ※必要に応じて実施するものとする<br>実施にあたっては、左の評価項目を参考にして、個別に評価するのではなく、総合的に評価をつける。総合的に評価して、不適格であると判断される場合は、欠格にすることができる。 | ○ | | | | – |
| （２）（企業の技術力） | 企業の施工能力 | | ①同種工事の施工実績<br>過去15年間の施工実績が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価 | より高い同種性が認められる<br>高い同種性が認められる<br>同種性が認められる | ◎ | 4<br>2<br>0 | | 4<br>2<br>0 | |
| | | | ②工事成績<br>地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農業水産関係を除く）発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 | 80点以上<br>79点<br>78点<br>77点<br>76点<br>70点以上76点未満<br>70点未満（実績なし） | ◎ | 4<br>3<br>3<br>2<br>2<br>1<br>0 | | 4<br>3<br>3<br>2<br>2<br>1<br>0 | |
| | | | ③工事成績（減点要素）<br>審査基準日の月から過去1年間での、本発注工事の工事種別の工事成績評定点が65点未満の有無を評価（事故減点は原則適用外） | 65点未満あり<br>65点未満なし | ◎ | -5<br>0 | | -5<br>0 | |
| | | | ④優良工事等表彰<br>○優良工事表彰<br>地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における全ての工事種別を対象に当該年度に受彰した優良工事表彰の有無を評価 | 優良工事表彰（局長表彰）または国土技術開発賞（最優秀賞）あり<br>優良工事表彰（部長、事務所長表彰）または国土技術開発賞（優秀賞、特別賞）あり<br>表彰なし | ◎ | 2<br>1<br>0<br>最大2点 | | 2<br>1<br>0<br>最大2点 | |
| | | | ○安全管理優良受注者表彰<br>本発注工事の工事種別における、当該年度に受彰した安全管理優良受注者表彰の有無を評価<br>（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注） | 表彰あり<br>表彰なし | | 1<br>0 | | 1<br>0 | |
| | | | ⑤事故及び不誠実な行為<br>全ての工事種別を対象に「口頭注意」、「文書注意」、「かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間」、及び「契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間」に該当する場合、減点評価 | 口頭注意<br>文書注意<br>かし修補請求日からかし修補引渡日までの期間<br>契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 | ◎ | -2<br>-4<br>-4<br>-4<br>最大-12点 | | -2<br>-4<br>-4<br>-4<br>最大-12点 | |
| | 自由設定項目 | | ⑥自由設定項目<br>1）工事成績優秀企業認定<br>当該年度に受けた工事成績優秀企業認定の有無を評価<br>（地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注）<br>対象工事種別は、一般土木、As舗装、鋼橋上部、セメント・Co舗装、PC、法面処理、維持修繕、橋梁補修、河川しゅんせつ、グラウト、杭打 | 認定あり<br>認定なし | ○ | 1<br>0<br>合計5点となるように選択 | | 1<br>0<br>合計5点となるように選択 | |
| | | | 2）優良下請企業の活用<br>全ての工事種別を対象に当該年度に優良下請表彰を受彰した下請企業の本工事への活用の有無を評価（関東地整発注） | 活用する<br>活用しない | ○ | 1<br>0 | | 1<br>0 | |
| | | | 3）ICT施工技術の活用（「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕工)」）<br>ICT施工技術の活用の有無を評価<br>※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目 | 活用する<br>活用しない | ○ | 1<br>0 | | 1<br>0 | |
| | | | 4）ISO認証取得状況<br>ISO認定（9001または14001）の取得の有無を評価 | 取得あり<br>取得なし | ○ | 1<br>0 | | 1<br>0 | |

◎：必須　○：選択

## 【技術提案評価型】一般土木、アスファルト舗装、営繕以外に係る評価項目、評価基準及び評価点（２／２）【段階的選抜方式】

技術提案評価型S型（段階的選抜方式）

| 項目 | 細目 | 評価項目 | 評価項目区分（評価基準） | 必須／選択 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO以外) 二次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 一次審査 | 技術提案評価型 S型(WTO) 二次審査 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）企業の技術力 | 自由設定項目 | 5）難工事施工実績　※重点施策項目<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の1年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価 | 実績あり | ◎ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | |
| | | 6）難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等<br>当該年度に受彰した難工事功労表彰、または災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰の有無を評価<br>（評価対象とする表彰は工事毎に設定） | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 7）インフラDX大賞<br>国土交通本省及び関東地方整備局のインフラＤＸ表彰の有無を評価 | 本省表彰（国土交通大臣表彰、優秀賞）、関東局長表彰 | ○ | 2 | | 2 | |
| | | | 関東事務所長表彰 | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 8）登録基幹技能者等の活用<br>登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター、建設ジュニアマスター）、現代の名工を本発注工事で1名以上活用する場合に評価 | 活用する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 活用しない | | 0 | | 0 | |
| | | 9）地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力の認定）<br>関東地方整備局長から受けたBCP認定の有無を評価 | 認定あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 認定なし | | 0 | | 0 | |
| | | 10）本発注工事の工事種別における新規契約の有無<br>当該年度において関東地方整備局における本発注工事の工事種別の新規契約の有無を評価 | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある | | 0 | | 0 | |
| | | 11）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | |
| （３）配置予定技術者の技術力 | 配置予定<br>技術者の能力 | ⑦同種工事の工事経験<br>・過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度で認定された実績で、過去15年間の工事経験が競争参加資格要件を満たし、より高い同種性が認められるものを、優位に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | より高い同種性が認められる | ◎ | 4 | | 4 | |
| | | | 高い同種性が認められる | | 2 | | 2 | |
| | | | 同種性が認められる | | 0 | | 0 | |
| | | ⑧同種工事の工事成績　（資格要件で求めた実績）<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の当該工事種別での過去8年間の工事成績評定点を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 80点以上 | ◎ | 4 | | 4 | |
| | | | 79点 | | 3 | | 3 | |
| | | | 78点 | | 3 | | 3 | |
| | | | 77点 | | 2 | | 2 | |
| | | | 76点 | | 2 | | 2 | |
| | | | 70点以上76点未満 | | 1 | | 1 | |
| | | | 70点未満（実績なし） | | 0 | | 0 | |
| | | ⑨優秀工事技術者表彰<br>・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事における過去5年間で受彰した優秀工事技術者表彰の有無を評価<br>・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における過去5年間で受彰した「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 局長表彰あり | ◎ | 3 | | 3 | |
| | | | 部長、事務所長表彰あり | | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | 自由設定項目 | ⑩自由設定項目<br>1）資格<br>本発注工事に有用な資格がある場合、対象となる資格の有無を評価 | 資格あり | ○ | 1 | 合計4点となるように選択 | 1 | 合計4点となるように選択 |
| | | | 資格なし | | 0 | | 0 | |
| | | 2）過去の同種工事の工事経験<br>一般土木及び建築のA・B等級の工事は、過去15年間の工事経験の従事立場について評価<br>その他の工事種別は、対象期間を設定しない<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 主任（監理）技術者または現場代理人として経験あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 担当技術者として経験あり | | 0 | | 0 | |
| | | 3）継続教育（CPD・CPDS）の取組状況<br>CPD・CPDSについて当該団体の推奨単位以上を取得している場合に評価<br>審査基準日から過去1年間に発行された証明書であること | 証明あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 証明なし | | 0 | | 0 | |
| | | 4）難工事施工実績<br>「難工事指定」された工事のうち、審査基準日の月以前の5年間に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定点が70点以上の施工実績に該当する場合に評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 実績あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 実績なし | | 0 | | 0 | |
| | | 5）難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自表彰<br>全ての工事種別を対象に過去5年間に受彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）<br>または過去5年間に受彰した事務所独自表彰の有無を評価<br>※「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象 | 表彰あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 表彰なし | | 0 | | 0 | |
| | | 6）高度マネジメントの経験<br>高度なマネジメントの経験（事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務）の有無を評価 | 経験あり | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 経験なし | | 0 | | 0 | |
| | | 7）40歳以下または女性の主任（監理）技術者の配置<br>本工事の主任（監理）技術者として40歳以下または女性の技術者を配置する場合に評価 | 配置する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 配置しない | | 0 | | 0 | |
| | | 8）自由項目 | 要求した内容を満足する | ○ | 1 | | 1 | |
| | | | 要求した内容を満足しない | | 0 | | 0 | |
| （４）賃上げの実施に関する評価 | 賃上げの実施を表明した企業等 | | | ◎ | 4 | | | 4(4) |
| | 賃上げ基準に達していない場合等（減点） | | | | -5 | | | -5(-5) |
| （５）ワーク・ライフ・バランス認定企業の評価 | 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている | | | ◎ | 0.5(0.5) | | | 0.5(0.5) |

◎：必須　○：選択

# 巻末資料－1　発注スケジュール

## 施工能力評価型Ⅰ型のスケジュール

工事件名：○○○○工事

2025.8.1現在

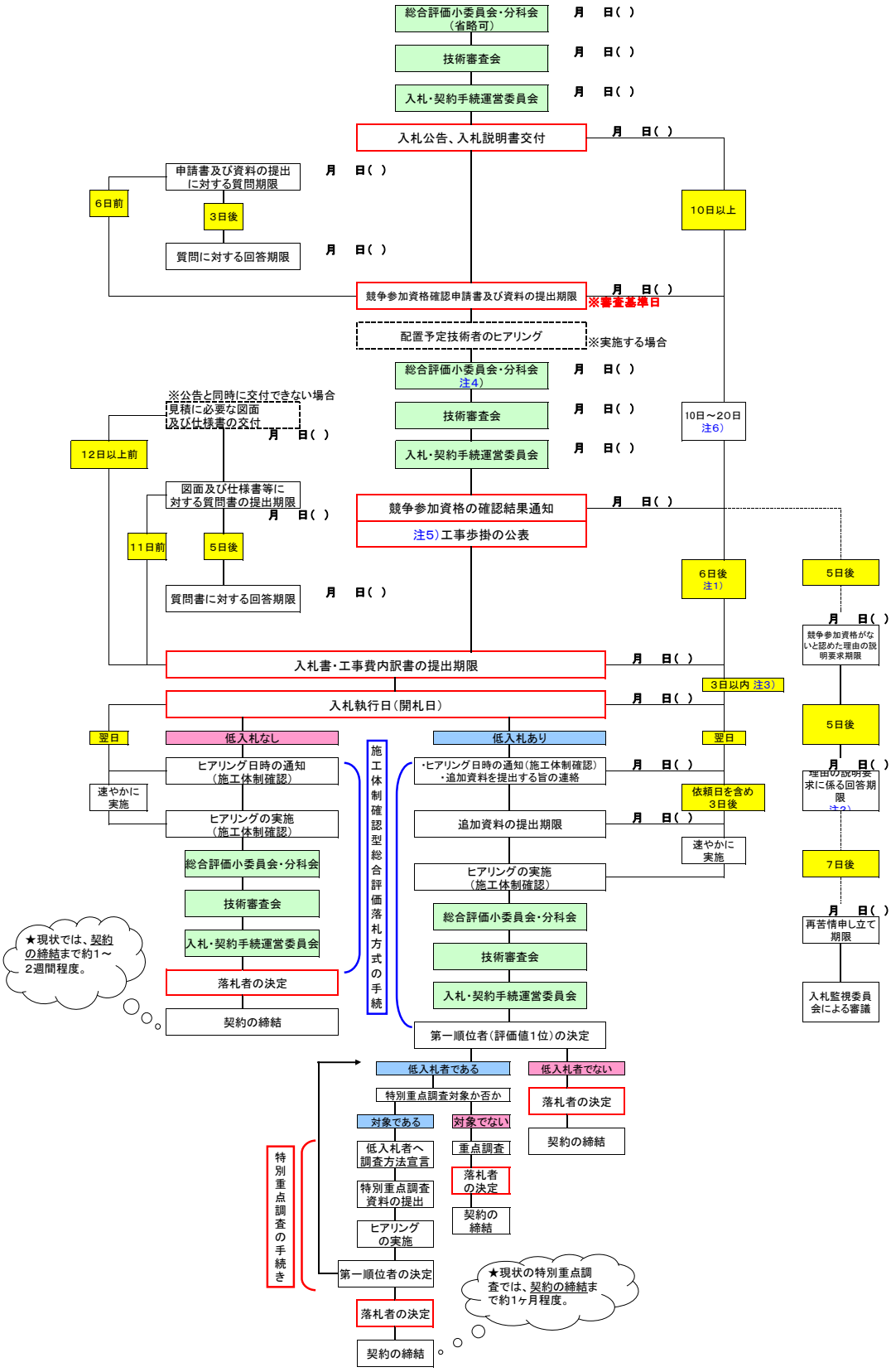


**※日数計算については、各手続きの翌日（○日前の場合は前日）から起算するものとする。（特別な記載のあるものは除く）**

**着色部分は、土曜、日曜及び祝日を含めずに、必要日数を確保すること。**
着色部分以外であっても、年末年始（12月29日～1月3日）及びお盆期間（毎年、契約課より事務連絡）は含めないこと。

□は、実施する場合。

注1）　競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合には、必要に応じて延期するものとする。
注2）　（分任）支出負担行為担当官は、回答内容を技術審査会及び入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
　　ただし、説明を求められた者に競争参加資格があると認める場合については技術審査会及び入札・契約運営委員会の議を経るものとする。
注3）　開札までの期間中、工事費内訳書（紙、電子データ）については、外部（無関係の職員を含む）に漏れることの無いよう、厳重な保管を行うこと。
注4）　簡易な施工計画が全て「可」と判断される場合は省略可能。「不可（欠格）」があった場合は事後報告とする。
注5）　対象歩掛を公表する場合。なお、対象歩掛は下記のとおり。
　　①局特別調査（建設物価調査会、経済調査会）結果により決定した歩掛
　　②施工実績のある業者に見積依頼、徴収して採用した歩掛
　　③地整独自の運用歩掛等を使用した歩掛
注6）　日数計算の結果、期限等が休日となった場合、受注者側の期限の場合は翌営業日（月曜日等）に後ろ倒し、発注者側の期限の場合は前営業日（金曜日等）に前倒しとする。
　　なお、連休等により次の手続きまでの期間が短期間又は長期間となるなど、発注手続きに影響を及ぼす場合は、上記によらず適宜調整すること。

# 施工能力評価型Ⅱ型のスケジュール

工事件名：〇〇〇〇工事

2025.8.1現在

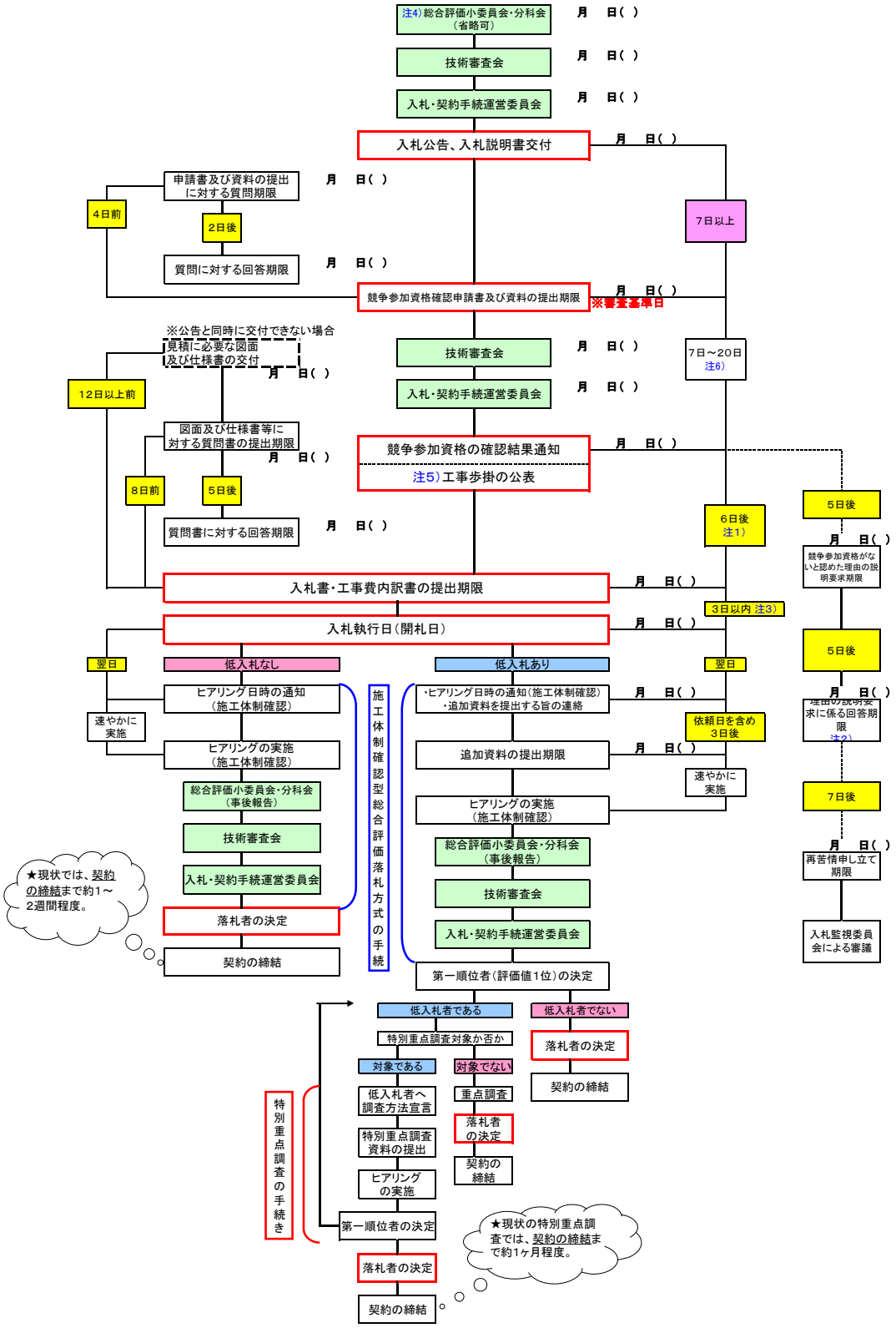


**※日数計算については、各手続きの翌日（〇日前の場合は前日）から起算するものとする。（特別な記載のあるものは除く）**

**着色部分は、土曜、日曜及び祝日を含めずに、必要日数を確保すること。**
着色部分以外であっても、年末年始（12月29日～1月3日）及びお盆期間（毎年、契約課より事務連絡）は含めないこと。

ピンクの着色箇所は、施工能力評価Ⅱ型のみに適用の日数（土日含む。）

は、実施する場合。

注1） 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合には、必要に応じて延期するものとする。
注2） （分任）支出負担行為担当官は、回答内容を技術審査会及び入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
ただし、説明を求められた者に競争参加資格があると認める場合については技術審査会及び入札・契約運営委員会の議を経るものとする。
注3） 開札までの期間中、工事費内訳書（紙、電子データ）については、外部（無関係の職員を含む）に漏れることの無いよう、厳重な保管を行うこと。
注4） 公告前の総合評価小委員会・分科会は、施工能力評価型Ⅱ型対象案件を一括し、施工計画を求めないことを説明する。
注5） 対象歩掛を公表する場合。なお、対象歩掛は下記のとおり。
①局特別調査（建設物価調査会、経済調査会）結果により決定した歩掛
②施工実績のある業者に見積依頼、徴収して採用した歩掛
③地整独自の運用歩掛等を使用した歩掛
注6） 日数計算の結果、期限等が休日となった場合、受注者側の期限の場合は翌営業日（月曜日等）に後ろ倒し、発注者側の期限の場合は前営業日（金曜日等）に前倒しとする。
なお、連休等により次の手続きまでの期間が短期間又は長期間となるなど、発注手続きに影響を及ぼす場合は、上記によらず適宜調整すること。

# 同時提出型 ［施工能力評価Ⅰ・Ⅱ型］のスケジュール

**工事件名：〇〇〇〇工事**

**2025.8.1現在**

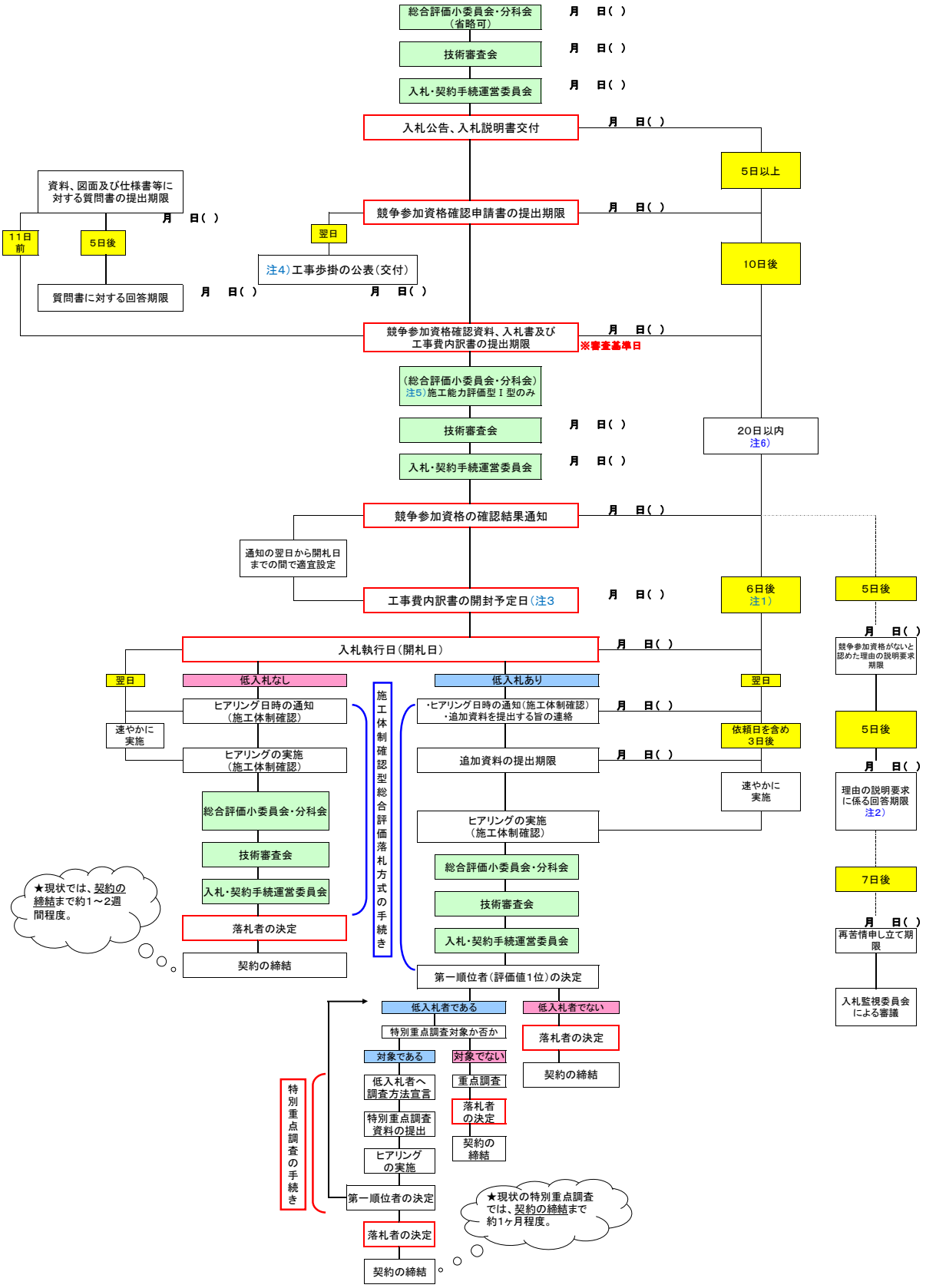


**※日数計算については、各手続きの翌日（〇日前の場合は前日）から起算するものとする。（特別な記載のあるものは除く）**

**着色部分は、土曜、日曜及び祝日を含めずに、必要日数を確保すること。**
着色部分以外であっても、年末年始（12月29日～1月3日）及びお盆期間（毎年、契約課より事務連絡）は含めないこと。

[ ]は、実施する場合。

注1） 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合には、必要に応じて延期するものとする。
注2） （分任）支出負担行為担当官は、回答内容を技術審査会及び入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
ただし、説明を求められた者に競争参加資格があると認める場合については技術審査会及び入札・契約運営委員会の議を経るものとする。
注3） 開札までの期間中、工事費内訳書（紙、電子データ）については、外部（無関係の職員を含む）に漏れることの無いよう、厳重な保管を行うこと。
注4） 対象歩掛を公表する場合。なお、対象歩掛は下記のとおり。
①局特別調査（建設物価調査会、経済調査会）結果により決定した歩掛
②施工実績のある業者に見積依頼、徴収して採用した歩掛
③地整独自の運用歩掛等を使用した歩掛
注5） 簡易な施工計画が全て「可」と判断される場合は省略可能。「不可（欠格）」があった場合は事後報告とする。
注6） 日数計算の結果、期限等が休日となった場合、受注者側の期限の場合は翌営業日（月曜日等）に後ろ倒し、発注者側の期限の場合は前営業日（金曜日等）に前倒しとする。
なお、連休等により次の手続きまでの期間が短期間又は長期間となるなど、発注手続きに影響を及ぼす場合は、上記によらず適宜調整すること。

# 見積活用方式のスケジュール［施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型］

工事件名：〇〇〇〇工事

2025.8.1現在

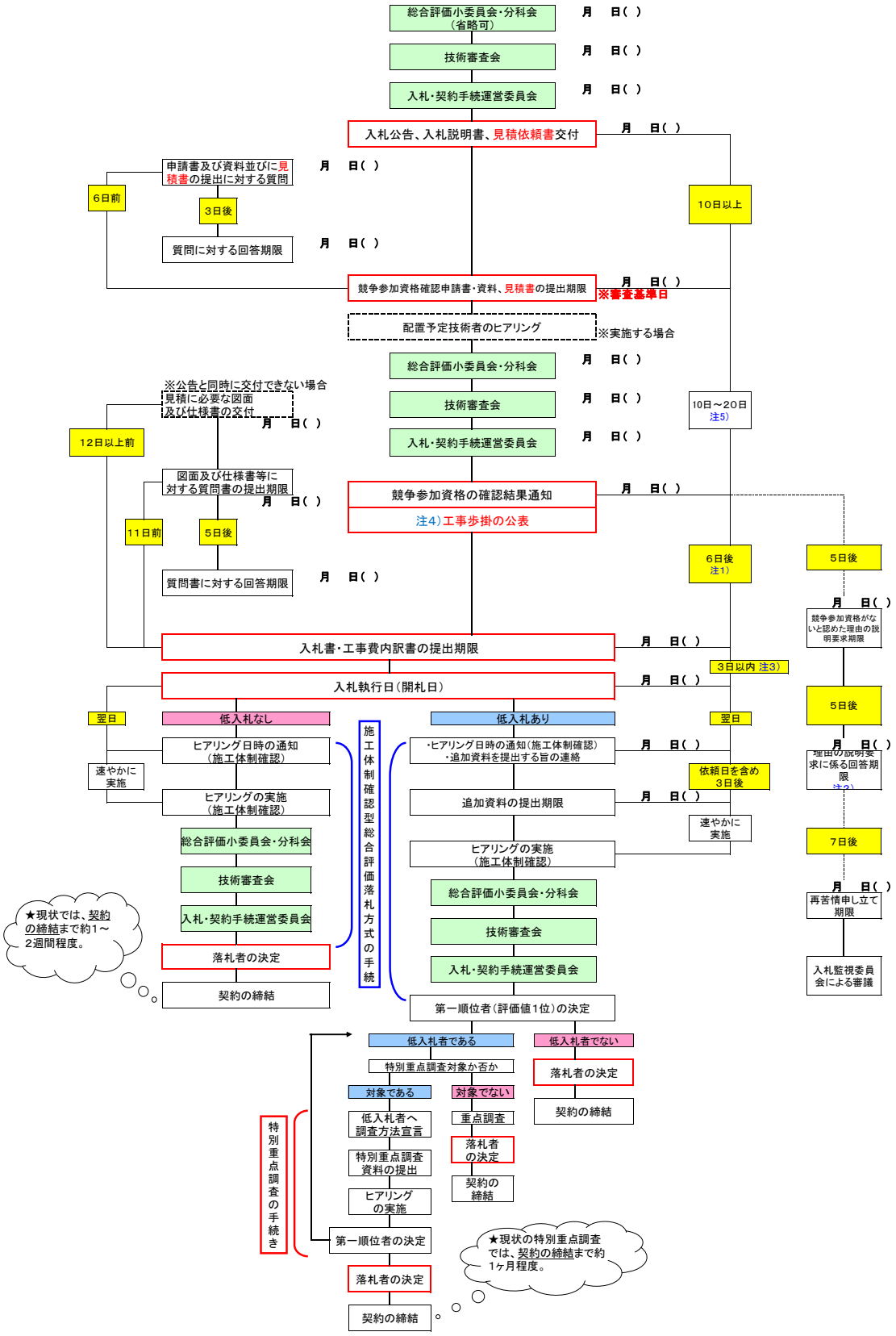


**※日数計算については、各手続きの翌日（〇日前の場合は前日）から起算するものとする。（特別な記載のあるものは除く）**

**着色部分は、土曜、日曜及び祝日を含めずに、必要日数を確保すること。**

着色部分以外であっても、年末年始（12月29日～1月3日）及びお盆期間（毎年、契約課より事務連絡）は含めないこと。

は、実施する場合。

注1） 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合には、必要に応じて延期するものとする。

注2） （分任）支出負担行為担当官は、回答内容を技術審査会及び入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
ただし、説明を求められた者に競争参加資格があると認める場合については技術審査会及び入札・契約運営委員会の議を経るものとする。

注3） 開札までの期間中、工事費内訳書（紙、電子データ）については、外部（無関係の職員を含む）に漏れることの無いよう、厳重な保管を行うこと。

注4） 対象歩掛を公表する場合。なお、対象歩掛は下記のとおり。
①局特別調査（建設物価調査会、経済調査会）結果により決定した歩掛
②施工実績のある業者に見積依頼、徴収して採用した歩掛
③地整独自の運用歩掛等を使用した歩掛
④見積活用方式の試行にて採用した歩掛、または、不採用通知

注5） 日数計算の結果、期限等が休日となった場合、受注者側の期限の場合は翌営業日（月曜日等）に後ろ倒し、発注者側の期限の場合は前営業日（金曜日等）に前倒しとする。
なお、連休等により次の手続きまでの期間が短期間又は長期間となるなど、発注手続きに影響を及ぼす場合は、上記によらず適宜調整すること。

# 同時提出型・見積活用方式のスケジュール［施工能力評価Ⅰ・Ⅱ型］

工事件名：〇〇〇〇工事

2025.8.1現在

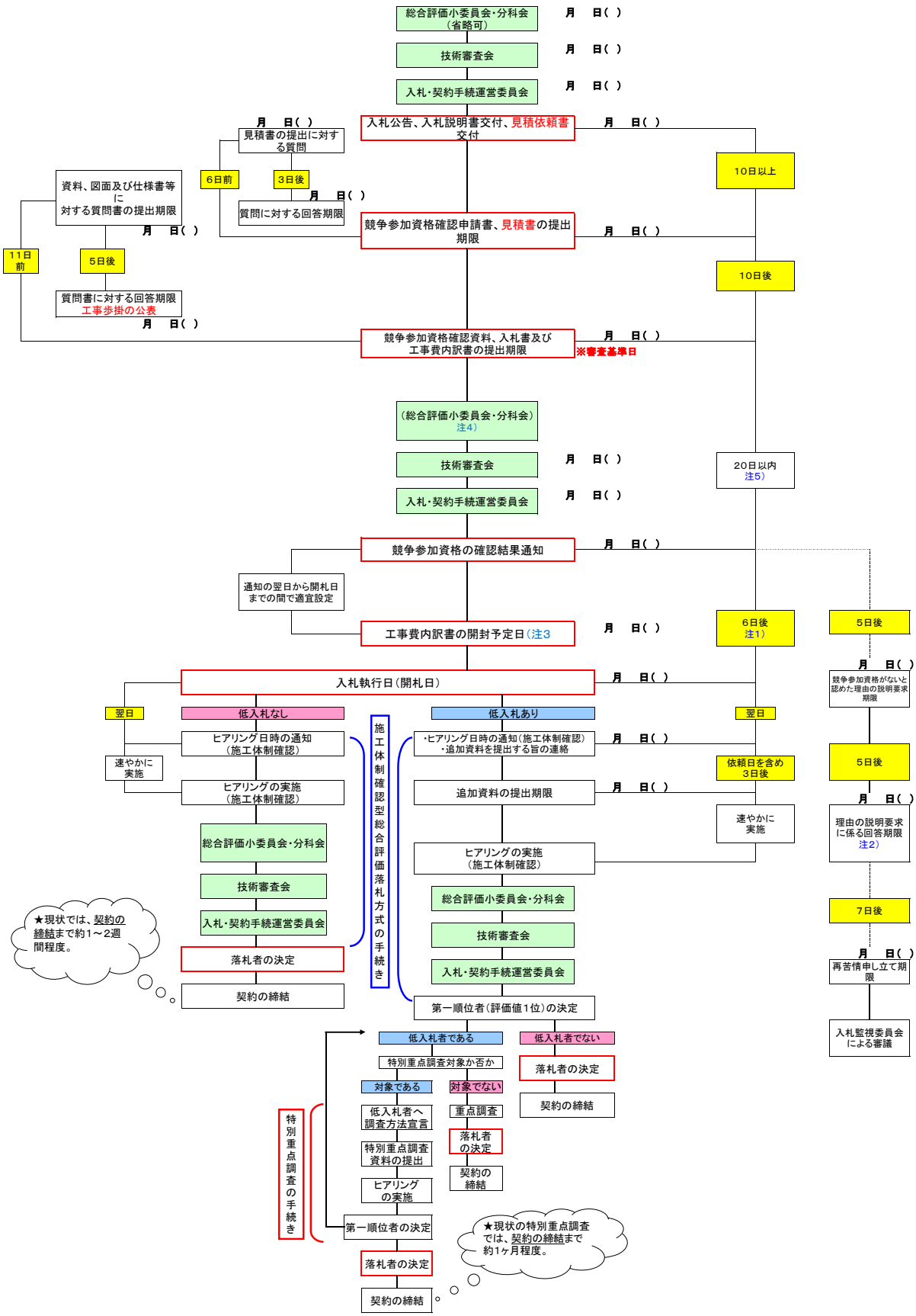


**※日数計算については、各手続きの翌日（〇日前の場合は前日）から起算するものとする。（特別な記載のあるものは除く）**

**着色部分は、土曜、日曜及び祝日を含めずに、必要日数を確保すること。**
着色部分以外であっても、年末年始（12月29日～1月3日）及びお盆期間（毎年、契約課より事務連絡）は含めないこと。

[ ]は、実施する場合。

注1） 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合には、必要に応じて延期するものとする。
注2） （分任）支出負担行為担当官は、回答内容を技術審査会及び入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
ただし、説明を求められた者に競争参加資格があると認める場合については技術審査会及び入札・契約運営委員会の議を経るものとする。
注3） 開札までの期間中、工事費内訳書（紙、電子データ）については、外部（無関係の職員を含む）に漏れることの無いよう、厳重な保管を行うこと。
注4） 簡易な施工計画が全て「可」と判断される場合は省略可能。「不可（欠格）」があった場合は事後報告とする。
注5） 日数計算の結果、期限等が休日となった場合、受注者側の期限の場合は翌営業日（月曜日等）に後ろ倒し、発注者側の期限の場合は前営業日（金曜日等）に前倒しとする。
なお、連休等により次の手続きまでの期間が短期間又は長期間となるなど、発注手続きに影響を及ぼす場合は、上記にならず適宜調整すること。

# 技術提案評価S型（WTO以外）のスケジュール

2025.8.1現在

工事件名：〇〇〇〇工事

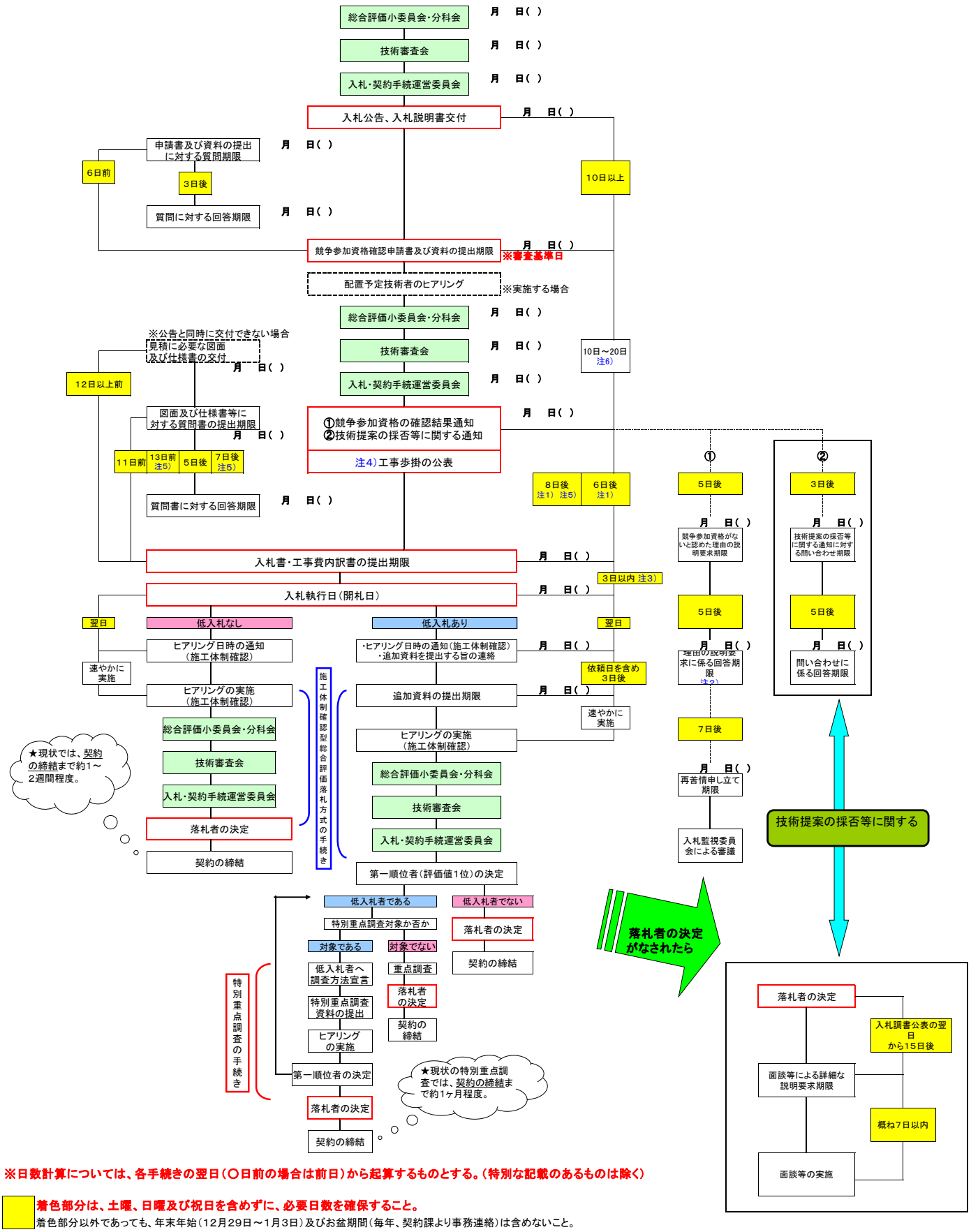


**※日数計算については、各手続きの翌日（〇日前の場合は前日）から起算するものとする。（特別な記載のあるものは除く）**

**着色部分は、土曜、日曜及び祝日を含めずに、必要日数を確保すること。**

着色部分以外であっても、年末年始（12月29日～1月3日）及びお盆期間（毎年、契約課より事務連絡）は含めないこと。

□は、実施する場合。

注1） 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合には、必要に応じて延期するものとする。

注2） （分任）支出負担行為担当官は、回答内容を技術審査会及び入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
ただし、説明を求められた者に競争参加資格があると認める場合については技術審査会及び入札・契約運営委員会の議を経るものとする。

注3） 開札までの期間中、工事費内訳書（紙、電子データ）については、外部（無関係の職員を含む）に漏れることの無いよう、厳重な保管を行うこと。

注4） 対象歩掛を公表する場合。なお、対象歩掛は下記のとおり。
①局特別調査（建設物価調査会、経済調査会）結果により決定した歩掛
②施工実績のある業者に見積依頼、徴収して採用した歩掛
③地整独自の運用歩掛等を使用した歩掛

注5） 多数の質問が想定され、当該質問への回答に日数を要すると判断される場合。

注6） 日数計算の結果、期限等が休日となった場合、受注者側の期限の場合は翌営業日（月曜日等）に後ろ倒し、発注者側の期限の場合は前営業日（金曜日等）に前倒しとする。
なお、連休等により次の手続きまでの期間が短期間又は長期間となるなど、発注手続きに影響を及ぼす場合は、上記によらず適宜調整すること。

# 技術提案評価S型（WTO）のスケジュール

※特定JVの参加を認める場合

2025.8.1現在

工事件名：〇〇〇〇工事

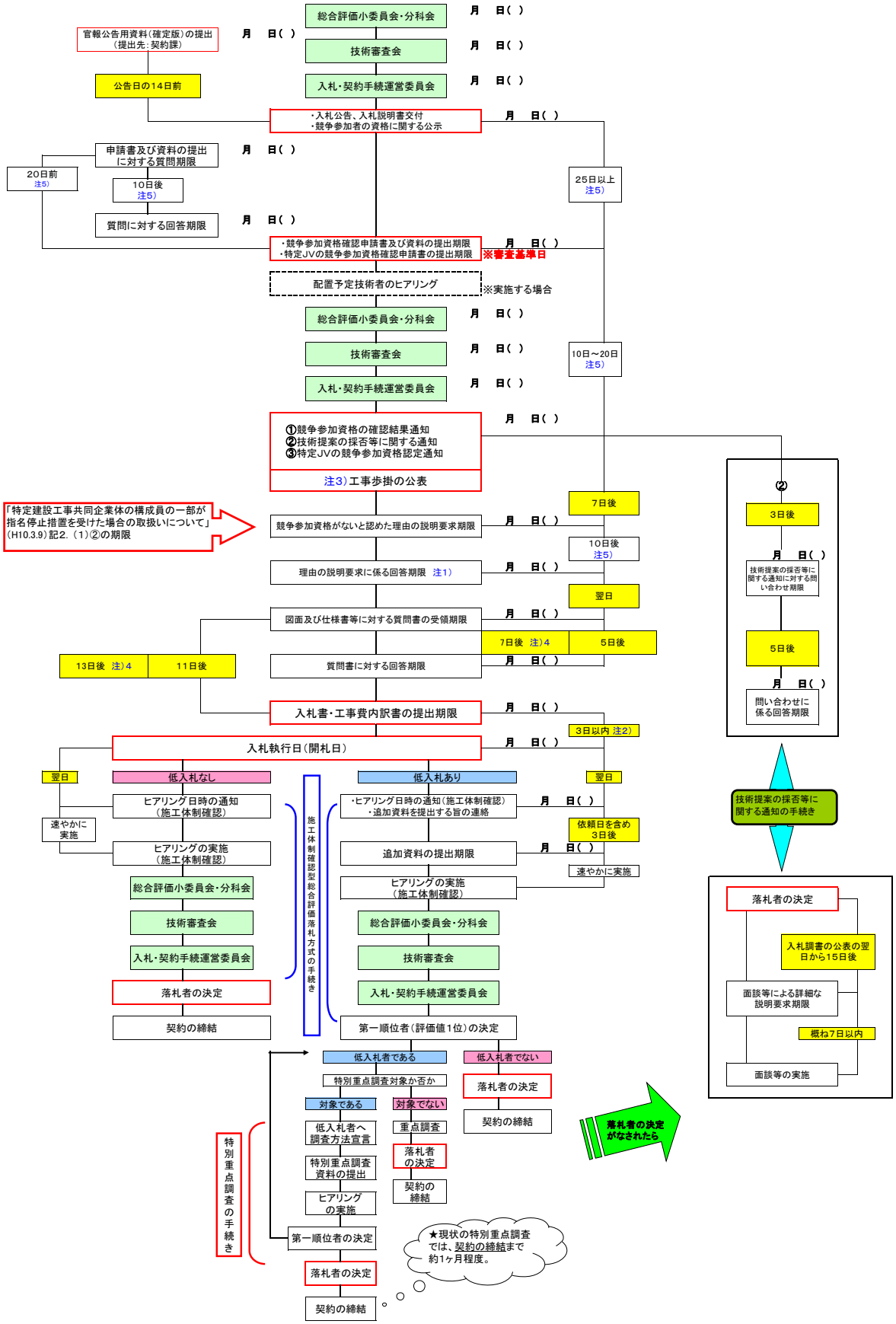


※日数計算については、各手続きの翌日（〇日前の場合は前日）から起算するものとする。（特別な記載のあるものは除く）

**着色部分は、土曜、日曜及び祝日を含めずに、必要日数を確保すること。**
着色部分以外であっても、年末年始（12月29日～1月3日）及びお盆期間（毎年、契約課より事務連絡）は含めないこと。

[ ]は、実施する場合。

注1）支出負担行為担当官は、回答内容を技術審査会及び入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
ただし、説明を求められた者に競争参加資格があると認める場合については技術審査会及び入札・契約運営委員会の議を経るものとする。

注2）開札までの期間中、工事費内訳書（紙、電子データ）については、外部（無関係の職員を含む）に漏れることの無いよう、厳重な保管を行うこと。

注3）対象歩掛を公表する場合。なお、対象歩掛は下記のとおり。
①局特別調査（建設物価調査会、経済調査会）結果により決定した歩掛
②施工実績のある業者に見積依頼、徴収して採用した歩掛
③地整独自の運用歩掛等を使用した歩掛

注4）多数の質問が想定され、当該質問への回答に日数を要すると判断される場合。

注5）日数計算の結果、期限等が休日となった場合、受注者側の期限の場合は翌営業日（月曜日等）に後ろ倒し、発注者側の期限の場合は前営業日（金曜日等）に前倒しとする。
なお、連休等により次の手続きまでの期間が短期間又は長期間となるなど、発注手続きに影響を及ぼす場合は、上記によらず適宜調整すること。

# 技術提案評価S型（WTO）のスケジュール

2025.8.1現在

工事件名：〇〇〇〇工事

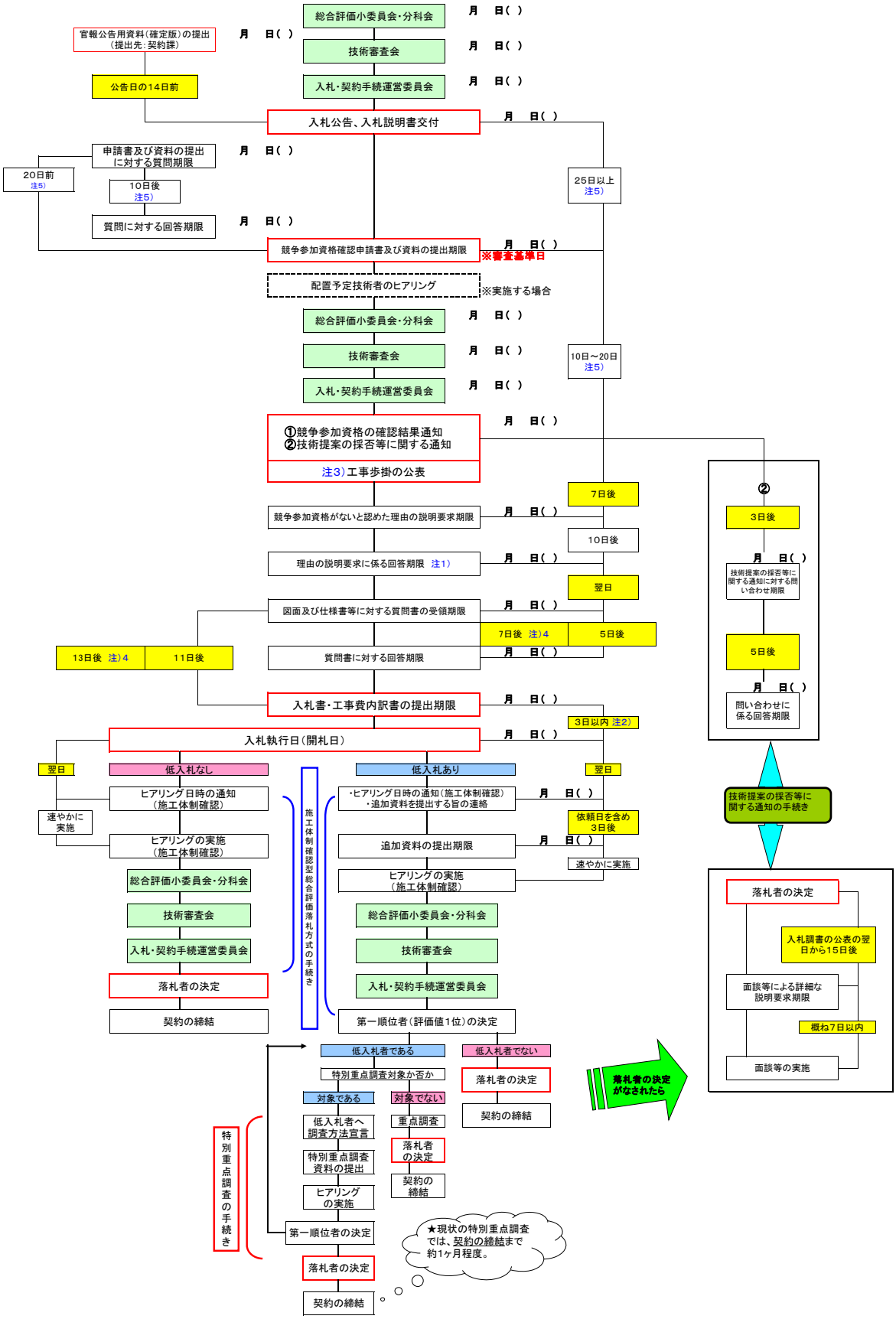


**※日数計算については、各手続きの翌日（〇日前の場合は前日）から起算するものとする。（特別な記載のあるものは除く）**

**着色部分は、土曜、日曜及び祝日を含めずに、必要日数を確保すること。**
着色部分以外であっても、年末年始（12月29日～1月3日）及びお盆期間（毎年、契約課より事務連絡）は含めないこと。

は、実施する場合。

注1） 支出負担行為担当官は、回答内容を技術審査会及び入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
ただし、説明を求められた者に競争参加資格があると認める場合については技術審査会及び入札・契約運営委員会の議を経るものとする。

注2） 開札までの期間中、工事費内訳書（紙、電子データ）については、外部（無関係の職員を含む）に漏れることの無いよう、厳重な保管を行うこと。

注3） 対象歩掛を公表する場合。なお、対象歩掛は下記のとおり。
①局特別調査（建設物価調査会、経済調査会）結果により決定した歩掛
②施工実績のある業者に見積依頼、徴収して採用した歩掛
③地整独自の運用歩掛等を使用した歩掛

注4） 多数の質問が想定され、当該質問への回答に日数を要すると判断される場合。

注5） 日数計算の結果、期限等が休日となった場合、受注者側の期限の場合は翌営業日（月曜日等）に後ろ倒し、発注者側の期限の場合は前営業日（金曜日等）に前倒しとする。
なお、連休等により次の手続きまでの期間が短期間又は長期間となるなど、発注手続きに影響を及ぼす場合は、上記によらず適宜調整すること。

巻末資料－２　参考資料

1. 地方整備局工事技術的難易度評価 ..... 1

2. 地方整備局営繕工事技術的難易度評価 ..... 6

3. 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年６月19 日一部改正） ..... 11

4. 関東地方整備局における総合評価等の委員会 ..... 27

4-1　関東地方整備局総合評価審査委員会規則 ..... 27

4-2　関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領 ..... 30

4-3　関東地方整備局総合評価審査委員会技術提案・交渉方式専門部会設置要領 ..... 32

4-4　事務所総合評価審査分科会にかかる構成及び運営について ..... 34

4-5　関東地方整備局入札・契約手続運営委員会設置要領 ..... 38

4-6　関東地方整備局入札時ＶＥ審査委員会設置要領 ..... 40

4-7　関東地方整備局技術審査会設置要領 ..... 42

## 1. 地方整備局工事技術的難易度評価

工事技術的難易度評価は、「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け　国官技第93号）、２．評定の方法、「二　要領第５第１項の「工事の技術的難易度」の評定は、別添２「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」によるものとする。」により、適切に評定すること。

別添２

地方整備局工事技術的難易度評価実施要領

（目　的）

第１　本要領は、「請負工事成績評定要領」（平成１３年３月３０日国官技第９２号。以下「評定要領」という。）第３第二号の工事の技術的難易度の評価に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２　工事の技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、評定要領第２に規定された対象工事のうち、地方整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、その他これらに類する工事とする。

（評価の時期）

第３　評価の時期は、工事の完成時とする。

（評価者）

第４　技術的難易度の評価を行う者（以下「評価者」という。）は、総括監督員とする。

（評価の方法）

第５　評価は、工事ごとに独立して、主任監督員及び技術検査官の意見を踏まえて、総括監督員が行うものとする。

２　工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第１「工事技術的難易度評価表」に記録するものとする。

３　前項の評価は、別紙－１の方法により行うものとする。

（評価結果の報告）

第６　事務所長は、評価者から工事技術的難易度評価表の提出がなされた後、速やかに地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

（評価結果の通知）

第７　局長（分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長）は、別添４「地方整備局工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。

別記様式第１

平成　　年　　月　　日作成
地方整備局　　工事事務所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 入札契約方式 | | | |
| 工事名 | | 契約金額（最終） | |
| 負担行為件名ｺｰﾄﾞ | | 工期（最終） | ～ |
| 請負業者名 | | CORINS登録番号 | 工事種別ｺｰﾄﾞ |

| 評価項目 | | | | 評価内容 |
|---|---|---|---|---|
| 大項目 | 評価 | 小項目 | 評価 | |
| １．構造物条件 | | ①規模 | | |
| | | ②形状 | | |
| | | ③その他 | | |
| ２．技術特性 | | ①工法等 | | |
| | | ②その他 | | |
| ３．自然条件 | | ①湧水・地下水 | | |
| | | ②軟弱地盤 | | |
| | | ③作業用道路・ヤード | | |
| | | ④気象・海象 | | |
| | | ⑤その他 | | |
| ４．社会条件 | | ①地中障害物 | | |
| | | ②近接施工 | | |
| | | ③騒音・振動 | | |
| | | ④水質汚濁 | | |
| | | ⑤作業用道路・ヤード | | |
| | | ⑥現道作業 | | |
| | | ⑦その他 | | |
| ５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性 | | ①他工区調整 | | |
| | | ②住民対応 | | |
| | | ③関係機関対応 | | |
| | | ④工程管理 | | |
| | | ⑤品質管理 | | |
| | | ⑥安全管理 | | |
| | | ⑦その他 | | |
| ６．特別考慮要因 | | － | | |
| 工事区分 | | | 技術的難易度評価 | |
| | | | 「易、やや難、難」評価 | |

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別紙－１

工事技術的難易度評価手順

１．工事技術的難易度評価表「別記様式第１」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順１　工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。

なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙－２「工事区分表」による。

手順２　小項目の評価

各小項目の評価は、別紙－３「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式第１に記入する。

手順３　大項目の評価

各大項目の評価は、手順２の各小項目ごとの評価結果から表－１の判定基準に基づき、大項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式第１に記入する。

| 大項目評価 | 小　項　目　評　価 |
|---|---|
| A | 対象大項目に対する各小項目にA判定が１つ以上ある。 |
| B | 対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が１つ以上あり、かつ、A判定がない。 |
| C | 対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。 |

表－１　大項目判定基準

手順４　工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－２の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第１に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が１つあり、かつ、B判定が３個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

| 「易、やや難、難」の　判　定 | 大　項　目　評　価 |
|---|---|
| 難 | ・大項目の評価にA判定が２つ以上ある。<br>・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が４個以上ある。<br>・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。 |
| やや難 | ・大項目の評価にB判定が１つ以上あり、かつA判定がない。<br>・大項目の評価にA判定が１つ以上あり、かつB判定が３個以下である。 |
| 易 | ・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。 |

表－２　「易、やや難、難」判定基準

手順５　工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙－４「工事区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「00002160～00002165」の評価を行い、別記様式第１に記録する。

別紙－２

| 事業分類 | 構造物分類 | 構造形式・工法分類 | 区分番号 |
|---|---|---|---|
| １．河川 | 1.1河川堤防 | | 1010 |
| | 1.2河川護岸 | | 1020 |
| | 1.3床止め・床固め | | 1030 |
| | 1.4堰・水門 | | 1040 |
| | 1.5樋門・樋管 | | 1050 |
| | 1.6水路ﾄﾝﾈﾙ | 1.6.1山岳ﾄﾝﾈﾙ工法 | 1061 |
| | | 1.6.2ｼｰﾙﾄﾞ工法 | 1062 |
| | | 1.6.3推進工法 | 1063 |
| | | 1.6.4開削工法 | 1064 |
| | 1.7伏せ越し | | 1070 |
| | 1.8揚排水機場 | | 1080 |
| | 1.9河川浚渫 | | 1090 |
| | 1.10河川維持管理<br>（補強・改築は含まない） | | 1100 |
| | 1.11その他 | | 1110 |
| ２．海岸 | 2.1海岸堤防 | | 2010 |
| | 2.2護岸 | | 2020 |
| | 2.3突堤・離岸堤 | | 2030 |
| | 2.4養浜 | | 2040 |
| | 2.5海岸浚渫 | | 2050 |
| | 2.6海岸維持管理<br>（補強・改築は含まない） | | 2060 |
| | 2.7その他 | | 2070 |
| ３．砂防<br>・地滑り | 3.1砂防ﾀﾞﾑ | | 3010 |
| | 3.2流路工 | | 3020 |
| | 3.3斜面対策<br>（地下水排除工、抑止杭工を含む） | | 3030 |
| | 3.4砂防維持管理<br>（補強・改築は含まない） | | 3040 |
| | 3.5その他 | | 3050 |
| ４．ﾀﾞﾑ | 4.1ﾀﾞﾑ<br>（転流ﾄﾝﾈﾙは、５．道路－5.1ﾄﾝﾈﾙで評価する。） | 4.1.1重力式ﾀﾞﾑ工事 | 4011 |
| | | 4.1.2ｱｰﾁ式ﾀﾞﾑ工事 | 4012 |
| | | 4.1.3ﾛｯｸﾌｨﾙﾀﾞﾑ工事 | 4013 |
| | | 4.1.4ｱｰｽﾀﾞﾑ工事 | 4014 |
| | | 4.1.5表面遮水壁ﾌｨﾙﾀﾞﾑ | 4015 |
| | | 4.1.6複合ﾀﾞﾑ工事 | 4016 |
| | | 4.1.7ﾀﾞﾑ維持管理<br>（補強・改築は含まない） | 4017 |
| | | 4.1.8その他 | 4018 |

| 事業分類 | 構造物分類 | 構造形式・工法分類 | 区分番号 |
|---|---|---|---|
| ５．道路 | 5.1ﾄﾝﾈﾙ | 5.1.1山岳ﾄﾝﾈﾙ工法 | 5011 |
| | | 5.1.2ｼｰﾙﾄﾞ工法 | 5012 |
| | | 5.1.3開削工法 | 5013 |
| | | 5.1.4沈埋工法 | 5014 |
| | 5.2共同溝 | 5.2.1ｼｰﾙﾄﾞ工法 | 5021 |
| | | 5.2.2推進工法 | 5022 |
| | | 5.2.3開削工法 | 5023 |
| | 5.3橋梁上部 | 5.3.1RC橋 | 5031 |
| | | 5.3.2PC橋 | 5032 |
| | | 5.3.3鋼橋 | 5033 |
| | | 5.3.4床版工（鋼橋） | 5034 |
| | 5.4橋梁下部 | 5.4.1RC橋脚・橋台 | 5041 |
| | | 5.4.2鋼製橋脚・橋台 | 5042 |
| | | 5.4.3合成構造橋脚・橋台 | 5043 |
| | 5.5舗装 | 5.5.1ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ舗装 | 5051 |
| | | 5.5.2ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 | 5052 |
| | | 5.5.3ﾌﾞﾛｯｸ舗装 | 5053 |
| | 5.6道路付属施設 | | 5060 |
| | 5.7切土工 | | 5070 |
| | 5.8盛土工 | | 5080 |
| | 5.9斜面安定・法面工 | | 5090 |
| | 5.10ｶﾙﾊﾞｰﾄ工 | | 5100 |
| | 5.11擁壁工 | | 5110 |
| | 5.12排水工 | | 5120 |
| | 5.13電線共同溝・CAB | | 5130 |
| | 5.14情報BOX | | 5140 |
| | 5.15ｼｪｯﾄﾞ | | 5150 |
| | 5.16道路維持管理<br>（補強・改築は含まない） | | 5160 |
| | 5.17その他 | | 5170 |
| ６．公園 | 6.1基盤整備 | | 6010 |
| | 6.2植栽 | | 6020 |
| | 6.3施設整備 | | 6030 |
| | 6.4ｸﾞﾗﾝﾄﾞ・ｺｰﾄ整備 | | 6040 |
| | 6.5自然育成 | | 6050 |
| | 6.6公園維持管理<br>（補強・改築は含まない） | | 6060 |
| | 6.7その他 | | 6070 |
| ７．その他 | 7.1その他 | | 7010 |

別紙－3

| 大項目 | 小項目 | 評価対象事項（代表的事項等） |
|---|---|---|
| 1. 構造物条件 | ①規模 | 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模 |
| | ②形状 | 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む) |
| | ③その他 | 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象 |
| 2. 技術特性 | ①工法等 | 工法、使用機械、使用材料等 |
| | ②その他 | 施工方法に関する技術提案等 |
| 3. 自然条件 | ①湧水・地下水 | 湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等 |
| | ②軟弱地盤 | 支持地盤の状況 |
| | ③作業用道路・ヤード | 河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約 |
| | ④気象・海象 | 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 |
| | ⑤その他 | 地すべり等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 |
| 4. 社会条件 | ①地中障害物 | 地下埋設物等の地中内の作業障害物 |
| | ②近接施工 | 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物 |
| | ③騒音・振動 | 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 |
| | ④水質汚濁 | 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 |
| | ⑤作業用道路・ヤード | 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約 |
| | ⑥現道作業 | 現道上での交通規制を伴う作業 |
| | ⑦その他 | 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 |
| 5. ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性 | ①他工区調整 | 隣接工区との工程調整 |
| | ②住民対応 | 近隣住民との対応 |
| | ③関係機関対応 | 関係行政機関・公益事業者等との調整 |
| | ④工程管理 | 工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む) |
| | ⑤品質管理 | 品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む) |
| | ⑥安全管理 | 高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業 |
| | ⑦その他 | 災害時の応急復旧等 |

［評価方法］

以下の3ランクの評価を行う。

A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」

B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

別紙－４

## 工事区分別工事難易度対応表

手順４の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。
なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合，難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

| 事業分類 | 工事区分（構造物分類･構造形式･工法分類） | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ | Ⅴ | Ⅵ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １．河川 | 河川堤防，河川護岸，床止め･床固め，河川浚渫，維持管理 | 易 | やや難 | 難 | | | |
| | 樋門･樋管，水路ﾄﾝﾈﾙ（推進工法），伏せ越し，揚排水機場 | | 易 | やや難 | 難 | | |
| | 堰･水門，水路ﾄﾝﾈﾙ（山岳ﾄﾝﾈﾙ工法，ｼｰﾙﾄﾞ工法，開削工法） | | | 易 | やや難 | 難 | |
| ２．海岸 | 海岸堤防，護岸，養浜，海岸浚渫，維持管理 | 易 | やや難 | 難 | | | |
| | 突堤･離岸堤 | | 易 | やや難 | 難 | | |
| ３．砂防･地滑り | 流路工，維持管理 | 易 | やや難 | 難 | | | |
| | 砂防ﾀﾞﾑ，斜面対策 | | 易 | やや難 | 難 | | |
| ４．ﾀﾞﾑ | 維持管理 | 易 | やや難 | 難 | | | |
| | 転流ﾄﾝﾈﾙ | | | 易 | やや難 | 難 | |
| | 堤体工 | | | | 易 | やや難 | 難 |
| ５．道路 | 舗装，道路付属施設，切土工，盛土工，斜面安定･法面工，ｶﾙﾊﾞｰﾄ工，擁壁工，排水工，情報BOX，ｼｪｯﾄﾞ，維持管理 | 易 | やや難 | 難 | | | |
| | 共同溝（推進工法，開削工法），橋梁上部工，橋梁下部工，電線共同溝・CAB | | 易 | やや難 | 難 | | |
| | ﾄﾝﾈﾙ（山岳ﾄﾝﾈﾙ工法，ｼｰﾙﾄﾞ工法，開削工法），共同溝（ｼｰﾙﾄﾞ工法） | | | 易 | やや難 | 難 | |
| | ﾄﾝﾈﾙ（沈埋工法） | | | | 易 | やや難 | 難 |
| ６．公園 | | 易 | やや難 | 難 | | | |

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

## 2. 地方整備局営繕工事技術的難易度評価

工事技術的難易度評価は、「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け　国官技第32号）、３．評定の方法、「二　要領第５第１項の「工事の技術的難易度」の評定は、別添２「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」によるものとする。」により、適切に評定すること。

別添２

地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領

（目　的）

第１　本要領は、「請負工事成績評定要領」（平成１３年３月３０日国官技第９２号。以下「評定要領」という。）第３第二号の工事の技術的難易度の評価に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２　工事の技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、評定要領第２に規定された対象工事のうち、地方整備局が発注する、営繕工事とする。

（評価の時期）

第３　評価の時期は、工事の完成時とする。

（評価者）

第４　技術的難易度の評価を行う者（以下「評価者」という。）は、総括技術評価官とする。

（評価の方法）

第５　評価は、工事ごとに独立して行うものとする。

２　工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第１－１及び１－２「工事技術的難易度評価表」に記録するものとする。

３　前項の評価は、別紙－１の方法により行うものとする。

（評価の報告）

第６　事務所長は、評価者から工事技術的難易度評価表の提出がなされた後、速やかに地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

（評価結果の通知）

第７　局長（分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長）は、別添３地方整備局営繕工事成績評定通知実施要領の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。

別記様式１－１

# 工事技術的難易度評価表（建築）

令和　　年　　月　　日作成

地方整備局　　事務所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名 | | 契約金額(最終) | |
| 請負業者名 | | 工期(最終) | ～ |

| 評価項目 | | | | 評価内容 |
|---|---|---|---|---|
| 大項目 | 評価 | 小項目 | 評価 | |
| １．建物条件 | | ①規模 | | |
| | | ②構造 | | |
| | | ③形状 | | |
| | | ④その他 | | |
| ２．技術特性 | | ①工法等 | | |
| | | ②その他 | | |
| ３．自然条件 | | ①支持地盤 | | |
| | | ②山留め・止水 | | |
| | | ③気象・海象 | | |
| | | ④その他 | | |
| ４．社会条件 | | ①仮設条件 | | |
| | | ②地中障害物 | | |
| | | ③近接施工 | | |
| | | ④騒音・振動 | | |
| | | ⑤水質汚濁 | | |
| | | ⑥その他 | | |
| ５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性 | | ①他工区調整 | | |
| | | ②住民対応 | | |
| | | ③関係機関対応 | | |
| | | ④工程管理 | | |
| | | ⑤品質管理 | | |
| | | ⑥安全管理 | | |
| | | ⑦その他 | | |
| ６．特別考慮要因 | | － | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建物機能 | | 技術的難易度評価 | |
| | | 「易、やや難、難」評価 | |

※評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式１－２

# 工事技術的難易度評価表（設備）

令和　　年　　月　　日作成

地方整備局　　事務所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名 | | 契約金額（最終） | |
| 請負業者名 | | 工期(最終) | ～ |

| 評価項目 | | | | 評価内容 |
|---|---|---|---|---|
| 大項目 | 評価 | 小項目 | 評価 | |
| １．設備システム種別条件＊1 | | ①システム種別 | | |
| | | ②システム規模 | | |
| | | ③その他 | | |
| ２．技術特性 | | ①工法等 | | |
| | | ②その他 | | |
| ３．設備システム複合条件 | | ①ｼｽﾃﾑ間複合度 | | |
| | | ②ｼｽﾃﾑ複雑度 | | |
| | | ③その他 | | |
| ４．社会条件 | | ①仮設条件 | | |
| | | ②地中障害物 | | |
| | | ③近接施工 | | |
| | | ④騒音・振動 | | |
| | | ⑤水質汚濁 | | |
| | | ⑥その他 | | |
| ５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性 | | ①他工区調整 | | |
| | | ②住民対応 | | |
| | | ③関係機関対応 | | |
| | | ④工程管理 | | |
| | | ⑤品質管理 | | |
| | | ⑥安全管理 | | |
| | | ⑦その他 | | |
| ６．特別考慮要因 | | － | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建物機能 | | 技術的難易度評価 | |
| | | 「易、やや難、難」評価 | |

※評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

注）＊１：照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

別紙－１
工事技術的難易度評価手順

１．工事技術的難易度評価表「別記様式第１－１及び１－２」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順１　建物機能
評価対象工事に含まれる最も工事難易度の高い建物機能で評価する。

手順２　小項目の評価
各小項目の評価は、別紙２－１及び２－２「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式第１－１及び１－２に記入する。

手順３　大項目の評価
各大項目の評価は、手順２の各小項目ごとの評価結果から表－１の判定基準に基づき、大項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式第１－１及び１－２に記入する。

表－１　大項目判定基準

| 大項目評価 | 小　項　目　評　価 |
|---|---|
| A | 対象大項目に対する各小項目にＡ判定が１つ以上ある。 |
| B | 対象大項目に対応する各小項目評価にＢ判定が１つ以上あり、かつ、Ａ判定がない。 |
| C | 対象大項目に対応する各小項目にＡ、若しくはＢ判定がない。 |

「特別考慮要因」とは新工法の採用、超大規模建物、大規模地震災害後の緊急復旧等、とりわけ難度の高い条件の場合をいう。

手順４　工事の技術的難易度判定
工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－２の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。
なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第１－１及び１－２に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のＡ、Ｂの判定も数に含めるものとする。
また、判定にあたっては、大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつ、Ｂ判定が３個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、Ａ判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表－２　「易、やや難、難」判定基準

| 「易、やや難、難」の　判　定 | 大　項　目　評　価 |
|---|---|
| 難 | ・大項目の評価にＡ判定が２つ以上ある。<br>・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が４個以上ある。<br>・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が３個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。 |
| やや難 | ・大項目の評価にＢ判定が１つ以上あり、かつＡ判定がない<br>・大項目の評価にＡ判定が１つ以上あり、かつＢ判定が３個以下である。 |
| 易 | ・大項目の評価にＡ若しくは、Ｂ判定項目がない。 |

手順５　工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から工事難易度評価方法（別紙３）により評価を行い、工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」を別記様式第１－１及び１－２に記入する。

別紙２－１

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（建築）

| 大項目 | 小項目 | 評価対象事項（代表的事項） |
|---|---|---|
| １．建物条件 | ①規模 | 建物の面積 |
| | ②構造 | 建物の構造種別、特殊構造 |
| | ③形状 | 建物の形状の複雑さ |
| | ④その他 | 建物構造の補強等、特殊な工事対象等 |
| ２．技術特性 | ①工法等 | 建物の総階数、工法、使用材料等 |
| | ②その他 | 施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮 |
| ３．自然条件 | ①支持地盤 | 地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤の影響等 |
| | ②山留め・止水 | 湧水の発生、掘削作業時等に対する地下水位の影響等 |
| | ③気象・海象 | 施工の制約を受ける特殊な気象・海象条件 |
| | ④その他 | 地すべり等の地質条件等、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等 |
| ４．社会条件 | ①仮設条件 | 工事用道路、作業スペース等の制約 |
| | ②地中障害物 | 地下埋設物等の地中内の作業障害物 |
| | ③近接施工 | 工事に影響する架空線・建物等の近接物 |
| | ④騒音・振動 | 周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮 |
| | ⑤水質汚濁 | 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 |
| | ⑥その他 | ガス・上下水道・電力通信線路等の移設、電波障害対策 |
| ５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性 | ①他工区調整 | 近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、設備工事は含まない）との工程調整 |
| | ②住民対応 | 近隣住民との対応 |
| | ③関係機関対応 | 関係行政機関等との調整 |
| | ④工程管理 | 工期・工程の制約への対応 |
| | ⑤品質管理 | 品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応等を含む） |
| | ⑥安全管理 | 高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止 |
| | ⑦その他 | 災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等 |

［評価方法］
以下の３ランクの評価を行う。
Ａ： 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
Ｂ： 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
Ｃ： 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

別紙２－２

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（設備）

| 大項目 | 小項目 | 評価対象事項（代表的事項） |
|---|---|---|
| 1.設備システム種別条件＊1 | ①システム種別 | システムのレベル |
| | ②システム規模 | システムの規模 |
| | ③その他 | 既存システムへの影響度 |
| ２．技術特性 | ①工法等 | 建物の総階数、特殊なシステム、工法、使用材料等 |
| | ②その他 | 施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮 |
| 3.設備システム複合条件 | ①システム間複合度 | システムの多さと複合度合 |
| | ②システム複雑度 | 重要システムの複雑さ |
| | ③その他 | システム間の調整の複雑さ、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等 |
| ４．社会条件 | ①仮設条件 | 工事用道路、作業スペース等の制約 |
| | ②地中障害物 | 地下埋設物等の地中内の作業障害物 |
| | ③近接施工 | 工事に影響する架空線・建物等の近接物 |
| | ④騒音・振動 | 周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮 |
| | ⑤水質汚濁 | 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 |
| | ⑥その他 | ガス・上下水道・電力通信線路等の移設、電波障害対策 |
| ５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性 | ①他工区調整 | 近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、建築・電気（機械）設備工事は含まない）との工程調整 |
| | ②住民対応 | 近隣住民との対応 |
| | ③関係機関対応 | 関係行政機関等との調整 |
| | ④工程管理 | 工期・行程の制約への対応 |
| | ⑤品質管理 | 品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応等を含む） |
| | ⑥安全管理 | 高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止 |
| | ⑦その他 | 災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等 |

［評価方法］
以下の３ランクの評価を行う。
Ａ： 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
Ｂ： 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
Ｃ： 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

注）＊１：照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

## 3. 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年６月19日一部改正）

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

（平成１７年３月３１日法律第１８号）
（平成２６年６月４日一部改正）
（令和元年６月１４日一部改正）
（令和６年６月１９日一部改正）

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本方針等（第九条―第十一条）
第三章　多様な入札及び契約の方法等
第一節　競争参加者の技術的能力の審査等（第十二条・第十三条）
第二節　多様な入札及び契約の方法（第十四条―第二十一条）
第三節　発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第二十二条―第二十五条）
第四章　公共工事の品質確保のための基盤の整備等（第二十六条―第三十二条）
附則

### 第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律　（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

2　この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊方針等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）をいう。

（基本理念）

第三条　公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2　公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3　公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4　公共工事の品質は、公共工事等の発注者（以下単に「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5　公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならない。

6　公共工事の品質は、公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

7　公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

8　公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本

の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等（以下「災害応急対策工事等」という。）が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

9　公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請け契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項及び第二十七条第一項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工事又は調査等の履行期（以下、「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他労働条件、安全衛生その他労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

10　公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事等の適正な実施が確保されることにより、公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

11　公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

12　公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

13　公共工事の品質確保に当たっては、踏査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三

十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の活用（当該各段階におけるデータ（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。）の適切な引継ぎ及び多用かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を含む。以下同じ。）等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

14　公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化（脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。第七条第一項第二号において同じ。）に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮されなければならない。

15　公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国及び地方公共団体の相互の連携及び協力）

第六条　国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（発注者等の責務）

第七条　発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作

成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一　公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工事等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二　価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

三　入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

四　災害時においては、手続きの透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあっては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

五　その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な

措置を講ずること。

六　公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

七　地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

八　地域における公共工事の品質確保の担い手がその地域で十分に普及していない技術を円滑に習得することができるよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、当該技術を有する民間事業者と当該地域の民間事業者との連携及び技術的な協力のために必要な措置を講ずること。

九　災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。

十　地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第十二号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

十一　公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

十二　設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計

図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

十三　公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定めの適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

十四　公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、積極的な情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

十五　必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2　発注者は、公共工事の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3　発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るように努めなければならない。

4　発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。

5　発注者は、災害応急対策工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体（第二十六条及び第三十一条において単に「建設業者団体」という。）その他の者との災害応急対策工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

6　発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

7　国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的または包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条　受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

2　公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3　公共工事等を実施する者（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

4　公共工事等を実施する者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

5　前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

## 第二章　基本方針等

（基本方針）

第九条　政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二　公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

３　基本方針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

４　政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本方針に基づく責務）

第十条　各省各庁の長（財政法第二十条第二項 に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法 （平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力体制）

第十一条　政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第三章　多様な入札及び契約の方法等

### 第一節　競争参加者の技術的能力の審査等

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十二条　発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事等の経験、施工状況等の評価、当該公共工事等に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査し

なければならない。

（競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等）

第十三条　発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、当該公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事等の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節　多様な入札及び契約の方法

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条　発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者等の技術提案を求める方式）

第十五条　発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

３　発注者は、競争に付された公共工事等につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

４　発注者は、競争に付された公共工事等を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

５　発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条 から第八条 までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公

共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りでない。

6　発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7　第二項から第五項まで（同項ただし書を除く。）の規定は、前項に規定する場合において、技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは「競争に付されなかった公共工事に関する調査等」と、第五項中「落札者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

（段階的選抜方式）

第十六条　発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術又は調査等の技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

（技術提案の改善）

第十七条　発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2　第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

（技術提案の審査及び価格等の交渉による方式）

第十八条　発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2　発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3　発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

（高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格）

第十九条　発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

（地域における社会資本の維持管理に資する方式）

第二十条　発注者は、公共工事等の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

一　工期等が複数年度にわたる公共工事等を一の契約により発注する方式

二　複数の公共工事等を一の契約により発注する方式

三　複数の建設業者等により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

（競争が存在しないことの確認による方式）

第二十一条　発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

第三節　発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用）

第二十二条　発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすること、職員の不足その他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

２　発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

３　第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。

４　国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

５　国及び当道府県は、発注者が発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（発注関係事務の実施に関する助言等）

第二十三条　国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならない。

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十四条　国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発

注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

（国の援助）

第二十五条　国は、第二十二条第四項及び第五項並びに前二条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第四章　公共工事の品質確保のための基盤の整備等

（職業訓練実施者に対する支援等）

第二十六条　国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条　国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下この項及び次項において「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

２　国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日が与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。

３　国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（民間事業者等による研究開発の促進）

第二十八条　国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、第十八条第一項の契約の方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならない。

２　国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようにするため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならない。

（研究開発の安定的な推進）

第二十九条　国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体の関係部局の連携）

第三十条　地方公共団体は、公共工事等の実施の時期の平準化を図るための措置に関する施策その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施に当たっては、公共工事等の入札及び契約に関する業務を担当する部局、公共工事等の実施に関する業務を担当する部局、財政に関する業務を担当する部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めなければならない。

（国民の関心及び理解の増進）

第三十一条　国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）

第三十二条　国は、公共工事に関する調査等及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して、これらに係る資格等の評価及び資格等に係る制度の運用の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（検討）

２　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二六年六月四日法律第五六号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

２　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

２　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理　由

公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備、適正な工期等による請負契約の締結、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等について定めるとともに、公共工事に関する調査等の位置付けを改める等の必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

## 4. 関東地方整備局における総合評価等の委員会

### 4-1 関東地方整備局総合評価審査委員会規則

関東地方整備局総合評価審査委員会規則を次のように定める

平成１７年９月２８日
平成１８年５月２６日
平成２０年２月　８日
平成２１年３月２４日
平成２３年６月　１日
最終改定　令和　５年２月２８日

関東地方整備局長

関東地方整備局総合評価審査委員会規則

（趣　旨）

第１条　「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号）第８条第１項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定）第２の３、７に基づき、関東地方整備局が発注する工事、建設コンサルタント業務等及び役務の提供等（以下、「工事等」という。）に関し、工事の総合評価落札方式及び技術提案・交渉方式、建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式並びに役務の提供等の総合評価方式及び企画競争（以下、「総合評価方式等」という。）における競争参加者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、関東地方整備局総合評価審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（委員会の事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

一　工事等における総合評価方式等の実施方針に関すること。

二　工事等における総合評価方式等の技術提案の共通する評価方法（評価項目、評価基準及び得点配分等）に関すること

三　工事等の個別の評価方法に関すること。

四　工事等における総合評価方式等の技術提案の審査・評価に関すること。

五　工事の総合評価落札方式における技術提案に基づいて予定価格を作成する場合の予定価格の作成方法や考え方に関すること。

六　工事の総合評価落札方式における落札者決定の考え方に関すること。

七　工事等の技術提案･交渉方式の適用の可否及び価格等の交渉段階における交渉の合意内容及び予定価格の算定の考え方などに関すること。

（委員会の委員等及び任期等）

第３条　委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。

２　委員会は、委員１１人以内で組織する。

３　委員会に、専門の部門に関して意見の聴取等必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識経験を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。

４　委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）の任期は、２年とする。

５　委員等は、再任することができる。

６　委員等は、非常勤とする。

７　委員等の氏名及び職業は、公表するものとする。

（委員長）

第４条　委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第５条　委員会は、委員長が招集し、原則として毎年度１回開催するほか、必要に応じ委員長が招集するものとする。

２　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

３　委員会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

（小委員会等の設置）

第６条　委員会に、次の表の左欄に掲げる小委員会及び分科会及び専門部会（以下、「小委員会等」という。）を置き、これらの小委員会等の事務は、委員会の事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 名　　称 | 事　　務 |
|---|---|
| 総合評価審査小委員会 | 工事等の本官契約（分任官契約を除く契約）に係る第２条三号から六号の事務 |

| | |
|---|---|
| 総合評価審査分科会 | 工事等の分任官契約（会計法第１３条第５項に規定する分任支出負担行為担当官が行う契約をいう。）に係る第２条三号から六号の事務 |
| 技術提案・交渉方式専門部会 | 工事等の技術提案・交渉方式に係る第２条三号、四号、七号の事務 |

２　委員会は、小委員会等の審議をもって委員会の審議とすることができる。

３　小委員会等の構成及び運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

（委員の除斥）

第７条　委員等は、第２条二号から七号の事務に関しては、自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（秘密を守る義務）

第８条　委員等は、第２条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員会の庶務）

第９条　委員会の庶務は、企画部技術調査課及び港湾空港部品質確保室において処理する。

（雑則）

第１０条　この規則に定めるものの他、本委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

附　則

（施行時期）

本規則は、平成１７年９月２８日から適用する。

附　則

（施行時期）

本規則は、平成１８年５月２６日から適用する。

附　則

（施行時期）

本規則は、平成２０年２月８日から適用する。

附　則

（施行時期）

本規則は、平成２１年３月２４日から適用する。

附　則

（施行時期）

本規則は、平成２３年６月１日から適用する。

附　則

（施行時期）

本規則は、令和５年２月２８日から適用する。

## 4-2 関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領

関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領

関東地方整備局総合評価審査委員会規則（以下、「規則」という。）第６条第３項に基づき、関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領（以下、「本要領」という。）について次のように定める。

平成１８年　７月　７日
平成１８年　９月１３日（改定）
平成１９年　４月　２日（改定）
平成２０年　２月　８日（改定）
平成２１年　５月　７日（改定）
平成２３年　７月　５日（改定）
平成２５年　５月２４日（改定）
令和　５年　７月１３日（改定）

関東地方整備局長

第一　構　　成

規則第６条に規定された総合評価審査小委員会は、第一小委員会及び第二小委員会（以下、「小委員会」という。）により構成し、小委員会に部会を置く。

第二　審議事項

１　小委員会は、規則第６条第１項に定める総合評価審査小委員会に係る事務（以下、「小委員会事務」という。）を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。

２　第一小委員会は、小委員会事務のうち、地方整備局組織規則（平成１３年国土交通省令第２１号）第２条第３項に規定する港湾空港関係事務を除く事項に関する審議を行うものとする。

３　第二小委員会は、小委員会事務のうち、港湾空港関係事務に係る事項に関する審議を行うものとする。

４　小委員会は、部会において小委員会事務を行わせることができるものとする。

５　小委員会において規則第６条第１項に定める総合評価審査分科会に係る事務を審議することを妨げないものとする。

第三　小委員会の委員

１　小委員会の委員は、関東地方整備局総合評価審査委員会（以下、「審査

委員会」という。）の委員及び専門委員（以下、「審査会委員」という。）並びに中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる下記の者のうちから、関東地方整備局長（第二小委員会については副局長）が委嘱する者（以下、「品確技術者委員」という。）をあてる。

一．一般社団法人全日本建設技術協会が定める資格「公共工事品質確保技術者（Ｉ）」に合格し、資格登録を行っている者または一般社団法人公共建築協会が定める「公共建築工事品質確保技術者（Ｉ）」に合格し、資格登録を行っている者。

二．その他、局長が品質確保技術者としてふさわしいと認めた者。

２　小委員会は、別紙委員により組織する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、品確技術者委員の任期は、１年とする。

４　委員は、再任することができる。

５　委員は、非常勤とする。

６　委員の氏名等は、公表するものとする。

第四　小委員長及び部会長

１　第一小委員会及び第二小委員会には、それぞれ小委員長を置き、小委員長は、審査会委員の互選によりこれを定める。

２　小委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

３　部会には、部会長を置き、部会長には、部会開催毎に審査会委員をあてる。なお、審査会委員が２名以上出席している場合は当該委員の協議により部会長を定める。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

第五　会　　議

１　小委員会は、必要に応じ開催するものとする。

２　小委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

３　部会は、適宜開催するものとする。

４　部会の開催は、審査会委員を１名以上含む委員２名以上の出席を必要とする。

５　小委員会及び部会は、非公開とする。

第六　委員の除斥

１　委員は、審議事項に関して、自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

２　委員は、審議事項に関して、受注の機会又は利害関係に関する個別案件の議事に加わることはできない。

第七　品確技術者委員の委嘱取り消し

局長は、品確技術者委員に対して法令の遵守及び秘密の保持を確保できないと認められた場合等委員としてふさわしくないと判断した場合、委嘱を取り消すことができる。

なお、委嘱を取り消す場合は、本人に理由を付し通知するものとする。

第八　秘密を守る義務

委員は、小委員会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第九　庶務

第一小委員会の庶務は、企画部技術調査課、技術管理課及び企画課において処理するものとし、第二小委員会の庶務は、港湾空港部品質確保室において処理するものとする。

雑　　則

本要領に定めるものの他、小委員会の運営に必要な事項は、小委員会に諮って定めるものとする。

附　　則

１　この設置要領は、平成２５年　５月　２４日から適用する。

## 4-3 関東地方整備局総合評価審査委員会技術提案・交渉方式専門部会設置要領

関東地方整備局総合評価審査委員会
技術提案・交渉方式専門部会設置要領

関東地方整備局総合評価審査委員会規則（以下、「規則」という。）第６条第３項に基づき、関東地方整備局総合評価審査委員会技術提案・交渉方式専門部会設置要領（以下、「本要領」という。）について次のように定める。

令和　５年　２月２８日

関東地方整備局長

第一　構　　成

規則第６条に規定された技術提案・交渉方式専門部会は、技術提案・交渉方式での個別発注手続き工事案件毎に専門部会を置く。

第二　審議事項

技術提案・交渉方式専門部会は、規則第６条第１項に定める技術提案・交渉方式専門部会に係る事務（以下、「技術提案・交渉方式専門部会事務」という。）を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。

第三　技術提案・交渉方式専門部会の委員

1　技術提案・交渉方式専門部会の委員は、関東地方整備局総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員及び専門委員（以下、「審査会委員」という。）をあてる。

2　技術提案・交渉方式専門部会は、個別発注手続き工事案件毎に審査会委員より３名以上選出し、組織する。

3　技術提案・交渉方式専門部会の委員の任期は、当該個別発注手続き工事案件の意見等を聴取する期間とする。

4　技術提案・交渉方式専門部会の委員は、非常勤とする。

5　技術提案・交渉方式専門部会の委員の氏名等は、公表するものとする。

第四　技術提案・交渉方式専門部会長

1　技術提案・交渉方式専門部会には、個別発注手続き工事案件毎に技術提案・交渉方式専門部会長を置き、技術提案・交渉方式専門部会長は、技術提案・交渉方式専門部会委員の互選によりこれを定める。

2　技術提案・交渉方式専門部会長は、会務を総理し、技術提案・交渉方式専門部会を代表する。

3　技術提案・交渉方式専門部会長に事故あるときは、あらかじめ技術提案・交渉方式専門部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第五　会　　議

1　技術提案・交渉方式専門部会は、必要に応じ適宜開催するものとする。

2　技術提案・交渉方式専門部会の開催は、委員の２名以上の出席を必要とする。

3　技術提案・交渉方式専門部会は、非公開とする。

第六　委員の除斥

1　委員は、審議事項に関して、自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

2　委員は、審議事項に関して、受注の機会又は利害関係に関する個別案件の議事に加わることはできない。

第七　秘密を守る義務

委員は、技術提案・交渉方式専門部会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第八　庶務

技術提案・交渉方式専門部会の庶務は、企画部技術調査課及び港湾空港部品質確保室において処理するものとする。

雑　　則

本要領に定めるものの他、技術提案・交渉方式専門部会の運営に必要な事項は、技術提案・交渉方式専門部会に諮って定めるものとする。

附　　則

１　この設置要領は、令和　５年　２月２８日から適用する。

## 4-4 事務所総合評価審査分科会にかかる構成及び運営について

○○○○事務所総合評価審査分科会に係る構成及び運営について

【標準モデル】

関東地方整備局総合評価審査委員会規則（以下、「規則」という。）第６条第３項に基づき、○○○○事務所総合評価審査分科会設置要領（以下、「本要領」という。）を次のように定める。

平成１８年　月　　日
平成２０年　月　　日（改訂）
平成２２年　月　　日（改訂）
平成２５年　月　　日（改訂）

○○○○事務所長　　○　○　○　○

総合評価審査分科会設置要領（案）

１　趣　　旨

規則第６条の規定に基づき、○○○○事務所が発注する工事、建設コンサルタント業務等及び役務の提供等（以下、「工事等」という。）において、工事の総合評価落札方式、建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式並びに役務の提供等の総合評価方式及び企画競争（以下、「総合評価方式等」という。）に関して審議を行うことを目的に、○○○○事務所総合評価審査分科会（以下、「分科会」という。）を設置するものとする。

２　構　　成

分科会には、部会を置く。

３　審議事項

１　分科会は、規則第６条第１項に定める総合評価審査分科会に係る事務（以下、「分科会事務」という。）を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。

２　分科会は、分科会事務に掲げる事項に関する審議を行うものとする。

３　分科会は、部会において分科会事務を行わせることができるものとする。

４　委　　員

１　委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者（以下、「学識者委員」という。）及び中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる下記の者のうちから、事務所長が委嘱する者（以下、「品確技術者委員」という。）をあてる。

一．一般社団法人全日本建設技術協会が定める資格「公共工事品質確保技術者（Ｉ）」に合格し、資格登録を行っている者（営繕：一般社団法人公共建築協会が定める「公共建築工事品質確保技術者（Ｉ）」に合格し、資格登録を行っている者。）

二．その他、事務所長が品質確保技術者としてふさわしいと認めた者。

２　分科会は、別紙委員により組織する。

３　委員の任期は、１年とする。

４　委員は、再任することができる。

５　委員は、非常勤とする。

６　委員等の氏名等は、公表するものとする。

５　分科会長及び部会長

１　分科会には、会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

３　部会には、部会長を置き、部会長には、部会開催毎に学識者委員をあてる。

なお、学識者委員が２名以上出席している場合は当該委員の協議により部会長を定める。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

６　会　　議

１　分科会は、毎年度１回開催するほか、必要に応じ開催するものとする。

２　分科会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

３　部会は、適宜開催するものとする。

４　部会の開催は、学識者委員を１名以上含む委員２名以上の出席を必要とする。

５　分科会及び部会は、非公開とする。

７　委員の除斥

１　委員は、個別の工事等の審議事項に関して、自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

２　委員は、個別の工事等の審議事項に関して、受注の機会又は利害関係に関する個別案件の議事に加わることはできない。

８　品確技術者委員の委嘱取り消し

事務所長は、品確技術者委員に対して法令の遵守及び秘密の保持を確保できないと認められた場合等委員としてふさわしくないと判断した場合、委嘱を取り消すことができる。

なお、委嘱を取り消す場合は、本人に理由を付し通知するものとする。

９　秘密を守る義務

委員は、分科会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

１０　庶務

１　分科会の庶務は、○○事務所○○課及び○○課において処理するものとする。

雑　　則

本要領に定めるものの他、分科会の運営に必要な事項は、分科会に諮って定めるものとする。

附　　則

１　この分科会設置要領は、平成１８年　　月　　日から適用する。

附　　則

１　この分科会設置要領は、平成２０年　　月　　日から適用する。

附　　則

１　この分科会設置要領は、平成２２年　　月　　日から適用する。

附　　則

１　この分科会設置要領は、平成２５年　　月　　日から適用する。

## 4-5 関東地方整備局入札・契約手続運営委員会設置要領

関東地方整備局入札・契約手続運営委員会設置要領を次のように定める。

関東地方整備局入札・契約手続運営委員会設置要領

１　趣旨

工事、建設コンサルタント業務等（測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の請負業者の選定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業（以下「ＰＦＩ事業」という。)の民間事業者の選定の公正を確保するため、関東地方整備局の本局及び事務所に入札・契約手続運営委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

２　調査審議事項

（１）本局の委員会にあっては支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が、事務所の委員会にあっては分任支出負担行為担当官若しくは分任契約担当官又はこれらの代理官が、次に定める工事又は建設コンサルタント業務等の請負契約を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無、指名競争に付そうとする場合の競争参加者の指名並びに随意契約によろうとする場合の見積依頼の相手方の決定（以下「請負契約に係る選定」という。）を調査審議ずるものとする。

①　１件につき予定価格が２，０００万円を超える工事（１件につき予定価格が２，０００万円を超えない工事にあっても、当該工事に直接関連する他の工事を当該工事の請負契約の相手方との随意契約によることが予想される場合において、当該工事の予定価格と当該他の工事の予定価格の合計額が２，０００万円を超えるときは、当該工事）

②　１件につき予定価格が１，０００万円を超える建設コンサルタント業務等（１件につき予定価格が１、０００万円を超えない建設コンサルタント業務等にあっても、当該建設コンサルタント業務等に直接関連する他の建設コンサルタント業務等の請負契約の相手方との随意契約によることが予想される場合において、当該建設コンサルタント業務等の予定価格と当該他の建設コンサルタント業務等の予定価格の合計額が１，０００万円を超えるときは、当該建設コンサルタント業務等）

（２）ＰＦＩ事業の民間事業者の選定については、本局の委員会において支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が行うものとし、その委託契約を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無、指名競争に付そうとする場合の競争参加者の指名並びに随意契約によろうとする場合における見積り依頼の相手方の決定について調査審議するものとする。

（３）委員会は、必要があると認めるときは、（１）に規定する工事及びコンサルタント業務等以外の工事及び建設コンサルタント業務等の請負契約に係る選定について調査審議するものとする。

３　構成

（１）委員会の委員は、本局の委員会にあっては局長、担当副局長、総務部長、企画部長及び当該工事、当該コンサルタント業務等又はＰＦＩ事業を所掌する部の長、事務所の委員会にあっては事務所長、副所長、契約事務管理官（契約事務管理官が置かれている事務所に限る）、工事品質管理官（工事品質管理官が置かれている事務所に限る）、品質確保課長、経理課長（経理課が置かれていない事務所にあっては総務課長）及び当該工事又は建設コンサルタント業務等を所掌する課の長（工事においては、競争参加資格の決定について調査審議する委員会に限る）とする。

（２）委員会の委員長は、本局の委員会にあっては局長、事務所の委員会にあっては事務所長とする。

（３）委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

４　会議

委員会は、必要に応じ、随時会議を聞くものとする。

５　庶務

委員会の庶務は、本局の委員会にあっては総務部契約課、事務所の委員会にあっては経理課（経理課が置かれていない事務所にあっては総務課）において処理するものとする。

６　管理所における委員会の設置

管理所において、当該管理所の長が必要と認めるときは、当該管理所の長を委員長とし、当該管理所の所掌する工事及び建設コンサルタント業務

等の請負契約に係る選定について調査審議する委員会を設置するものとする。

附則

1　この要領は、平成１３年１月６日から適用する。

2　関東地方建設局入札・契約手続運営委員会設置要領(平成６年６月２３日建関規第８号は、廃止する。

## 4-6 関東地方整備局入札時ＶＥ審査委員会設置要領

関東地方整備局入札時ＶＥ審査委員会設置要領

〔沿革〕平成１７年第２号、平成１９年第３号、平成２１年第４号、
平成２３年第８号改正、平成２５年第６号改正、平成２６年第２号改正
平成２６年第４号改正、平成２９年第６号改正

関東地方整備局長

1　趣　　旨

入札時ＶＥによる一般競争入札方式により工事を発注するにあたり、施工方法等の提案について審査を行うため、関東地方整備局に関東地方整備局入札時ＶＥ審査委員会（以下「入札時ＶＥ審査委員会」という。）を設置する。

2　審査事項

入札時ＶＥ審査委員会においては、次に掲げる事項を審査するものとする。

（1）技術提案評価型Ａ型総合評価落札方式における総合評価の方法（案）及び評価方法（案）の審査

（2）技術提案評価型Ａ型総合評価落札方式における技術対話内容の審査

（3）技術提案評価型Ａ型総合評価落札方式における提案の評価（案）の審査（技術対話内容の結果報告を含む）及び提案を否とした者への説明理由（案）に関する審査

（4）「技術提案評価型Ａ型」又は「技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）」における契約後に現場施工条件が変更となった場合等の技術提案の取り扱いに関す

る審査

（５）「技術提案評価型Ａ型」又は「技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）」の総合評価落札方式における施工方法等の提案が履行されなかった場合のペナルティに関する審査

３　構　　成

入札時ＶＥ審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　　企画部長
委　員　　工事担当部長
委　員　　技術開発調整官
委　員　　総括技術検査官
委　員　　契約管理官
委　員　　工事担当部調査官等
委　員　　工事担当事務所長又は保全指導・監督室長
委　員　　関東技術事務所長

営繕部に係る案件においては、技術・評価課長を加え、必要があれば営繕調査官を加える。

入札時ＶＥ審査委員会の委員のうち、工事担当部調査官等とは、河川部は水理水文分析官、道路部は道路情報管理官、営繕部は営繕品質管理官又は官庁施設管理官とする。

４　会　　議

（１）入札時ＶＥ審査委員会は、常設とし、委員長が必要と認めたときに適宜開催とするものとする。また、入札時ＶＥ審査委員会は、委員の過半数の出席で成立するものとし、代理出席は認めないものとする。

（２）委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　庶　　務

入札時ＶＥ審査委員会の庶務は、企画部技術調査課において処理するものとする。

なお、入札時ＶＥ審査委員会の審査に必要な資料のうち、土木工事の技術審査関係資料については技術検査官が、その他関係資料は工事担当課が作成し、営繕工事関係資料については営繕部技術・評価課が作成するものとする。

附　　則

（１）入札時ＶＥ審査委員会は、非公開とする。

（２）入札時ＶＥ審査委員会は、必要に応じ国土技術政策総合研究所等の意見を聴くことができるものとする。

（３）この要領は、平成２９年８月１日から適用する。

## 4-7 関東地方整備局技術審査会設置要領

関東地方整備局技術審査会設置要領

〔沿革〕平成８年建関規第９号、１６号、１０年第２号、１１年第９号改正
平成１７年関東地方整備局訓令第１号、１８年第１号、１９年第２号、
２１年５号、２３年７号改正、２５年５号改正、２９年５号改正、
令和３年５号改正、５年６号改正

１　趣　　旨

一般競争入札方式により工事を発注するにあたり、競争参加資格確認資料の審査を行うため、関東地方整備局に関東地方整備局技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

２　審査事項

技術審査会においては、次に掲げる事項のうち技術に関する内容を審査するものとする。

（１）　競争参加資格（案）の審査

（２）　競争参加資格確認資料説明会及び資料のヒアリングの実施の必要性の審査

（３）　総合評価落札方式における総合評価の方法及び評価（案）の審査及び施工体制確認型総合評価落札方式における施工体制の審査

（４）　競争参加資格の有無及び通知文の審査

（５）　競争参加資格がないと認められた者への理由説明（案）の技術に関する審査

（６）　技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）における契約後に現場施工条件が変更となった場合等の技術提案の取り扱いに関する審査

（７）　技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）の総合評価落札方式における施工方法等の提案が履行できなかった場合のペナルティに関する審査

（８）　その他関東地方整備局長が必要と認める事項の審査

３　構　　成

技術審査会の構成は次のとおりとする。

委員長　　技術開発調整官
委　員　　総括技術検査官
委　員　　契約管理官
委　員　　工事担当部調査官等
委　員　　技術調査課長
委　員　　契約課長
委　員　　担当事務所長又は保全指導・監督室長

（１）　営繕部に係る案件においては、技術・評価課長を加える。

（２）　技術審査会の委員のうち、工事担当部調査官等とは、企画部は建設情報・施工高度化技術調整官又は電気情報技術高度化調整官、河川部は水理水文分析官、道路部は道路情報管理官、営繕部は営繕品質管理官又は官庁施設管理官とする。

（３）　委員長は、必要に応じて関東技術事務所長、技術調整管理官又は防災情報調整官を委員とすることができる。

（４）　委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者から説明を求めることができる。

４　会　　議

（１）　技術審査会は、常設とし、委員長が必要と認めたときに適宜開催するものとする。また、技術審査会は、委員の過半数の出席で成立するものとし、代理出席は認めないものとする。

（２）　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　庶　　務

技術審査会の庶務は、企画部技術調査課において処理するものとする。

なお、技術審査会の審査に必要な資料のうち、土木工事の技術審査関係資料については技術検査官が、その他関係資料は工事担当課が作成し、営繕工事関係資料については営繕部技術・評価課が作成するものとする。

附　　則

（１）　技術審査会は、非公開とする。

（２）　技術審査会は、必要に応じて国土技術政策総合研究所等の意見を聞くことができるものとする。

（３）　この要領は、令和５年５月１８日から適用する。

〔用語の定義〕

| | |
|---|---|
| 総合評価落札方式 | 価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式<br>なお、品質には工事目的物の品質のほか、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実施段階における特性も含む。 |
| 評価値 | 総合評価落札方式において落札者を決定するための指標であり、原則、この値の最も高い者を落札者とする。<br>評価値の算定方法は、国土交通省の直轄工事（港湾空港関係を除く。）における総合評価落札方式では、技術評価点を入札価格で除して評価値を求める「除算方式」とする。 |
| 基準評価値 | 標準点を予定価格で除した数値をいう。 |
| 技術評価点 | 価格以外の要素を点数化した値であり、標準点、加算点、施工体制評価点の合計値として求められる。<br>・技術評価点＝標準点＋加算点（＋施工体制評価点）<br>※（　）は、施工体制確認型総合評価落札方式を適用する工事。 |
| 標準点 | 入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与える点数。<br>要求要件を満足する者に対しては、標準点として一律１００点を付与し、それ以外の場合は不合格とする。 |
| 加算点 | 評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数。（評価点の合計） |
| 施工体制評価点 | 施工体制確認型総合評価落札方式を適用した工事において、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる施工体制であるかどうかを審査・評価し、その品質確保の実効性・施工体制確保の確実性に応じて付与される点数。 |
| 評価点 | 総合評価落札方式のタイプや工事種別等により定められた評価項目毎の得点。 |
| 総合評価落札方式のタイプ | 総合評価落札方式の類型。<br>公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」に大別される。<br>さらに、「技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）」、「技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）」、「技術提案評価型ＳⅠ型、「技術提案評価型Ａ型（Ⅰ～Ⅲ型）」、「施工能力評価型Ⅰ型」、「施工能力評価型Ⅱ型」に区分される。 |